

平成 2 7 年 第 4 回

名 寄 市 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (1 1 月 3 0 日)

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	3
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	3
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	5
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	5
1. 日程第 2. 会期の決定 (1 6 日間)	5
1. 日程第 3. 平成 2 7 年第 3 回定例会付託議案第 1 号 名寄市男女共同参画推進条例 の制定について	5
○総務文教常任委員長報告 (東 千春委員長)	5
○原案可決	6
1. 休憩宣告	6
1. 再開宣告	6
1. 日程第 4. 行政報告 (加藤市長)	6
1. 休憩宣告	2 0
1. 再開宣告	2 0
1. 日程第 5. 議案第 1 号 名寄市行政不服審査会条例の制定について 議案第 2 8 号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に 関する条例の制定について 議案第 2 9 号 名寄市情報公開条例の全部を改正する条例の制定に ついて	2 0
○提案理由説明 (加藤市長)	2 0
○質疑 (川村幸栄議員)	2 0
○原案可決	2 1
1. 日程第 6. 議案第 2 号 名寄市空家等対策協議会条例の制定について	2 2
○提案理由説明 (加藤市長)	2 2
○市民福祉常任委員会付託	2 2
1. 日程第 7. 議案第 3 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 の制定について	2 2

○提案理由説明（加藤市長）	2 2
○質疑（熊谷吉正議員）	2 2
○質疑（川村幸栄議員）	2 6
○原案可決	2 8
1. 休憩宣告	2 8
1. 再開宣告	2 8
1. 日程第 8. 議案第 4 号 名寄市税条例の一部改正について	2 8
○提案理由説明（加藤市長）	2 8
○原案可決	2 8
1. 日程第 9. 議案第 5 号 名寄市民文化センター条例の一部改正について	2 9
○提案理由説明（加藤市長）	2 9
○総務常任委員会付託	2 9
1. 日程第 1 0. 議案第 6 号 指定管理者の指定について（名寄市大橋地区コミュニティセンター）	
議案第 7 号 指定管理者の指定について（名寄市特別養護老人ホーム清峰園）	
議案第 8 号 指定管理者の指定について（名寄市風連特別養護老人ホームしらかばハイツ）	
議案第 9 号 指定管理者の指定について（名寄市デイサービスセンター楽々館）	
議案第 1 0 号 指定管理者の指定について（名寄市デイサービスセンター友遊館）	
議案第 1 1 号 指定管理者の指定について（名寄市風連在宅老人デイサービスセンター）	
議案第 1 2 号 指定管理者の指定について（名寄市ゆきわらべ雪冷貯蔵施設）	
議案第 1 3 号 指定管理者の指定について（名寄市風連農産物出荷調整利雪施設）	
議案第 1 4 号 指定管理者の指定について（名寄市東部地区集落センター）	
議案第 1 5 号 指定管理者の指定について（名寄市西部地区集落センター）	
議案第 1 6 号 指定管理者の指定について（名寄市営牧野）	
議案第 1 7 号 指定管理者の指定について（名寄市母子里地区共同牧場）	
議案第 1 8 号 指定管理者の指定について（名寄ピヤシリスキー場）	2 9
○提案理由説明（加藤市長）	2 9
○原案可決	3 0

1. 日程第11. 議案第19号 損害賠償の額を定めることについて	30
○提案理由説明(加藤市長)	30
○原案可決	30
1. 日程第12. 議案第20号 平成27年度名寄市一般会計補正予算(第4号)	30
○提案理由説明(加藤市長)	30
○補足説明(白田総務部長)	31
○質疑(佐久間 誠議員)	32
○原案可決	34
1. 日程第13. 議案第21号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)	34
○提案理由説明(加藤市長)	34
○原案可決	34
1. 日程第14. 議案第22号 平成27年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第3 号)	34
○提案理由説明(加藤市長)	34
○原案可決	35
1. 日程第15. 議案第23号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第 2号)	35
○提案理由説明(加藤市長)	35
○原案可決	35
1. 日程第16. 議案第24号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会 計補正予算(第1号)	35
○提案理由説明(加藤市長)	36
○原案可決	36
1. 日程第17. 議案第25号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)	36
○提案理由説明(加藤市長)	36
○原案可決	36
1. 日程第18. 議案第26号 平成27年度名寄市病院事業会計補正予算(第1号)	36
○提案理由説明(加藤市長)	36
○原案可決	37
1. 日程第19. 議案第27号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務 災害補償等に関する条例の一部改正について	37
○提案理由説明(加藤市長)	37
○原案可決	37
1. 日程第20. 報告第1号 専決処分した事件の報告について	
報告第2号 専決処分した事件の報告について	
報告第3号 専決処分した事件の報告について	38

○提案理由説明（加藤市長）	38
○報告済	38
1. 休憩宣告	38
1. 再開宣告	38
1. 日程第21. 地方創生総合戦略検討特別委員会の報告について	38
○地方創生総合戦略検討特別委員長報告（佐藤 靖委員長）	38
○報告済	39
1. 休憩宣告	39
1. 再開宣告	39
1. 休会の決定	39
1. 散会宣告	40

第2号（12月11日）

1. 議事日程	4 1
1. 本日の会議に付した事件	4 1
1. 出席議員	4 1
1. 欠席議員	4 1
1. 事務局出席職員	4 1
1. 説明員	4 1
1. 開議宣告	4 2
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	4 2
1. 日程第2. 一般質問	4 2
○質問（山崎真由美議員）	4 2
○質問（東川孝義議員）	5 3
1. 休憩宣告	6 5
1. 再開宣告	6 5
○質問（佐久間 誠議員）	6 5
○質問（大石健二議員）	7 5
1. 休憩宣告	8 6
1. 再開宣告	8 6
○質問（浜田康子議員）	8 6
○質問（佐々木 寿議員）	9 4
1. 休憩宣告	1 0 2
1. 再開宣告	1 0 2
1. 会議時間延長宣告	1 0 2
1. 散会宣告	1 0 5

第3号（12月14日）

1. 議事日程	107
1. 本日の会議に付した事件	107
1. 出席議員	107
1. 欠席議員	107
1. 事務局出席職員	107
1. 説明員	107
1. 開議宣告	108
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	108
1. 日程第2. 一般質問	108
○質問（東 千春議員）	108
○質問（佐藤 靖議員）	119
1. 休憩宣告	131
1. 再開宣告	131
○質問（野田三樹也議員）	131
○質問（高野美枝子議員）	138
1. 休憩宣告	150
1. 再開宣告	150
○質問（山田典幸議員）	150
1. 散会宣告	161

第4号（12月15日）

1. 議事日程	163
1. 本日の会議に付した事件	163
1. 出席議員	163
1. 欠席議員	164
1. 事務局出席職員	164
1. 説明員	164
1. 開議宣告	165
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	165
1. 日程第2. 経済建設常任委員会委員の選任	165
1. 日程第3. 議会改革調査特別委員会委員の選任	165
1. 日程第4. 一般質問	165
○質問（川村幸栄議員）	165
○質問（熊谷吉正議員）	176
1. 休憩宣告	186
1. 再開宣告	186
1. 日程第5. 議案第5号 名寄市民文化センター条例の一部改正について	187
○総務文教常任委員長報告（東 千春委員長）	187
○原案可決	188
1. 休憩宣告	188
1. 再開宣告	188
1. 日程第6. 議案第30号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について	188
○提案理由説明（加藤市長）	188
○原案可決	188
1. 日程第7. 報告第4号 名寄市国民保護計画の変更について	188
○提案理由説明（加藤市長）	188
○報告済	188
1. 日程第8. 意見書案第1号 夜間中学の整備と拡充を求める意見書 意見書案第2号 地方の公共交通を守りJR北海道宗谷北線の減便、美 深駅の無人化の見直しを求める意見書 意見書案第3号 TPP大筋合意に抗議し情報公開と国会審議の徹底を 求める意見書	188
○原案可決	189
1. 日程第9. 報告第5号 例月現金出納検査報告について	189
○報告済	189
1. 日程第10. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	189

○継続審査（調査）決定	189
1. 日程第11. 委員の派遣報告	189
○総務文教常任委員長報告（東 千春委員長）	189
○市民福祉常任委員長報告（熊谷吉正委員長）	191
○経済建設常任委員長報告（奥村英俊委員長）	193
○報告済	195
1. 閉会宣告	195
1. 質問文書表	197
1. 議決結果表	203

平成27年第4回名寄市議会定例会会議録
開会 平成27年11月30日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | らかばハイツ） |
| 日程第2 | 会期の決定 | 議案第9号 指定管理者の指定について（名寄市デイサービスセンター楽々館） |
| 日程第3 | 平成27年第3回定例会付託議案第1号 名寄市男女共同参画推進条例の制定について（総務文教常任委員長報告） | 議案第10号 指定管理者の指定について（名寄市デイサービスセンター友遊館） |
| 日程第4 | 行政報告 | 議案第11号 指定管理者の指定について（名寄市風連在宅老人デイサービスセンター） |
| 日程第5 | 議案第1号 名寄市行政不服審査会条例の制定について
議案第28号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第29号 名寄市情報公開条例の全部を改正する条例の制定について | 議案第12号 指定管理者の指定について（名寄市ゆきわらべ雪冷貯蔵施設）
議案第13号 指定管理者の指定について（名寄市風連農産物出荷調整利雪施設） |
| 日程第6 | 議案第2号 名寄市空家等対策協議会条例の制定について | 議案第14号 指定管理者の指定について（名寄市東部地区集落センター） |
| 日程第7 | 議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | 議案第15号 指定管理者の指定について（名寄市西部地区集落センター）
議案第16号 指定管理者の指定について（名寄市営牧野） |
| 日程第8 | 議案第4号 名寄市税条例の一部改正について | 議案第17号 指定管理者の指定について（名寄市母子里地区共同牧場） |
| 日程第9 | 議案第5号 名寄市民文化センター条例の一部改正について | 議案第18号 指定管理者の指定について（名寄ピヤシリスキー場） |
| 日程第10 | 議案第6号 指定管理者の指定について（名寄市大橋地区コミュニティセンター）
議案第7号 指定管理者の指定について（名寄市特別養護老人ホーム清峰園）
議案第8号 指定管理者の指定について（名寄市風連特別養護老人ホームし | 日程第11 議案第19号 損害賠償の額を定めることについて |
| | | 日程第12 議案第20号 平成27年度名寄市一般会計補正予算（第4号） |
| | | 日程第13 議案第21号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |

日程第14	議案第22号 平成27年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第3号)	日程第6	議案第2号 名寄市空家等対策協議会条例の制定について
日程第15	議案第23号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	日程第7	議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第16	議案第24号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算(第1号)	日程第8	議案第4号 名寄市税条例の一部改正について
日程第17	議案第25号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	日程第9	議案第5号 名寄市民文化センター条例の一部改正について
日程第18	議案第26号 平成27年度名寄市病院事業会計補正予算(第1号)	日程第10	議案第6号 指定管理者の指定について(名寄市大橋地区コミュニティセンター)
日程第19	議案第27号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について		議案第7号 指定管理者の指定について(名寄市特別養護老人ホーム清峰園)
日程第20	報告第1号 専決処分した事件の報告について		議案第8号 指定管理者の指定について(名寄市風連特別養護老人ホームしらかばハイツ)
	報告第2号 専決処分した事件の報告について		議案第9号 指定管理者の指定について(名寄市デイサービスセンター楽々館)
	報告第3号 専決処分した事件の報告について		議案第10号 指定管理者の指定について(名寄市デイサービスセンター友遊館)
日程第21	地方創生総合戦略検討特別委員会の報告について		議案第11号 指定管理者の指定について(名寄市風連在宅老人デイサービスセンター)

1. 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員指名		
日程第2	会期の決定		
日程第3	平成27年第3回定例会付託議案第1号 名寄市男女共同参画推進条例の制定について(総務文教常任委員長報告)		議案第12号 指定管理者の指定について(名寄市ゆきわらべ雪冷貯蔵施設)
日程第4	行政報告		議案第13号 指定管理者の指定について(名寄市風連農産物出荷調整利雪施設)
日程第5	議案第1号 名寄市行政不服審査会条例の制定について		議案第14号 指定管理者の指定について(名寄市東部地区集落センター)
	議案第28号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について		議案第15号 指定管理者の指定につ
	議案第29号 名寄市情報公開条例の		

- いて(名寄市西部地区集落センター)
議案第16号 指定管理者の指定につ
いて(名寄市営牧野)
議案第17号 指定管理者の指定につ
いて(名寄市母子里地区共同牧場)
議案第18号 指定管理者の指定につ
いて(名寄ピヤシリスキー場)
- 日程第11 議案第19号 損害賠償の額を定める
ことについて
- 日程第12 議案第20号 平成27年度名寄市一
般会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第21号 平成27年度名寄市国
民健康保険特別会計補正予算(第2
号)
- 日程第14 議案第22号 平成27年度名寄市介
護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第23号 平成27年度名寄市下
水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第24号 平成27年度名寄市個
別排水処理施設整備事業特別会計補正
予算(第1号)
- 日程第17 議案第25号 平成27年度名寄市後
期高齢者医療特別会計補正予算(第2
号)
- 日程第18 議案第26号 平成27年度名寄市病
院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第27号 名寄市議会の議員その
他非常勤及び臨時の職員の公務災害補
償等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 報告第1号 専決処分した事件の報告
について
報告第2号 専決処分した事件の報告
について
報告第3号 専決処分した事件の報告
について
- 日程第21 地方創生総合戦略検討特別委員会の報
告について

1. 出席議員(18名)

議長	17番	黒	井	徹	議員
副議長	14番	佐	藤	靖	議員
	1番	浜	田	康子	議員
	2番	山	崎	真由美	議員
	3番	野	田	三樹也	議員
	4番	東	川	孝義	議員
	5番	川	村	幸栄	議員
	6番	奥	村	英俊	議員
	7番	高	野	美枝子	議員
	8番	佐	久間	誠	議員
	9番	塩	田	昌彦	議員
	10番	川	口	京二	議員
	11番	山	田	典幸	議員
	12番	大	石	健二	議員
	13番	熊	谷	吉正	議員
	15番	高	橋	伸典	議員
	16番	佐	々木	寿	議員
	18番	東		千春	議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局長	益	塚	敏
書記	久	保	敏
書記	開	発	恵美
書記	佐	藤	潤

1. 説明員

市長	加	藤	剛	士君
副市長	橋	本	正	道君
副市長	久	保	和	幸君
教育長	小	野	浩	一君
総務部長	白	田		進君
市民部長	三	島	裕	二君
健康福祉部長	田	邊	俊	昭君
経済部長	川	田	弘	志君
建設水道部長	中	村	勝	己君

教 育 部 長	小	川	勇	人	君	
市立総合病院 事務部長	岡	村	弘	重	君	
市立大学 事務局長	松	島	佳	寿	夫	君
こども・高齢者 支援室長	馬	場	義	人	君	
営業戦略室長	水	間		剛	君	
上下水道室長	天	野	信	二	君	
会計室長	常	本	史	之	君	
監査委員	上	田	盛	一	君	

○議長（黒井 徹議員） ただいまより平成27年第4回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 山 崎 真由美 議員

15番 高 橋 伸 典 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より12月15日までの16日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より12月15日までの16日間と決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 平成27年第3回定例会付託議案第1号 名寄市男女共同参画推進条例の制定についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、東千春委員長。

○総務文教常任委員長（東 千春議員） おはようございます。平成27年第3回定例会付託議案第1号 名寄市男女共同参画推進条例の制定について、委員会の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

委員会は、10月14日、10月26日、11月13日の3回開催し、慎重に審査を進めました。

第1回では、まずこれまで名寄市男女共同参画

推進計画により啓発を中心に進め、委員会、審議会における女性委員の割合は全道平均を上回るなどの一定の成果があったものの、男女共同参画が実現しているとは言いがたい状況であるとし、一層の推進を図ることを目指すものとする。条例案は、20名で構成する名寄市男女共同参画推進委員会による議論をもとに作成をした。パブリックコメントは2件あったが、本文に関するものではなかった。前文では、委員から国の取り組みと連動するものの名寄らしさを織り込むことが望ましいとの意見を反映し、市民憲章を引用した。平成20年度に策定した名寄市男女共同参画推進計画は、平成28年度までの行動計画期間を持った計画であり、来年度1年間は経過措置による基本計画とみなし、条例策定後は平成28年度中に平成29年度からの推進計画を作成したいとの説明を受け、その後逐条の説明を受けました。

委員からの質疑では、市民や企業への条例の普及啓発はとの質問に、これまでの推進計画では普及は進まなかったが、条例をつくることにまず意味があり、事業所や学校には特に周知をしたい。名寄市の条例として象徴的な部分はこの質問には、委員からの意見を反映し、セクシュアルハラスメントの定義では当該者の尊厳を傷つけるものとの表現にした。責務で教育に携わる者を特に設けた。性別による権利侵害で暴力的行為を身体的または精神的苦痛と具体的に表現した。附属機関等への委員の任命についての表現で、努めるものとするではなく、努めなければならないと強く表現をした。推進計画の総括についての質問には、各種委員会等の男女比では各種団体からの推薦で女性の参加が少ないなどの要因もあり、推進計画の進捗は十分ではなかった。今後はさらに実態調査を行い、分析し、推進を図りたい。計画の策定は個別の事業ごとに評価を行っており、委員の皆さんにも見ていただき、外部の評価もいただいた中で条例の策定作業に入っていた。この条例は女性のためのものだと思っている市民もいると思

うが、見解をとる質問には、男性に対する逆差別となる誤解もあるが、一方の性を優先するものではない。女性の社会進出の障害は存在し、積極的改善措置の表現もあるが、障害を取り除くことを表現しており、目指すものはともに役割分担、また協働、連携して社会参加を進めるものとしており、周知に努めたいとの答弁がありました。

次回の資料として、調査評価調書を求めるとし、この日は閉会をいたしました。

第2回では、平成25年度分の男女共同参画実施計画事務事業評価表を資料とし、内容についての説明を受けました。達成度の評価A、達成したは67.1%、B、おおむね達成した30%、C評価の達成できなかったは2.9%、D評価、実施できなかったはゼロ%との説明を受けました。特にC評価の特徴的なものとして、女性職員の登用では全道市町村を上回ってはいるものの、目標には達成していない。町内会役員の現状で平成25年度での町内会長はいなかった。女性職員の採用で前年度より増加するものの、今後に期待するなどの説明がありました。

委員からの質疑では、市役所の女性職員の管理職の登用推進についての質問には、名寄市の平成26年の女性管理職で病院を含む割合では25.7%、行政職では18.6%で、それぞれ道内の市の中では最も高い数字となっているが、目標を達成していない。毎年変化はあるものの、上昇トレンドにあり、ふやす基本的な考えはあるが、能力を度外視した登用はなく、少なくとも下がることがないようにしたい。事務事業評価のあり方と内部協議の状況についての質問には、ここ数年前から個別の評価表を作成し、各事業について細かく評価してきたが、トータルとしての評価のあり方について推進状況の実態をどのように評価するが必要と考える。具体的な数値目標の考え方についての質問には、数値目標を挙げて目指すことは重要なことだが、具体的な取り組みと進行管理が必要で、それぞれの施策がどのような効果をもた

らしたかという視点も必要。数値目標は条文には明記しないが、計画の中で検討したい。性同一性障害者への考え方についての質問には、具体的な表記はないが、第3条の人権の尊重で性別による差別に対する記載があり、人種等を含むさまざまな差別をなくする考えを読み取ることができるとの答弁がありました。

第3回では、委員からの質疑で、本条例を実施するに当たり担当者配置の考え方についての質問に、行政の継続からも担当者の全てがかかわることのないように人事面で配慮したいとの答弁がありました。

その後採決の結果、平成27年第3回定例会付託議案第1号 名寄市男女共同参画推進条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、委員会の報告とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決を行います。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、平成27年第3回定例会付託議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時11分

○議長(黒井 徹議員) 再開します。

日程第4 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) おはようございます。本日、平成27年第4回定例会の開会にあたり、こ

れまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、本年度の文化賞等、各種表彰について申し上げます。

11月3日の文化の日に、名寄市文化賞条例に基づき、林正博さんに文化賞を授与いたしました。

「産業部門」、「林業振興」で受賞された林さんは、昭和37年に風連旭地区におきまして風連町旭生林業グループを結成し、初代会長となり水稲地域の営農形態として、農家林を取り入れた経営の安定を目指されました。

風連町森林組合代表理事組合長に就任後は、役員・従業員の先頭に立ち、山林所有者の山離れを防止すべく森林整備に邁進し、木材価格が低迷する中、組合経営の安定に努力されました。

また、戦後植林された人工林の出材に合わせ、昭和53年にはチップ工場の設置に尽力され、平成8年には地域の森林組合、木材業者による製材を中核とした北森協同組合を設立、理事長に就任し、造林・林産・加工・販売を一体的に行う体制を構築されました。

平成18年には、中川、美深、名寄、風連の上川北部4森林組合の広域合併に尽力され、同年10月の上川北部森林組合の誕生とともに、初代組合長に就任し、地域林業の振興に多大なる貢献をされています。

加えて、平成5年に北海道森林組合連合会理事、平成17年からは代表理事会長に就任、さらに同年6月からは全国森林組合連合会理事、平成21年には代表理事会長に就任するなど、林業団体の要職を歴任され、北海道はもとより、日本林業の発展のために数多くの功績を残されるなど、53年の長きにわたり林業振興に御貢献いただきました。

このように、林業を取り巻く厳しい環境の中で、常に課題に対し積極的に対処し、鋭敏な時代感覚により諸般の情勢を的確に把握するなど経営者と

しての力量を発揮し、本市の林業振興に寄与した功績が高く評価され、今回の受賞に至りました。

名寄市表彰条例に基づく各表彰については、自治、保健衛生、産業経済、労働、教育文化、住民運動実践の各分野で市勢の発展に寄与された28個人、2団体の皆様に功労表彰を、多額の寄附によりお力添えをいただいた11個人、24団体の皆様に善行表彰をお贈りいたしました。

受賞された皆様には、今後とも本市の発展に御尽力を賜りますとともに、より一層の御活躍と御健勝を祈念いたします。

次に、自治基本条例について申し上げます。

本条例の見直しについては、9月8日、有識者会議から答申をいただき、条例の改正については必要がないとの判断及び、条例を市民に浸透させる取組や自治を促す取組への要望などをいただきました。

本市といたしましては、この答申を受け、庁内検討会議において、現段階での条例改正の見送りを確認するとともに、有識者会議からの要望を踏まえ、今後、条例の普及啓発や市民との対話・協働の取組などをさらに進めてまいります。

次に、地方創生について申し上げます。

人口ビジョンや総合戦略については、これまで、関係団体などとの意見懇談会やアンケート調査を実施するほか、産業界や教育機関、金融機関などで構成する「名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会」及び、市議会「地方創生総合戦略検討特別委員会」において、議論を重ねてきたところであり、パブリック・コメントを経て、10月29日に「名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を決定しました。

内容については、人口ビジョンにおいて、2060年に約2万2千人の人口を確保することを展望するとともに、総合戦略においては、人口の将来展望の実現に向け、産業振興や移住促進、子育て支援など、今後5年間の基本目標や特に取り組

むべき施策について示すものです。

今後は、各施策の具体化を一層進めるとともに、推進委員会の御意見も伺いながら、施策・事業の効果を検証し、総合戦略の着実な推進を図ってまいります。

次に、第2次総合計画の策定について申し上げます。

第2次総合計画の策定に向け、10月に庁内策定委員会を設置し、各部局が一体となって検討を進める体制を整備するとともに、この間の市民意識の変化を把握するため市民アンケートを実施したところです。

また、広く市民の皆様に参加していただくため、市民ワークショップを開催しているところであり、今後も、タウンミーティングや総合計画策定審議会を通じて、市民の皆様とともに総合計画の策定を進めてまいります。

次に、国勢調査について申し上げます。

本年10月1日を基準日として、291調査区、約1万4千世帯を対象に、調査員202人、指導員29人体制で調査に取り組んでまいりました。

現在、調査票の点検を行っており、今後、北海道の最終審査を経て、来年3月には、国から人口及び世帯数の速報値が公表される予定となっております。

調査員、指導員の皆様の御尽力に感謝を申し上げますとともに、市民の皆様の御協力に対しまして厚くお礼を申し上げます。

次に、合併10周年記念事業について申し上げます。

本年度は、旧風連町と旧名寄市が合併し、新名寄市が誕生してから10年目を迎えることから、合併10周年を記念する各種事業を実施してきており、これまでに、冠事業として各種団体が主催するものも含め、13事業が開催されています。

また、旧名寄市のデザインを継承していたカントリーサインについては、新たなデザインを市民の皆様はもとより市外からも広く募集し、100

件を超える応募をいただきました。

御応募をいただいた皆様には感謝申し上げます。

今後は、選考委員会にて新たなデザインを選定し、平成28年3月に開催予定の合併10周年記念式典において発表してまいります。

次に、まちづくり懇談会について申し上げます。

市民との協働によるまちづくりを進めるため、町内会連合会との連携のもと、全10会場で「まちづくり懇談会」を開催し、延べ176人が参加されました。

本年度は、人口減少問題をテーマに御意見をいただいたほか、市政全般に関して、市民の皆様と意見交換を行いました。いただきました貴重な御意見については、市政への反映に努めてまいります。

次に、情報化の推進について申し上げます。

内部情報システムや通信環境の安定した運用を確保するため、システム機器を更新したほか、9月にライブカメラ4カ所の更新を行いました。

また、マイナンバー制度に対応すべく各業務システムの住民記録に関する改修を行いました。今後は、福祉関連のシステム改修を実施するとともに、セキュリティ対策の強化を実施し、制度の本格運用に備えます。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

山形県鶴岡市藤島地域との交流事業については、名寄・藤島交流友の会が、10月17日から18日まで鶴岡市小真木原公園で開催された「つるおか大産業まつり」に出展し、藤島・名寄交流友の会会員や鶴岡市職員などの協力を得て、本市のもち米を使った特産品や農産品を販売しました。

東京都杉並区との交流事業については、11月7日から8日まで杉並区桃井原っぱ公園で開催された「すぎなみフェスタ2015」において、なよろ煮込みジンギスカンやかぼちゃの販売を行い、全量を完売したほか、本市で8月に合宿を行った香川調理製菓専門学校の学生の方々が、もち米を活用して開発した商品を販売しました。

ふるさと会との交流事業については、東京なよろ会が10月2日から4日まで代々木公園で開催された「北海道産直フェア」に出展し、ふるさと名寄の特産品のPR販売を行ったほか、東京なよろ会の総会が11月8日に東京都内のホテルにおいて開催され、スキーやゴルフツアーなどの事業計画が承認されました。

交流居住の推進については、10月21日から22日まで東京都中央区の移住・交流ガーデンで、美深町、音威子府村及び中川町との合同により「移住相談会」を開催したほか、11月7日に東京都台東区で開催された「北海道暮らしフェア2015」に参加し、移住先としての本市の魅力を発信するとともに、「お試し移住住宅」や移住環境などについて説明を行いました。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

天塩川周辺市町村で構成する「テッシ・オ・ベッ賑わい創出協議会」については、首都圏プロモーション活動の一環として、11月7日に東京都台東区で開催された「北海道暮らしフェア2015」に参加し、上川総合振興局や協議会の構成自治体とともに、移住先としての天塩川流域の自然、食、観光などの魅力を発信しました。

次に、健康の保持増進について申し上げます。

本年度から市民の主体的な健康づくりの促進を図るため、各種検診の受診や日々の生活習慣の改善などの健康メニューに取り組む方を応援する「なよろ健康マイレージ」をスタートしました。

6月1日から事業を開始し、10月末現在で412人の申込みがあり、それぞれのメニュー達成に向けて取り組んでいただいています。

今後も様々な場面においてPR活動を行いながら、継続的な市民の健康づくりのきっかけとなるよう事業を進めてまいります。

次に、なよろ健康まつりについて申し上げます。

第28回を迎えた「なよろ健康まつり」は9月26日、「みんなで広げよう健康の輪」をテーマに、名寄市立大学など各団体との協働のもと名寄

市総合福祉センターにおいて開催しました。

本年度は、「合併10周年記念事業」の一環として実施し、「スタンプラリー形式」による体内健康測定、骨密度測定、ストレス測定などの体験や抽選会などに413人の市民の皆様の参加をいただき、健康チェックを通じて生活習慣の見直しや健康への啓発を図りました。

次に、名寄市立総合病院の本年度上半期の経営状況について申し上げます。

患者取扱状況は、入院患者数が延べ4万9,940人で前年比3,957人の増加となり、外来患者数は延べ10万9,890人で前年比277人の減少となっています。

収支状況については、医業収益は38億2万円、前年比104.9パーセント、金額で1億7,837万円の増となりました。主な内訳としては、入院収益が前年比107.3パーセント、金額で1億7,503万円の増、外来収益がほぼ前年並みで75万円の減となっています。

また、医業費用は41億2,698万円で、前年比104.6パーセント、金額で1億8,134万円の増となりました。主な内訳としては、給与費が前年比103.3パーセント、金額で7,550万円の増、薬品費・診療材料費などの材料費が前年比108.2パーセント、金額で7,636万円の増となっています。

この結果、上半期の医業収支は、差し引き3億2,696万円の損失となり、これに医業外収支と特別収支を加えた全体の収支では、2億4,358万円の純損失となりました。

今後、医業収益の確保や経費の節減に努めることにより収支の改善を図り、経営の健全化に向け、より一層努力してまいります。

次に、新公立病院改革プランについて申し上げます。

新公立病院改革プランについては、道が策定を進めている地域医療構想の進捗状況を踏まえつつ、平成28年度末までに策定し、病院機能の見直し

や病院事業経営の改革に総合的に取り組むことが、国から求められているため、本市としては、10月22日に第1回策定検討会議を開催し、市立総合病院と東病院のプランを一つにまとめた「新名寄市病院事業改革プラン」を策定することとしたところです。

今後は、本年度末までに新改革プランの原案を策定し、平成28年6月に公表ができるよう作業を進めてまいります。

次に、名寄東病院の本年度上半期の経営状況について申し上げます。

患者取扱状況は、入院患者数が延べ1万8,511人で前年比352人の減少となり、外来患者数は延べ1,539人で前年比211人の減少となっています。

収支状況については、事業収益は3億4,929万円で前年比93.2パーセント、金額で2,545万円の減、事業費用は3億2,805万円で前年比97.3パーセント、金額で902万円の減となり、事業収支では差し引き2,124万円の純利益が計上されました。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

かねてより、市民の皆様から御要望のあった、名寄市地域子育て支援センター「ひまわりらんど」を10月27日にオープンすることができました。多くの御来賓にお越しいただいたオープン式に続き、午後からの一般開放では、待ち望んでいた多くの親子にお越しいただき、喜びの声を聞くことができました。

今後も子育て世代の方々に、気軽に利用いただける施設運営に努めてまいります。

次に、高齢者の福祉施策について申し上げます。

平成27年度「長寿を祝う会」については、市内の関係団体と実行委員会を組織し、9月19日に市民文化センター大ホール「EN-RAY」で開催しました。

長年にわたり本市の発展に御尽力いただいた106歳の最高齢者をはじめ、白寿、米寿を迎えら

れた173人と金婚を迎えられた88組の御夫婦をお招きし、お祝いを申し上げ、記念品を贈呈しました。

併せて「名寄市生きがい作品展」を9月16日から23日まで開催し、90人から142点の出品をいただき、市民の皆様にご覧いただきました。

また、町内会など78団体が開催した「敬老会」では、75歳以上の方々5,105人が祝福されました。

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

「全道ハンディキャップスキー名寄大会」が、心身障がい者のスポーツ振興の一環として、市内の関係団体などで組織された実行委員会により、平成28年2月19日、20日に名寄ピヤシリスキー場において開催されることが決定しました。

大会種目については、アルペンスキー競技、クロスカントリー競技とし、また、参加人数については、名寄市民のほか、選手スタッフ合わせて100人を超える予定となっています。

次に、消防行政について申し上げます。

10月末現在までの火災及び救急・救助出動状況については、火災件数が8件で前年比3件の増となり、火災により4人の負傷者が発生しています。

また、救急出動件数については、853件で前年比47件の減、救助出動件数については、27件で前年比5件の増となっています。

消防事業については、平成24年度から開始した風連地区消火栓更新事業が、本年度5基の更新によって完了するほか、化学消防ポンプ自動車を更新し、11月から運用を開始しています。

住宅防火対策の推進については、「秋の全道火災予防運動」期間中に、一般家庭と高齢者宅の防火訪問、防火対象物や危険物施設の立入検査の実施、防火ポスターの配布、大型店舗での火災予防広報など、防火対策の啓発や火災予防のPR活動

を実施しました。

次に、防災対策について申し上げます。

自助・共助力の向上として、北海道地域防災マスター認定講習会が9月5日に旭川市において開催され、本市からは、自主防災組織を検討している町内会など9人の方が受講されました。認定後は、防災の考え方が浸透するとともに、防災力の向上につながるものと期待しています。

また、本市の防災訓練として、11月10日から11日にかけて「通信途絶時対応訓練」を実施しました。総務省北海道総合通信局が有する全国に4台ある機器の1台である臨時災害時放送機器を使用し、通信途絶時のFM波の有効性について一定の効果があることを確認しました。

天塩川及び名寄川堤防の重要箇所 の緊急点検については、11月12日に、国土交通省名寄河川事務所の主催により、関東・東北豪雨の鬼怒川の氾濫を受けて「避難を促す緊急行動」を目的として実施しました。堤防の重要箇所 の地先町内会を対象として、町内会役員の方にも御参加いただき、重要箇所 についての情報共有を図りました。

次に、発達した低気圧の影響による10月2日の強風被害について申し上げます。

施設被害としては、なよろ健康の森、市道などで倒木被害が発生、また、名寄市B&G海洋センターのテント製の屋根の破損が発生し、農業関係の被害では、ビニールハウスの倒壊を含め水稲などの倒伏があり収穫作業に遅れが生じました。

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業については、昨年度着手した北斗団地の鉄筋コンクリート造2階建て1棟12戸が10月末に完成、本年度建設分の鉄筋コンクリート造2階建て1棟10戸については9月に着手し、11月末の進捗率は約10パーセントとなっています。

また、北斗・新北斗団地の平成28年度建設分の実設計については8月に着手し、平成28年1月の完了を予定しています。

さらに、長寿命化型改善工事については、7月に着手したノースタウンなよろ団地の1棟12戸が11月に完成、本年度建設分の残り1棟18戸については10月に着手し、平成28年2月末の完成に向けて工事を進めているほか、風舞団地の実施設計については8月に着手し、平成28年11月末の完了を予定しています。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

都市公園の長寿命化修繕計画による公園施設整備工事については、本年度計画していた名寄公園の人道橋の更新を8月に、花園公園の遊具更新を10月にそれぞれ完了しています。また、浅江島公園の石垣改修及びLED照明灯への更新工事については、11月に完了しています。さらに、大型案内標識整備工事については、市内6カ所での設置を10月に完了しています。

次に、名寄市上下水道事業経営審議会について申し上げます。

先の第2回定例会にて議決いただいた名寄市上下水道事業経営審議会条例に基づき、学識経験者、商工業、消費者団体、町内会連合会、利用者団体など10人の方々を委員として委嘱し、9月30日の第1回審議会において、事業経営に対する諮問を行いました。

10月20日には現場視察を行ったほか、11月10日には第2回審議会が開催され、今後も答申に向けて御審議をいただいております。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための老朽管更新工事については、西1条通老朽管更新工事ほか7路線、延長1,834メートルを11月に完了し、現在は、国道239号、延長140メートルを12月下旬の完成に向けて整備を進めています。

配水管網整備については、風連西町3丁目線配水管網整備工事ほか3路線、延長526メートルを11月に完成しています。

サンルダム建設事業に伴う上水道第2期拡張工事では、名寄地区から風連地区への簡易水道統合

整備送水管新設工事について、延長2,576メートルを11月に完成しています。

次に、下水道事業について申し上げます。

老朽化した施設の改築工事については、施工中の名寄下水終末処理場における沈砂池設備更新工事が、来年2月下旬の完成に向けて順調に進捗しているところです。さらに、雨水管渠新設工事では、豊栄川3号幹線、延長162メートルを11月下旬に完成しています。

また、個別排水処理施設整備事業については、新たに8基の合併浄化槽が供用開始され、今後、4基の工事発注を予定しています。

次に、道路整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金により整備を進めている西4条仲通、北1丁目通、南西8条仲通の1、徳田18線緑丘連絡線及び風連東8号北線の5路線については、工事を完了しています。

また、6月に昭和通、10月に新規路線である南3丁目通の工事発注を終え、現在工を進めているほか、南11丁目右仲通については11月に工事発注を終えています。

市道の維持補修にかかる防塵処理工事については、202路線、約39.8キロメートルを完了しています。

次に、地域公共交通について申し上げます。

「なよろコミュニティバス」の経路上に設置されている、「名寄市立病院前バス停留所」が、現在、病院正面入口から離れた場所に設置され、通院に不便な状況となっていることから、名寄市地域公共交通活性化協議会において、停留所の位置を病院の正面側に変更し、利用者の利便性向上を図ることについて協議を行っています。経路の変更も必要なことから、冬期間の状況を確認の上、早期に移設ができるように検討してまいります。

次に、総合交通体系について申し上げます。

JR北海道においては、本年9月に、利用の少ない列車や駅の見直し方針を発表しているところですが、今月JR北海道から本市を含めた宗谷本

線沿線自治体に対して、平成28年3月のダイヤ改正における宗谷本線の減便化などについて提案があったところです。

本市といたしましては、宗谷本線沿線の20市町村などで構成される宗谷本線活性化推進協議会として、11月18日にJR北海道に対し、強く地域の実情を訴え、提案内容の見直しを求める要望を行ったところです。

引き続き、JR北海道の動向を注視するとともに、沿線自治体や関係団体とも連携を図りながら、地域を結ぶ鉄道交通網の充実を求めてまいります。

次に、利雪親雪推進事業について申し上げます。

名寄の冬の魅力を紹介する「なよろ冬カレンダー」については、10月から利雪親雪推進市民委員会において編集を行ってまいりました。

本年度は、例年よりも多い写真の応募数があり、12月広報に併せて全戸配布するほか、市内の公共施設やホテル、金融機関などへ配布してまいります。

次に、市道の除排雪について申し上げます。

本年度の除排雪対策については、除雪延長446キロメートル、排雪延長149キロメートルを計画しています。

本年度も、冬期間の道路交通網を確保するため、幹線道路においては、複数回の除雪と、積上げ除雪を行うことにより、安全に車両がすれ違いできる車道幅員の確保に努めます。また、交差点の見通しを確保するため、交差点排雪も実施してまいります。

なお、除排雪には市民の協力が欠かせないことから、広報用パンフレット「なよろの除雪」により市民周知を図っています。

次に、主要農作物の生育状況などについて申し上げます。

水稻については、10月15日現在で公表された農林水産省の作況指数は、全国で100、北海道で104、上川では104となりました。本市の11月6日現在の出荷状況については、もち米

16万4,262俵、うるち米1万4,913俵、合計17万9,175俵となり概ね6割の出荷率で、一等米比率は98パーセントとなり、収量については、平年を上回る状況です。

畑作については、好天により概ね順調に生育し、作況としては、秋小麦、スイートコーン、玉ねぎ、馬鈴しょは「良」、てんさいは「やや良」、春小麦、大豆、小豆は「平年並み」ですが、かぼちゃは「やや不良」となっています。

次に、米政策について申し上げます。

本年度の米の生産数量目標は、もち米が前年比3.3パーセント減の1万1,245トン、うるち米は2.3パーセント減の1,425トン、合計で3.2パーセント減の1万2,670トンの配分となっています。

また、加工用米・備蓄米を含めた水稲作付面積は前年比2.3パーセント増の3,533ヘクタール、水稲作付耕作者は21戸減の361戸となりました。

次に、経営所得安定対策について申し上げます。

経営所得安定制度における米の直接支払交付金については、対象農家361戸、対象水田2,537ヘクタールで、交付額は1億8,444万円となっています。同じく転作部分では、対象農家604戸、対象面積3,056ヘクタールで、交付額は、麦・大豆・飼料作物など国の戦略作物を対象とする水田活用の直接支払交付金が5億7,127万円、野菜類など地域特性を活かした作物に交付される産地交付金が地域枠で3億2,469万円、北海道枠で4億3,743万円となっています。これに耕畜連携加算が3件13.8ヘクタールで179万円をそれぞれ見込み、合計15億1,962万円の年内交付を予定しています。

北海道が設定する畑地産地交付金については、てん菜、でん粉原料用馬鈴しょを対象に、砂糖・でん粉工場に出荷をされた数量と作付面積に応じて交付される制度であり、70戸275ヘクタールの交付対象を見込み、年明けの交付を予定して

います。

また、畑作物戸別所得補償交付金については、既に営農継続払い3億214万円が交付されており、今後は、数量払いの交付を見込んでいます。環境保全型農業直接支援対策については、10件84ヘクタール、647万円の交付を見込んでいます。

次に、TPP（環太平洋連携協定）について申し上げます。

農林水産省は、TPP交渉の大筋合意について公表したのち、10月15日に道内で説明会を実施しており、TPP交渉においては、米をはじめとする農畜産物の関税削減・撤廃や、輸入量枠の拡大などが盛り込まれているとの説明がありました。

TPP交渉による影響については、市場価格の下落や国内産農畜産物の需要低下が懸念され、これからの農業経営に不安を与える内容となっていることから、今後、詳細な内容についての情報収集に努めるとともに、道のほか、関係市町村や関係団体とも連携を取りながら、国へ対策を求めてまいります。

次に、名寄産農産物の消費拡大について申し上げます。

9月2日から4日まで、東京都杉並区役所前において、道北なよろ農業協同組合が事業主体となり、本市も連携して、旬のスイートコーン、かぼちゃ、玉ねぎの販売やPR活動を行うとともに、杉並区における名寄産スイートコーンの取扱店を紹介するなど、産地PRと販売促進を図りました。

多くのお客様に御好評をいただいたことから、今後の消費拡大につながることを期待されます。

次に、地産地消について申し上げます。

11月14日、名寄市民文化センターにおいて、19団体の出展をいただいて「2015地産地消フェア in なよろ」を開催し、多くの市民の皆様に御参加いただきました。

今後とも、食育を通じた食と地域文化の向上を

目指し、地場農産物の活用による地産地消を推進してまいります。

次に、「中山間地域等直接支払制度」及び「多面的機能支払交付金」について申し上げます。

農村部においては、農業者や関係者の協定により、集落における耕作放棄の発生防止と農道・水路を保全する活動が行われており、支払われる交付金は総額で3億2,037万円となっています。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

本年度のエゾシカ駆除については、4月1日から9月30日まで実施し、駆除した354頭の残滓については焼却処分を実施したところです。

また、アライグマについては、11月10日現在で14頭を駆除しています。

次に、ヒグマの出没について申し上げます。

本年度のヒグマ出没情報は、10月30日現在で65件が確認されています。

当初、捕獲許可申請は9月30日までとしていましたが、9月下旬以降に数カ所で出没の形跡があったことと、本年は山の実なりが悪いとの情報が出されていることから、箱罟、銃器による捕獲許可期間を延長するなど、関係機関と連携して対応しています。

次に、農道整備について申し上げます。

6月から整備を進めていました中名寄7線沢道路については、11月末に工事を完了し、現在、用地買収補償契約について手続きを進めているところです。

次に、畜産振興について申し上げます。

公共牧野については、市内酪農家18戸から、名寄市営牧野では、5月29日から10月23日までの147日間に295頭を、母子里地区共同牧場では、6月5日から10月30日までの147日間に116頭の受精対象牛を主体に受け入れ、適正な飼養管理により高い受胎率と個体の資質向上を図ってきました。

次に、商工業について申し上げます。

北海道が公表している四半期毎の地域別経済動

向調査によると、上川北部地域における7月から9月までの地域景況感、生産動向、消費動向は、全業種において低調またはやや低調となり、売り上げ、収益ともに回復傾向がみられず、厳しい状況が続いています。

市の融資関係では、9月末現在、経営資金は減少傾向、設備資金は増加傾向で推移しており、経営資金については、融資件数で93件、融資残高は4億7,495万円となっており、前年比3件の増、金額では13.5パーセントの減となっています。また、設備資金については、融資件数で18件、融資額は1億9,368万円となっており、前年比4件の増、金額では14.3パーセントの増となっています。

また、産業競争力強化法に基づき市町村が策定する「創業支援事業計画」については、先に認定を受けていた旭川市、鷹栖町、東神楽町及び東川町の1市3町による計画に、本市のほか留萌市、稚内市、士別市及び富良野市の道北5市を加えた6市3町による計画へと変更し、10月2日に国から認定を受けています。

これにより、本市での創業を計画する事業者が、国の支援を受けることが可能となりました。

さらに、この6市3町において開業を予定する事業者を対象に「道北ビジネスプランコンテスト2015」を実施しています。

今後も、市、商工会議所及び商工会が互いに連携し、創業に関する相談体制を整えながら、市内での創業を推進してまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワーク名寄管内における9月末の月間有効求人倍率は1.04倍で、前年同月比で0.03ポイントの上昇となり、本年2月以来7カ月ぶりに前年同月を上回っています。

求人の動向を見ると新規求人数は317人で、前年同月比では15.0%の減少ですが、月間有効求人数は909人で、前年同月を1.1%上回りました。求職については、常用の新規求職者は21

3人で、前年同月比で0.9%の減少となり、各職種全般的に人手不足の傾向となっています。特に、建設業、農林業、保健医療、介護福祉の業種で人手不足が顕著となっていますので、関係機関・団体と連携しながら、今後の人材確保の取組を進めてまいります。

来春の新規高等学校卒業予定者の就職の状況については、就職希望者は168人で前年比3人、1.8パーセントの減、そのうち管内就職希望者は104人で前年比2人、2パーセントの増となっています。9月末の就職内定者数は39人で前年同月比17人、30.4パーセントの減、就職内定率は23.2パーセントと前年比9.5ポイントの減となっており、これは9月の大型連休により、内定を遅らせた企業が多かったためとみられます。

本年度も、管内就職希望者が前年度を上回っていることから、今後も、関係機関・団体と連携して求人要請、求人開拓などに取り組んでまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

名寄市観光交流振興協議会では、9月6日に名寄市グリーンツーリズム推進協議会との共催による「グリーンツーリズム市民農業体験・地域資源市民モニターツアー『なよろで農業体験』」を実施しました。23人の市民が参加し、農作物の収穫体験と収穫をした野菜を使って、本市のご当地グルメ「なよろ煮込みジンギスカン」を楽しんだほか、オプションツアーとして、ピヤシリ山の登山に参加し、頂上からの眺めを堪能しました。

道の駅「もち米の里☆なよろ」では、上半期における入込客数が33万9,496人で前年度比1万476人の増となり、過去最高であった一昨年度を上回る入り込みとなりました。

今後とも、地場特産品などの販売により、多くのお客様に立ち寄っていただけるよう連携協力してまいります。

ふうれん望湖台自然公園では、4月下旬から10月下旬までの開園期間中、施設利用人数415

人で、前年度の64.9パーセントとなっており、これはクマの足跡を発見したため、7月20日から9月17日までの間、オートキャンプ場及びキャンプ場を休止していたことから、利用人数が減少したものと考えています。

また、当公園のセンターハウス及び周辺施設の取り壊しについては、地元町内会をはじめ各関係団体に市の考え方を説明し、解体工事を実施しています。

今後も、自然環境の保全を中心とした公園の維持管理に努めるとともに、地元町内会などとも協議を行いながら、安全安心を確保することを最優先に、今後のあり方の検討を進めます。

名寄ピヤシリスキー場については、本格的なスキーシーズンを迎えるにあたり、12月12日のオープンに向けリフト整備などの準備を進めており、12月2日の安全祈願祭では、シーズン中における安全と無事故を祈願する予定です。

次に、物産振興事業について申し上げます。

道北観光連盟では、10月16日から18日まで、道庁赤れんが庁舎前庭特設会場において、「たくさん！特産！きた北海道フェア in 道庁赤れんが」を開催し、多くの札幌市民や全国から訪れた観光客に、上川北部地域9市町村の観光・特産品のPR活動を行いました。

また、首都圏では、10月23日から24日まで、東京都杉並区役所前において、「北海道名寄市物産展」を開催し、生産者などが旬のじゃがいもやかぼちゃ、トマトジュースなどの販売、PR活動を行いました。

今後も、民間を主体とした地場特産品の販路確保と拡大への支援に力を注いでまいります。

次に、ご当地グルメPR事業について申し上げます。

10月3日から4日まで青森県十和田市で開催された「ご当地グルメでまちおこしの祭典！B-1グランプリ in 十和田」に「第746なよろ煮込みジンギスカン艦隊」が昨年度に引き続き出展しま

した。

当日は、全国から62のまちおこし団体が参加する中、本市からは市民ボランティアなど28人が参加し、ジンギスカンの提供をはじめ、1万部のパンフレット配付、テレビをはじめとするマスメディアでの紹介など、本市の知名度向上に大きく寄与していただきました。

また、「なよろ煮込みジンギスカン」が、東京都の秋葉原駅から御徒町駅間の高架下で営業している「B-1グランプリ食堂」で、10月23日から提供され、多くのお客様から御好評をいただいています。

次に、学校教育について申し上げます。

確かな学力を育てる教育の推進については、11月11日に風連中央小学校と名寄中学校を会場として名寄市教育研究大会を開催しました。各会場校では、北海道教育委員会の指定事業、名寄市教育改善プロジェクト委員会などの取組を踏まえた研究発表や公開授業が行われました。

風連中央小学校では「学校力向上に関する総合実践事業」の近隣実践校として、基礎学力の向上を図るため、学習ルールの設定や始業前の時間を活用した取組などについての研究発表が行われました。また、ティーム・ティーチングや習熟度別の指導を取り入れた算数科の授業が公開され、指導過程や指導方法などについて活発な協議が行われました。

名寄中学校では「ほっかいどう学力向上推進事業」の拠点校として、家庭学習習慣の定着を図るための取組などの研究発表が行われました。また、生徒が互いの考えを伝え合う場面を工夫した各教科や道徳の授業が公開されました。午後からは、国立教育政策研究所教育課程研究センターの学力調査官による「全国学力学習状況調査の結果を踏まえた授業改善の方策について」の講演が行われました。

豊かな心を育てる教育の推進については、10月5日に名寄小学校において本市出身の力士「名

寄岩」を題材にした道徳の読み物資料を使った研究授業を行い、資料の活用の仕方などを検証しました。

また、9月30日には、児童生徒の豊かな情操を育むため、本年度から市民文化センター大ホール「EN-RAY」を会場に、名寄市小中学校音楽発表会を開催いたしました。

さらに、11月12日には名寄小学校に北海道教育大学院教育学研究科の教授をお招きし、「道徳教育の充実を目指して」と題した講演会を実施し、道徳教育のねらいを実現するための教育課程の改善などについて研修を深めました。

健やかな体を育てる教育の推進については、9月29日に、学校力向上に関する総合実践事業アドバイザーを招き、名寄南小学校において「子どもたちの体力・運動能力の課題と改善策」と題して御講演をいただき、参加した72人の教員らが児童生徒の体力・運動能力の向上を目指した体育指導のあり方を学びました。

また、11月17日には、名寄小学校を会場として、体育科の授業における指導の充実を図るため、小学校教員を対象にマット運動などの実技研修会を行いました。

特別支援教育の推進については、9月4日に名寄市立大学の教授を招き、市内小中学校の管理職などを対象に名寄市特別支援教育研修会を行い、参加した56人の教職員らがインクルーシブ教育の概要とユニバーサルデザインの視点での授業のあり方について学びました。また、9月7日には、北海道立特別支援教育センターの職員を招き、上川北部地区の小中学校の特別支援教育コーディネーターなどを対象にエリア研修会を開催し、参加した40人の教職員らが保護者との合意形成を図るための教育相談のあり方について学びました。さらに、11月17日には、市内小中学校の特別支援教育コーディネーターなどを対象に校内におけるコーディネーターの役割について研修を深めました。

信頼される学校づくりの推進については、名寄市教育改善プロジェクト委員会の校内研修及び研究の改善充実に関する研究グループが中心となり、教職員の資質向上を図るために、9月25日に留萌管内の留萌小学校において、「学校力向上に関する総合実践事業」実践指定校への視察を行いました。12月には視察報告会を行い、日常の授業改善などに生かす取組を交流する予定です。

智恵文小学校、智恵文中学校における小・中一貫教育の実現に向けた取組については、10月28日に先進校である沼田小学校・沼田中学校で行われた「沼田町一貫・連携教育公開研究大会」に参加し、研修を深めました。

次に、学校施設の整備について申し上げます。

名寄南小学校の改築工事と名寄西小学校の増築工事については、大きな工期の遅れもなく2月の完成に向けて順調に工事が進んでいます。

風連中央小学校の改築については、基本設計を進めるにあたり、10月に「風連中央小学校校舎等改築検討委員会」を設置し、より良い教育環境の整備を図るために検討を始めたところです。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

道北地域研究所では、地域住民の関心が高いと思われる共通テーマを設定し、年3回の市民公開講座を開催していますが、本年度は来年度に地域交流センターと組織統合するコミュニティケア教育研究センターの設置を控えていることから、第1回は9月3日に小樽商科大学ビジネス創造センター長の李済民教授を講師に「大学の地域貢献と研究センターの役割」との演題で、第2回は10月22日に千里金蘭大学の吉永省三教授を招き「子どもの権利救済とまちづくり～子どもオンブズパーソン制度の経験から～」との演題で開催し、合わせて88人の参加をいただきました。

また、11月7日には、看護学科において、北海道看護協会と共催で「あなたの生活を支える訪問看護～訪問看護の現場はこんなにいろいろ～」をテーマに看護セミナーを、短期大学部児童学科

においては「こどもと絵本～一人ひとりを大切にするために～」をテーマにこどもセミナーを開催し、それぞれ卒業生をはじめ多くの皆様の参加をいただきました。

本年度で9年目となる名寄高校との高大連携事業「大学授業体験」は10月9日に実施し、名寄高校1年生156人が希望する学科の模擬授業を受けた後、学生と交流し、進路選択の一助としました。

今後も、地域に根ざした教育活動を展開するとともに、名寄市立大学の特色と専門性を活かした地域貢献活動に努めてまいります。

次に、食育の推進について申し上げます。

栄養教諭による食に関する指導については、給食の時間において学校給食そのものを生きた教材として活用した指導が行われています。また、給食日より「いただきたいむ」を通じて、児童生徒や保護者に対し、食に関する知識や望ましい食習慣について伝えるなど食育の推進に努めています。

なお、学校給食の米飯については、11月から本年収穫された地場産米の新米を使用しています。また、姉妹都市である山形県鶴岡市藤島の「柿」を11月4日に提供し、栄養はもちろん季節感や彩りも大切にしたい、児童生徒に喜ばれる学校給食を提供しています。

また、11月29日には、市民文化センターで食育に対する意識と理解を高めることを目的として「なよろ食育フォーラム」を開催し、講師に服部学園理事長の服部幸應さんを迎え、食育の大切さについて講演をいただくとともに、市内小中学校での食育の活動などを紹介するパネル展示を行いました。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

本年度で8回目を迎えた「生涯学習フェスティバル」を10月25日に市民文化センターで開催し、ゲストアーティスト「よこおまき」さんによる似顔絵コーナーをはじめ、墨絵詩書、ニュースポーツ、市民文化センター利用団体などの展示体

験コーナーや、ハンドメイド作品の販売、フリーマーケット、ワークショップなど15件のブースが出展しました。出会いの広場では、ゲストアーティスト「岸田まき」さんによるピアノ弾き語りコンサート、地元サークルによるフラダンス、大正琴、金管五重奏など、発表の場と鑑賞の機会を市民の皆様にご提供することができました。また、併せて開催した解剖学者で東京大学名誉教授の養老孟司氏を講師に迎えての「なよろ生涯学習講演会」では、市民文化センター大ホール「EN-RAY」に詰めかけた市内外の聴衆が、人生を楽しむ極意について学びました。

次に、市立名寄図書館について申し上げます。

9月13日から第37回の古典文学講座、「六歌仙に選ばれた歌人たち」を全6回開講し、平安初期における優れた6人の歌人の作品や人柄に触れていただきました。

10月1日から24日まで、アメリカを代表する絵本作家ターシャ・テューダの生誕100年にちなみ、作品及び関連資料による展示会を行いました。期間中には、絵本の読み聞かせや、「ターシャが愛したものたち」をテーマにした、紅茶の講座や詩の朗読会を開催し、多くの方々に読書への関心を深めていただきました。

読書週間の一環として、11月3日には「文化の日特別開館」及び「雑誌リサイクル」と「おたのしみ会」などを行いました。さらに、11月7日には「製本講習会」を開催し、子どもから大人まで多くの方々の参加をいただき好評を得ました。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

9月21日から27日まで、中秋の名月に併せて「お月見観望会」を実施し、27日には、なよろ名誉もち大使による餅つきと、名寄市立大学天文サークルの協力により来館者120人にお汁粉を無料提供しました。

10月2日から4日まで、国内初の第1回新天体搜索者会議が本市で開催され、全国の新天体発見者及び研究者が集まりました。また、3日には

市民特別公開講座が実施され、この様子をインターネットにより全国に発信しました。

本年度で5年目を迎えた「小学生による小惑星発見プロジェクト」では、10月からの2カ月間にかけて未知の小惑星発見を目指し取り組んでいます。

なお、9月28日に発生した落雷により、北海道大学の望遠鏡システムが一部故障となり復旧に時間を要していますが、今後も北海道大学において修復作業などが進められます。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

第58回市民文化祭については、これまで市民文化センターと市民会館に分散していた展示・芸能発表を市民文化センターに統一し、11月1日から3日まで開催しました。40以上の団体や個人から短歌や俳句、絵画、書道、写真のほか児童生徒作品など1,149点が展示され、3日間で延べ2千人の方に観覧いただきました。3日の芸能発表は、市民文化センター大ホール「EN-RAY」を会場に名寄太鼓保存会の演奏を皮切りに、ピアノやバレエ、舞踏、箏、詩吟などの発表が行われ、昨年度より7団体多い30団体、314人が出演され、約1千人の市民が訪れました。

風連文化祭では、11月2日から3日にわたり、ふうれん地域交流センターを会場に小学生から高齢者までの18団体6個人から650点を超える作品が寄せられ展示会を行いました。また、芸能発表では、幼児から高齢者までの21団体157人の方々が、普段の練習の成果を発揮し、会場いっぱい集まった市民の皆様にご演奏や踊り、歌などを披露し、楽しいひと時を過ごしました。

次に、北国博物館について申し上げます。

本年度は、戦後70年の節目として、9月5日から9月27日まで、企画展「戦後70年記念展 戦時下の名寄と子どもたちに引き継ぐ平和」を開催しました。

戦争を知らない世代が多数となる時代の中、戦

争の悲惨さを次世代に語り伝える資料として、25人の市民が語った戦争体験をパネル展示し、併せて名寄の戦時下と戦後開拓の歴史について紹介するなど、平和の尊さを伝える機会となりました。

期間中には1,156人の入館者があり、広い世代にわたって関心の高さが伺えました。

また、本年度は名寄の亜麻工場が閉鎖し、50年の節目となることから10月3日から18日まで、企画展「名寄の亜麻の歴史」を開催しました。名寄地方では古くから亜麻が栽培され、大正から昭和にかけて名寄、風連の亜麻工場で繊維となって出荷され、農業や工業などの産業を支え、地域の発展に貢献した歴史がありました。時代の流れとともに工場は姿を消しましたが、名寄工場の跡地は「麻生」町内会として現在もその名称が受け継がれています。

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

11月28日に、市民文化センターで開催した家庭教育支援講座では、子育て親育ての会の蓑島美奈子さんを講師に迎え、「やってみよう、前向き子育てトリプルP」と題し講演会を行いました。

講演会では、家庭、学校、地域での子どもの問題行動への対応や子どもの可能性を發揮させるための家庭環境づくりなど、児童生徒の保護者をはじめ、未就学児の保護者や子育てに関心のある多くの市民が前向きな子育てについて学びました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

本年度も10月12日の体育の日に「スポーツフェスティバル」を開催し、市内体育施設を無料開放したほか、スポーツセンターでは室内雪合戦交流大会、風連B&G海洋センターでは軽スポーツ体験を実施するなど、名寄・風連両地区の屋内外で様々な大会や催しが行われ、約1千人の市民がスポーツを楽しみました。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

11月15日にスポーツセンターにおいて、子ども会育成連合会との共催で、第9回名寄市子ども会スポーツ大会「フットサル」競技を開催し、

小学生の部9チーム、中学生の部5チーム、計14チーム105人がスポーツを通じた交流を深めました。

次に、放課後児童クラブについて申し上げます。

南児童クラブの建築は、8月から建築工事が始まり平成28年2月の完成に向けて順調に工事が進んでいます。また、名寄東小学校校区への児童クラブの設置については、平成28年度中の開設に向けて関係者との協議などを進めています。

次に、青少年センターについて申し上げます。

青少年の健全育成の取組として、平成27年度名寄市青少年表彰式を10月23日に行い、活動に顕著な功績がありました3個人、1団体を表彰しました。

また、小学生から高校生を対象に、10月から名寄市青少年健全育成標語を募集し、11月27日には最優秀作品の表彰を行いました。

次に、教育相談センターについて申し上げます。

10月に全小中学校を訪問し、ハートダイヤルや適応指導教室、夜間相談の上半期の状況を説明し、児童生徒の悩みや不登校に対する早期対応や連携を図ることの重要性を確認しています。

併せて、ハートダイヤルのPR用「安心カード」を全児童生徒へ配布しています。

次に、放課後子ども教室について申し上げます。

10月28日に運営委員会を開催し、前期の活動状況などについて意見交換をしました。主な成果として、授業前半の自学自習では、子どもたちに集中力が付いてきていることや、授業後半のテーマ学習では、講師が学習内容を工夫することにより、子どもたちのものの見方・考え方に広がりが見られることなどが挙げられました。今後も、子どもたちが自ら学ぶ意欲を高めたり、学び方を身につけることができるよう後期の活動を工夫してまいります。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で行政報告を終わ

ります。

11時30分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時30分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第1号 名寄市行政不服審査会条例の制定について、議案第28号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第29号 名寄市情報公開条例の全部を改正する条例の制定について、以上3件を一括を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市行政不服審査会条例の制定について、議案第28号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第29号 名寄市情報公開条例の全部を改正する条例の制定について、以上3件について一括して提案の理由を申し上げます。

平成26年6月に行政不服審査法が全部改正され、これまで異議申し立て及び不服申し立てができる制度について審理、裁決の公正性の向上及び使いやすきの向上のために、審査請求に一元化されたところであります。

初めに、議案第1号 名寄市行政不服審査会条例の制定につきましては、法改正により新たに審理員による審理員意見書の作成及び第三者機関へ諮問手続が創設されたことから、審査請求に係る諮問に対する答申、調査審議その他の法に基づく権限に属させられた事項を処理するため、名寄市行政不服審査会を設置しようとするものでございます。

次に、議案第28号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、法の全部改正に伴う関係条例におけ

る審査請求規定の文言の整理に係るものにあわせて、市が保有をする個人情報の範囲を明確化する規定の整備及び名寄市行政不服審査会委員報酬等の規定を整備するものでございます。

次に、議案第29号 名寄市情報公開条例の全部を改正する条例の制定につきましては、法の全部改正に伴い不服申し立てが関係する審査会及び審査の規定を整備をするほか、法施行にあわせて情報公開の運用に関して明確化を図るための条項及び規定の整備を図ろうとするものでございます。条例の全部改正により、現在運用している情報公開制度に変更を及ぼすものではございません。

なお、議案第28号中、名寄市情報公開条例を全部改正することから、条例番号が空欄になっておりますが、議決がいただけた後に議会に通知をさせていただくこととしてございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 2点ほど確認をさせていただきたいと思います。

審査会の委員は3人をもって組織するということなのですが、議案説明資料をいただいた中で委員の選任に当たっては固定審査評価審査会の委員、名寄市情報公開・個人情報審査会の委員、その他として税理士、市職員のOB、弁護士を想定するというふうになっているのですが、この説明資料でいただいたこういった方々の中から3人なのか、まずは固定審査評価審査会の委員と名寄市情報公開・個人情報保護審査会の委員からは必ず選任されるようになるのか、この部分についてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それから、もう一点、第4条の4項に委員は在任中と書かれています。述べられているこのことをここにのせたことについての御説明をいただければと思います。

○議長(黒井 徹議員) 白田総務部長。

○総務部長(白田 進君) ただいま川村議員のほうから御質問いただきました。まず、1点目の委員の3人の所属というのでしょうか、そこについての質問だというふうに思います。今回の委員会の特色の一つが常設で設置をするということではなくて、案件が生じたときに応じて設置をするということを考えています。なぜ今回常設ではなくて案件ごとに設置をするかということについては、案件ごとにかなり委員さんが所有しなければいけない知見が変わってくるだろうという認識をしてございますので、常設ではなく案件に応じた委員を選びたいというふうに思っています。そして、先ほど議員が言われましたように、想定する委員の所属については資料のほうに記載したところからということ想定をしておりますけれども、ここについては正直どういう案件が出てくるかわかりませんので、必ずしも固定審査の委員さんあるいは情報公開の委員さんを入れるということではなくて、案件に応じてそれに適した知見を有した方を都度選びたいというふうに考えていますので、御理解をいただければと思います。

もう一点の第4条の4項のところですが、ここについては、行政不服の審査でありますので、これについては公平、公正に審査をしなければいけないということでもありますので、当然関係する方についてはその委員になるのは不適切だというふうに思っておりますし、あらゆる意味での公平、公正の立場からされなければいけないという観点から、第4項の規定を入れさせていただいたということで御理解をいただければと思います。

○議長(黒井 徹議員) 川村議員。

○5番(川村幸栄議員) 今の御説明で理解をしたところですが、あと会議の開催のところ、審査会が委員3人をもってということなのですが、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。2人でも開くことができるのかどうか、2人で審査会になるのかどうかとちょっと疑

問に感じたものですから、御説明をいただければと思います。

○議長(黒井 徹議員) 白田総務部長。

○総務部長(白田 進君) 会議、第6条第2項のところ、議員が言われますように委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないということで、基本的には3人の委員でありますので、それぞれ日程の調整をさせていただきまして、全員が出席できる条件のもとに会議を開催させていただきたいという基本的な考え方です。ただ、いかなる事故等があっても急遽委員が欠席する場合もあるという、こういったことも想定されますことから、ここは最低の条件として半数以上の出席がなければという条項を設けておりますが、基本的な運用については全員が出席できるような条件の中での開催に努めてまいりたいと考えていますので、御理解をいただければと思います。

○議長(黒井 徹議員) 川村議員。

○5番(川村幸栄議員) 先ほど公平、公正な審査をとということをおっしゃられていました。やっぱり3名以上が集団ということで、2人の審査ということはどうかなというふうに思っているものですから、委員の皆さん、本当に忙しい中での審査をしていただくわけですので、大変な状況とは思いますが、3人の委員の方々が出席できる中での審査をしていただくことを強くお願いして、終わりたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第1号外2件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第28号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第29号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第6 議案第2号 名寄市空家等対策協議会条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第2号 名寄市空家等対策協議会条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

安全、安心な住環境の確保は全市民共通の願いであり、管理不全の空き家につきましてはその地区に居住をする市民にとっては環境の悪化やごみ飛散等により危険を及ぼし、重大な問題となっております。このような中、国は平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法を公布をし、市町村による空き家等対策計画の作成や施策を推進するために必要な事項が定められました。本件は、法に基づいた名寄市空家等対策協議会を設置をし、空き家等に関する施策について協議を

し、総合的かつ計画的に施策を推進することを目的に制定しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

議案第2号は、市民福祉常任委員会に付託をいたします。

○議長(黒井 徹議員) 日程第7 議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、厚生労働省関係省令の整備に関する省令が公布をされ、国民健康保険税及び介護保険料の減免等に関する届け出の記載事項に個人番号が追加をされました。本件は、このことに伴い、本市においても所要の改正を行うため、名寄市国民健康保険税条例及び名寄市介護保険条例の一部を改正をし、あわせて両条例の減免等に関する規定の文言を整備しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番(熊谷吉正議員) 今回の条例改正の柱は、今お話があったとおり国保税条例の一部改正あるいは介護保険条例の一部改正ということですが、けさほども朝の連ドラの後に「あさイチ」で、NHKでもう既に犯罪にかかわるようなマイナンバー関係の事例が紹介をされていましたけれども、今回条例改正の内容の関係についてまず最初に聞きたいのですけれども、現状今年度の実績として国保税の減免を受ける、あるいは受けようとする対象について、人数についてお知らせをいただきたいと思います。これ介護保険条例も同様に減免にかかわる規定というふうに今説明ありましたけれども、同様にどのぐらいの世帯人数が申請をされておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

あと、この条例の関連ですが、何か年末で郵便局も余計な仕事というか、それは収入にはなるのでしょうかけれども、大変な思いして配達をされているということですが、名寄における現状段階における通知について、進捗あるいは不明関係も含めて、届かないということ、現状をお知らせをいただきたいと思います。

それから、3つ目には、実態的には来年1月1日から動き出すのですけれども、今現行私もそれなりに少し読ませていただいておりますけれども、どうも理解のほうができない、わからないというところが多いのですけれども、現行の法律で定められている自治体の主たる市民サービス等にかかわるものについてもう少し特徴的に、前回の9月のときも聞きましたけれども、よく伝わってこなかったのです。お知らせをいただきたいと思えずし、また既に2年後あるいは3年後法律で決まっている、あるいは決めようとする、新たな個人番号をどのようにカードの中に盛り込まれようとしているか、直近の情報をお聞かせをいただきたいなというように思います。とりあえずお願いします。

○議長(黒井 徹議員) 三島市民部長。

○市民部長(三島裕二君) 災害などの減免に関する国保税の状況でございますけれども、本年度は該当する減免申請はございません。去年は1件あるというふうに伺っております。

それと、もう一点、社会保険の後期への移行に伴う被保険者の減免という措置があるのですけれども、そちらのほうは18件ございます。

それと、もう一点、今ほどいただきました通知カードの送付に伴う発送、到着の状況でございますけれども、これ11月2日から風連地区で、5日から名寄地区で個人番号の通知が始まりまして、発送の完了は11月20日というふうになってございます。その間簡易書留の受け付けの期間が少ないということで1,154件、名寄、風連両地区合わせて1,240件が返送されて、それは1週間郵便局で保管された後に名寄市のほうに返戻をされてございます。11月25日の報告の段階で、送付の通数が1万4,552件で、戻ってきた通数が1,146件で、返戻の理由でございましてけれども、宛て所なしが393件、先ほど申し上げた1週間の保管期間が経過をしたということで746件、受け取りの拒否が7件ということで、返戻の率としましては7.9%、うち再交付、再度送付をした件数が154件ということで、未交付率は6.8%となっております。

今後でございますけれども、戻ってきた部分についてはこちらのほうから普通郵便で該当の方にお知らせをしまして、とりあえず3カ月間名寄市で保管をするということで、この間何とか連絡を差し上げて、個人のほうにお渡ししたいということで対応したいと考えております。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長(馬場義人君) 介護保険料の今年度の減免の状況でございますが、今年度火災におきまして1件減免の対象になっていらっしゃる被保険者の方がいらっしゃいますので、

対象とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 番号法の活用について、どういった制度設計がなされているのかというところの質問がございました。ここにつきましては、9月の議会の中でも税あるいは社会保障、さらには防災等を含めての活用が見込まれているということも、そこを対象にということでお話をさせていただきました。その後具体の通知等がまだ国からまとまって来ている段階ではありませんので、基本的には9月段階から大きく進んでいる状況ではないということであります。特に名寄市がかかわる、いわゆる市町村がかかわる事務につきましては平成29年7月からのスタートというところもありまして、それまでにはしっかりと対応を考えていなければいけないというように思っておりますし、年明けて1月1日の国等の活用に向けてはこの後関係省庁のほうからさらに詳細なものが来るというように思っています。この周知については、各所管課の手続ごとに周知をするのがいいのか、あるいは一括して皆様にお知らせする方がいいのか、ここについてはさらに工夫をしてみたいというように思いますが、詳しい情報については9月段階から具体的に進んでいないということで御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 条例改正に関する減免の数字については、業務上も大きな影響は受けないというような件数のように伺いましたけれども、そういう理解でよろしいのですね。

まだ最終的に番号の通知が6.8%ということで、決して小さな数字ではありませんけれども、これはこのまま3カ月さらに送る努力をして、当該本人にはサービスの利用がなければ直接的には不利益はないという理解でよろしいのか、お答えをいただきたいと思います。

それで、今後の問題として、国の法律に基づい

て粛々ということなのかもしれませんが、9月の議会以降、特に国から具体的な、また通知なども含めてないということで、非常に市町村の側として自主的にやらなければならぬという課題もたくさんございまして、率直に番号法の法律は決まっていますけれども、悪法でも法という言い方する人もいれば、さまざまな捉え方する人もいますが、自治体として実際のところどういう課題を想定をされて対応しようとしているのかもとりあえず具体的に来なければわからないのだと、こういうことなのか、あるいは将来的にはさまざまな記録関係なんかも含めて市町村独自でまた拡大をしていこうということはできるのですけれども、それらの対応についても想定をされていないのですが、1月1日以降カードをつくるのは任意なのですけれども、名寄市としていわゆるカードの利用策の、カードの作成申請を市民に積極的にお勧めになることなのか、あるいはあくまでも市民の判断だということなのか、行政の対応について少しお聞かせをいただきたいと思います。本当のところは積極的にというよりも任意なのでということの、特に不都合、不便を余り感じられないという、免許証で十分だ、保険証で十分だという本人確認なんかも含めて伝わってはいますけれども、名寄市の基本的な考えについてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、一番この問題で心配をされるのは、世界的には先進国でももう既に後退をし始めているということであるのですが、日本の場合はこれから預金情報だとか、あるいは健康情報だとか、さまざまなことで拡大を想定を、もう既に決まっているものもありますし、検討中というようなものがありますけれども、政府の段階で。どのように理解をされているのか、考え方を聞きたいですけれども。特にワンカード化の関係、全ての情報を一括そのチップに織り込むということが想定をされているのですけれども、自治体レベルではどのように情報収集をしっかりとやっているのかどうか、

お聞かせをいただきたいなというふうに思っています。

前回は申し上げましたけれども、マイナポータルへのアクセスの問題や、あるいはこれからチップに全ての業務を盛り込んでいくという動きが既にもう始まっているのですけれども、自治体としてただ国が決めたことだ、国から連絡がということだけでよろしいのかどうか、そこをもっと研究しておられるのではないかと思いますけれども、もう少し市民の不安や安心感も含めて、逆に積極的にやっぱり情報提供していくことが重要でないのかなというふうに思っていますので、総務部長、改めてまたお聞かせいただきたい。

○議長(黒井 徹議員) 白田総務部長。

○総務部長(白田 進君) 何点かいただきました。1つは、国の情報のない中で、具体的な情報が全て出そろっていない中で、市としてどう考えているのかが1つだったと思います。ここについては、番号法関係については庁内でも実施本部立ち上げてございまして、その中で関係部局の中で知り得る情報については共有をするというところで進めておりますし、各部局の中で知り得た情報の中で1月1日に向けて準備を進めるということで、今準備を進めているというところでありますので、基本的には国がやるべきことと市町村がやるべきこと、役割があると思いますので、限られた情報ではありますけれども、その中で市民の皆様様に支障がないような形で体制を整えていかなければいけないというのが市の基本的な考え方、スタンスであるということで御理解をいただければと思います。

次に、カードの関係についてであります。ここについては、議員が言われますように任意でございます。さきにまちづくり懇談会、10会場で開催させていただきまして、私どもの知り得る範囲での情報のお知らせとこのカードについても周知をさせていただいたということであります。基本的には任意であるということのお知らせをさせて

いただきましたが、これについては国のほうで進めている部分もありますので、カードの申請、交付については一応お勧めという形でさせていただきましたが、基本的には個人の任意であるということで、本人が必要と考えられたときに交付申請をされ、交付を受けられることがいいのではないのでしょうかという話をさせていただいたところでございます。

次に、カードによっての情報の収集のところについてでありますけれども、ここについては各省庁ごとでありますけれども、システムの改修に対する指導あるいは補助金等の、あるいは交付金の配分等もございましたので、各省庁の指示に基づきながらシステムの改修をし、番号法への対応を進めているということで御理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長(黒井 徹議員) 熊谷議員。

○13番(熊谷吉正議員) 実務的には、国からの指示あるいは法律に基づいて、通知があれば粛々とやらざるを得ないというのが行政側の役割、立場だというふうにおっしゃっていますが、市長、特に全国の会議たくさん行かれますけれども、もう少しブレーキをかけるような問題意識を持つべきではないのかなというふうに思っているのです。ただ不安だけあおるつもりは全くございませんけれども、やっぱり3年後に一気にその不安が高まるのでないかというふうに、特にこれは元税務署の職員の方が、ネットで流れているのですけれども、3年間ぐらいは猶予、自分の判断でというふうに言っていますけれども、大体2018年、3年後ぐらいから全ての義務化を既に検討しているということでございまして、一気にチップに全ての情報をやるということではなくて、分野別にそれぞれ必要な情報管理というのを行うことがよりリスクを抑制をする、あるいは抑えるということにつながるというふうに常識的に言われているのですけれども、もっともっと法律で決まったものに

については変更あるいは廃案を求めるしかないのですけれども、まだ未知の想定をされている分野については相当具体的になっているというふうに私どもも聞いておりますから、自治体としても肅々とという、決まったものは理解をしますけれども、想定をされる、これは勝手に想定をしているのではなくてかなり具体的に列挙されているように聞いているのですが、やっぱり問題意識はしっかり持ってもらった上で、特にこの10年、20年、団塊の世代の高齢者の被害が非常に多くなるだろうと。わからないのです、正直言って。それで、インターネットや情報端末機器を持っていない方もたくさんおられますし、ちょうどこの時期と重なる、オーバーラップする時期なものですから、犯罪だとか誤り、間違い、不安、物忘れなども含めて相当心配することがありますので、これ以降も継続的に具体的な問題については私も取り上げていきますけれども、市長、そういう面では問題意識としてこれをどう認識をされているのかということについて、あるいは市民の声をしっかり受けとめて、垂れ流しのただ情報を流すのではなくて、少し立ちどまるようなブレーキ役を実際に担うことは必要だというふうに私は思っていますから、加藤市長に直接お伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 番号法の問題については、例えば市長会等でも随分話題になりまして、緊急提言等もさせていただいたところであります。当然そうした情報が漏えいすることに対しての一定の不安だとかということも理解をしますけれども、一方でさまざまな不正やそうしたことに対応するための法律であるというふうに理解をしているところであります。なかなか我々も先が見通せない中で、それぞれの事案についてしっかりと検証し、あるいは市民の皆さんの声も受けとめさせていただきながら、これから前へ進めていきたいというのはこれは当然でありまして、そのことの中で不安が生じるものについては積極的に発言をしてい

きたいというふうに思っておりますし、今後も国会のほうでさまざまな議論が行われるでしょうし、また今後も選挙等の日程も控えているということでもありますので、そうしたことも国のほうでもしっかりと議論をしていただいて、国民に対して十分な理解をしていただくように求めていきたいということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 今いろいろ個人番号の通知等々お知らせをいただいたところなのですが、今回国民健康保険税、また介護保険税の減免を申請するに当たって、個人番号を記載しなければ減免が受けられないのかどうか、ここの確認をしたいと思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 先般の市民福祉の常任委員会の中で、各種様式、これは規則に定めている関係になるのですけれども、この様式の中に個人番号の記載欄を設けるということで説明をさせていただきました。今回条例改正ということで、減免に関してはその書式の中に個人番号を記載していただくということで、書式の改正、すなわち条例の改正ということなのですけれども、実際の運用に当たっては個人番号が記載されていなくても手続は行うことができますので、今回年末調整、税金のほうで始まるのですけれども、今年度に関しては個人番号の記載は義務ではありませんと。あくまでも任意で記載をしてくださいという取り扱いになっているようです。したがって、必ずしも記載がなければ減免ができないということでは取り扱うつもりはございません。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 今記載しなくてもというような御答弁だったかと思いますが、国税庁のガイドラインの中でも今会社だとか、いろんな職場で職員の方々の番号をとということで非常に不安が広がっていますし、企業の方々もその労力にす

ごく時間がとられているというようなことも言われています。その中では、番号記載なしで税務署が書類受理しないということはないのだというふうな、国税庁のほうでもそんなふうになっているということなのです。それで、なぜこの個人番号が必要なのかなというところになってきますけれども、ただ、今熊谷議員のほうからもありましたように、本当に年配の方々が主なのですけれども、この個人番号に対する不安がもう非常に多いです。どうしたらいいのかということなのです。通知が来た。この通知をどうしたらいいのかと。極端に言えばおろおろしているのです。だから、なくさないように大事にしてくださいというふうにはお話ししていますけれども、そういった部分で今回こういった書式、申請する中身の書式にこういうふうに書くのだというふうになると、これを書かなければ減免は受けられないのではないかなというような不安もまた広がってくるというふうに思います。

それで、やっぱり社会保障制度の利用を抑制するといいますか、控えてしまうようなことにつながるのではないかなという、私は非常に危惧をしているのです。その点についてのお考えあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 三島市民部長。

○市民部長(三島裕二君) 今質問いただきました社会保障の抑制につながるような現場の取り組みとか、そういう対応というのは極力しないように対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

ただ、先ほど申し上げました税金関係の書類の個人番号の記載は、今年度はある程度努力義務ということなのですけれども、来年以降は必ず記載をしてくれないと受け付けができないという流れになってくるようですので、その辺をちょっと含んでおいていただきたいなと考えています。

○議長(黒井 徹議員) 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長(馬場義人君) 介護保険の部分についての御質問もあったかと思いますが、お答え申し上げたいと思います。

介護保険関係につきましては、9月に国のほうから通知がなされておりまして、具体的な事務通知につきましては10月中を目途に市町村のほうに発出するというところで、お待ちしているところなのですが、実はまだ何ら通知がなされていないところでございます。ただ、原課といたしましては、厚生労働省関係で労働保険等々の内容につきましても、マイナンバーの記載の欄というのが必要となるようなのですが、今回につきましてはそれが無い方についても特に求めないというふうに伺っておりますので、同様なことがなされるのではなかろうかなというふうに考えております。特に介護保険分野につきましては、転入、転出でよその市町村に転出されたり、転入されたりしたときに、要支援認定、要介護認定をお持ちの方が転入前の市町村で介護度をみなすということで、転入前の市町村から届けを持ってくるのですけれども、その届けがなくてもマイナンバーがあれば使えるよということですが、内容的にそのペーパーがあればやりとりはできるというふうに思っていますので、今すぐマイナンバーがないと介護保険手続上すぐ混乱を来すということは今のところないかなというふうに判断しているところでございます。

以上でございます。

○議長(黒井 徹議員) 川村議員。

○5番(川村幸栄議員) 届いていない方々も多くいらっしゃるというような先ほどの話がありました。そして、個人番号が記載がなくても受けることができるということで、これが本当に必要なかという議論になりますけれども、やはり住民一人一人が本当にこれがなければ何も進まないのかと。今お話があったように行政側の手続はスムーズにいくかもしれないけれども、今の時点でもそんなに不都合があるわけでもないという中で、

多くの国民の方、住民の方々が本当に不安が大きく膨らんでいるところら辺で、熊谷議員からもブレーキをかける必要があるのではないかといいがありました。私も市民の皆さん、住民の皆さんの声を反映するのであれば、個人番号はもう本当に巨額なお金をかけて進めているわけですが、こういったことはもう必要ではないのではないかといいうに住民の声を代弁していってもらったことこそ、首長としての大きな仕事になるのではないかといいうに言わざるを得ない状況にあります。極力というふうな話がありましたけれども、申請者の方々にやはりそのことをきちっと伝えていくことも必要だなというふうに、記載なしでも大丈夫というようなこと、親切丁寧にまずは窓口で対応していただく、このことを強く求めたいと思います。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第3号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議がありますので、起立により採決を行います。

議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(黒井 徹議員) 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されま

した。

13時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時10分

○議長(黒井 徹議員) 午前中に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第4号 名寄市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第4号 名寄市税条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本年3月31日に地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、5月13日に開催をされました第1回名寄市議会臨時会において専決処分を報告を行い、議会の承認をいただき、施行しており、租税に係る税法のうち国税徴収法及び国税通則法において国税の納税環境の整備が同時に行われておりますが、地方自治体における法整備は地方分権を推進する観点から、各地域の実情等に応じて定めることとされていたことから、本市を含めた全道35市において情報交換を行いながら条例改正の準備を進めてまいりました。このたび条例案として準備が整ったことから、本定例会に名寄市税条例の一部改正案を提出するものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第9 議案第5号 名寄市民文化センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第5号 名寄市民文化センター条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

名寄市民文化センター既存棟、東館の改築及び新築棟、西館の開館に伴い整備をいたしました施設の附属設備及び備えつけ物件につきましては、利用者に対し備えつけ物件等の周知及び利用実績の確認を行うため、また整備中の備品類もあったことから、一般貸し館開始以降、使用料を徴収せず運用を図っております。この間一定の期間を経過した適当な時期より受益者負担の観点から、備えつけ物件等の使用料を徴収する旨市民、利用団体等にさまざまな機会で説明等を続けてまいりました。以上のことから、一般貸し館開始後1年を経過する平成28年7月1日から附属設備及び備えつけ物件の使用料を徴収するに当たり、本条例を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

議案第5号は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

○議長(黒井 徹議員) 日程第10 議案第6号 指定管理者の指定について(名寄市大橋地区コミュニティセンター)、議案第7号 指定管理者の指定について(名寄市特別養護老人ホーム清峰園)、議案第8号 指定管理者の指定について(名寄市風連特別養護老人ホームしらかばハイツ)、議案第9号 指定管理者の指定について(名寄市デイサービスセンター楽々館)、議案第10号 指定管理者の指定について(名寄市デイサービスセンター友遊館)、議案第11号 指定管理者の指定について(名寄市風連在宅老人デイサービスセンター)、議案第12号 指定管理者の指定について(名寄市ゆきわらべ雪冷貯蔵施設)、議案第13号 指定管理者の指定について(名寄市風連農産物出荷調整利雪施設)、議案第14号 指定管理者の指定について(名寄市東部地区集落センター)、議案第15号 指定管理者の指定について(名寄市西部地区集落センター)、議案第16号 指定管理者の指定について(名寄市営牧野)、議案第17号 指定管理者の指定について(名寄市母子里地区共同牧場)、議案第18号 指定管理者の指定について(名寄ピヤシリスキー場)、以上13件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第6号から議案第18号までの指定管理者の指定について、一括して提案の理由を申し上げます。

本提案の13施設につきましては、いずれも名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号による公募によらない施設であります。

本件は、名寄市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会の報告を踏まえて、指定管理者の候補者の選定を行いましたので、指定管理者の指定をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、議案第6号外12件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号外12件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号外12件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号外12件は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第11 議案第19号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第19号 損害賠償の額を定めることについて、提案の理由を申し上げます。

平成26年9月2日に名寄市立総合病院において手術を受けた相手方が手術中の体位により身体障害をこうむりました。その後専門家による審査の結果、市立総合病院の有責と結論をされたため、損害賠償について御本人と話し合いを進めてきたところ、合意に至りました。本件は、解決金である損害賠償の額を700万円に決定をするため、地方公営企業法第40条第2項及び名寄市病院事業の設置等に関する条例第9条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第12 議案第20号 平成27年度名寄市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第20号 平成27年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費と事業の確定に伴う事業費の調整を中心に補正をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ5,353万9,000円を追加をして、予算総額を241億7,697万9,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして総合計画策定・推進事業費20万円の追加は、第2次総合計画策定に当たり市民の皆様のニーズや御意見を計画に反映させていくため、市民ワークショップの開催などを実施しようとするものでございます。

3款民生費におきまして社会福祉一般行政経費のうち冬の生活支援事業費87万5,000円の追加は、電気料金の値下げが実施をされていない現状を踏まえ、生活弱者の方々を対象に冬の採暖用の電気料金を支援しようとするものでございます。

同じく3款民生費におきまして全道ハンディキャップスキー大会補助金100万円の追加は、平成28年2月19日から20日にかけて名寄ピヤシリスキー場にて開催をされる大会に対し支援をしようとするものでございます。

6款農林業費におきまして新規就農者支援事業費130万円の追加は、農業研修生及び農業研修生受け入れ農家の方々に対して助成をしようとするものでございます。

7款商工費におきまして商業指導育成対策事業費100万円の追加は、名寄地区全市連合冬の売り出し事業に対し、購買意欲の喚起と地元商店街の活性化を図るため支援しようとするものでございます。

10款教育費におきまして合宿誘致事業316万円の追加は、合宿環境の向上や各種大会誘致を図るため、備品等の整備を実施をしようとするもので、財源として地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生先行型上乗せ交付分を計上してございます。

同じく10款教育費におきまして体育施設費73万8,000円の追加は、10月2日の暴風により破損をした名寄B&G海洋センタープールの上屋シートを修復するため補正しようとするもので、財源として災害復旧債を見込んでおります。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更などに伴う特定財源の調整のほか、収支の調整を前年度繰越金で実施をいたしました。

15款国庫支出金におきまして総務費補助金で地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生先行型上乗せ交付分1,000万円の追加は、本年10月に策定をした名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略に対し交付金の上乗せ

分が追加をされたことから予算を計上しようとするものでございます。

19款基金繰入金におきまして財政調整基金繰入金9,106万4,000円の減は、将来の基金活用を見込み、財政調整基金の繰入額を減少させようとするものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正では、名寄庁舎環境衛生管理業務委託料ほか23件を追加しようとするものでございます。

次に、第4表、地方債補正では、公共・公用施設災害復旧事業を追加をし、南児童クラブ整備事業を変更しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けまして補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出から御説明させていただきます。議案第20号の12ページ、13ページをお開きいただきたいと思っております。2款総務費、1項7目財産管理費の公用車管理事業費161万円の追加につきましては、公用車事故に伴う賠償金などの予算を計上しようとするものでございます。

14ページ、15ページをお開きいただきたいと思っております。2款総務費、4項1目選挙管理委員会費の選挙人名簿システムの改修業務委託料9万9,000円の追加につきましては、選挙権年齢の引き下げに伴い、選挙人名簿システムの改修をしようとするもので、財源としましては道補助金34万1,000円を計上してございます。

3款民生費、1項6目老人福祉費の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金814万8,000円の追加につきましては、既存介護施設等のスプリンクラー整備に対し支援するものでありまして、

財源といたしまして同額を国庫支出金で計上してございます。

16ページ、17ページをごらんいただきたいと思えます。6款農林業費、1項2目農業振興費の環境保全型農業直接支払交付事業費647万1,000円の追加につきましては、化学肥料の低減や有機農業に取り組む農業者に対し支援しようとするものでありまして、財源といたしまして道補助金485万4,000円を計上してございます。

7款商工費、1項1目商工業振興費の商店街等活性化関連補助金276万2,000円の追加につきましては、中心市街地近代化事業補助金としまして事務所の新築費用に対し助成をしようとするものでございます。

20ページ、21ページをお開きいただきたいと思えます。10款教育費、3項1目学校管理費の中学校維持管理事業費98万9,000円の追加につきましては、車椅子で対応できるトイレ及び特別支援学級への洗面台の設置に対し補正をしようとするものでございます。

10款教育費、5項1目学校総務費の名寄市立大学保健福祉学部再編事業費の地質調査委託料550万円の追加につきましては、現在基本設計中でございます新棟の設置場所が決定した後、速やかに地質調査を実施しようとするものでございます。

22、23ページをごらんいただきたいと思えます。10款教育費、6項9目天文台費247万8,000円の追加につきましては、9月28日の落雷により破損いたしました天文台施設の修繕等を実施しようとするものでございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。8ページ、9ページをお開きください。16款道支出金、2項4目農林業費補助金で森林整備加速化・林業再生事業補助金3,823万7,000円の追加及び林業・木材産業構造改革事業費補助金3,000万円の減額につきましては、現在建設中であります南児童クラブ整備に対する補助金で

ありまして、対象補助事業名の変更と補助金額の確定に伴い補正をしようとするものでございます。

18款寄附金で総務費寄附金から教育費寄附金まで合わせまして233万5,000円の追加につきましては、11月13日までに寄附採納いただきましたものを予算計上させていただくものでありまして、寄附者の御意向に従いまして、地域振興基金に15万円、教育振興基金に93万円を積み立てるほか、図書館資料整備事業費などの財源として充当しようとするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐久間誠議員。

○8番（佐久間 誠議員） 議案第20号の17ページになります。商業指導育成対策事業費の100万円の追加の関係なのですが、先ほどの御説明だと冬の大売り出しに使うということだったのですが、そうすると商業指導育成対策事業費という名目からいうと使い道としてはかなりかけ離れている内容ではないかと、このように思うわけですが、特に普通であれば冬の大売り出し等については各個店が販売促進のために、ある意味自助努力してやるべきところではないかというふうに考えるわけでありまして。これで商業指導育成対策事業と言えるのかどうか、このあたりについて御説明をお願いしたいと思うのです。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今の佐久間議員のほうから御質問あった内容についてですが、この大売り出しの部分については毎年商工会議所の一つの事業ということで実施させていただいております。この部分については、名寄商工会議所管内の個々の個店の努力も大切なのですが、そういった全市の地区の連合ということの取り組みの中で実施することによって効果を上げたいということで、毎年実施させていただいております。当然

のことながら、この大売り出しの部分についてはそれぞれの個々の個店のほうからも一部負担金をいただいて実施させていただいているところでもあります。

今回の御質問の一つにありました商業指導育成対策事業費という部分については、もっと違う中身の部分の精査ということが必要ではないかということで御質問ありました。この部分については、私どもも商工会議所の一つのそういった事業の中で毎年実施させていただいたということで、今回も商業指導育成対策事業費という名目で計上させていただいておりますけれども、今お話ありました部分も含めて今後内容の部分の精査させていただければなと思っております。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 100万円というお金は大きいと思うのです。それで、今連合ということで、連合商店街101店ほど多分おられると思うのですが、ここに加盟していないところもあるわけです。それで、名寄の商店街、特に中心部を中心に各個店の売り上げも落ちてきて、余裕がなくなっているというのわかるのですけれども、単に大売り出しで現金が当たると。特に抽せん会で、それらが大体トータル70万円とか、残りの30万円が印刷費に回るのかなというふうに私思っているのですが、今の御説明ではそれぞれ各個店からお金を出していただいているというふうに言われているのですが、個店の売り上げにどれだけ効果があるのかと。これがちょっと不透明だということもありますし、重複しますけれども、市内には加盟していない個店もあるのだということです。それで、販売促進事業というのであれば、町中に人を呼び込む企画、こういったものをやっぱりもっと工夫して組み立てるといって、そういう努力が必要ではないかと。それが強いて言う、長い目で見ると商店街の発展につながるのではないかとこのように思いますので、こ

の辺についてお答えいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 例年実施させていただいております大売り出しの部分なのですが、以前は、昨年から内容を検証させていただいて、大売り出しの方法を変更させていただいたのですが、その部分については一昨年まではそれぞれの参加の店舗のところで購入いただいた金額に基づいて抽せん券を配付するというような形にさせていただいたところでもあります。そうすると、参加する個店の中でも正直言います御利用がない店舗もあったということで、多くの参加している店舗の利用率を高めたいということで、昨年からスタンプラリー形式にさせていただきました。このスタンプラリー形式というのは、昨年から実施させていただいたわけなのですけれども、6店舗を御利用いただいて初めて抽せんをする権利が得られるということで、その6店舗も別々の6店舗ということで、そういったことでそれぞれの店舗も500円以上の御利用をいただいた店舗についてスタンプラリーの判こを押すということに伴いまして、昨年の結果を踏まえまして参加店舗の中の利用率が99%御利用いただいたということで、昨年からそういった工夫をさせていただいて、参加店の多くの店舗を御利用いただくということとそれらに基づきまして抽せんという部分で消費喚起も含めてさせていただいているというような工夫をさせていただいて、今回2年目ということで実施させていただきたいということで考えております。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 先ほども申し上げましたが、商業指導育成対策事業費という、やっぱりこの名目にそごうような商店街の活性化をぜひ求めたいというふうに思いますから、こら辺についてはもう少し工夫しながらこれ以降取り組みをお願いしたいというふうに私のほうから要望を

申し上げたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第13 議案第21号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第21号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ39万4,000円を追加をし、予算総額を38億665万円に、直診勘定におきまして歳入歳出それぞれ18万2,000円を追加をし、予算総額2億1,913万2,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものについて保険事業勘定の歳出から申し上げます。保健事業費では、特定健康診査等事業費として39万4,000円を追加しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。2款国庫支出金では、保健事業に係る特別調

整交付金として39万4,000円を追加しようとするものでございます。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。

1款総務費では需用費等で23万3,000円を追加をし、2款医業費では医療器械器具費等で5万1,000円を減額しようとするものでございます。

次に、直診勘定の歳入について申し上げます。

1款診療収入では診療報酬収入等で18万2,000円を追加をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第14 議案第22号 平成27年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第22号 平成27年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ188万9,000円を追加をし、予

算総額を24億4,671万9,000円にしようとするものでございます。

補正の内容につきまして歳出から申し上げます。2款保険給付費におきまして介護予防サービス計画給付費の増に伴い177万7,000円を追加しようとするものでございます。

また、3款地域支援事業費におきまして介護予防・日常生活支援総合事業に係る生活支援体制整備事業費に11万2,000円を追加しようとするものでございます。

次に、歳入につきましては、9款繰越金におきまして歳出と同額の188万9,000円を追加しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第15 議案第23号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第23号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、

提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、下水道管渠施設の臨時的な修繕費用について補正をしようとするものであり、歳入歳出にそれぞれ240万円を追加をし、予算総額を12億2,695万4,000円にしようとするものでございます。

まず、歳出について申し上げます。1款下水道事業費では、下水道管渠施設である取りつけ管などの修繕費用の増により修繕料として240万円を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。4款繰入金では、歳入歳出予算調整のため一般会計繰入金に240万円を追加しようとするものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正では、風連浄水管理センター等維持運転管理業務委託料を追加し、限度額を1,697万円にしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第16 議案第24号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたし

ます。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第24号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の追加を行うものであり、個別排水処理施設保守点検清掃業務委託料の限度額を2,640万円にしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第17 議案第25号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第25号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ148万8,000円を減額し、予算総額を3億7,839万6,0

00円にしようとするものでございます。

補正の主なものについて歳出から申し上げます。2款後期高齢者医療広域連合納付金では事務費負担分について平成26年度の精算により153万8,000円を減額し、1款総務費では通信運搬費に5万円を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。2款繰入金では、一般会計からの事務費繰入金について平成26年度の事務費負担分の精算などにより148万8,000円を減額しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第18 議案第26号 平成27年度名寄市病院事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第26号 平成27年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、市立総合病院において医療事故

に伴う損害賠償等のほか院内保育所改築工事が入札不調となり、冬期間工事は夏期に比べ費用を要すること等から改築工事を来年度に行うこととし、工事費、企業債収入について補正しようとするものでございます。

補正の内容について収益的収支から申し上げます。1款病院事業収益では、医療事故賠償に係る保険会社からの損害賠償保険金として700万円を追加をし、総額を95億7,373万4,000円にしようとするものでございます。

次に、2款病院事業費用では、保育施設費、賃金として50万円を、医療事故賠償金として700万円を追加をし、総額を98億5,613万8,000円にしようとするものでございます。

次に、資本的収支について申し上げます。3款資本的収入では、企業債収入で医療機器整備費、院内保育所改築事業費として8,820万円を減額し、総額を8億4,474万7,000円にしようとするものでございます。

次に、4款資本的支出では、医療機器購入費で2,000万円を、血管造影装置用電源工事で2,916万円を、修学資金貸付金で622万円それぞれ追加をし、院内保育所改築工事費で1億3,730万円を減額し、総額を12億3,976万3,000円にしようとするものでございます。

次に、重要な資産の取得の設定について申し上げます。院内保育所改築工事を来年度執行としたことから院内保育所を消去し、また経年劣化により更新が必要となった手術室透視装置を設定するものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第19 議案第27号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第27号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成24年8月に公布をされた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険等の一部を改正する法律の一部の規定が平成27年10月1日から施行されることを受けて、政令等の関係法令が平成27年9月30日付で公布をされたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第20 報告第1号、報告第2号及び報告第3号 専決処分した事件の報告について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 報告第1号から報告第3号までの専決処分をした事件の報告について、一括して御報告を申し上げます。

1件目の事故の内容は、平成27年5月27日午前10時40分ごろ、名寄市西6条南8丁目、名寄調剤薬局南側駐車場におきまして健康福祉部所管の公用車が駐車をしようとしたところ、隣に駐車をしていた相手方車両に接触をし、破損したものでございます。過失割合は本市が100%であり、相手方車両の修理代として本市が10万2,907円を負担をすることで示談が成立をし、和解をしたところでございます。

2件目の事故の内容は、平成27年7月13日午前3時5分ごろ、名寄市大通南9丁目道道交差点におきまして総務部所管の公用車が交差点を赤信号で直進をしたため、左方から直進してきた相手方車両と交差点内で衝突をし、破損したものでございます。過失割合は本市が100%であり、相手方車両の修理代として60万円を負担することで示談が成立をし、和解をしたところでございます。

3件目の事故の内容は、平成27年10月6日午後2時ゼロ分ごろ、名寄市風連町南町73番地の国道交差点におきまして建設水道部所管の公用車が道路清掃の作業のため清掃車を後退させた

ころ、後ろにいた相手方車両に気づかず接触をし、破損したものでございます。過失割合は本市が100%であり、相手方車両の修理代として本市が27万7,000円を負担をすることで示談が成立をし、和解したところでございます。

以上、3件を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、報告第1号外2件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

報告第1号、報告第2号及び報告第3号を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時55分

○議長(黒井 徹議員) 再開します。

日程第21 地方創生総合戦略検討特別委員会の報告についてを議題といたします。

経過並びに結果の報告を求めます。

地方創生総合戦略検討特別委員会、佐藤靖委員長。

○地方創生総合戦略検討特別委員長(佐藤 靖議員) 平成27年第2回定例会におきまして地方創生総合戦略の重要性を強く認識し、諸施策への対応を検討することを目的に設置されました地方創生総合戦略検討特別委員会の経過及び結果について御報告申し上げます。

委員会は、同計画を所管する白田総務部長を初め各関係職員の出席を願い、6月15日、7月9日、9月14日、9月29日、10月26日の5回開催いたしました。

第1回委員会では、正副委員長の互選を行い、

委員長に私佐藤が、副委員長に川村幸栄委員が選出されました。

第2回委員会では、地方創生総合戦略の基本的考え方と設置された名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会の状況について報告を受け、委員会としては将来の名寄市を大きく左右するとともに、第2次名寄市総合計画にも影響する課題であることから、必要に応じて委員会を開催することを確認しました。

その後名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会内での協議によって、地方創生総合戦略の方向性が一定程度定まったことから、中間報告を兼ねて第3回委員会を開催し、基本的考え方、位置づけ、総合計画との関係、計画期間、計画の検証と改定、国や北海道総合戦略との関係、103項目の具体的施策などについて説明を受けました。

各委員及び委員外議員からは、出生率向上の環境づくり、新規就農者への支援、予算展望、広域連携、名寄産業高校名農キャンパスの位置づけ、高齢者対策、移住者と市内在住市民との施策の整合性など幅広い質問があり、各所管部長から現状説明がありました。

第4回委員会は、名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの最終案がまとまったことから開催し、第3回委員会後の協議検討による改正点、人口ビジョンについて説明がありました。

各委員からは、財源確保、外国人定住策、満足度の数値根拠、女性の声の反映などについての質問があり、各担当職員から基本的考え方が示されました。

同検討を経て市側がパブリックコメント作業に入ることを了承、国、道への報告作業に入る直前の10月26日に第5回委員会を開催し、同23日現在でパブリックコメントが2件、まちづくり懇談会でも同じく2件の意見があったとの報告を受けた後、各委員から基幹産業の振興、今後のス

ケジュール、新年度予算への反映にかかわる質疑が行われました。

委員会といたしましては、10月末をもって国、道への報告作業に入ることが確認されたことに加え、本日の本会議後に開催される議員協議会から個別具体事業について協議がされることから、当委員会の果たすべき役割は終了したものであるという認識で一致しました。しかし、パブリックコメント期間中であること、状況の変化に対応できる体制を維持する必要があること、あるいは不慮の事態に対応するため、第4回定例会開会前日、昨11月29日まで委員会を存続させ、定例会開会をもって地方創生総合戦略検討特別委員会を解散とすることを確認したところです。

この間真摯な議論をいただきました委員及び委員外議員に感謝を申し上げますとともに、資料作成や詳細説明に御尽力をいただきました白田総務部長を初め関係職員にお礼を申し上げ、地方創生総合戦略検討特別委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。以上で委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告をもって地方創生総合戦略検討特別委員会を解散いたします。

正副委員長は自席にお戻りください。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時01分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、明日12月1日から12月10日までの10日間を休会といたしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。
よって、明日12月1日から12月10日までの10日間を休会とすることに決定をいたしました。

○議長(黒井 徹議員) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれをもちまして散会といたします。
御苦労さまでした。

散会 午後 2時01分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 山 崎 真由美

署名議員 高 橋 伸 典

平成27年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 平成27年12月11日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美
書 記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
副 市 長 久 保 和 幸 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 白 田 進 君
市 民 部 長 三 島 裕 二 君
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
経 済 部 長 川 田 弘 志 君
建設水道部長 中 村 勝 己 君
教 育 部 長 小 川 勇 人 君
市立総合病院 岡 村 弘 重 君
事 務 部 長
市 立 大 学 局 松 島 佳 寿 夫 君
こども・高齢者 馬 場 義 人 君
支 援 室 長
営 業 戦 略 室 長 水 間 剛 君
上 下 水 道 室 長 天 野 信 二 君
会 計 室 長 常 本 史 之 君
監 査 委 員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員（18名）

議 長 17番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 靖 議員
1 番 浜 田 康 子 議員
2 番 山 崎 真 由 美 議員
3 番 野 田 三 樹 也 議員
4 番 東 川 孝 義 議員
5 番 川 村 幸 栄 議員
6 番 奥 村 英 俊 議員
7 番 高 野 美 枝 子 議員
8 番 佐 久 間 誠 議員
9 番 塩 田 昌 彦 議員
10番 川 口 京 二 議員
11番 山 田 典 幸 議員
12番 大 石 健 二 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 佐 々 木 寿 議員
18番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 益 塚 敏
書 記 久 保 敏

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

5番 川村幸栄議員

13番 熊谷吉正議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

若年世代のまちづくりへの意識を高める方策について外2件を、山崎真由美議員。

○2番（山崎真由美議員） おはようございます。議長の御指名を受けましたので、通告順に従い順次質問してまいります。

最初に、若年世代のまちづくりへの意識を高める方策について質問いたします。ことしもカレンダーが残り1枚となり、1年の振り返りと来年の計画を思い描く時期となりました。来年の名寄市においては、合併11年目となり、地方創生総合戦略の具体的な取り組みを初め第2次総合計画の策定など重要な1年になることが予想されます。また、18歳選挙権の導入など新たな取り組みもスタートすることが決まっております。

そこで、1点目として、この機会を好機と捉え、まちづくりへの意識を高める方策の一つとして、子供議会の開催についてお考えをお聞きいたします。名寄市自治基本条例には、第3章第11条において市民の権利及び役割として「市民は、まちづくりに参加する権利、知る権利及び学ぶ権利に基づいて、自らの意思により主体的にまちづくりに参加するものとする」とうたわれています。子供たちは当然市民であることから、年齢に応じた

まちづくり参加への機会提供があってもしかるべきものと考えます。市民としての子供にどのような姿を期待されているのかもあわせお聞きいたします。

2点目として、小中高校生を対象とした（仮称）まるごと名寄を語る会のような、いわゆる子供サミットの開催についてお聞きいたします。今までにも市長、教育長が各学校に出向き、児童生徒の話に耳を傾けられたり、時には給食をともにされる中で子供たちの声を聞き取り、まちづくりについての話題をわかりやすく提供いただいています。その活動をさらに進め、次世代を担う力の育成につなぐべく、子供たちそれぞれの経験や知識がまちづくりに反映され、一層ふるさと名寄への帰属意識を深めていくことができるような取り組みを求めます。

3点目は、18歳選挙権をきっかけとする政治への関心を高める取り組みについてお聞きいたします。新聞報道によると、高等学校によっては北海道選挙管理委員会による出前講座が行われているとのことですが、名寄市における取り組みはどのような状況にあるのか、現況についてお聞きいたします。

次に、保幼小中連携強化と地域の教育力活用について質問いたします。児童福祉法を根拠法令とし、保育を行うことを目的としている保育園に対し、学校教育法に基づき教育を目的とする幼稚園、小学校、中学校とでは設立の目的は異なりますが、一つの地域においてゼロ歳から義務教育を終了するまでのおよそ16年間にわたり一人の人間が育まれていく過程を考えると、それぞれの連携は必要不可欠であると考えます。

そこで、1点目として、名寄市において中学校区を一つの地域と見たときにそれぞれの地域の特徴を生かした連携がどのようになされているのか、その現況についてお聞きいたします。

また、連携の中ではゲストティーチャーや安全、安心サポートなど地域の人材が活用されている実

態もあると思います。その状況についてお聞かせください。

2点目は、小中一貫教育導入についてであります。本定例会初日に市長から御報告いただきました行政報告の中にも小中学校教育の充実の一つとして智恵文小学校、智恵文中学校における小中一貫教育の実現に向けた研修がなされた旨報告がありました。そこで、名寄市における小中一貫教育導入に向けた考え方についてお聞きいたします。

3点目は、風連中央小学校の校舎改築についてであります。既に校舎等改築検討委員会が設置され、委員会も開催されています。小学校は、子供たちが教育を受ける場であることは改めて言葉にするまでもありませんが、風連地区において多くの教育施設があるわけではないことから、地域住民の関心は高く、期待を持って見守っています。名寄市内には、地域住民の交流にも対応しやすい校舎を持つ小学校もありますが、風連中央小学校等改築に関する基本理念と現在の状況及び今後の計画についてお聞きいたします。

最後に、性別にとらわれず、ともに活躍できる機会の拡充に向けて質問いたします。本市においても以前から男女共同参画推進計画ののっとり種々事業が進められてきております。また、今回男女共同参画推進条例が制定されたことにより、意識改革も含めお互いの人格を尊重し合える社会の実現へとさらに前進していくものと考えます。

そこで、まず1点目は、本市における職員採用の現況と考え方についてお聞きいたします。庁舎内正規職員と臨時職員の男女別就業の状況、保育所及び名寄市立総合病院における男女別就業の状況についてお聞かせください。

2点目は、民間企業における男女就業比率の実態についてであります。名寄市内における主な企業はどのような状況にあるのでしょうか。当然男女の特質に応じ、男性中心の就労が多い企業、また反対に女性の就労が多い企業もあると思われます。その企業に対し、男女共同参画推進条例の基

本理念を推奨すべく、市としてどのような働きかけをなされていくのか、その点についてお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） おはようございます。ただいま山崎議員からは、大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目の1及び大項目の3につきましては私のほうから、大項目の2につきましては教育部長のほうからそれぞれ答弁となりますので、よろしくお聞きいたします。

初めに、大項目の1、若年世代のまちづくりへの意識を高める方策について、小項目の1、子供議会の考え方及び小項目の2、小中高生を対象としたまるごと名寄を語る会につきまして、あわせて申し上げます。まず、市民としての子供に期待する姿についてであります。子供は地域の宝であり、また次代の大切な担い手としてその健全育成が市民全体の願いであると考えております。特に少子高齢化が進む中で、さきに策定をしました総合戦略の中では、基本目標の一つにここで育て、ここで育ててよかったと言えるまち、ここで住み続けたいと思うまちを掲げたように、本市が有する豊かな自然環境や教育環境の中で、知、徳、体の調和のとれた発達はもとより、地域への誇りやふるさとへの愛着を育み、将来は本市のまちづくりへの高い関心や主体的なかかわりを持った人物となることを願っており、個々の子供がそれぞれの成長過程におきまして着実かつ健全に成長する姿を期待するものであります。

次に、子供議会についての考え方でございますが、近隣の自治体では土別市におきまして取り組みがなされております。その趣旨としましては、市内中学生のまちづくりなどへの興味、関心を育み、子供の自由な発想を生かした意見、要望を市政へ反映させることを目的としており、先ほど子供に期待する姿として申し上げました地域への思いやまちづくりの主体としての自覚につながる取

り組みの一つであると考えているところであります。この間本市におきましても過去に全小中学校におきまして市長、教育長との懇談会を実施しており、市長や教育長とじかに懇談することでまちづくりへの関心を育ててきた経緯がございます。また、議員からは（仮称）まるごと名寄を語る会の御提案をいただきました。同様の趣旨での提案と受けとめておりますが、他自治体では子供サミットとして子供間で意見を交わす取り組みなどを実践している例もございます。これらのことから、本市の取り組みを検証し、他自治体の取り組みも調査しながら、まちづくりに対し子供たちの声を反映させ、また成長の糧となる方策を研究してまいります。

次に、小項目の3、18歳選挙権をきっかけとする政治への関心を高める取り組みについてでございますが、これにつきましては名寄市選挙管理委員会の所管となりますので、同委員会の事務局として申し上げたいというふうに思います。議員お話しのとおり、本年6月19日に公布をされました改正公職選挙法により選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、来年7月に執行予定の参議院議員通常選挙から適用される見込みとなりました。御存じのとおり、選挙への対応につきましては、国と地方自治体あるいは各級の選挙管理委員会が連携しながらそれぞれの役割のもとに進められておりまして、今回の選挙制度にかかわる内容については国が主体的に進めるものと認識しております。

まず、国レベルにおける選挙権の拡大される対象者向けの取り組みについてでございますが、総務省と文部科学省が連携をしまして高校生を対象とする副教材を作成いたしました。この副教材につきましては、政治や選挙に関する知識を身につけ、関心を持ってもらうように選挙制度の解説や模擬選挙などの参加実践型の学習事例を掲載するとともに、選挙に関しての留意事項をまとめた内容となっております。今後高等学校におきましてこの副教

材を活用し、選挙制度に対する必要な知識と判断力の習熟を図る教育が進められるものと考えております。また、道レベルでは、北海道選挙管理委員会が高校生を対象に選挙の仕組みや投票参加の意義について理解を深め、将来の政治参加を促すきっかけとすることを目的に選挙啓発高校生出前講座を実施しており、本市の高等学校におきましても1校は11月に実施をしており、もう一校につきましても来年1月に実施するとのこととあります。このように今回の法改正への対応につきましては、国や道、さらには道選管と道教委の連携による取り組みが基本と考えておりますが、市選管といたしましても市広報やホームページなどを活用しながら、高校生はもとより市立大学の学生など今回の法改正により新たに有権者となる方の適正な選挙執行に資するため、基本的な選挙制度の周知や啓発活動の取り組みを進めてまいります。

続きまして、大項目3、性別にとらわれず、ともに活躍できる機会の拡大に向けて、小項目1、名寄市の職員採用の状況と採用における考え方について申し上げます。なお、大学教員と消防職員につきましては除いての報告とさせていただきますので、御了承いただきたいというふうに思います。

まず、一般行政職における男女の割合についてでございますが、保育所、病院以外の正規職員及び臨時、非常勤職員全体では男性307人、女性296人で、比率にしますと男性51%、女性49%になり、ほぼ同じ割合となっております。その内訳につきましては、正規職員においては男性216人、女性96人で、比率にしますと男性69%、女性31%で男性が多く、臨時、非常勤職員におきましては男性91人、女性200人で、比率にしますと男性31%、女性69%となり、女性が多くなっております。また、臨時、非常勤職員をさらに分類いたしますと、嘱託職員においては男性31%、女性69%、常勤の臨時職員につきましては男性48%、女性52%となり、その

他の短時間勤務などの臨時職員においては男性8%、女性92%でいずれも女性が多くなっております。一般行政職の採用の考え方についてであります。正規職員につきましてはこれまで男女を問わず原則成績と人物主義により優秀な人材の確保に努めているところですが、近年の学生数の減少や都市部志向などから、地方を志望する受験者数が減少していることや市内におきましても民間採用が回復傾向にあり、特に女性受験者数が少ないことなどから、女性職員の割合が伸び悩んでいる結果となっております。また、臨時、非常勤職員につきましても同様に男女を問わず募集をしているものの、事務補助や短時間労働が主となるため、女性が多くを占める結果につながっているものと思われまます。

次に、保育所職場における男女の割合についてですが、正規職員24人、臨時、非常勤職員51人の計75人のうち正規職員、臨時、非常勤職員ともに男性職員は2名となっております。正規職員の採用につきましては、基本的に退職者補充とし、こちらも男女を問わず募集をしているところではありますが、男性の応募についてはなかなかない状況でございます。また、臨時、非常勤につきましても同様であります。有資格者などの要件により男性の応募についてはまれな状況にあるということでもあります。

続いて、病院の看護師についてであります。市立病院では毎年度年度初めの採用のほか、年間を通して随時採用を行っております。学業成績や採用試験時の結果をもとに人物本位の選考を総合的に行っております。男女によって異なる採用基準を設けることや男女比率を考慮しての採用などは行っておりませんが、資格の特性上女性の受験者が多くなっております。臨時、非常勤の職員についても同様でございます。いずれにいたしましても、性別にとらわれることなく職場に適し、活躍できる優秀な人材の確保に努めてまいります。

次に、小項目の2、民間企業における男女就業比率の実態についてお答えをいたします。市内民間企業における各種労働実態につきましては、市が隔年ごとに実施し、平成26年度に取りまとめました名寄市の労働実態によりまますと、全従業員の男女の割合につきましては男性55.8%、女性44.2%、これを雇用形態別に見ますと常雇従業員の割合は男性67.4%、女性32.6%、季節、臨時、パートでの割合につきましては男性29.7%、女性70.3%となっております。

雇用に係る男女共同参画に関する国の取り組みにつきましては、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とした女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が本年8月に成立し、来年4月1日の施行日までに301人以上の労働者を雇用する事業主については自社の女性の活躍に関する状況把握や改善すべき事情に関する分析を行い、定量的目標や取り組みについて定める事業主行動計画を策定することが定められるとともに、対象事業所以外におきましても事業主行動計画を策定することが努力義務として求められております。また、女性の活躍の取り組みがすぐれた企業を国が認定し、事業入札で受注機会をふやす優遇策も盛り込まれるなど、国においてはこれらの新たな取り組みを実施することにより雇用機会の均等の実現を目指すとともに、女性が活躍できる社会を目指すこととしております。

本市といたしましてもこれまで名寄市男女共同参画推進計画に基づき、職場における男女共同参画の促進を図るために、女性の職域拡大と積極的登用、育児、介護休業制度の充実と柔軟な勤務形態の整備などに関しまして市内企業へパンフレットを配布するなど取り組みを進めてきたところでありますが、女性活躍推進法や今定例会において可決をいただきました名寄市男女共同参画推進条例の理念にのっとり、国や北海道、事業主などと連携をしながら女性がその個性と能力を十分に発

揮して職業生活において活躍できるよう必要な施策を実施する責務を有していると認識しておりますことから、新たな男女共同参画推進計画の策定に向けまして雇用における男女の均等な機会と待遇の確保に関する取り組みについても検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目2、保幼小中連携強化と地域の教育力活用について、小項目1、地域の特徴を生かした連携についてお答えいたします。

学校の教育活動を進めるに当たっては、学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることにより学校生活をより豊かにするとともに、児童の人間関係や経験を広げるなど広い視野に立った適切な教育活動を進めていくことが必要です。本市における学校間の連携の具体的な例といたしましては、小中学校の生徒指導の充実を図るために、名寄市小中学校生徒指導連絡協議会において学校間の情報交流や研修会などを実施しております。また、小中学校の学習指導の充実を図るために、小中学校相互の授業参観や中学校教諭による小学校への音楽科の指導などの出前授業が行われております。また、道教委指定の学校力向上に関する総合実践事業の指定を受け、名寄小学校を実践指定校に名寄南小学校、名寄東小学校、名寄西小学校、風連中央小学校の小学校4校と市内の全ての中学校4校を近隣実践指定校とし、各校の日常実践や校内研修の様子を交流するなどして連携を深めております。

保育所、幼稚園と小中高等学校の連携につきましては、小学校教諭が近隣幼稚園、保育所の行事、参観日に参加したり、教員、指導者の交流会や入学児童の引き継ぎを行ったりするなど、それぞれの教育段階の役割を再確認し、連携を深めてきております。また、幼稚園、小学校、中学校間での運動会等の行事を通じた交流や小学校が高校と連

携し、協力し合う農園での栽培活動、1、2年生の生活科で幼稚園、保育所の園児を学校に招待する交流会等を行っております。とりわけ智恵文地区では、生活科の学習で保育所園児を招待していることに加え、智恵文公民館と連携した有朋学級、敬老会で智恵文地区の保育所、小学校、中学校の子供たちが遊戯や合唱、器楽演奏等を披露したりするなど連携を深めております。また、風連地区では、身近な自然や人との触れ合いを深める森林教室に小学校と保育所児童と一緒に参加するなどの交流を深めております。これらの活動を通じ学校全体が活性化するとともに、児童生徒が幅広い体験を得て視野を広げることにより、豊かな人間形成に努めてきております。

次に、地域の人材活用の状況についてですが、学校の教育活動を進めるに当たっては、児童の学習に協力することのできる地域の人材等を考慮し、教育活動を展開することが必要となっております。本市においては、自然環境や人材などの教育資源を生かしながら、特色のある多様な教育活動を展開し、児童生徒が意欲的に学校生活に取り組むことができる特色ある学校づくりの推進に努めております。本市における人材活用の状況につきましては、各教科の指導では中学校の体育科での柔道の指導を初め小学校の国語科、算数科の放課後学習の指導の補助や絵本の読み聞かせ、体育科での水泳学習やスキー学習、カーリング、家庭科でのミシンの使い方などさまざまな場面で指導の補助として活用していただいております。また、道徳や特別活動、総合的な学習の時間では、高齢者大学や社会福祉協議会、商工会議所、観光協会の方を講師に招いたり、地域の自然や農業について専門的な経験や技能を持った方々の活用を図ったりもしております。とりわけ智恵文地区おきましては、トランポリンや陶芸の専門家の方の指導を受けたり、ひまわり太鼓の保存会の方に指導の協力をいただいたりしております。風連地区におきましては、風連獅子舞について地域の方に教えてい

ただいたり、地域の人、自然、社会にかかわる体験的、探求的な活動として地域のかたるクラブの方と百人一首をしたり、瑞生大学の方による茶道を体験する取り組み等が行われております。

次に、小項目2、小中一貫教育についてですが、近年全国において子供が小学校から中学校へ進学した際に、新しい環境での学習や生活へうまく適応できず、不登校等の問題行動につながっていく事態、いわゆる中1ギャップが指摘されるようになりました。この中1ギャップの主な原因としては、小学校は学級担任制であるのに対し、中学校は教科担任制であるなど授業形態に違いがあることや中学校では小学校よりも規則に基づいたより厳しい生徒指導が行われる傾向にあること、また生徒が小学校のときの学習上、生徒指導上の問題が中学校と十分に共有されていないことなどが挙げられております。こうした中1ギャップを初めそのほかのさまざまな教育上の課題に対応し、小中学校の円滑な接続を図るため、各地で小中連携一貫教育が推進されるようになりました。この取り組みの主な成果としては、不登校の出現率の減少、学力の向上、児童生徒の規範意識の向上、教職員の指導方法改善の意欲の高まりなどが報告されております。

このように小中連携一貫教育が進む中、本市においても4つの中学校区を単位として小中連携を推進し、小中合同の行事、小学6年生の中学校体験入学、中学校教師による小学校への出前授業、参観日の授業参観交流等の取り組みを通して小中学校の円滑な接続を図っております。特に智恵文小学校と智恵文中学校につきましては、従前より地域の人、物、自然を生かした特色ある教育活動に取り組み、子供たちの生きる力の育成に大きな成果を上げております。また、運動会、体育祭も合同で実施したり、小学校と中学校のPTAや組織を一本化するなど小中連携や学校と地域の連携が進んでおります。さらに、智恵文地区の学校は小規模校の小学校1校と中学校1校であり、一層

連携を深めるための条件が整っていることから、小中一貫教育を推進する素地は十分にできていると考え、本市の小中一貫教育のモデル的な取り組みを進めてまいりました。具体的には、10月28日に先進校である沼田小学校、沼田中学校で行われた沼田町一貫・連携教育公開研究大会に参加をしてきております。また、小中一貫教育の取り組みの充実に向け、3年次計画を立案し、全国学力・学習状況調査や体育・運動能力調査等の結果に基づき、目指す児童生徒の姿を明確にする部会と両校の学校教育目標や年次の重点教育目標、校内研究主題等を踏まえ、小中学校の指導の円滑な接続を目指す教育活動を展開する部会を組織し、取り組みを進めております。今後教育委員会といたしましては、本市のそれぞれの学校や地域の実情や要望等を踏まえた上で、小中一貫教育を推進する智恵文地区の取り組みの成果をほかの学校や地域に還流していただき、ほかの地区における小中連携の取り組み等の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、小項目3、風連中央小学校の校舎改築についてお答えいたします。風連中央小学校の校舎等の改築については、本年度が基本設計、来年度が実施設計、平成29年度から平成30年度にかけて本体工事という予定で校舎等の改築が計画されております。本年9月に名寄南小学校と同様にプロポーザル方式により基本設計の実施業者を選定しましたが、基本設計を進めるに当たっての課題として、1つ目には自然災害や防災対策、環境負担の軽減を重視した施設のあり方など学校として重視しなければならない課題とその対処方法について、2つ目はオープン教室や少人数指導学習への対応など教育の多様化と機能性を重視し、学ぶ意欲を育てる施設整備、3つ目としては周辺環境への配慮、児童や地域住民の利用しやすい施設配置など地域と融合した施設整備、4つ目には独自に提案したい事項の4点を改築に当たっての検討課題と設定し、基本設計を進めることといた

しました。10月には、風連中央小学校校舎等改築検討委員会を設置し、検討を行っていますが、現在児童、保護者や教職員を対象に実施したアンケート調査などをもとに新校舎のあり方などについて検討している段階であります。

地域に果たす役割ですが、新校舎については従来と同様に学校開放事業により屋内体育館などを地域住民に開放する方向で検討していることはもちろんであります。近隣には児童クラブや図書館風連分館、陶芸センターなどの教育施設が配置されていることから、風連中央小学校を中心とした風連地区の教育施設ゾーンという考え方を持ちながら、将来的な各施設の利用形態も視野に入れ、施設のコンパクト化や集約化も含めながら検討していく方向であると考えておりますので、御理解願います。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 御答弁いただきました内容の1点目について再度質問させていただきます。

子供議会、それから仮称ということでもるごと名寄を語る会というふうに名前をつけさせていただきましたけれども、今までにも名寄で取り組まれている状況についても御答弁いただきましたが、それらのものにつきましては、一つの事業を行うことが目的ではなく、その事業に取り組むまでのプロセスですとか、その事業に参加した児童生徒がどのような状況でその後生きていくのか、また周囲の仲間にもその状況をどのように伝えていくのかという継続的な取り組みが重要であると思えます。それこそが名寄市を考えるきっかけになっていくと思えますので、その事業を立ち上げる、事業を終息させていくということに関してのプロセスを大事にした取り組みについて、学校教育との連携ということも必要になってくるかとは思いますが、またその学校教育とは違う角度から、名寄市としての具体的なかかわり方をどのよ

うに想定されているのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 山崎議員のほうから今後の取り組みに当たっての留意事項といいますか、こういうところにぜひ配慮いただきたいということの御提案も含めてだというふうに思っています。この間取り組んできました例えば市長、教育長の学校訪問につきましても子供たちの意見をじかに受けてきて、それについては各部局のほうにもおつなぎをいただきながら、その声については反映できる旨は反映をするというような、そんな形をとらせていただいておりますので、そういった意味では聞くだけではなく、その後の対応も含めて取り組みをさせていただいたということでも御理解いただきたいと思えます。

今言われましたように、先ほどの答弁でも申しましたように、具体的にどういう方策がいいかについては今後さらに検討させていただきたいというふうに思っております。ただ、山崎議員が言われるように、そのときの一過性のものということではなくて、取り組むに当たってはしっかりとその目標や、あるいは組み立ても含めて考える必要があると思えます。例えば子供議会であれば、あるいはほかのほうもそうですけれども、そこに参加する方についてやはり限定をされるというような課題もあると思えますので、そこについては参加するまでのほかの子供たちのかかわりですとか、あるいは実施した後、事後の他の子供たちへの広がりというのでしょうか、つながりというのでしょうか、そういったところも含めてどのような方法があるのか改めて調査をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 具体的なところでお伺いいたします。

今まで取り組みがなされた中で、例えば子供た

ちに還元されるような報告書のようなものの提示はございましたでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 特段その取り組みに対しての報告書というのは私の知る範囲ではまとめているのかと思いますが、ただ市の取り組みにつきましても、これは広報あるいはホームページがあります。あるいは、場合によってはマスコミへの投げ込みというのも、ちょっと言葉悪いかもしれませんが、そういったものも通じながら、取り組みについては広く周知することについても努めてきているということで御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 一定の報告書、広報を通じて、市のホームページを通じてということについては、さまざまな事業の報告についてその取り組みがなされておりますので、理解はいたしますけれども、なかなか中学生がそのものを配布されたときに興味を持って見るかという厳しい状況があると思いますので、特に何か事業を起こされるときに子供たちが例えば発言するのであれば、その発言がどのような背景から発言されようとしているのか、その発言のつながりがどこにあるのか等を含めて、一つの担当部署だけではなく、地域住民も巻き込んだ形の方策を考えていただけるように要望したいと思っています。例えば前にも発言させていただきましたけれども、子ども会等もございますので、広い視野で子供を育てる、子供に名寄市のまちづくりについての考え方を深めていただくということを提供していただきたいというふうに思っています。

このことについては、そのようにお願いして終わりにしたいと思いますが、次に18歳選挙権についての話をさせていただきます。総務省と文科省のほうで副教材が作成されているというお話が出てきましたけれども、18歳の方たちは全てが高等学校在籍ということではありません。そうい

う方たちへの働きかけについてお伺いいたします。具体的に何かありますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 前段に先ほどの答弁の中で1つ私勘違いしている部分がありましたので、ちょっと補足をさせていただきたいと思いません。

取り組みに対する報告書というところでありませうけれども、これ市長が高校生と意見交換をしたことがございます。その内容については、今現在進めている総合計画の中でも議論をしたという経過がありますけれども、これについては報告書としてまとめてホームページなどでも公表させていただいた経緯があるということでありましたので、ちょっと先ほど失念しておりましたので、あわせて報告させていただきたいというふうに思います。

それと、18歳選挙権、全てが高校に通っているわけではない。働いている方もおられるということでもありますので、そこについては私どもも注意を払わなければいけないというふうに思っておりますが、先ほども申し上げましたようにまず選挙制度そのものの大幅な改革ということでもありますので、ここはやはり国のほうで全国民に向かって、特に今回拡大された方に対して強くPRをしていただく必要があるだろうというふうに思っています。そういった意味では、総務省のホームページの中でもいろんな取り組みが書かれています。シンポジウムをやるですとか、そういう取り組みがありますし、恐らくマスコミなども使ってこの後も広く周知されるというふうに思っています。1つは、そういう国の取り組みをしっかりと進めてもらうというのがあると思いますが、これは市としても市民に対する周知という義務が、責任があると思っていますので、ここは市の中でもさまざまな周知方法がございます。これは、先ほど申し上げましたように広報があったり、ホームページがあったりしますし、選管のほうでは選挙公報などもありますので、そういった方法を使

いながら広く対象者の方に働きかけていきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 国の取り組み、道の取り組みということで、名寄市単独ではないということについては十分理解しております。ですが、名寄市に住む人たちにとって身近なところの市からの情報提供というものの重さというものは、やはり理解しやすいところで受けとめ方も違ってくると思いますので、選挙云々ということよりも主権者としての自分がどうあるべきかということも含めて提供をお願いしたいというふうに思っています。いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ここは民主主義の最大の権利といいますか、国政あるいは市政への参加の最大のところがこの選挙なんかが一つであるというように思っておりますので、議員が言われますように市民に広く周知をするということはもとより、そういった意義についてもしっかり周知をしていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。具体的な方策については、さらに選管の中でも議論をさせていただきまして、取り組んでまいりたいと考えています。御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 今後しっかり取り組みについて応援する気持ちも含めながら見守りをさせていただきたいと思っております。

次に、保幼小中連携の部分について御質問いたします。先ほど生徒指導連絡協議会ですとか、小中学校における授業参観の交流ですとか、そういう部分の御答弁をいただきましたけれども、やはり今までは幼稚園から中学校というところの連携が多かったのではないかと考えております。そこに保育所というところのかかわりが必要であるというふうに考えましたのは、やはり今どうしても

外すことのできない大きな問題として持ち上がっているいじめ、不登校の問題に絡むと思うからです。幼い時代を過ごした心の許せる保育士さん、幼稚園の先生との触れ合いの中で、成長したときに、思春期になったときに抱える悩みを少し打ち明けられるような状況がとれることを期待しての発言なのですが、この点について生徒指導連絡協議会に保育所の先生方は、保育士さんとはかわりを持たれておりますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今御質問ありました生徒指導連絡協議会の中で保育士との関係ということですが、これは小中学校で児童生徒のいろんな指導といいますか、問題等々について協議をする場でありまして、これについては幼稚園、保育所等がかかわりを持っているというところはあります。ただ、名寄市におきましては、特別支援連携協議会という中で幼保との連携を持っているところがありますので、その点について御説明をさせていただければというふうに思いますが、よろしいでしょうか。本市の特別支援教育では、子供たちが一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援の充実を図るために幼稚園、保育所、小学校、中学校が連携した組織として名寄市特別支援連携協議会と、あと特別支援教育専門家チームが存在しております。特別支援連携協議会については、全ての幼稚園、保育所と小学校、中学校、また参加可能な高等学校の関係者、団体によって組織をされているところでございます。年4回の研修会では、お互いに連携を深めながら、本市の特別支援教育の現状と課題、今後の取り組みの方向性等について共通理解を深めてきているところであります。また、特別支援教育専門家チームにおいては、小学校、高等養護学校、大学の教員と教育委員会の職員によって構成していきまして、小中学校はもとよりお互いに連携を深めながら要請のあった幼稚園にも出向きながら巡回指導を行っているところであります。教育

委員会としましては、こういった連携も今後ともさらに強めていくために、健康福祉部等とも連携を図りながら、特別支援連携協議会等の活動を充実させて、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、関係機関、団体の相互の連携をより一層強めていくように取り組んでいきたいというふうに考えているところでありますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 特別支援連携協議会についての取り組みについては、うちは大学がありまして、そこに日本を代表するような専門家の先生方がいてくださいますので、専門家チームのスタッフも他の自治体に比べて本当に身近なところに優秀な先生方がいてくださることのメリットを感じているところですが、特別支援連携協議会、特別支援というのはある個人の支援について検討はするのですが、支援を受ける子供たちというのは40人いれば40人ともそれぞれの個性に応じた支援を受けるべき教育が必要になってくると思いますので、その点に関してさらに個別のというよりはそれぞれの子供たち一人一人に行き届いた支援がなされるように、より一層連携を求めていきたいというふうに思っています。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今議員からありましたとおり、幼稚園、保育所から小学校に上がるに当たって、一人一人の子供の状況に応じたものがしっかり連結されていくことが大切だというふうに考えているところでありますけれども、そうなりますとそれに対応する人材等も多く必要となってきます。そういった意味では、幼稚園、保育所、小学校との連携をしっかりとするために、今言いました特別支援連絡協議会が、これここ数年間の中でかなり強化をされていまして、先ほど言いました専門家チームにつきましても幼稚園からの要望も高まってきている状況がありまして、そういった意味では幼稚園、保育所、小学校との連

携は強くなってきていると感じていますので、その中でしっかりした体制をつくりながら、少しずつ広げていって、多くの子供たちが問題なくスムーズに小学校に入学できる、そしてまた小学校から中学校、中学校から高校に進めるような、そういった環境づくりについてきちんと視野に入れながら、今後も強化をしていきたいというふうに考えていますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 今以上に一層それぞれの保育士さん、担当とされる先生方が連携をとられる中で、子供たちを日常的に見守り、育ていただけるように強く求めておきたいと思っています。

それから次に、小中一貫教育についてですが、今までにも名寄市の中に小中学校というのがございましたが、小中学校と小中一貫教育校との違いについてどのように把握されているのかお尋ねいたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今まで風連日進小中学校が存在しておりました。昔にはよく小中学校、小規模校であったかというふうに思いますけれども、それにつきましては小学校、中学校がそれぞれの指導要領に基づいて授業等が行われているというふうに認識をしております。小中一貫校につきましては、9年間を通した教育をしっかりと子供に身につけさせるというところでは、中学校の先生が小学校6年生とか高学年のほうに授業を行ったりしながら、スムーズに6年間の中でその子をどう育てていくかという、そういった教育目標をしっかりと持ちながら進めていくところだというふうに認識をしています。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 一つの建物の中で教育が行われていた小中学校の中では、おのずと9年間の教育課程が身近に感じられるので、学校の中の研究も含めてそのような状況が作り上げら

れてきていたと思いますが、今度の小中一貫教育については意図的に編成がされるというふうに思っています。校舎が別々であっても小中一貫教育は可能であるというふうに思うことから、今後例えば風連地区において風連中央小学校、下多寄小学校、風連中学校、3校の小中一貫教育ということに対して名寄市としてはどのようなお考えがありますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 小中一貫教育については、今議員からありましたように必ずしも同じ小中併置校で行うものではないというふうに思っています。先ほど答弁でも申しました智恵文地区におきましては、小学校、中学校が離れた地区にありますけれども、そういった中でこういった形で小中一貫教育ができるかというふうに検討をしているところであります。先ほど申し上げましたように、教員が行き来したり、会議の回数もふえてきますので、そういった面では教員の負担がふえてきますので、そこをどうほかの業務で効率化を図りながら負担がふえないようにできるのか、これも大きな課題だというふうに考えているところであります。

風連におきましては、ことしで東風連小学校は閉校しますので、その後におきましては中学校1校に対して小学校2校から行くということになりますので、智恵文地区の1校と1校とは違いました、さらに小学校が2校になりますから、先生方の移動なり、そういった連携も多くなりますので、やっぱりそういった課題も大きくあると思いますので、今進めています智恵文小学校、中学校の一貫教育をしっかり推進して、これが計画どおり実行できればその検証をしながら、風連地区においてどのような形でつくれるかというのを検討していきたいというふうに考えていますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） メリット、デメリット

ト両方考えられますし、物理的に厳しい条件もあると思いますけれども、子供たちが多くの先生方の人格に触れて、それを基礎に一生を自分の自己実現に向かって過ごしていくことを思うと、やはり風連地区の小中一貫教育についても検討に値するものと思っておりますので、今後よろしく願いしたいと求めておきたいと思っております。

最後に、男女がともに活躍できる機会の拡大に向けてのところでも質問させていただきました内容についてですが、御答弁いただきました就業状況については、特徴として臨時職員に女性の比率が高いというふうに受けとめました。この点に関して何か理由があるというふうにお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 先ほどの答弁の中にも申しましたけれども、非正規の職員のところについては恒常的という部分ではなくて、短期あるいは短時間の労働が多いという部分等がありますし、あるいは代替という意味合いも非常に多いということ、あるいは事務補助的な部分とか、そういういろんなさまざまな特性がありまして、どうしても女性が多くなるという状況になっているかというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） それぞれその仕事を求められる個人の立場、それからお考えが異なりますので、一概には申し上げることはできないと思いますけれども、やはり正規ではないところで働かざるを得ない女性の方たちにはそれがもとで生活が安定しない方もいらっしゃるのではないかと思います。女性の貧困を生んでいるものがここにどのような気もいたします。そこで、今後その点に関して正規に変更されるような部分というのは、臨時職員として採用された方を定期的に雇用されるということで職業の安定を図っていただけるような部分はございますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 職場に必要な職員に

については、これはこの間もお話ししていますように、行財政改革の中で毎年検証しながら検討させていただいているところがございます。ここは、一方では業務の効率化というところもありますので、正規職員で対応すべき職場、あるいは非正規の中で短時間の中で対応していただくというところについては、これは役所も一つの事業所でありますので、そういった考え方については持たざるを得ないのだろうなというふうに思っていますが、今申し上げましたように毎年必要なところについては正職なのか、非正規なのかについては判断をさせていただいておりますので、その中で正規が必要だという判断をしたところについては正規での対応をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 男性、女性にかかわらず、その仕事をするということに関しての責任は当然起こってまいりますので、それぞれの立場で仕事をされる方が職場環境安定する中で仕事をしていただけるような働きかけについては、雇用主としての名寄市としての働きかけを求めていきたいというふうに思っています。

その点にかかわって男女共同参画の考え方から申し上げますと、やはり女性の多い職場に働かれている男性、その逆の場合も含めて、その方たちを認め、励ますといえますか、そういうような表彰規定を設けている市がございました。先日行政視察で行かせていただきました倉敷市がそうでしたけれども、そういう男女共同参画の考え方についての企業に対しての働きかけ、表彰というような方法について、何か具体的な方策を持っておられるかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 先ほどの答弁で申し上げましたように、本定例会の中で男女共同参画

推進条例の議決をいただきました。大変ありがたく思っておりますけれども、この条例に基づいてこの後推進計画というものを策定していくようになります。この中で具体的に条例を推進するための方策について検討させていただきたいというふうに思っておりますので、ただいま山崎議員のほうから提案いただいた表彰制度も一つの方策として、その有効性等も含めてその計画の中で議論をさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 男女共同参画というのは、女性ばかりということでは決してありませんので、ともにどちらも働きやすい環境づくりについて、今後もしもできることをやらせていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

名寄市立大学の現状と将来展望について外2件を、東川孝義議員。

○4番（東川孝義議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、通告に従い、3件9項目について順次質問をさせていただきます。

最初に、名寄市立大学の現状と将来展望についてお伺いいたします。名寄市立大学の歴史は、前身である1960年、昭和35年に開学した名寄市立名寄短期大学に始まります。当時は3万5,000人余りの自治体がなぜ短期大学を設置したのか、その設置趣意書によると地理的観点から道北地域に女子校と育成機関が必要であることに加えて、農村部における小中学校の女子教員の不足への対応、また住民生活の向上にとって緊急と意識された栄養士、生活改善普及員などの養成が必要と計画されておりました。いわゆる道北に公立短期大学を設置するということは、同時に道北に文化センターを設置することであるとして、その地

域的役割を期待したのであります。その後数十年の歴史を刻んだ中で、社会構造や生活の変化、また価値観の多様化を反映して、保健、医療、福祉にかかわるニーズは増大し、食と健康のあり方、人々が社会生活を営む上で生ずる生活上の困難や障害解決に向けた対応、さらにはそれらにかかわる地域における現実的、実践的なあり方など、迫られる問題は多く、短期大学教育では限界があり、4年制大学移行への検討が行われました。具体的設置に向けては、短期大学内での検討委員会はもとより、行政、市議会議員による調査特別委員会の決議を経て、2006年、平成18年に保健福祉学部の3学科による4年制の大学として新たなスタートが切られました。栄養学科、看護学科、社会福祉学科は、社会のさまざまな領域において新しい知識、情報、技術などが重要性を増す中で、いずれも職業人の養成を目的に地域の生涯学習拠点として高等教育機関を目指す目的で設置されました。また、大学設置後10年の節目であります2016年度より短期大学の児童学科を社会保育学科として保健福祉学部のさらなる充実、発展に向けて期待されるところであります。

短期大学創立から大学設置まで、私の知り得る範囲で概略を申し上げましたが、それぞれの段階においては一口では言いあらわすことのできない御苦労があったとも聞いており、英断をされました先人の皆様方に改めて感謝とお礼を申し上げます。特に大学設置以降、名寄市内における経済的な波及効果ははかり知れないものがあり、今後もその財産を生かした中でより充実強化を図っていくことが私たちに与えられた使命でもあると思っております。

そこで、1点目の質問であります。私の理解不足もと思っておりますので、設置趣旨と現状の取り組み状況についてお伺いいたします。具体的な取り組み状況ですが、平成21年以降卒業生の市内、道内、道外への就職割合はどのように推移しているのかお聞きいたします。

また、国家試験及び資格取得状況の実態、さらには学科別の入試倍率並びに年3回実施されておりますオープンキャンパスの効果などについてお伺いをさせていただきます。

2点目に、社会保育学科設置に伴う将来展望についてお伺いいたします。社会保育学科の設置目的と現在志願状況について伺います。

また、学科変更に伴い活躍できる進路、取得可能な試験、資格、免許など幅が広がると思いますが、この点についてもお伺いをいたします。今後は、少子化の進展が進む中で、当然のことながら志願者の厳しさが予測されますが、名寄市立大学独自の特色あるカリキュラム、魅力づくりが重要と考えますが、将来展望も含めてお伺いいたします。

3点目に、地域連携の取り組みであります。現在の道北地域研究所並びに地域交流センターの取り組み状況についてお伺いいたします。

また、現在の学科を見るときに地域との関係がより重要であると思っておりますが、今後設置予定の市立大学コミュニティケア教育研究センター設置の目的と役割についてお伺いをいたします。

次に、大項目の2番目、マイナンバー制度の運用についてお伺いいたします。この内容につきましては、定例会初日の条例制定の中で質疑がありましたが、これから具体的に進めていく制度でもあり、市民の皆様からさまざまな御意見もいただいております。改めて質問をさせていただきます。マイナンバー制度は、住民票を有する全ての方に対して1人12桁の番号が与えられ、所得や受給状況が把握しやすくなり、負担を不当に逃れることや不正受給の防止に役立ち、年金や福祉の申請時に用意する書類が減るとも言われております。しかし、一方では個人情報流出が心配との声も聞いております。

そこで1点目に、通知カードの進捗状況と今後の対応についてお伺いいたします。マイナンバー制度を導入することにより、行政としてどのよう

なメリットが考えられるかお聞きします。

また、先般通知カードが戻ってきていると聞きましたが、保管期間はいつまでで、また受け取り拒否等についてはどのように対応されるのかお伺いいたします。名寄市内には、独居老人や施設への入居者の方も多くいることから、この方々への対応はどうされるのか、また通知カードが届いてから個人番号の申請ができ、この取得は任意であるとのことですが、通知カードと運用面でどのような違いがあるのかお聞きします。個人番号を取得することにより、メリットはどのようなことがあるのか、またマイナポータルとの関連性についてもお伺いをいたします。

2点目は、利用開始に向けての市民への周知であります。平成28年1月からの利用開始に向けて10月の名寄市の広報並びにマイナンバー制度のお知らせ、個人番号カード申請の案内に基本的な項目は記載されておりますが、実際の運用に向けて市民皆様への周知がさらに必要と考えますが、今後どのように進めようとしているのかお伺いをいたします。

3点目は、市内企業への取り組みPRについてであります。この制度は、事業者の方も年末調整や健康保険などの手続で事業規模にかかわらず、従業員やその扶養者のマイナンバーを取り扱うこととなります。行政としてマイナンバーの運用について個々の企業への説明等を行っているのかお伺いいたします。また、市役所は一企業体として今後どのような取り組みをされていくのか、あわせてお伺いをいたします。

次に、大項目の3番目、冬季の観光振興についてお伺いいたします。1点目は、スポーツ施設を生かした交流人口の拡大についてお伺いいたします。まち・ひと・しごと創生総合戦略において冬季スポーツ大会の開催誘致の推進に向けて具体的な目標が示されております。当市は、紛れもなく冬季スポーツ大会開催には日本一の雪質を初めとして誘致施設が充実しており、恵まれた環境にあ

ると思います。そこで、当面の具体的な誘致活動はどのように進めようとしているのかお伺いいたします。

また、交流人口拡大のために全国規模の大会を誘致することは重要な取り組みであり、道内外への情報発信が必要と考えますが、具体的なPR対応はどのように進められようとしているのかお伺いいたします。

2点目は、カーリング場の施設充実についてお伺いいたします。現在は、公認の大会ができるレーン設備となっておりますが、全国規模の大会を誘致するには競技中並びに競技終了時ハウス内に置かれたストーンの配置が確認できる天井からのモニター設備並びに得点の電光掲示板など、より充実した設備が求められております。道立公園内の設備でもあり、名寄選出の道議会議員との連携を含めた今後の対応についてお伺いいたします。

3点目は、合宿誘致に向けての取り組みですが、総合戦略では合宿受け入れ人数を冬季スポーツ以外も含めてとはいえ、平成26年度実績倍増の5,000人を目標に掲げており、誘致に向けての具体的施策についてお伺いいたします。

また、合宿受け入れに際しては、なよろ観光まちづくり協会並びに旅館業組合との連携も非常に重要になってくると考えますが、どのように進められようとしているのかお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 東川議員から大項目3点の御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は市民部長、3点目は教育部長からそれぞれ答弁をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

初めに、大項目1点目の名寄市立大学の現状と将来展望について、そのうちの小項目1点目、設置趣旨と現状の取り組み状況から申し上げます。まず、開学以降の就職の状況についてから申し上

げます。保健福祉学部では、平成21年度以降6期850名の卒業生を輩出しております。そのうち90.9%の773名が卒業時に就職をしております。そのうち市内に就職した学生は就職者のうち68名で8.8%、そのほか道内に65.2%、道外に26%となっております。また、進学者は24名、2.8%となっております。

次に、国家試験資格の取得状況についてですが、管理栄養士の合格率は6期平均で78%と全国平均の84%を若干下回っておりますが、看護師、保健師はこの5年おおむね100%、また社会福祉士の合格率は6期平均で50.3%、全国平均の38.4%を上回っております。

次に、平成21年度以降の入試状況についてですが、保健福祉学部の推薦入試志願倍率は2.0倍から3.1倍、一般入試の志願倍率は3.0倍から5.3倍の間で推移しており、適切な入学者の選抜が可能になっていると思っております。学科別で申しますと、栄養学科の推薦入試では2.3倍から3.7倍、一般前期入試では3.0倍から3.8倍の志願倍率、次に看護学科の推薦入試では2.1倍から4.2倍、一般入試では3.1倍から6.7倍、社会福祉学科の推薦入試では1.0倍から2.0倍、一般前期入試では2.4倍から6.1倍の志願倍率で推移をしております。

次に、本年のオープンキャンパスについてですが、3回開催をしております。高校生、保護者含めて延べ907人の参加がありました。そのうち高校3年生の実参加者は283人で、1月19日に実施をいたしました推薦入試にはそのうち50%を超える志願がありました。オープンキャンパスは学生確保に大きな役割を果たしておりますので、今後も多くの高校生に本学の魅力や特色を伝える場として実施してまいります。

次に、小項目2点目の社会保育学科設置に伴う将来展望について申し上げます。ケアの未来を開くを理念とする本学において、子供の保育や教育の分野をリードしていける人材の養成は使命で、

社会的ニーズにも応えるものと考えており、保育の専門家として高度な力量を身につけ、保育にかかわる各分野でリーダーシップを発揮できる人材を育成することを社会保育学科設置の目的としております。

次に、1月19日に行った推薦入試では、募集人員20名に対しまして志願者49人、倍率2.45倍となり、道内国公立大学では初めてとなる保育系の学科に寄せる期待を感じております。新学科では、保育士免許、幼稚園教諭1種免許状に加えまして、特別支援学校教諭2種免許状の取得も可能となることから、進路は公務員保育士の比率が高くなるとともに、児童相談所などの公的機関での活躍が期待されるものと考えております。また、本学の魅力は、小さな地方都市の立地環境を生かし、地域をフィールドにした活動を展開する科目や栄養、看護、社会福祉学科と連携することにより、幅広い関心と他の専門職とも協調精神を持つことのできる専門職に育つことだと考えておりました。そうした特色を鮮明にし、専門職としての質の高さ、資格と就職をアピールポイントとしての定員確保に努め、これから予想される厳しい環境に臨んでいきたいと考えております。あわせてさきの第3回定例会で割高となっております入学料の見直しの改定を議決をいただきましたので、学生募集活動の際に本学のカリキュラムなどの特色とともに広くアピールしてまいります。

次に、小項目3点目の地域連携の取り組みについて申し上げます。地域交流センターは、平成18年の4大開学と同時に設置されまして、大学学生と市民の地域活動やボランティア活動の連絡調整、支援推進などを行うことを目的とし、現在は学生教育の一環として主にボランティアを中心に活動を展開しております。今年度は、地域や近隣自治体などから依頼のあったボランティア43件のうちふれあい広場、まちなかおしゃべりカフェなど29件のボランティアに延べ138名の学生

が参加をしております。

道北地域研究所は、地域の保健、医療、福祉、教育、文化の充実、発展や産業経済の振興に寄与する研究を行うことを目的に短大時代の昭和57年に設置をされ、33年を迎えました。今年度は、看護師が不足する顕著な地域と都市部の職務満足度の実態調査や上川北部地域における福食農連携による精神障害者就労支援に関する研究の課題に取り組んでいるほか、市民公開講座を開催し、保健、医療、福祉を中心に知識を深めてもらう取り組みを行っております。

平成28年度に設置を予定しておりますコミュニティケア教育研究センターは、両組織を統合し、地域との連携、交流活動と地域の課題に貢献する取り組みを一体化しようとするものであります。新センターは、地域振興、ケア開発、地域交流の大きく3つの視点からの活動を計画しておりますが、大学の研究、教育の成果、人的資源などを活用しまして、名寄市のみならず定住自立圏における地域づくりにも積極的にかかわり、地域貢献を果たしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目の2、マイナンバー制度の運用について一括して申し上げます。

初めに、小項目の1、通知カードの進捗状況と今後の対応について申し上げます。まず、マイナンバー制度導入による運用のメリットであります。公平、公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化の大きく3点が挙げられます。公平、公正な社会の実現につきましては、行政サービスの受給状況の正確な把握が可能となり、本当に困っている方へのきめ細かな支援ができるようになります。利便性の向上につきましては、年金や福祉などの申請時に用意しなければならない書類が減ることにより、行政手続が簡素化され、市民の皆さんの負担が軽減されます。行政事務の

効率化につきましては、災害時などにマイナンバーを活用することで迅速な対応が可能となります。この大きく3点が当該制度導入のメリットになります。

次に、通知カードの対応について申し上げます。名寄市内で配達された通知カードは、11月20日現在で配達総数の7.9%に当たる1,146件が返戻をされており、保管期間経過等により受け取りができなかった857世帯に対して市役所で保管している内容の文書を普通郵便でお知らせをし、受け取っていただくようお願いをしております。返戻された通知カードの保管期間につきましては、国の指針ではおおむね3カ月とございますけれども、名寄市では年度内の平成28年3月ごろまでをめどとしております。また、受け取り拒否の7件につきましては、連絡がとれた5件につきまして内容を御説明したところ、御理解をいただきまして、受け取っていただく予定となっております。返戻された通知カードのうち、独居老人や施設入居者につきましては、今後担当部局等と連携によりまして、できるだけ多くの方に受け取っていただけますよう対応をまいります。

次に、個人番号カードと通知カードの運用面の違い、個人番号カード取得のメリットについて申し上げます。通知カードにつきましては、行政機関の窓口などで個人番号の提供を求められた際に利用することで添付書類などを少なくすることができ、手続が簡素化されます。また、個人番号カードにつきましては、通知カードと同様の運用のほかに、公的な身分証明書としての利用、市町村、都道府県、行政機関などによる付加サービスの利用、電子証明書による電子申請の利用ができるようになっております。さらに、平成29年1月からは個人ごとのポータルサイト、いわゆるマイナポータルを使ってマイナンバーを含む自分の情報をいつ誰がなぜ提供したのかを確認することができ、行政機関からのお知らせも受け取ることができるなど、多くのメリットがあります。

次に、小項目の2、利用開始に向けての市民への周知について申し上げます。御案内のとおり、本年10月5日にいわゆるマイナンバー法が施行され、本市においては10月下旬以降順次御家庭にマイナンバーを記載した通知カードの送付が始まり、来年1月からは福祉関係の給付や健康保険の手續などで実際にこのマイナンバーの使用が始まります。このマイナンバー制度のスタートに当たり、これまで本市では市広報6月号から11月号まで連載で関連情報を掲載したほか、市ホームページでの周知、10月から11月にかけて10回開催したまちづくり懇談会における説明、町内会や老人クラブでの出前トークなどにより、当該制度の周知に努めてまいりました。加えてこれからも町内会での出前トークやピヤシリ大学公開講座、町内会連合会主催行事での説明を予定しており、今後もさまざまな機会を通じて当該制度の周知に努めてまいります。また、来年1月以降実際に運用される手續の周知ですが、国からの情報が順次入ってくるものの、まだ未確定な部分も多くありますので、今後も担当部局で情報収集を行いながら、どのような手續でマイナンバーの記載が必要となるか、的確に把握し、市広報やホームページ等を通じて周知してまいります。

続きまして、小項目の3、市内企業への取り組みPRについて申し上げます。民間事業者の取り扱いですが、マイナンバーは税や社会保障の手續に使用されるものであり、従業員の健康保険、厚生年金、雇用保険等の書類や給与の源泉徴収票等に記載することとなりますので、公的機関、民間あるいは大小問わず従業員を雇用している企業、団体等はマイナンバーを取り扱う事業者となります。このため事業者は、全従業員から本人や御家族のマイナンバーを提供してもらう必要がありますし、マイナンバーをその内容に含む情報は厳重に管理することが必要となります。

なお、民間企業等への当該制度の周知は税務署など関係する国の機関や民間の関係団体が行うこ

とになっておりますので、御理解をいただきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目3、冬季の観光振興についてお答えをいたします。

初めに、小項目1、スポーツ施設を生かした交流人口の拡大についてですが、冬季スポーツ大会の開催につきましては、名寄ピヤシリジャンプ大会を初め吉田杯、全日本コンバインド大会、クロスカントリー名寄大会を例年開催しております。また、本年度新たに開催する大会は、12月26日にワールドカップから一時帰国をしていますオリンピック出場選手らが参加し、第94回全日本スキー選手権大会ノルディックコンバインド競技が開催されるほか、第71回北海道スキー選手権大会ジャンプ競技が年明けの1月5日、6日に開催され、1月15日から18日まではクロスカントリー競技が開催され、2月19日、20日には全道ハンディキャップスキー名寄大会が開催されます。カーリング協会では、1月29日から31日に北海道ミックスタブルス選手権大会が開催されることになっております。また、来年2月2日から5日まで第53回全日本中学校スキー大会ノルディック競技を名寄中学校が事務局となり開催いたします。大会には、選手、保護者、大会関係者など約1,000人の参加が見込まれ、現在風連中学校、名寄東中学校等とも連携を図りながら準備を進めているところであります。来年度は、例年開催されています大会のほかにスキーノルディック競技ではJOCジュニアオリンピックカップの開催、カーリング競技では北海道知事杯カーリング大会の開催が予定されています。今後も各種大会の招致、開催につきましては、名寄地方スキー連盟や名寄カーリング協会、名寄市体育協会などと連携を図りながら進めていきたいと考えております。

次に、全道、全国規模の大会誘致の拡大につき

ましては、各種競技組織、大会を主催されています関係機関などへの直接的な働きかけを行ってきておりますが、今後とも名寄市内の競技団体や体育協会など皆様と連携を図りながら、恵まれた自然環境や競技施設などをPRしながら積極的に推進してまいります。

次に、小項目2、カーリング場の施設充実についてですが、道立サンピラーパークカーリングホールは、日本オリンピック委員会公認のカーリング競技強化センターとしての機能があります。これまで全道、全国規模の大会などを誘致してきております。近年は、カーリング競技の人気の高まり、全国規模の大会では観客席のモニターやテレビ放映のためにカメラ及びモニター等の設備のある競技施設で開催されております。このため、カーリングホールへのカメラ及びモニター等の設置について北海道へ要望し、また名寄地区選出の道議会議員を通じても要望をしてきているところであります。本市からの要望を受け、北海道の担当部局では10月に調査設計委託を発注したところであり、今後は、北海道、設計会社、サンピラーパークの指定管理者、さらにカーリング協会と設備内容についての協議を行い、設計を進めていく予定となっております。また、来年度の設置に向け予算要求を行っている状況との報告を受けているところであります。

次に、小項目3、合宿誘致に向けての取り組みについてですが、本年10月に策定しました総合戦略の基本目標の中で冬季スポーツの大会開催誘致の推進、冬季スポーツを中心とした合宿誘致の推進、ジュニア世代の育成と冬季スポーツの拠点化の推進について盛り込み、本市が有する恵まれた自然環境や施設の資源を最大限に生かした取り組みを推進していくこととしております。本年度の具体的な取り組みといたしましては、1つ目は、合宿誘致に関する窓口を教育部生涯学習課スポーツ振興係が担うこととし、合宿受け入れ組織の設立につきましては関係団体や宿泊施設などと連携

し、オール名寄による受け入れ態勢を確立するための準備を進めております。2つ目は、合宿誘致のPR活動としては合宿専用ホームページを作成して情報発信を強化していきます。3つ目として、本市で開催される各種大会時には市全体で歓迎ムードを盛り上げるために宿泊施設や大会会場などに掲げる歓迎のぼりの作成を進めております。4つ目として、合宿をしている学校や団体などを新聞、エフエムなよろを活用して定期的に市民に周知を図ってまいります。そのほかにPR用のノベルティー作成、合宿者に対する支援など取り組んでまいります。

次に、関係団体との連携についてですが、去る11月19日に合宿誘致の推進に向けた説明会を開催してきております。出席いただきました観光協会、旅館業組合、体育協会、商工会議所青年部、エフエムなよろ、青年会議所、JA道北なよろ、名寄振興公社の代表者に合宿誘致に関する説明、本年度の具体的な取り組み、今後の主な大会開催予定などを説明し、合宿の受け入れ態勢を確立するためにそれぞれの立場での協力と来年度には合宿受け入れ組織を設立していくために準備を進めていることの御理解と御協力をお願いしてきたところであります。今後さらに関係する団体の皆様と協議を重ね、合宿誘致に向けて連携を強化して推進してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございました。答弁をいただいた中で何点か改めてお聞きをしたいと思いません。

名寄市立大学、来年度から社会保育学科のスタートということで、その意義等については地域のフィールドを生かしたというふうなことも含めて、今後さらに魅力ある学校づくりが望まれるのかなというふうに思います。

そこで、先ほどの答弁にありました国家試験の

合格率でありますけれども、看護学科はほぼ100%に近いと。それから、栄養学科70から90%前後、社会福祉学科は50%前後というようなことで、全国の合格率との比較、ちょっと私も聞き取れなかったのですが、もう一度それを含めてお聞きをしたいのと、あわせて国家試験を取得するに当たっての大学でのサポート体制、この辺がどういうふうな取り組みをされているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） まず、国家資格の状況で、栄養学科のほうなのですが、6年間の平均ということでありますけれども、本学は78%ということで、全国平均が84%ですので、6%ほど下回っている状況になっております。看護師、保健師はここ数年ほぼ100%ということであります。また、社会福祉士につきましては、6回生までの平均で50.3%ということで、これは全国平均より38.4%ですので、12%ほど上回っている状況になっておりまして、栄養学科が若干低くなっているという現状でございます。

次に、国家試験取得に対するサポート体制についてなのですが、国家試験取得に対するサポートはそれぞれの学科に教員で構成する就職進路委員会というのを設置をして合格を目指す学生のサポート活動を行っておりまして、具体的には学生個々がインターネットを活用して継続して学習できる環境の整備、教材の提供、それから国家試験対策の講座などの開講をしております。また、国家試験の模試の実施と実施後の個別のサポート、加えて教員によります領域別の対策講座などを日常的に行っているところです。国家試験対策の最も重要なものは、試験に臨む学生の姿勢ですとか意欲などでございますので、学生一人一人への個別のサポート、合格を目指すための努力を促すための、そのための支援を日常的に行っているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） ありがとうございます。その大学に入るという目的の中には、やはりそれぞれの資格取得というのが非常に高いというのもそこに入る魅力の一つかなと思いますので、今言われたサポート体制を含めてさらによくお願いをしたいと思います。

次に、卒業生の就職の比率を先ほどお聞きをしました。市内が8.8%、道内が65.2で道外が25というような、その後進路もあるというふうなことでお聞きをしたのですが、市内に就職をするというのは雇用の場は確保はもちろんなのですが、やはり市内で働くためのいろんな施策というのにも必要なのかなという気がするのです。今それぞれ市内で働いている大学を卒業した方のお話を聞くと、いろんな企業で受けているところもあるのですが、やはり行政なり、そういう大学の中でどういうふうな支援制度を考えておられるのかお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） いわゆる卒業生の地元対策への取り組みというのは、今までもそこそこございますが、取り組んではいるのですが、雇用の方ですとか、いろいろありまして、十分ではないという面がございました。そこで、本年名寄市の総合戦略に卒業生の地元定着ということで盛り込んでおりまして、それぞれいわゆる対策協議会のようなものをつくる、あるいは地元定着に向けて家賃補助ですとか、幾つか総合戦略の中に盛り込んで、来年度から実施をしていきたいなと考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） ありがとうございます。ぜひ地元へ一人でも、せつかく道外、恐らく今の状況をお聞きすると道外からの名寄の市立大学に入学されている方が非常に多いので、この大学で4年間学んでいただいて、道内も含めて地元で少

しでも就職できるような体制をさらに要望したいというふうに思います。

先ほどまたもう一点、次に入学金の見直しというように、志願者の費用負担を軽減する枠、見直しを行ったところでありませけれども、ただ入学金以外にも名寄市立大学というのは大学に納める費用は決して安くはないのではないのかなというふうに思います。今後は、入学金以外の見直しも検討が必要になってくるのではないかというふうに考えます。そこで、今後の将来を考えたときに非常に経営的な厳しさ、これも予測されるのではないかというふうに思います。将来を見据えた中、学長選挙は昨日終わったばかりなのですが、そういう形の中でまた新しい学長の中で検討を加えられていくのかとは思いますが、今考えている範囲の中で、例えば独立行政法人化とか、そういうふうなお考えがあればお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 公立大学法人化を含めたということでお答えしたいと思うのですが、現在86公立大学ございまして、そのうち70が既に公立大学法人としておりまして、非法人化、していないというのは16大学という現状になっております。法人化をいたしますと、いわゆる大学の裁量権は増しますけれども、一方では成果を厳格に求められるというのが、責任も当然伴います。財務会計は企業会計の導入ですとか計画、それから中期の6年ごとの計画、実施計画の策定など幾つか課題等があります。今後本学には大学の教育振興計画のような、いわゆる総合計画のような指針といいますか、計画がありませんので、まずは大学の教育振興計画をつくりまして、その中で法人化を含めた議論をしていきたいと思っております。実施をするには少なくとも準備から2年程度は期間がかかりますので、その計画の中で是非を含めてしっかりと議論をしてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） 生徒の入学もあわせて、大学の経営的な問題というのもやっぱり今後将来の展望を見据えた中では重要な要素だと思いますので、今お話をいただいた形の中でさらに検討を加えていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思っております。マイナンバー制度の運用について再度お聞きをしたいというふうに思います。先ほどマイナンバー制度、保管期間が27年度の3月ですから、実際は28年3月というふうに受けとめたのですが、その中で不安に思うのは、先ほどもちょっとお話をさせていただいた独居老人や施設入居者、関連するところとこれから対応させていただくというふうなお話だったので、非常にこの辺が不安に思うところなのですが、改めてお考えがあればこの対応についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 件数もかなりあるということで、今後現状では600件程度本人のお手元に届いていない通知カードが手元にございます。内容的には、施設の入所の方ですとか、いろんなパターンがございまして、先ほども申し上げたのですが、関係部署と連携をとりながら、1件1件連絡をとって、受け取ってくださいということでお願いをしながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願います。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） 住民票を持っている世帯全員に付与されるマイナンバー制度なので、大変だとは思いますが、ぜひ全員に行き渡るような体制で進めていただければなというふうに思っております。お願いをしたいというふうに思っています。

次に、マイナンバー制度、誰でも使えるのですが、このマイナンバー制度をそれぞれ個人

がどのような場面で使用することが可能なのか、この点についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） マイナンバーにつきましては、平成28年1月1日以降順次利用が開始されるということでもあります。少し全体像が明らかでない部分もあるのですけれども、年金、健康保険、福祉関係の給付、確定申告等々行政機関や職場での手続で必要となるということでございます。いずれにしましても、今回届けられた通知カードを大切に保管していただきまして、必要な場面で使っていただけるように引き続き周知のほうを図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） ありがとうございます。

この後実際に運用されていく形の中で、情報管理を行う行政の立場として、管理担当者など運用だとか、あるいはセキュリティ対策、これは今後どのように進められていくのかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） セキュリティ対策についてということでございます。名寄市における個人情報のセキュリティ対策でございますけれども、ここは特に大切な部分なのかなと思いますけれども、まず住民基本台帳ネットワークシステムで利用される個人情報につきましては、全て国から示された手引書に基づきまして市のサーバーで厳重管理をしてございます。また、ネットワークは専用回線で北海道管理サーバー及び全国管理サーバーに接続をされておりまして、インターネットとは接続をしてございません。また、本市の独自の基幹システムで住民記録、税、国保、福祉など21の業務を処理する総合行政システムにつきましては、本市において最も重要なシステム

と位置づけ、その管理や使用を規則で定めてございます。この総合行政システムは、クラウドによりまして管理、運用を行っておりまして、システムサーバーやデータ保管サーバーを市役所内に置かず、セキュリティに特化したデータセンターに設置をしまして、ハード、ソフトデータの総合的な管理を委託してございます。加えてこのシステムに接続される窓口用端末では、個人情報を含む全てのデータについて外部への持ち出しや他のパソコンへコピーができないよう機能制限をかけ、情報漏えいの防止を図ってございます。

なお、これまで本市では個人情報を含むデータの流出は一件もありませんが、マイナンバー制度を導入に当たり改めて研修等を行いまして、これまで以上に職員に管理及び運用ルールの遵守を求め、より強固なセキュリティ体制の構築を図るとともに、制度、システム両面において国が講ずるセキュリティ対策を遵守し、市民の皆様の個人情報を保護してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） 今ハード面でのいろいろな対策というふうなこと、あるいはその管理を担当される方の研修だとかというふうなことで答弁を受けました。今まで特に情報管理というのは、機械的にはある程度きちっとハード面では押さえられているけれども、運用面というふうなことが結構懸念をされるような事案が出ているので、ぜひ今答弁にありました管理担当される方の研修だとか、あるいはそういうものを蓄積を重ねて、個人情報のしっかりした管理を運営をしていただきたいというふうに思います。

マイナンバー制度、続いてなのでございますけれども、名寄市の一企業体としてお聞きをしたいと思います。平成27年度中の扶養控除申告、この欄に個人番号を記載しても差し支えないということなのでございますけれども、仮に職員が個人番号の記載を拒んだ場合はどういうふうな対応をされるのかお聞きをしたいと思いますというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） マイナンバーの適用については、新年度から適用になるということでもありますけれども、例えば源泉徴収の関係でいきますと、必ずしも1月1日から番号を記載しなくてもいいとなっています。来年度の収入の源泉徴収の関係書類を関係機関に提出する際に、このときに間に合うような形で記載をすればいいというふうに国のほうからの指導がありますので、各企業のほうにも恐らくそれぞれの手続の中でそういった周知がされるものだというふうに認識をさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） 企業によっては27年度分と翌年の28年度分あわせて配付をされるところがあるみたいなので、その辺もあってちょっとお聞きをさせていただきました。ぜひこのマイナンバー制度、いろんな国の制度でまだそれぞれのところに細かいものがと、具体的なものおりにきていないというふうなことはありますけれども、実際に運用は1月1日からということなので、先ほどいろいろお願いをさせていただいた事項を含めて市民の皆様が少しでも理解をした中でこの制度を運用できるような行政の対応をお願いをしたいというふうに思います。

続いて、次の冬季の観光振興について改めて質問をさせていただきたいというふうに思います。名寄市の誘致をするために、あるいは知名度を高めるために、市長のトップセールス、これはされているというふうには思いますけれども、先ほどいろんなお話を実際に誘致されている項目の名前は伺いましたけれども、より名寄市を売るための効果的な施策が必要と考えますけれども、この辺具体的に何かまたございましたらお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今議員のほうから大会なり合宿も通して名寄市の知名度を高める方策

ということであります。今後いろんな機会の中の御意見をいただきながら具体策をさらに強めていきたいというふうに思っていますけれども、当然先ほど申し上げました大会誘致のPR活動を行っていくとともに、合宿誘致活動とも連動させながら、ホームページを初め各種媒体を活用して広報活動をより強化していきたいというふうに考えています。また、大会や合宿などで本市を訪れる選手、監督、コーチ、関係団体に対するホスピタリティを高めていきたいというふうに考えています。こうした取り組みを通しながら、本市のよさを印象づけることや名寄産の農産物、加工品をPRするなど、名寄の知名度を高める機会と捉えまして、市民や関係する団体の皆さんとも効果的な取り組みについて御意見をいただきながら、しっかり連携をしながら全国に発信をしてみたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） 今名寄の農産物というふうなお話もありましたけれども、やはりその部分だけではなくて、答弁のありましたいろんなもの、名寄の特産を生かしたものも含めたPRも非常に効果的ではないかなというふうに思いますので、あわせてお願いをしたいと思います。

次に、合宿誘致に向けて、いろんな冬季の既存設備があるわけですがけれども、この維持管理、現状でどれぐらい費用がかかっているのかお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 名寄の競技施設等々の維持管理費ということでもありますけれども、名寄はさまざまなスポーツ施設を管理していきまして、それぞれの個々の数字現在持ち合わせておりませんので、それにつきましては後ほど議員のほうにお知らせをしたいというふうに思いますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） では、よろしくお願

します。

それと、続いてジュニア選手の育成ということで、非常に指導者の不足というふうなことが言われております。ジュニア選手をこれから育成をしていくために、具体的な取り組みあるいは対応があればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 議員からありましたように指導者不足、また高齢化によって、なかなかジュニア育成ができないという競技団体もあるという話も聞いているところであります。ジュニアの育成、指導者の強化につきましては、先ほども述べましたけれども、総合戦略においてジュニア世代の育成強化、冬季スポーツの拠点化を盛り込みながら、具体的な施策としまして指導体制の充実においては著名な選手、指導者の招致、また中学校、高等学校の冬季スポーツにかかわる部活動を強化するために学校とも連携を図りながら、競技経験のある教職員の配置について努めてもらうようお願いをしたいというふうに考えております。今後につきましてもこうした施策を総合戦略の施策に基づきまして、関係する団体などと連携を図りながらしっかりとした取り組みを進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） せっかくの設備がありながら、指導者の不足によってなかなか優秀な選手が育っていないというふうなお話も聞きますので、ぜひ継続的な取り組みをお願いをしたいというふうに思います。

続いて、カーリング場の施設利用であります。全道大会あるいは全国大会の日程から、ジュニアの選手は通年使用可能な常呂町まで遠征費をかけてトレーニングを行っているというのが現状であります。現在の利用期間、11月から3月までであります。ジュニア育成等を考慮して利用期間の

延長について考え方があればお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今カーリングホールの利用期間の延長という御質問でございますけれども、カーリングホールの利用期間の延長については、サンピラーパークの指定管理者のほうに確認をしたことがありますけれども、名寄カーリング協会からも同様の要望が出ているという話をお聞かせいただきました。設置されている冷凍機は冷たい外気を取り込む方式で、省エネタイプのため、外気温の関係から利用期間の延長はできないというふうに聞いているところであります。リンクをつくるためには、約1カ月の期間を要するというので、現在は10月から製氷作業を行っていて、外気に影響されない製氷をするためには冷凍機を交換する必要があるというふうに聞いております。カーリングホールは建設して10年になりますので、今後更新時期とあわせて設置者であります北海道に対しましてカーリング協会とも連携しながら、冷凍機の交換ができないかということも時期を見ながら要望してまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） ぜひ更新にあわせて検討をお願いをしたいというふうに思います。

もう一点、最後に施設の充実という面では、今カーリング場の施設を管理されている氷づくり、いわゆるアイスマンと言われる方が非常に限定をされていると。施設管理充実という面で技術の伝承だとか、そういうことを含めて今後の氷づくり、こういう方の養成だとかというふうなことをもし考えておられるのであればお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） カーリング場のコースづくりの技術者ということでもありますけれども、今後も全国規模の大会とか誘致するに当たっては

その技能者の育成が大事だというふうを考えております。それにつきましては、名寄カーリング協会ともしっかり連携をとらせていただきながら、トップレベルの選手の合宿の誘致もありますし、大会誘致に向けてしっかりとしたカーリングのリンクができるように人材確保についても連携しながら取り組みを進めてまいりたいと考えていますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

観光の振興と広域連携によるまちの活性化について外2件を、佐久間誠議員。

○8番（佐久間 誠議員） 御指名いただきましたので、通告順に従い発言させていただきます。

まず、大項目1の観光の振興と広域連携によるまちの活性化についてですが、名寄市の観光入り込み客数は名寄商工会議所調べによりますと平成21年45万2,000人、平成25年には39万3,000人と約6万人ほど減少しております。宿泊客数は、平成21年も平成25年も3万8,000人と同規模で推移している現況にあります。そうした中で、一つの自治体での個別の観光施策によって観光入り込み客数を大きく伸ばしていくには限界があるのではないかと考えます。そこで、市としての独自性を発揮しつつも、これまで以上に近隣自治体と連携、協調、協働して道北地域ならではの景観を生かした広域連携によるまちの活性化を図っていくべきではないかと考えております。これからの近隣自治体と連携した観光振興策について、本市としての基本的な考え方についてお伺いいたします。

次に、小項目（1）の羊飼育推奨による観光資

源づくりとまちおこしについてであります。近隣自治体では士別市に1,200頭、美深で1,000頭の羊が飼育され、観光資源として、あるいは羊肉や羊乳、羊毛を使った加工販売が展開されています。名寄では、煮込みジンギスカンで売り込みを図り、知名度は一定程度浸透させたものの、肝心の肉はコスト面などから輸入品を使っている現状にあります。羊飼育を推奨し、地場産の羊を使い、あるいは北海道産の羊肉を使って売り込むのと同時に、羊が牧草を食べている景観そのものを道北地域の観光資源として育て、売り込み、交流人口の拡大とまちおこしに結びつけていってはどうかと考えております。そこで、長期的な視点に立って羊飼養を推奨し、観光資源づくりを目指し、支援できないかお伺いいたします。

次に、小項目（2）の農林業、民間企業などと連携した畜産振興についてであります。それでは羊は誰が飼育するのか。枝肉にしたときのコストが割高になる、そうした収益面での課題を抱えているのも現実であります。羊は、TPPに先駆けてなされたガットにより関税を撤廃されたことによる完全自由化品目であり、昭和36年に羊毛、昭和37年に羊あるいは羊肉の輸入自由化が行われ、昭和32年の全国の羊飼養頭数94万4,940頭をピークとし、平成26年で見ると羊を飼育している畜産農家は全国で882戸、1万7,201頭、全道で193戸、1万6,400頭と大幅に激減しています。現在TPPが大筋合意となり、今後牛や豚も同様の試練をくぐらなければならないかという現状に直面しております。ある意味でTPP以前に関税撤廃の荒波をくぐってきた羊は、羊毛、毛皮、羊乳による加工品、堆肥生産とさまざまな知恵を絞って生き残っている関税撤廃後の畜産農家のパイオニア的家畜とも言えます。

東北大学農学部八巻邦次氏は、農業、畜産、林業の複合の方策を追求する自然のサイクルを生かした綿羊生産を提唱しております。八巻氏は、綿羊の林間放牧を研究し、オーストラリアやニュ

ージーランドの輸入羊肉に対抗するには生産者のコスト低減の努力と一つの解決策として国土の70%が森林であるという日本の特性を生かした放牧が有効であると考えている方であります。名寄地域も中山間地を多く抱え、耕作放棄地の問題も内在しておりますし、山と人里の間に羊を飼育することにより牧地を開拓することも可能と考えます。また、これらはヒグマなどの有害鳥獣対策にもつながるものであります。また、離農者の跡地活用で民間企業の参入も考えられます。羊肉はヘルシー食品でもあり、安全志向もあることから、北海道産あるいは名寄産の羊肉が誕生すれば胸を張ってなよろ煮込みジンギスカンとして売り込めるのではないかと、こうした中山間地活用、林業との複合的効果、農家の畑と山裾の境界づくりに羊活用を考えられないかお伺いしたいと思っております。

次に、小項目（3）の食肉センターと畜場での羊、豚と畜についてであります。現在名寄の食肉センターでは、認定市場に向けて手続が進められているところでありますが、と畜の種類にしても牛、廃用牛をメインとしており、条例を見ても牛、馬のみがと畜対象となっているわけですが、羊、豚も対象として受け入れられる態勢を整備すべきではないかと考えます。と畜場を持たない近隣自治体生産者は、皆旭川に持っていかざるを得ないわけで、生産者からも近間にと場があれば極めて効率的と期待されておりますし、と畜種類をふやし、食肉センターの稼働率が上がれば雇用にも結びつくことから、現状は廃用牛を主とした牛と畜のみであります。現在進められている市場認定後のと畜種類の拡大の考え方についてお答えいただきたいと思っております。

次に、小項目（4）の雪質日本一フェスティバルと組み合わせたマーケティング戦略についてであります。利雪・親雪のメインとしての雪質日本一フェスティバルでの雪像づくりにより工夫が凝らされ、取り組まれておりますが、あわせて開催される北の天文字焼は道北観光連盟、これは加藤

市長が会長だと承知しておりますが、ここと協力して関連する天の文字を結ぶ14市町村が組み込まれるという由来に即して関係自治体が一体となった取り組みとするべく、関係市町村への理解と協力を行政としても求め、広げていくべきではないかと考えます。そこで、雪祭りとは北の天文字焼が同時期に開催されることから、天の火文字を結ぶ14の市町村への働きかけを行政としてもバックアップできないかお尋ねいたします。

また、マーケティング戦略としては、関連する14市町村の土産や特産品のフェスティバル特設会場での販売、あるいは観光入り込み客のツアーなどを通じた広域観光連携で近隣市町村と協調した取り組みを模索すべきではないかお伺いいたします。

次に、大項目2の快適で安全なまちづくりについてであります。高齢化社会の深度化に伴い快適で安全に暮らせるまちづくりを進める上で、当市の考え方についてお聞きしたいと思います。まず、小項目1の加齢による自動車運転免許返納者への支援制度についてであります。名寄警察署に調査していただいたところによりますと、名寄市の免許自主返納者は平成24年31件、25年31件、26年47件、この3年間で109件の申し出数とのことでありました。高齢ドライバーの引き起こす事故は、全体の20.4%とも言われております。技能の衰えや、あるいは判断力の低下、認知症等の発症による事故撲滅を促進する観点からも自動車運転免許自主返納者への支援制度を整備していく必要が高まっていると思うのですが、それらの考え方と特に返納時に申請により発行される運転経歴証明書、これは1,000円かかるわけですが、ここの自治体負担制度の創設をしてはどうかと思っております。これらについての考え方について伺いたいと思っております。

小項目（2）の高齢者、障害者への生活支援と制度の拡充についてであります。要支援、要介護から外れている75歳からの高齢者へのタクシー

割引制度、コミュニティバス、デマンドバスの割引制度を創設し、市内の運行範囲で使用できる交通費の助成券交付などで安心して暮らせる生活環境を整備していったらどうかと考えますが、市としての見解を伺いたいと思います。

また、当市でのひとり暮らしで重い持病を抱えるお年寄りなどに対して取り組んでいる緊急通報システム機器の貸与の現状、利用状況はどうなっているのかについて伺いたいと思います。

大項目3の除雪対策に関してですが、道内でも特別豪雪地帯に指定されている当市にとって除雪対策は市民生活にとっても極めて重要な関心事であります。そこで、小項目（1）の除雪予算をふやし排雪回数をふやす手だてについてですが、これまで幾つかの対策について私自身も一般質問も行い、ほかの議員からもさまざまな提言がなされ、担当部署でも課題改善に向け努力されているところですが、市民からの苦情は減っていないのが現状であります。そこで、重要幹線及び幹線道路排雪で、排雪回数をふやすことにより効果が上がっていることから、生活道路の排雪回数をシーズン1回のところ、まずは複数回にふやすよう除雪予算を次年度に向けて組み立ててはどうかお聞きしたいと思います。

小項目（2）の市民との協働によるバス停周りの安全確保についてであります。冬期間におけるバス停の除雪は、乗降の際の安全確保の観点からも必要なことでもあります。新潟や富山、青森や金沢などでは、バス停や信号機の横にスコップを常設し、おもいやりのひとかき、スコップ運動としてバスや信号待ちの人などに除雪していただいている事例があります。当市においても市民協働事業として実施できないものかお伺いいたしまして、この場からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 佐久間議員からは、大項目で3件の質問をいただいております。大項目1は私から、大項目2の小項目1は市民部長か

ら、小項目2は健康福祉部長から、大項目3は建設水道部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

大項目1、観光の振興と広域連携によるまちの活性化について、小項目1、羊飼育推奨による観光資源づくりとまちおこしについてお答えします。まず初めに、近隣自治体と連携した観光振興策についてですが、名寄市には地域特有のすばらしい観光資源があり、現在までさまざまな団体や市民の皆さんに観光資源を活用した取り組みを行っていただいております。新たな観光の形の一つである着地型観光を推進していく上では、自治体や民間団体個々の取り組みでは限界があり、近隣自治体はもちろんのこと、広域で連携することにより多様化する観光客のニーズに応えることなどが求められています。道北地域は、豊かな自然環境と歴史、文化に育まれた観光資源が数多く点在しており、上川北部地域の9市町村で構成される道北観光連盟や北海道遺産である天塩川周辺11市町村が連携するテッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会での取り組みを通じて地域内の魅力的な観光資源を有機的に結びつける広域的に周遊できる観光ルートの開発などに努めてまいります。

続いて、羊飼育を推進し、道産羊肉を使用したなよろ煮込みジンギスカンなど長期的な視点に立った観光資源づくりを目指す取り組みについては、なよろ煮込みジンギスカンはまちづくり団体の一つである第746なよろ煮込みジンギスカン艦隊が北海道内でも独特の食べ方の食文化に焦点を当て、なよろ煮込みジンギスカンをPRツールとして活用し、名寄市の知名度向上を図ることを目的に市内外のイベントで活動しています。本団体でも道産羊肉の使用について検討したことはありますが、イベントでは多くの皆さんに購入していただくことが知名度向上につながることから、コストの面でお買い求めやすい価格に設定することが困難であったことから、断念した経過があります。また、市内9つの飲食店でも地域の食文化を活用した地

域活性化の視点によりなよろ煮込みジンギスカンの提供の協力をいただいておりますが、羊肉の仕入れ等については各飲食店にお任せしているのが現状です。しかし、輸入羊肉については円安や燃料高によるコスト高のほか、中国等の需要増が影響し、年々価格が上昇しているのが現状です。これらを考慮していくと、道産羊肉の普及が鈍い要因であったコストの面も長期的な視点に立った場合、解消されていく可能性も考えられることから、情報収集に努めるとともに研究をしております。

次に、小項目2、農林業、民間企業などと連携した畜産振興について申し上げます。畜産業として羊の飼育に関して食肉用として飼育するためには、牧草のほかに穀物や配合飼料なども与える必要がありますし、適切な飼養管理、衛生対策も必要となります。しかし、一般の市場流通では輸入羊肉の価格が相場となっており、そうしたコストを価格に転嫁するのが難しい状況にあることから、有利販売が可能となるような販売先を確保することが重要となっております。近隣の事例を申し上げますと、羊の飼育とあわせてファームインによる食事提供や羊の乳を利用した乳製品加工、インターネット等による直売など多角的に経営するとともに、特定の販路を獲得して個人経営されている事例がございます。したがって、地域の畜産振興として羊を取り組む場合には、生産されたものの販売先を確保することが第一となっております。また、中山間地や山裾の境界などにおける飼育により不耕作地化を防ぐことが可能となる一方で、牧柵などの設置が負担となるなど課題が生じております。以上のことなどを踏まえ、今後の畜産業として羊の飼育における可能性について調査をしてみたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、小項目3、食肉センターでの羊、豚のと畜について申し上げます。と畜種類の豚及び羊の拡大につきましては、と畜場法第4条第3項の規定によりと畜場変更届を都道府県知事に提出し、

許可を得る必要があります。また、あわせて市の条例改正も必要となります。と畜種類の拡大による施設整備については、現状から大きな変更は必要ないと考えますが、実際に行う際には違う種類の動物を同じ施設で扱うことから、衛生面での安全性の確立が重要な課題となります。現在と畜場の運営は、指定管理によりニチロ畜産が担っていることから、今後の肉牛、乳牛による利用計画を踏まえ、と畜種類の拡大の必要性や課題について研究をしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、小項目4、雪質日本一フェスティバルと組み合わせたマーケティング戦略についてお答えします。北の天文字焼は、平成元年名寄市を含む北北海道の14の市町村を線で結ぶと天という文字ができ上がることをもとに始めた火文字焼きで、地域の連帯と繁栄、住民の幸せなどを願って23年間行われてきましたが、実行委員の高齢化などの問題から休止となりました。しかし、市民を初め多くの方々から復活を望む声が上がリ、有志によって話が進められ、陸上自衛隊名寄駐屯地や各企業、団体などの協力を得て昨年2月に3年ぶりに復活しました。今年度は、なよろ雪質日本一フェスティバルの開催期間中の2月13日に実施することが決まっております、本市も補助金による支援だけではなく、これまで同様にさまざまな協力を行っていく予定です。

上川北部の9市町村で構成される道北観光連盟は、これまでに構成市町村の特産品販売や圏域内の冬のイベントが記載されたポスターを作成するなど、圏域のPRを初め圏域への誘客に努めており、北の天文字焼についても冬の重要な観光資源と位置づけておりますが、現在のところ北の天文字焼実行委員会と具体的な検討はされておませんが、どのような協力と運営体制にすることによりさらなるイベント効果を得ることができるかも含めて実行委員会と協議をしております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目2の快適で安全なまちづくりについて、小項目1の加齢による自動車運転免許返納者への支援制度について申し上げます。

本市における交通事故の中で第1当事者として65歳以上の方が占める状況ですが、名寄警察署管内のここ3年間の推移を見ますと、平成24年では34件中9件で26.4%、平成25年度では37件中15件で40.5%、平成26年では40件中18件で45%となっており、発生件数、高齢者の占める割合とも年々増加傾向にあります。本市では、平成21年度から市内に住民票のある65歳以上の方を対象に運転に不安のある高齢の方の運転免許の自主返納を促進し、高齢者による交通事故の減少を図るため、運転免許証にかわる身分証明書として住民基本台帳カード、写真つきを無料で交付する高齢者運転免許自主返納支援事業に取り組んでまいりました。これまで7年間の交付実績は、本年12月1日現在で131名の方に交付をしてきたところでございます。

御提案をいただきました支援制度、運転経歴証明書につきましては、住民基本台帳カードにかわるマイナンバーカードが当面の間ではありますが、今まさにこの時期申請をすることで無料交付を受けることができます。このカードは、運転免許証同様写真が添付されておまして、身分証明書としても御活用をいただけますことから、マイナンバーカードの御利用をお願いしたいと考えているところです。

また、運転免許返納者に対するタクシーチケット等の交付制度であります。運転免許返納者には交付ということになると、運転免許証のない高齢者に対する支援策という部分で不均衡が生じてしまうことから、制度としては難しいと考えているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目2の快適で安全なまちづくりについて、小項目2の高齢者、障害者への生活支援と制度の拡充について申し上げます。

初めに、高齢者の方へのハイヤー料金の助成やコミュニティバスの料金の助成について申し上げます。現在本市が実施しているハイヤー料金の助成につきましては、保健センターで実施しているリハビリ教室の通所者に対する機能訓練送迎用ハイヤー料金の助成を初め、名寄市障害者ハイヤー料金助成事業として障害のある方に対してハイヤー料金の基本料金を助成する事業を実施しておりますが、平成27年度のハイヤー助成券対象者数は現在804名となっており、うち65歳以上の高齢者が615名で、助成対象者の75%を占めております。また、平成26年度の実績では、対象者836人、使用枚数9,526枚、助成事業費は514万4,670円となっております。仮に75歳以上の高齢者の方へ対象を拡大いたしますと、本年11月末現在の対象者数は名寄市障害者ハイヤー助成事業の5倍を超える4,559人となりますので、財政面から考えましても実施はかなり難しいものと考えておりますので、御理解をお願いします。

次に、コミュニティバスにつきましては、これまでコミュニティバス実証運行に取り組み、交通弱者の利便性に考慮した新しい交通システムの研究、分析に努めてまいりました。高齢者の利用に配慮した低床のワンステップバスを導入するとともに、車両の色で路線を区別できるよう配慮しているところです。また、障害者の方へは身体障害者手帳、療育手帳に加え、精神障害者保健福祉手帳を所持されている方へも割引を適用し、利用者の負担軽減を図っております。

なお、現在運行中のデマンドバス下多寄線につきましても玄関先での乗降が可能なことから、高齢者にも利用しやすい交通手段として利用されているところです。また、現在市内の一部の医療機

関等においては、送迎車両による患者の通院サービスを実施しており、遠隔地に居住する方に対する診療体制の確保による医療を提供いただいております。

議員御指摘のとおり、高齢化や過疎化の進展により移動困難な高齢者が増加しており、通院や買い物などの移動手段の確保や外出支援が大きな課題と認識しておりますので、今後第2次総合計画策定の中で以前旧風連町の社会福祉協議会が行ってございました公共交通機関による輸送サービスが必ずしも十分に提供されていない地域において、要支援、要介護者や障害者、自力での移動が困難な高齢者の方などの移動手段としての福祉有償運送の導入なども検討してまいりたいと考えております。今後とも高齢者が積極的に社会に参加できるよう移動手段の検討を行ってまいります。

続いて、緊急通報システムの設置状況について申し上げます。上川北部消防事務組合緊急通報装置設置事業は、在宅のひとり暮らしの高齢者などの世帯に緊急通報システムを設置して、消防署の緊急通報センターと電話回線で結ぶことにより、急病、災害等の緊急事態が発生したときに迅速で正確な援護体制をとることができるようにして、高齢者世帯などの生活不安の解消と人命の安全確保を図ろうとするものです。また、高齢者などの一層の安全、安心を確保するために、緊急通報システム設置世帯には消防署の緊急通報センターからの要請により、緊急時に援護を速やかに行うことができる近隣に居住する地域住民の方に地域協力員として御協力をいただいております。設置の申請は、本人や御家族が地区の民生児童委員、町内会長に申し出ることとなっておりますが、ケアマネージャーや病院等からの紹介を受ける場合もあり、幅広く受け付けをしているところです。また、担当地区の設置状況を確認していただくために年に1度名簿により民生委員児童委員に御確認をいただいているところです。設置基準については、ひとり暮らしの高齢者であることを前提に身

体虚弱や重度身体障害で緊急時に機敏な行動が困難な方、生命に危険な症状を発症する持病を有する方、またはこれらの方と同等であると市長が認めた方とされており、名寄市としてもこの規定に基づいて設置を進めているところです。

緊急通報システムの保有台数は、名寄消防署が貸し出し用として241台を保有し、市及び北海道が所管するシルバーハウジングに設置されている台数が52台であり、合計で293台となっております。設置の状況では、11月末現在で貸し出し用、シルバーハウジングを合わせて198台が設置済みとなっております。今後とも名寄消防署を初め関係機関と連携しながら、本事業の推進に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項目3、除排雪対策に関しての小項目1、除排雪予算をふやし排雪回数をふやす手だてについて申し上げます。

初めに、平成26年度決算における市道除雪・排雪対策事業費は4億4,800万円で、土木費総額であります17億4,000万円の25.7%を占めております。市道排雪作業のうち生活道路排雪について、排雪回数はシーズン中1回としておりますが、これを2回実施するに当たっては、この間も検討を行っておりますが、生活道路は排雪延長によつての契約で、延長が2倍になると事業費も2倍近くになってしまいます。また、請負業者の人員体制と保有している重機による排雪作業では、ロータリー車やグレーダー、そしてダンプトラック等も1セットとして作業を行っており、最大で3セットの体制となります。積雪の状況については、最大積雪量が1月中旬から2月中旬で推移してはりましたが、近年では12月中旬以降には最大となる傾向に変化しつつあり、年明け早々から開始して2月中旬までの工程となっております。全生活道路の1回の排雪作業を終えるのには、

その年の積雪状況にもよりますが、おおよそ40日から45日の期間を要しています。これ以降に2回目の排雪作業に入ると、雪が解け始めている3月末になってしまいます。加えまして、重機オペレーターの労働環境につきましても早朝の除雪を終えてからそのまま排雪作業に従事し続ける状況も危惧されるところであります。作業期間を短縮してピーク時の前後に2回の排雪を行うには、排雪セット数も相応に増加させなければならず、請負業者が人員体制や重機を確保する対応は難しい状況でございます。また、排雪ダンプも増加することで雪堆積場の混雑や搬入経路での渋滞により、排雪作業全般に稼働ロスの波及も懸念されております。これにより生活道路の排雪作業は原則としてシーズン中1回の設定としております。あわせて昨年アンケートでも要望が多かった積み上げ排雪や交差点排雪の充実と重要幹線、幹線道路は一定の道路幅を維持する排雪基準によって冬道の交通網の確保に対応してまいりたいと考えております。

次に、小項目2、市民との協働によるバス停周りの安全確保について申し上げます。冬期間のバス停除雪については、設置者であるバス運行事業者により状況に応じ対応されているところです。機械や人員不足などの問題もあり、降雪状況に応じた細かな対応は難しいのが現状とお聞きしておりますが、パトロールなども行いながら、スペースの確保や歩道と車道を隔てている雪の除去、雪に埋もれているバス停周りの除雪など対応が行われているところです。御提案のありましたスコップを常設するなどにより利用者及び沿線の市民の方との協働でバス停周りの除雪を行うことにつきましては、資材の配置方法、管理に関して安全面での配慮や道路除雪への弊害なども考慮する必要がありますことから、現状では課題が多いと考えますが、他自治体の取り組み事例などを調査するとともに、引き続き対応策についてバス運行事業者と協議を行ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） お答えいただきました。それでは、可能な限り順を追って再質問させていただきます。

まず、大項目1の観光の振興と広域連携によるまちの活性化についてでありますけれども、近隣自治体と連携した観光振興策についての考えなのですが、やっぱりお互いに各自治体同士が協力し合うことで足りないところを補完し合い、相乗効果を生んでいくという観点から、ぜひこれまで以上の連携強化を図っていただきたいというふうに思います。

それで、(1)の羊飼育推奨による観光資源づくりの関係についてのお答えでありましたが、仮に事業化をすぐ進めるとしても生産コスト面からいってもなかなか難しいこともあろうかと思うのですが、当面はやっぱり近隣自治体で生産されている羊の肉を使って、北海道産品として差別化を図って、グレードを上げて販売してはどうかというふうに考えますが、この点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今の御質問いただいた件についてなのですが、実はことし北星信用金庫さんが愛知県の一宮市に本店があります尾西信用金庫さんと業務の連携協定を結んだということの記念をいたしまして、10月17日に愛知県の一宮市で138ひつじフェスタいちのみや羊ナーレという記念イベントが開催されました。その際、私どものほうと土別商工会議所のほうとも一緒に参加させていただきました。その際、羊にかかわる今後の連携の可能性について意見交換をさせていただきました。土別さんのほうにお聞きしたところ、土別では地元産の羊肉のうまみなどの肉本来の価値をお客様に堪能していただきながら、その付加価値を理解していただくということを目的に、イベントなどの参加の際には塩、

こしょうでシンプルに味つけしたラム串という商品を提供しているということでもあります。その情報交換の中でもなよろ煮込みジンギスカンに土別産の羊肉を使用した場合の可能性などについても御相談させていただいたのですけれども、そちらの土別さんからのアドバイスもあったのですけれども、本来的になよろ煮込みジンギスカンは羊肉の臭みなどを消すために垂れに漬け込むということの調理方法をしているものですから、羊肉の本来の味わいを消してしまうのではないかというような御意見をいただきました。そういったことで、土別産の羊肉の付加価値を表現するためにはもう少し研究が必要なのではないかというような意見もいただきました。このことからなよろ煮込みジンギスカンにつきましては食文化に焦点を当てた取り組み、土別市さんについては地元産食材に焦点を当てたそれぞれ別々の視点に立った取り組みをしておりますけれども、お互いにさまざまな情報発信をすることも含めてPRに取り組んでいるということから、なよろ煮込みジンギスカンへの活用というよりは羊という枠組みの中で複合的に連携を模索できないかと土別さんのほうからも御意見をいただきましたので、今後協議をする場を設けていく必要がありますねということでお互い認識させていただきましたので、そういったことで土別さんとお話をさせていただいたところがあります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） ただいまお答えいただきました。愛知県のひつじフェスタへの出展等々についてお答えいただいたわけですが、やっぱりギブ・アンド・テークと申しましょうか、お互いに各自治体が協調し合うことによって、特に周辺地域とともに観光入り込み客をふやして知名度を高め、特産品の販売増進に結びつけていくような施策を今後も協力し合いながらやっていっていただきたいなと思います。

それと、（2）の農林業、民間企業などと連携した畜産振興の関係で、先ほど川田部長のほうからお話あったように、道産の羊肉というのは生産コスト面からいうとかなり厳しいものがあるのですが、土別などで見るとと殺、解体したラム、羊1頭当たり1万円の補助金をつけて、あるいは改良増殖用の市外からの優良種綿羊導入に補助金を、1頭当たり10万円以内の補助をするというような実施要綱を定めて、羊飼養の振興を図っているという事例もございまして、さまざまな観点から名寄市の中でも少し研究をしていただきたいと思いますのですが、特に羊毛だとか毛皮、ここは国内利用は運送コストの面からほとんど利用されていないということがあるのですが、それぞれの自治体が分担して、例えば先行している土別が羊毛をやるのであれば名寄はそのほかの部面で研究することができないかだとか、いわゆるすみ分けした研究によって製品化コストをその他の部面で下げることができるのではないかというふうに考えているわけです。特に堆肥化、優良堆肥が羊毛を埋め込むことによってできたり、毛皮を刻んで、それもやっぱり埋め込んで堆肥化をする研究も進んでいるということもありますから、さまざまな付加価値の創造も研究していただければ、可能性の追求としてはありがたいかなというふうに考えているところがあります。

それと、先ほど販売先の確保のことで触れられておりましたけれども、なかなか羊の肉を販売するに当たって流通経路の関係があると思いますけれども、ここも検討課題ではあります。ぜひこちら辺のところも検討していただければいいなと思うのですが、（3）の食肉センターの羊、豚のと畜について、先ほどありましたけれども、現状と畜について種類をふやす必要がないというような御答弁だったというふうに思うのですけれども、特に生産者の関係でいうとやっぱり30分圏内で行けると畜場があったら大変助かるというような生産者の御意見もあります。そして、食肉センタ

一、名寄のほかは旭川に行かなければならないだとか、あるいは近間でいうと富良野のほうにしかないだとか、いろいろございまして、そして羊は現状と畜対象として扱っていないわけですが、名寄の畜産農家では豚のと畜などについてもこれまた旭川に持っていくという現状にあると思うのですが、こちら辺も含めてやっぱり考えを広げていく必要があるのではないかというふうに思うのです。ここについてお答えいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 先ほどちょっとお話しさせていただきましたけれども、と畜の関係、ニチロさんで食用牛を含めて新たな計画を立てて、今申請を行おうというふうにしてございますけれども、その中ではいずれにしてもニチロさんの中でそういったことをよく御相談をさせていただいて、豚だとか羊だとか、そういったことで意見交換をさせていただいて、どういったことが可能で、そのことによってどんなことを想定されるのかというのを今現在よくわかっていないところもあるものですから、そこらを含めて協議させていただきたいと思っていますので、よろしく願います。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） わかりました。ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

それと、雪質日本一フェスティバルの関係でお伺いしました北の天文字焼の関係なのですが、先ほどさまざま協力を行っていくということ、それから実行委員会との協議ということがありましたけれども、先般語る会に私も参加させていただいて、その御苦勞などについて意見交換したところなのですが、率直に言って北の天文字焼の関係については、実行委員会でやれることと行政でやっぱりこれは後押しをして発信することと2通りあると思うのです。それで、行政でやることについては、先ほど言いましたけれども、名寄も含めて14ですから、残りの13市町村などに行政の

ほうから招待状などを出した上で、ぜひ来てくれというような呼びかけも主導してやっていただければ、実行委員会の方も大変喜ばれるのではないかというふうに思っています。特につけ加えますけれども、昨年の実績では北の天文字焼に関東圏から150名が訪れているということで、せっかく再開されたイベントを全体で支えて盛り上げていくことが重要ではないかというふうに考えるところであります。

それと、次に移りますが、加齢による自動車運転免許返納者への支援制度について、先ほど三島部長のほうからマイナンバーでの証明について御回答があったわけですが、私はマイナンバーでいいとは思っていないのです、実は。これは、市民の皆さんもいろんな御意見ありまして、この議会でも熊谷議員だとか御指摘があったように、やっぱり情報漏えいの危険性、あるいはプライバシーの権利が奪われるのではないかと。国が一人一人を徹底管理するものではないかという声も市民の中には内在するということがあります。したがって、自動車運転免許証の返納にはやっぱりその趣旨から制度化されている運転免許証にかわる本人確認書類として機能を持つ運転経歴証明書を充てるべきだと思いますし、そういう制度があるのだから、そこを推進していく。そこを前広にやっぱり支援していくということが本来の趣旨ではなからうかというふうに思いますから、そして例えば免許証を返納したら当然車運転できなくなりますし、それから食料品の買い出しだとか、大変車が欠かせない中で自動車の運転免許を不安感を抱いて返納するというこの決断というのは大変重いものがあると思いますから、ぜひ再度そこら辺について御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、現行やっている住基カードの発行につきましては、議員が調べていただいた3年間で109件、その中でこちらのほ

うの住基カードの発行が39件ということ、さらには平成27年度で住基カードの発行が1件のみということであることから、余り返納に関して効果がある制度とは言えない実態にはございます。運転経歴証明書について検討をというお尋ねであります。ただ、同じような証明書ということで、時まさにマイナンバーカード、こちらのほうが無償で発行されるという部分では、どちらも写真つきの公的な身分証明ということではそちらのほうを活用していただきたいということで、御理解をお願いしたいと思います。ただ、現状では足の確保という部分では促進制度とはちょっとそぐわない部分があるのですけれども、趣旨のほうは十分に理解をさせていただいておりますので、できればマイナンバーカードを使っていただきたいということでお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 私は、マイナンバーカードをそれにかわるものということでお尋ねしているわけではなくて、自主返納の機運を高めるためにはどうしたらいいのかということ、そして安全な交通社会をつくっていくという立場から、やっぱりその返納者が本当に制度的に何の違和感もなく持てる運転免許証のかわりになるものを持たせるというのが普通ではないかというふうに私は思いますから、ぜひこちら辺をお酌み取りいただいて、再検討いただければありがたいと思います。

次に移ります。高齢者、障害者への生活支援と制度の拡充についての関係なのですが、特にこの中では緊急通報システムの関係なのですが、聴覚障害世帯も緊急通報システムの配備を拡充すべきというふうに考えるのですけれども、見解をお伺いしたいというふうに思います。先ほど設置台数の関係でもありましたけれども、まだ少し余裕があるかなというふうに思いますから、その中から各貸与でありますから、また使わなくなったら返還するというところで、生活環境などを考慮して、

その上で希望する世帯、聴覚障害者の世帯にも可能な保有台数の中から順を追ってでもぜひ先ほど申された④の前各号に定める者と同等と認められる者で援護が必要と市長が認めた者という項目を準用していただいて、拡大をお願いしたいと、この点についてお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 聴覚障害者の世帯への緊急通報システムの配備についてお尋ねをいただきました。緊急通報システムの設置につきましては、これまでも地区の民生委員児童委員の方にその方の生活環境など状況を確認して緊急時に迅速な対応ができない方、機敏な行動ができない方などに設置が必要な方にはある程度幅広く受け付けを行ってきているところであります。現在市内には聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方が142名いらっしゃいまして、特に重度の聴覚障害の方が29名、うち65歳以上の方が22名、76%を占めているということでございます。また、ひとり暮らしの方も28%いらっしゃいますので、緊急通報システムの必要性が高い方がたくさんいらっしゃるというふうに認識をしております。

御質問いただきました緊急通報システムについては、緊急時に迅速に対応するためには聴覚障害者の方々にとって有用なものと考えております。また、火災センサーの警報音が聞こえないため、ライトが点滅することで合図を送る聴覚障害者用の屋内信号装置なども必要と思われるので、緊急通報システムとあわせて日常生活用具として給付をしておりますので、これら幾つかの機器を組み合わせると緊急時の対応に備えることができるのかと考えております。今後は、聴覚障害の方々には障害の程度や、また高齢者に限ることなく、ひとり暮らしや夫婦2人とも聾者の世帯など緊急時の通報が困難と思われる方や緊急通報システムの設置が必要と思われる方には、こちらから個別に確認をとらせていただいて、希望される方には設置

を行うことといたしまして、生活上の不安の解消や安全、安心の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） よろしく申し上げます。

時間もなくなったので、最後になりますけれども、除雪の関係です。いろいろ言いたいこといっぱいあったのですが、時間が迫ってしまいました。それで、アンケートには例えば排雪の回数が極めて少ないとか降雪量に応じて排雪回数をふやしてほしいという、これアンケートに出ておまして、これらは1,019件中576人が占めていると。パーセントで56.5%が占めているということ。それで、最後になりますけれども、生活道路の排雪のやり方についてですが、東西あるいは南北の順序をシーズンごとに交互に行うことは、これはできないのか。公平性を保つように配慮してはどうかということであります。

それと、もう一つ、当面市内の雪で埋もれているバス停の関係では、試験的にスコップだとか融雪剤、塩カル等の配備をしてはどうかと。ここについて御質問しまして、私の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 生活道路の排雪の順番について公平性をということで御質問がございました。御承知のとおり、排雪のシーズンに入りますと、これは名寄市だけではなくて北海道あるいは国道も含めてそれぞれがほぼ同時期にダンプトラックで雪を搬送するということになります。その意味では大変交通量が集中をするという状況がございまして、できるだけ議員が御指摘がございました公平性ということで、作業工程の見直しなどを行った場合の費用対効果なども含めまして今後調査研究を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） もう一点いただきました市民協働によるバス停周りの除雪の関係についてであります。これ先ほど申し上げましたように、基本的にはバス事業者が主体的に取り組むのだと思いますけれども、市民の協働も当然必要になってくるのかなと思っています。先ほど言われましたスコップの配置については課題があるというふうにお話をさせていただきましたけれども、例えばスコップが放置されたときの歩行者への影響、あるいは一般車両の影響、あるいは除雪機器への影響など、さまざま安全性の確保を図る上ではまだ課題があるのかなというふうに思っています。また、実際に取り組んでいる自治体の気象状況、降雪量の関係あるいは積雪深の関係少し調べさせていただきましたけれども、本市と比べますと大分両方とも少ない数値の地域が取り組んでいるということですので、そういった地域特性も加味した上で改めて調査をする必要があるというふうに思っておりますので、調査の上、引き続き検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐久間誠議員の質問を終わります。

新年度予算編成に関して外2件を、大石健二議員。

○12番（大石健二議員） 議長より御指名を賜りましたので、これより通告に従い3件質問を行います。

初めに、平成28年度予算編成についてお尋ねをいたします。国の28年度予算は、経済財政運営と改革の基本方針2015で示された経済・財政再生計画に基づく初年度の予算となります。その編成方針は、本格的な歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位の洗い直し、徹底した無駄の排除を行いつつ、予算の中身を大胆に重点化するものとしております。こうした状況のもと、名寄市の平成28年度の予算編成作業が始まっていますが、この予算編成の進捗状況及び

予算規模、懸念される課題、主要施策についてそれぞれ御答弁願います。

次に、名寄市の移住、定住施策について質問いたします。本年度で3年目を迎えているお試し移住の積極的な推進施策ですが、本定例会の行政報告の中で28年次から新たに交通の利便性に主眼を置いた市街地の空き家を利活用する計画が報告されています。自治体間の競争激化が進む中で、他自治体との移住、定住施策との差別化を図り、より多くの新市民の移住、定住に結びつく実質的な成果が上がる施策の展望についてお聞かせください。

次に、ふるさと納税、ふるさと住民票についてあわせてお聞きをいたします。名寄市のふるさと納税がスタートしてから本年度で8年目を迎えますが、26年度は794件、1,187万3,388円と件数、金額とも過去最高となりました。しかしながら、ここへきて過度な返礼品に対する国の自粛要請を受けて自治体間に制度の見直しの機運も広がっている中で、名寄市のふるさと納税制度の今後の展望について御答弁願います。

また、地元出身者やふるさと納税を行った方々などを対象に広報紙の発送、各種行事の案内、公共施設利用料の割引、あるいは条例に基づくパブリックコメントへの参加など、こうした行政サービスが受けられる新しい仕組みのふるさと住民票構想が先進自治体間で協議が進められています。今後いや応なく人口減少社会に突き進む中で、ふるさと住民票などの独創的な着想や発想による魅力あるまちづくりに向けた取り組みについて御答弁願います。

次に、市民の声から、いじめと不登校に関してお尋ねをいたします。本年7月に岩手県矢巾町で発生した中学2年生のいじめを苦にした自殺は大きな社会問題となり、その後に行われた全国的ないじめ再調査のきっかけとなりました。全ての子供はかけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子供の心と

体に深刻な被害をもたらすいじめは、子供の尊厳を脅かし、基本的な人権を侵害するものです。名寄市においては、いじめの認知件数ゼロが報告されています。しかしながら、いじめはいつでもどこでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子供もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることです。また、平成26年4月に名寄市いじめ防止基本方針が定められていますが、この基本方針に沿った名寄市におけるいじめの現況とその対応等の取り組みについて御答弁願います。

また、あわせて児童生徒の不登校の現況と対応について御答弁をお願いをいたします。

最後になりますが、理科などの教科離れに関してお尋ねをいたします。このほど文科省は、全国学力・学習状況調査の結果を公表いたしました。この中で理科テストは平成24年度以来3年ぶりの実施となりましたが、道教委は調査結果を踏まえていまだに多くの教科で全国平均を下回る状況が続いているとし、とりわけ理科、算数の理数系教科について社会で自立するために必要な学力を身につけさせる取り組みを進めていくとしています。折しも12日までノーベル賞授賞式などの祝賀行事が続くノーベルウイークがストックホルムで始まっています。昨夜未明からけさにかけてテレビのニュース報道では、医学生理学賞の北里大、大村智特別荣誉教授、物理学賞受賞の東京大学宇宙線研究所の梶田隆章両氏にメダルが授与されるシーンが繰り返し報道されていました。資源の乏しい我が国、我が市にとって、科学技術の頭脳もまた何よりの資源だろうというふうに考えております。名寄市においても大村、梶田両氏の後に続く科学技術の分野の人材教育が急務であり、国内有数を誇る天体、天文等の施設を利活用した名寄市の理科系教育の充実と強化について御答弁をお願いいたします。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま大石議員か

らは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1及び大項目2のうち小項目の2につきましては私のほうから、大項目2のうち小項目の1につきましては営業戦略室長から、大項目の3につきましては教育部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目の1、新年度予算編成に関して、小項目の1、平成28年度予算からについて申し上げます。平成28年度予算におきます現在の進捗状況と概算要求の規模についてであります。平成28年度予算の各部からの要求につきましては平成27年11月26日を予算要求締め切りとし、その後第1次の整理、財源調整などを経まして12月1日から財政課長査定を実施しているところでございます。第1次の計数整理後の一般会計では、歳入226億3,000万円、歳出246億1,000万円となりまして、収支差額につきましては19億8,000万円となっております。お尋ねの想定される予算規模についてでございますが、今後予算査定の中で精査を行い、総額を固める作業となるほか、国の地方財政計画または今後の国の補正予算の状況を考慮する必要がありますので、明確には申し上げられませんが、現段階での予算総額は当初予算ベースで240億円程度と想定しているところでございます。

次に、予算編成で懸念されます課題等について申し上げたいというふうに思います。まず、第1点目につきましては、地方交付税の動向でございます。現時点では、平成28年度地方財政計画は明らかとなっていないものの、国においてはリーマンショックを機に創出をされました普通交付税への別枠加算などについて危機モードから平時モードへの切りかえを進めていくとされていること、また名寄市においては平成28年度から普通交付税における合併算定がえへの段階的な縮減が始まるとともに、今年度実施をしております国勢調査の人口に基づく算定となりますことから、普通交付税の総額は減少するものと想定しているところ

でございます。2点目につきましては、継続事業であります大学図書館建設事業や公営住宅建設事業のほか、小学校などの義務教育施設の改築事業など大規模な普通建設事業の実施や公共施設及び公共インフラの老朽化への対応も課題の一つとして挙げられます。3点目といたしましては、人口減少や少子高齢化による福祉関係経費の増加や市税収入の減少も考えられます。以上のことから、予算編成におきましてはこれまでの施策を十分に検証、総括し、成果を明確にするよう求め、しっかりと事業の厳選をしていく必要があると考えております。

次に、主要施策などについて申し上げます。さきにも申しましたが、第1次予算要求後の段階では継続中の普通建設事業として、例えば大学図書館建設事業や公営住宅建設事業、名寄南小学校屋外運動場整備工事などが予算要求をされております。また、福祉や教育を初め各分野からのソフト事業においても要求があるほか、定住人口や交流人口拡大に向けた地方創生関係の新規ソフト事業なども要求に上がってきております。今後の予算査定の中でこれらの事業内容を精査していくこととなりますが、地方財政計画などの詳細が示されておりませんことから、地方財政への影響が不透明であるため、引き続き国の動向に十分注意をしながら予算編成を進めてまいります。

続いて、大項目の2、移住、定住の推進施策等について、小項目の2、ふるさと納税とふるさと住民票等から、まずは現状分析と今後の課題について申し上げます。ふるさと納税制度につきましては、ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいという納税者の思いを具現化するため制度化されました。本市では、平成20年から取り組んでおり、平成26年度には自主財源の確保や市内産業の活性化に寄与することを目的に特産品贈呈事業をスタートし、寄附件数794件、寄附額で1,187万3,388円と過去最高の寄附件数、金額となりました。また、平成27年度の状況につ

きましては、この12月1日現在で寄附件数が745件、寄附額が1,001万3,215円と好調に推移をしております。お尋ねの本市における当該制度推進に係ります今後の取り組みや考え方についてであります。国では平成27年の税制改正におきましてふるさと納税に係る寄附金控除の拡大を行いました。しかし、一方で議員お話しのとおり平成27年4月1日の総務省通知によりまして、ふるさと納税の返礼品が高額傾向にあることを憂慮し、寄附金控除拡大の趣旨を踏まえて良識ある対応をとるよう助言がございました。本市としましては、この通知を重く受けとめ、本市に寄附される方の多くが寄附金控除によりまして実質2,000円の個人負担であり、現行でもその金額以上の特産品を贈呈しておりますので、基本的なスタンスとしましては、これまで同様ふるさと納税の本来の趣旨を踏まえまして、自主財源の確保とブランド化推進などとのバランスをとりながら対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

また、今後も市の観光振興の一翼を担っておりますなよろ観光まちづくり協会などと協議、研究をしまして、市のPRや地場産品の育成につながるメニューづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、新たな取り組みとしてのふるさと住民票についての考え方について申し上げます。ふるさと住民票構想につきましては、政策シンクタンクの構想日本が提唱し、道内の2町長を含めた賛同する8町村長が共同呼びかけ人となり、本年8月に提案をされました。この構想の内容につきましては、自治体の出身者やふるさと納税を行った人、災害などで他自治体に避難、移住している人などを対象にふるさと住民票と呼ばれる証明書を交付し、これら地域にゆかりのある人を準住民と位置づけ、交流を深め、将来の移住につなげることなどが主な目的とされてございます。具体的には、広報や行事案内の送付、パブリックコメントへの

参加、公共施設の住民割引の適用など、行政サービスの提供やまちづくりに参画できるメニューなどが提示されておりますが、最終的な運用につきましては個々の自治体が自由に制度設計するものとされてございます。この構想につきましては、広報や行事案内の送付により本市への関心を高めていただくことや幅広い視点から市の施策や計画に御意見を寄せていただき、まちづくりに反映させることができるなどの効果が考えられますが、一方では住民登録して市税をいただいている市民とふるさと住民票を持つ準市民との公平性の観点やどのようなインセンティブを働かせるかなど、その制度設計の難しさが課題と考えているところでもあります。本市といたしましては、市民以外の方への働きかけとして、現在でも年3回市広報ダイジェスト版を東京なよろ会などふるさと会の皆さんに送付するなどしておりますので、これら既存の事業を継続実施しながら、新たな制度の具体化が始まっております他自治体の状況を調査し、当該制度について研究してまいりたいと考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、大項目2、移住、定住の推進施策等に関して、小項目1、ちょっと暮らし等の積極的な推進施策からについてお答えいたします。

本市では、平成25年度及び26年度に旧風連高校の教員住宅をそれぞれ改修し、お試し移住住宅を2棟整備いたしました。26年度までの2年間で13件の利用がりましたが、5月から9月までの利用が10件と冬期間の利用をふやすことが課題となっております。また、過ごしやすい夏の利用を希望する方が多いため、重複の申し込みによりお試し移住住宅の利用をお断りするケースもあったことから、一年を通して本市の住みよさをじかに感じてもらうための機会の提供と違うバリエーションの新たなお試し移住住宅の整備が求

められております。また、これまでに参加した東京都での移住相談会などを通じて、子育てを担う年代から高齢者までの世代の違い、地域住民と積極的にかかわりたい方からそうでない方といった地域とのかかわり方の違い、完全移住や2地域居住といった暮らし方の違いなどさまざまな生活スタイルによって求める情報やサービスの種類が多岐にわたることを実感いたしました。今後名寄地区でのお試し移住住宅を整備する方向で検討しておりますが、本市が多くの都市機能を備えたまちとして住みやすさランキングで高く評価されていることをセールスポイントとし、名寄市の住みよさをより実感していただくため、町中に整備をしようと考えているもので、名寄市はもちろんのこと、北海道への移住は冬を体験しなければ最後の決断はできないとも言われております。このことから冬への生活の不安を少しでも解消し、冬期間の利用増を図るために市街地にある民間の共同住宅の部屋を賃貸することにより、除雪などの負担が軽減されることを視野に考えております。このことから、居住地選択のニーズが多様化する中、立地場所などお試し移住住宅のバリエーションをふやすことで名寄市の住みよさをより多くの方に実感していただき、移住につなげることができるよう今後とも対応していきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目3、市民の声から、小項目1のいじめと不登校等に関してについてお答えいたします。

初めに、本市におけるいじめの現況と課題及び観察分析等に基づく対応策についてですが、本年7月に岩手県で中学2年生、11月には愛知県で中学1年生といじめが原因と思われる自殺が相次ぐなど依然として児童生徒が命を絶つ痛ましい事案が生じております。とりわけ7月の岩手県の事案を受けて、文部科学省ではいじめとして認知されず、組織的な対応がなされていない事案の有無

について平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の再調査を依頼してきたところであります。その結果、本市では学校から新たにいじめと思われる事案の報告はありませんでした。しかし、教育委員会といたしましては、改めていじめを許さない環境をつくることや学校が組織的にいじめの問題に取り組むことの重要性を認識したところであります。いじめは、どの子供にもどの学校でも起こり得るものであり、学校教育に携わる全ての関係者が常にいじめの問題に係る危機意識を持って組織的に迅速かつ適切に対応することが重要であります。このため本市では、平成26年度に名寄市いじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決、そのほかのいじめの防止等のための対策を推進しております。

具体的な取り組みの一つといたしましては、いじめの問題の早期発見、早期解消を図るため、学校には北海道教育委員会のいじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査におけるいじめの把握のためのアンケート調査を適切に実施するようお願いしております。本年の6月の同調査では、今もいじめられているとの回答が7件ありました。この7件について当該学校の教員が内容を聞いて事実確認し、校内で検討した結果、いずれもいじめとして認知する内容ではないと判断されております。各学校では、同アンケート調査においていじめはどんな理由があっても許されないと思うと答える児童生徒の割合を100%にする取り組みを進めております。本年の6月の同調査では、1年前の同時期と比べ全小学校の平均が96.8%から96.6%に、全中学校の平均が87.9%から91%になるなど、いじめは許せないことであるという認識が児童生徒に広がっております。しかし、まだ十分な状況であるとは言えないことが課題となっております。また、いじめられたときに誰にも相談できない児童生徒がいることが指摘されていることから、学校においていじめられたとき、

誰にも相談しないと答える児童生徒の割合をゼロ％にする取り組みも進めております。本年の6月の同調査では、1年前の同時期と比べ全小学校の平均が8.2％から5.8％へ、全中学校の平均が17.9％から15.9％になるなど、いじめられたとき誰にも相談しないと回答した児童生徒の割合は減少傾向にあります。いじめられたときに1人で悩みを抱え込む可能性のある児童生徒がいることも大きな課題であります。

次に、いじめをなくすためにはよりよい人間づくりを基盤とした集団づくりが大切なことから、児童生徒のいじめを許さない意識や態度をより一層高めるため、平成26年度より名寄市小中学校いじめ防止サミットを実施し、各学校の児童会、生徒会活動による自発的、自治的な取り組みの活性化を図っております。同サミットにおいては、全児童生徒を対象に名寄市小中学校いじめ防止宣言の定着状況に係るアンケート調査結果について意見交換を行ったり、各学校のいじめ防止に係る取り組みの交流を行いました。各学校では、児童会、生徒会活動において学校のいじめ防止集会等で当サミットの取り組み等を発表したり、自校のいじめアンケート結果を校内に掲示するなど、いじめを絶対に許さない学校、学級づくりの取り組みを推進しております。

また、教育相談センターにおいては、学校や家庭生活における児童生徒、保護者からのいじめ等に係る相談に対して学校や関係機関と連携を図りながら適切な支援を行っております。さらに、ハートダイヤルを通して教育専門相談員が児童生徒や保護者等からの悩みについて個人情報の管理に十分配慮しながら、電話や面談による相談やカウンセリングを行っております。今後とも教育委員会といたしましては、学校や関係機関等との一層の連携を図りながら、いじめの根絶に向けて名寄市いじめ防止基本方針に基づくさまざまな取り組みを確実に実行するとともに、不断の点検強化により改善を加えながら、いじめの未然防止、早期

発見、早期解消に努めてまいります。

次に、本市における不登校の現況と課題及び観察分析に基づく対応策についてですが、不登校児童生徒とは病気や経済的な理由を除く何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席した児童生徒のことであります。現在本市の小中学校からは、いじめを原因とする不登校児童生徒の報告はありませんが、文部科学省の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査では、本市において平成26年度に不登校の状況にあった児童生徒は10人です。学校では、児童生徒が不登校となる要因について、本人、保護者、学校等にかかわるさまざまな要因が複雑に絡み合っていることから、その要因を明確に把握することが難しく、教員による当該児童生徒への指導や支援及び家庭への働きかけを行っていても不登校状態が改善されるまでには至っていない事案があるという課題があります。

文部科学省の平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果から、北海道の公立小中学校における不登校児童生徒数は4,259人で、平成25年度と比較し、小学校で42人、中学校では192人ふえていることから、不登校に対する取り組みの改善、充実を図ることが求められております。このため、本市の各学校では、不登校児童生徒への適切な指導や必要な支援の充実を図るため、担任が中心となって家庭訪問などを通して当該児童生徒や保護者の個々の状況に応じた働きかけを行っております。また、当該児童生徒の様子や保護者との面談等の記録に基づき、生徒指導部等が中心となって今後の必要な支援のあり方等を改善したり、必要に応じて適応指導教室や医療機関等と連携を図りながら、当該児童生徒の不登校状態が改善するための取り組みを推進しております。教育相談センターでは、同センター長や教育推進アドバイザー等が本市の

各学校を訪問し、不登校児童生徒について情報共有するとともに、当該児童生徒に対する適切な指導や必要な支援について指導、助言を行っております。また、適応指導教室においては、入室している不登校児童生徒が早期に学校復帰、または不登校状態が改善するよう学校や関係機関、保護者との連携のもと、当該児童生徒の実情に応じた指導、支援を行っております。さらに、当該児童生徒の保護者に対して不登校の対応に応じた助言、援助を行っております。今後とも教育委員会といたしましては、不登校はどの児童生徒にも起こり得ることであり、一旦欠席状態が長期化すると学習のおくれや生活リズムの乱れによりその回復が困難になる傾向が指摘されていることから、学校には不登校の予兆への対応を含めた初期段階から組織的な取り組みを一層強力に推進するようお願いしてまいります。また、不登校を未然に防止するため、児童生徒が学ぶ意欲を持って学校に通うことができるよう発達段階に応じたみずからの生き方や将来に対する夢や目的意識について考える指導の充実を図ってまいります。

次に、小項目2、児童生徒の強化、理科等離れに関しての現状と課題、今後の改善策についてですが、世界57国、地域が参加して平成18年に実施された調査では、科学への興味、関心や楽しさを感じる生徒の割合が他国に比べ全般的に低いなどの課題が明らかになりました。この調査結果などを踏まえて、文部科学省では平成20年度の学習指導要領の改定に当たり、科学技術は国際的な競争力を高めるために重要な役割を果たしていることとし、学校教育における理科教育の充実を図りました。具体的には、児童生徒が科学を学ぶことの意義や有用性を実感し、関心を高めることができるように授業時数を16%増加し、中学校で原子の成り立ち、イオン等の学習内容が追加されました。各学校では、目的をしっかりと持って観察、実験を行ったり、レポートを作成する活動を行うなどして学習意欲が高まるよう取り組んでま

いりました。しかし、平成27年度の全国学力・学習状況調査の理科の結果では、小学校では観察、実験の器具を適切に操作するための知識を定着させること、中学校では実験の結果を数値であらわしたり、表を分析して解釈し、規則性を見出すことなどが課題となりました。

当市では、本調査を小学校6年生213名と中学校3年生204名が調査を受けております。理科における全国平均正答率との比較では、小学校では全国を上回り、中学校で全国とほぼ同じでした。また、理科に関する児童質問紙では理科の勉強は好きですか、自然の中で遊んだことや自然観察をしたことがありますか、観察や実験を行うことは好きですかなどの質問で全国を上回る状況でした。さらに、中学校では、観察や実験を行うことが好きな生徒が全国に比べ多いことや授業では理科室で実験、観察を行っていると感じている生徒が全国に比べ2倍近くいる状況でした。この結果は、本市においては児童生徒の科学的な見方や考え方が一層深まるように、例えば小中学校ともに天体に関する学習を行う際にはなよろ市立天文台きたすばるを活用することはもとより、教育改善プロジェクトにおいて天文台を活用するための活用プログラムを作成し、取り組んできた成果とも考えております。

天文台の活用では、小学校の4年生が月と星の動き、6年生が月と太陽、中学校の2年生が地球と宇宙の学習において行われております。具体的には名寄市オリジナルの星座早見盤やプラネタリウムで天体の動きを確認したり、星座の神話について天文台の専門家の説明を聞いたり、日中でも見ることができるシリウスや太陽等を大型の望遠鏡で観察したりしております。また、児童生徒の興味や関心に応じて天文台が行っております小学生による小惑星発見プロジェクトや各種観察会にも参加をしております。天文台のほかにも6年生の土地のつくりと動きの学習では、北国博物館を活用し、本市の土地の特徴を視覚的に理解するな

ど、児童生徒の学習意欲や主体的に学習に取り組む態度を育むため、地域の教育資源を積極的に活用しております。教育委員会といたしましては、今後とも理科好きの子供たちがふえるように、本市の豊かな自然環境、天文台や博物館等の地域の教育資源の活用により、理科教育の充実に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。それでは、いただいた答弁をもとに再質問を行ってまいりたいと思います。

最初に、平成28年度新年度予算についてお伺いをいたします。11月2日に市長名で公表されている平成28年度予算編成によりますと、平成26年度の決算では実質収支4億1,025万9,921円と実質公債費比率あるいは将来負担比率とも改善されていると。ただ、答弁にもありましたけれども、平成28年度から普通交付税の合併算定がえと、さらには普通建設事業や公共施設、公共インフラの老朽化の対応と、さらに人口減少、少子高齢化による福祉関係予算の増加、そういったことを懸念材料として御答弁をいただきました。こうしたそれぞれの懸念材料に対して、懸念材料は列挙するのだけでも、その具体策については余り触れておられなかったなと思いますが、概括で結構ですから少し具体的にこうした懸念材料にどういうふうに取り組んでいかれる考えなのか、臨む考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 平成28年度の予算編成が始まりましたが、中期財政計画の中で少し厳しいなという見方をしておりましたので、やはり概算の時点ですけれども、厳しいなという印象を持っております。1つ大きな要因は、やはりうちの一般会計ですけれども、交付税の状況がまだ1つつかみ切れていないということがありまして、

交付税の合併算定がえの縮減ですとか、あるいは国勢調査による人口のはね返しがどの程度あるのか、ここはつかめない。この歳入のところが一番大きな課題だなと思っております。

それと、これを具体的にどうしていくかということなのですが、査定の中でいろいろと問題点をあぶり出していく作業がこれから続くのですが、やはり早急に取り組まなければならないものの、それからもうちょっと待てるものというのは優先順位をしっかりとつけていくことがまず大事ななと思っております。これは基本原則になると思っております。その中でプラスもう一回特定財源を洗い出す必要がありますので、ここをもう一つ構えると。個別具体的には、ハード事業ですと一定の起債というもの、お金を借りてやっていくというものが見込まれるのですが、ソフト事業になりますとなかなかそういうことができませんので、ここをどういうふうに仕組んでいくかが大きな課題になるかと思っております。その中でもやはり特定財源の掘り起こしが1つ出てくるのもう一つ大きな要因としましては、総合戦略の中でやるべき事業がこれありますので、これが国の補正が出るよということは大体情報としては出てきておりますけれども、この具体的なものまではまだつかんでおりません。ただ、その中で前倒しでできるものがあればそっちのほうに振りかえていくと、このような作業を今考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） それでは、ちょっとさらに突き詰めてお伺いをしたいなと思うのですが、人口減少あるいは少子高齢化ということで、福祉関係予算が増加するのだと。さらに、公共施設、公共インフラの老朽化というふうに挙げていますけれども、こうした福祉関係費あるいは社会保障費の増大で、特別会計を持っているのですけれども、一般会計からの繰り入れというのがこれからかなり焦点になってきょうかなと思うのですけれども、28年度を基点にして一般会計から特

別会計への繰り入れに対する考え方について少しお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 基本的に公営企業会計等につきましては、繰り出し基準というのがありますので、それにのっとって出しているということが1つ大きなルールになっております。それと、一番懸念されているのは、やはり保険関係の特別会計になるかなと思っております。国保会計、それから介護保険の関係ですけれども、こちらについてはどの基準が一番いいのかというのは今ちょっと私の持っている情報では明確には答えられませんが、基本的にはどちらも厳しいなという印象は持っております。ちょっと長い目で見なければならぬ会計、どちらもそういうふうな思っておりますので、もう少し情報を集めてから査定の中で検討していきたいなと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） まだ地方財政計画が出ていないので、予算の規模、額も不確定な要素があるということでございました。

それでは、ふるさと納税、ふるさと住民票について若干ですが、お聞きをしてみたいと思います。ふるさと納税は、今年度、27年度も12月1日現在の数字は先ほど御答弁でありました。私の書き漏らしがあるかもしれませんが、745件で1,001万円ぐらいというような金額が答弁の中にごございました。2年続けて1,000万円の大台に乗っていくのだなという感じがいたしますけれども、いろいろ質問を考えておりましたけれども、時間の関係で1点に絞ってお聞きをしたいと思います。名寄市のふるさと納税というのは、他市町村の住民が寄附で納税をされるということになります。一方で、名寄市民が他市町村にふるさと納税として寄附をする行為もあるのだらうと私は思うのですけれども、ただ名寄市民が他市町村にふるさと納税として寄附をする行為については件数あるいは金額とも押さえていないと

いうことなのですけれども、それでよろしいですか。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） ふるさと納税の寄附金の名寄市民の行方ということで質問いただきまして、これに関連しましては一般寄附、ふるさと納税の寄附の違いという部分では、課税システムの中では分かれてはいるのですけれども、寄附の宛先につきましては申告書なりを確認をしながら入力しなければわからないということがございまして、現状ではシステム的にも課税作業の中の工程の上からも、あるいは課税する上での必須項目なのかという部分に関しましてもシステム上対応ができないということで考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 三島部長のほうからお話ございましたけれども、一方でふるさと納税については積極的なPRで呼びかけをしている中で、また一方で名寄市民が他市町村のほうにふるさと納税で流出しているというような実態が多分あるのだらうと思うのです。把握していないかわからないということですから、入ってくる分と出ていく分の差し引きの収支がわからなければ、ふるさと納税というのは果たしてどうなのだろうなど。もっと足元を見詰めた施策、対策が必要ではないかというふうな気がいたしますが、何せ押さえていないということですから、今後名寄市民が他市町村にふるさと納税として寄附を行っている、多分申告しているでしょうから、それを追跡調査する可能性があるのかどうか、その考えについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 御指摘をいただきまして、そういう考えも必要なのかなということでは、作業上そういうことが可能かどうかということで検証させていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。ぜひ調査研究をしていただきたいと思いますが、次にお試し住宅についてお伺いをいたします。

御答弁でもありましたけれども、28年度は市街地の民間の集合住宅を借り上げて、お試し住宅としてやっていきたいというお話でした。答弁の中でるお試し住宅で名寄市を訪れる方はそれぞれライフスタイルが違って、若い世代からリタイア組からいろいろいらっしゃるのだろうと。その目的も考え方もそれぞれ千差万別でなかなか一概にくることができないというお答えではありましたが、ただ何人か名寄市外、本州からお越しになっている方とお話する機会がございまして、たまたま収穫期に入ったときの智恵文のほうのジャガイモ畑を見た方がこんなに白い花が一面に咲いてすばらしいなとかというお話がまずあったということとことしの冬は名寄の健康の森のクロスカントリー、歩くスキーコースなのですけれども、そこにリタイアされたかなり年配の方がいらっしゃるって、千葉からおいでになっていたというお話なのですけれども、こんなに立派な施設があって、こんなに整備されていて、誰も利用していないのはびっくりだという話をされておりました。交通の利便性を考えて市街地の集合住宅を新たにお試し住宅というお話でございましたけれども、ぜひとも地域の財産である健康の森ですとか、あるいは浅江島に隣接した場所で、そういったところでプログラムを考えて、歩くスキーだとか、あるいは健康の森には市民農園もあるでしょうし、浅江島には文化センターもございまして、いろいろなこういう施設があるという、そういう地域の財産に隣接した場所で年間四季を通じたプログラムを持って、名寄市のよさ、2013年には住みよさランキングで1位もとっている名寄市ですから、そういった地域の財産を利用したお試し住宅というのはいかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今お試し住宅に関して御質問ありましたけれども、先ほども答弁させていただきましたように、私どものほうでそれぞれ首都圏で移住の相談ということで、移住フェアのほうに参加させていただいております。その中で私どものほうも名寄市のセールスポイントとして住みよさランキングという項目をよく使わせていただいております。これにつきましては、当然のことながら順位、ランキングになっておりますので、他自治体と比較すると他自治体は使えないということで、それに対して私どものほうもセールスポイントとして使わせていただいております。現状としては公共施設を利用しながら、なるべく財政負担が伴わない中で公共施設の再利用も含めて風連地区にお試し住宅を設置させていただいておりますけれども、先ほど言いましたようにそれら私どものほうがセールスポイントとして言っているものをじかに感じていただきたいということで、今回につきましては町中に住みよさランキングという、歩いて買い物に行けるとか、病院にも行けるとか、そういったことでそれぞれの移住の相談の方に説明させていただいている、その部分について新たな違うバリエーションということで整備させていただきたいということで考えておりますけれども、先ほども答弁の中で移住の相談の方についてはいろんな要望がございまして、それらの要望を分析しながら、今後こういったバリエーションの部分をお試し住宅として増設していったらいいのかも含めて研究していきたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） お試し住宅もしくは名寄市のそういう住みよさランキングに引かれて他都市から移住、定住したという実数というのはつかまえておられるのですか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今お試し移住住宅に住まわれた方で、移住されたという方につい

ては1件ございます。ただ、お試し移住住宅というか、私どものほうに移住された方で、私どものほうの窓口相談に来た方で移住された方ということの部分については1件ということなのですけれども、その1件の部分についてはお試し住宅に住まわれて、それで最終的には移住に至ったという方が1名いらっしゃるということです。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） そうすると、営業戦略のほうでは、お試し住宅で体験、経験をされて移住、定住に入った方は1件、お一人かわかりませんが、1世帯の方だということなのですけれども、例えば転出、転入時期と折あしく時期が重なって、名寄市の魅力に取りつかれて移住してきたという件数については把握していないということですか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 本市に実際転入という形で来られた部分についてはいろんな、転勤の方もいらっしゃいますし、私どもが描いている移住という方もいらっしゃると思うのですが、その部分については基本的には今の現段階としては移住のワンストップ窓口ということで営業戦略室に置かせていただいているのですが、その相談を受けた方が移住した場合については北海道移住促進協議会の中では移住の人数というカウントの定義させていただいているのですが、あと先ほど大石議員からも質問ありましたように、転入された方の種類についてはきちっとは把握されておりませんので、その部分についての把握も今後どういった形で把握するような形にしていったらいいのかという部分も含めて検討していきたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） ことしも東京の中央区だとか台東区、あるいは札幌で北海道フェアだとか杉並で物産展みたいのやっていて、そこで名寄の魅力を知って、そこですぐということでは

ないのでしょうかけれども、名寄市の魅力に触れて、ぜひとも名寄市に住みたいというようなケースがたまたま普通に転入してきた場合は把握していないと。せっかくの機会ですから、ぜひとも市民課も含めて、経済部も含めて、あるいはいろんな庁内の縦横の組織を使って、より多くの方が新市民として名寄市に入ってきているという実数を捉まえていく必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、転入する方についてはいろんな理由で転入されるということもありますので、私どものほうも今までの形としては私どものほうに御相談いただいた方が転入された場合については移住という形にしておりますけれども、先ほど大石議員からも御質問ありましたように、いろんなパターンで転入されている方についても移住という位置づけで捉えるべき方もいらっしゃると思いますので、その部分については庁内の中で検討させていただきたいということで考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） それでは、最後のほうになりましたが、いじめについてちょっとお聞きをしてみたいと思います。

名寄市は、いじめが認知件数がゼロという、続いておりますけれども、実は岩手県矢巾町もいじめの認知件数がゼロという状態が続いていたという、それが教育委員会に提出されていたということでした。つまりクラスでいじめがあったけれども、担任から学校長へ上がらない、学校長から教育委員会に上がらないという、そういうケースだったのだらうと、私は新聞報道でしかわかりませんが、そういうような報道を目にしております。したがって、本来あるべき、いじめ防止対策推進法というのがございますけれども、その対策法に基づいて矢巾町では行われていなかったの

だということなのですから、単純にお聞きしたいのですけれども、このいじめの定義というのは一体どういうふうになっているか、おわかりになればちょっとお教えいただきたいのです。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） いじめの定義ということで御質問がございました。いじめにつきましても、本人がいじめというふうを感じるかどうかというところが大きな部分があると思いますけれども、相手側がいじめというか、そういったことではなくて、単なる遊びということをやったことがその受ける側がいじめというふうにとられればいじめと認知されるという状況だということになっております。そういった面では、今回の調査でも先ほど調査では7件出てきて、学校のほうで当事者から確認した結果いじめとは認知できなかったという点というのは、お互いの誤解であったり、そういったものがあるということによって認知がされていなかったということでありまして。そういった意味では、広く調査をしながら、それぞれの保護者、児童生徒からの状況も確認して、その上に立っていじめがなかったかどうかという判断をしていますので、そういった面では岩手県のような状況はないかなというふうに思っていますけれども、ただ先ほど議員からも言われていましたとおり、いじめはいつどこでどんなときに起きるかわからないというところがありますので、答弁で申しましたとおり危機意識を持ちながら、常に学校、教職員、家庭、地域、皆さんと連携をしながら取り組みを進めていきたいというふうに考えているところですので。

○議長（黒井 徹議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

15時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時15分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議

を開きます。

高齢者施策の推進について外1件を、浜田康子議員。

○1番（浜田康子議員） ただいま議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、大項目2点について質問していきたくと思います。

まずは、大項目1、高齢者施策の推進について、小項目1、地域包括ケアシステムについて。これからの10年、2025年の姿として、高齢者人口の増加、総人口の減少、認知症高齢者の増加、高齢者世帯の増加など、現在の日本、地域を支え、日々つつましく生きてきた人々が重荷のような表現であらわされています。誰もが一年一年を積み重ねていき、65歳以上で高齢者と呼ばれます。厚生労働省の研究班によると、2012年時点では約462万人、65歳以上の7人に1人が認知症と推計されるということです。また、10年後の2025年には約700万人、65歳以上の5人に1人が認知症と公表されています。5人に1人が認知症と聞くと、自分は大丈夫かと誰もが将来を不安に思います。

今後の認知症施策の方向が示された2015年1月に、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランが公表されました。地域包括システム構築の必要性と介護予防・日常生活支援総合事業とのことで、医療、介護、予防、住まい、生活支援の一体的な提供の仕組みづくりが必要であると示されています。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指し、状況に応じた適切なサービスである標準的な認知症ケアパスを構築することが基本目標とされています。標準的な認知症ケアパスの作成普及は、認知症診断、早期認知症の診断、早期対応につながるとされています。高齢者の4人に1人が認知症またはその予備群と言われる中、認知症の方やその家族にかかわり、アセスメント、家族支援などの初期支援を包括、集中的に行い、自立生活のサポートを行

う事業、認知症初期集中支援チームの設置が求められています。そこで、名寄市においては認知症初期集中支援チームの設置についてどのような状況かお聞かせください。

次に、小項目2、介護予防・日常生活支援総合事業への移行についてですが、改正介護保険法により要支援者のホームヘルプサービス、デイサービスが総合事業に移行されることになり、新たな担い手確保による支援、サービス量拡大、専門職の役割変化、時間をかけた住民主体の地域づくり、生活支援の担い手の多様化で、介護人材を身体介護にシフトするのが狙いとされています。平成18年度の介護予防に関する考え方、方法の大幅見直しの中で、チェックリストによる虚弱高齢者の把握を行うも二次予防事業への参加率が低迷し、効果がなかったとの報告がなされています。介護予防のコンセプトの転換ということで、総合事業は地域づくりの中で介護予防、支える側、支えられる側という垣根を可能な限り取り払い、担い手になることが結果的に予防になるという考え方が中心ということです。その考え方、方向性を市民が十分理解する時間があるのか疑問に思っています。そこで、総合事業の進捗状況、町内へのアンケート調査の分析とその活用についてお聞かせください。

また、第6期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画の中の生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加の中で、平成27年度中に協議体の設置とありますが、その進行状況についてお伺いします。

あわせて小項目3、家族介護用品支援事業の現況と課題があればお聞かせください。

次に、大項目2、公営住宅の今後の考え方についてですが、小項目1、公営住宅の現況と今後の対応について、みんなが安心して、愛着を持って住み続けられる名寄らしい住まい、居住環境という基本理念のもと、住宅マスタープランが立てられていると思いますが、その中で公営住宅の役割

の明確化、住宅セーフティーネットの再構築と書かれています。公営住宅の役割とは、公営住宅法の第1条には住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸しとあることについては十分に理解されると思います。しかし、その住宅セーフティーネットである公営住宅に入れられないという声が市民より寄せられることがあります。また、空き室がいつまでも修繕されず、どうしてなのだろうという市民の声も聞いています。本当は公営住宅に入りたいと民間住宅に入居しながら抽せんに当たるのを待っている市民もおります。空き室にしておくのは、そこから売り上げが上がらないのをそのままにしていることが理解できないという民間の事業者の方の声も聞いています。修繕は予算等のこともあり、なかなか進まないことは理解できますが、これからの高齢化社会では持ち家の方の住みかえもさらに進むと思われます。特に農業後継者がいない場合、高齢になり離農後には住みなれた地域に残りたいと町中の公営住宅に移る市民の方もいらっしゃいます。子供たちには迷惑をかけられないと財産を整理し、都会生活はできないと住みなれたまちでと入居される市民もいらっしゃいます。そこで、公営住宅の現況、住宅総戸数、政策空き家対象団地、その戸数、入居戸数、また公募での入居状況、その際に抽せんを外れている戸数をお知らせください。また、今後の対応ということで政策空き家対象団地についてどのような考え方があるのかお聞かせください。

次に、小項目2、まちなか居住の推進についてですが、公営住宅の所有関係別世帯の構成比では、平成22年の公営住宅、公営借家比率は名寄地区が5.8%、風連地区が17%となっており、風連地区の公営借家の比率が高く、今後もその需要は高いと考えられます。政策空き家については、新規の入居をすることはできなく、建てかえ計画も平成33年以降構想とのことですが、風連地区が公営住宅を必要としている中で構想自体が平成33年以降では、基本理念のみんなが安心して、愛

情を持って住み続けられる名寄らしい住まい、居住環境となっていますが、みんなが不安を感じ、果たして愛情を持って住み続けられるのかという懸念が起きます。風連地域は、中心街活性化事業により駅前が整備され、国保診療所には医師が2名おり、お店も駅前にまとめました。あとは居住するだけです。高齢になると、移動手段にも難儀します。年金生活の方が安心して暮らし続けていけるように、町中に公営住宅の建設をする構想はあるのかお答えください。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 浜田議員からは、大項目で2点にわたり御質問をいただきました。大項目1については私から、大項目2につきましては建設水道部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

最初に、大項目1、高齢者施策の推進について、小項目1の地域包括ケアシステムについて申し上げます。介護保険法の地域支援事業におきます包括的支援事業に新たに社会保障充実分として平成27年度から在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症施策推進事業、地域ケア会議推進事業の4つの事業が追加されました。御質問の認知症初期集中支援チームの設置につきましては、介護保険法による認知症施策推進事業において認知症初期集中支援推進事業の実施体制として位置づけられております。本市の第6期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画におきまして認知症初期集中支援推進事業は平成29年度に体制構築の整備をし、平成30年度から事業を開始する予定としております。

なお、準備を開始するに当たりチーム員候補者の研修受講を平成28年度から実施することを視野に入れ、チームの設置場所、チーム員について検討してまいります。現在本市には認知症サポート医がお一人いらっしゃいますが、既に認知症地

域支援ケア向上事業における嘱託医としてお願いしているところであります。認知症初期集中支援チームの構成は、認知症サポート医及びチーム構成員となりますが、チーム員は保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士などの保健、医療、福祉に関する国家資格を有する者で、かつ認知症ケアや在宅ケアの実務、相談業務等に3年以上携わった経験がある者とされ、国が定める認知症初期集中支援チーム員研修を受講し、必要な知識、技能を習得するものとされております。認知症サポート医やチーム員になる職種については、現在未定でありますので、医療機関や関係機関とも十分協議を進め、適切な人材を配置して事業開始に向けて取り組んでいく予定としております。

次に、小項目2、介護予防・日常生活支援総合事業について申し上げます。介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業は、市町村が中心となって地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者などによる効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目的としております。本市の新しい総合事業開始に向けた進捗状況、取り組みといたしましては、北海道が主催する生活支援コーディネーター養成研修への参加や全道市長会が開催しました介護保険担当係長等研修会に参加し、道内各市の状況を把握するとともに、近隣の市町村と合同で北海道の担当を招いて新しい総合事業研修会を開催してきている状況です。

新しい総合事業の実施に伴い、現在介護予防給付で実施しております介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、市町村が実施する介護予防生活支援サービス事業へと移行されることとなります。その対象となる要支援認定者数は、本年9月末現在で要支援1が372名、要支援2が160名となっており、要支援者の合計では532名の方が認定を受けておられます。そのうち介護予防訪問

介護を利用されている方が113名、介護予防通所介護を利用されている方が195名となっております。前年9月の人数と比較いたしますと、介護予防訪問介護では8名増加、率にして107.6%、介護予防通所介護では43名の増加で、率といたしまして128.9%となっております、利用者は増加してきている状況でございます。

また、要介護認定で非該当となった方に対する自立支援サービスと自立支援ヘルパーにつきましても新しい総合事業の実施に伴い、介護予防生活支援サービスに移行されることとなります。自立支援デイサービスは、9月末現在で34名の方が利用され、自立支援ヘルパーを利用している方は9月末現在で6名となっております。今後は、これら移行する事業についてそのニーズ量の把握を行いながら、新しい総合事業に向けた準備作業を進めてまいります。

次に、町内会へのアンケート調査の分析と今後の活用方法について申し上げます。アンケート調査は、平成29年度に開始します新しい総合事業と現在実施しております一次予防事業における地域介護予防活動支援事業の今後の取り組みの参考とすることを目的に、町内会における高齢者支援に係る取り組みの調査を行うこととし、食事会やサロン活動などの通いの場の有無や事業実施回数、高齢者の方々の参加人数などをお伺いいたしました。本年8月7日に市内全81町内会にアンケートを発送し、72の町内会から御回答いただきました。回収率にしまして約88.9%でございました。御回答いただきました72町内会の結果から、通いの場を実施している町内会は44カ所、約61%の町内会において取り組まれていることや通いの場に取り組んでいる町内会の75%が月1回以上実施しているなど、高齢者の支援活動を積極的に行っている町内会が半数以上あることがわかったところでございます。反面、アンケート結果の分析では、通いの場を実施している町内会の50%以上が担い手の方々の不足や参加者の減少

といった問題を抱えていることがわかりました。今後の実施方法につきましては、検討が必要であるとは考えているところでございます。

今回のアンケート調査につきましては、第6期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画策定時に実施をいたしましたアンケートとともに、新しい総合事業の実施に向けまして今後開催されます協議体において既存の地域資源の把握をするための資料として活用させていただくこととしております。また、現在の一次予防事業と二次予防事業から構成します介護予防事業から移行する一次介護予防事業の実施に向けまして、このアンケート結果を活用し、取り組んでまいります。

次に、協議体の役割と位置づけについて申し上げます。新しい総合事業での多様な主体による体制整備について話し合う協議体を開催するため、本市においては協議体を生活支援等サービスネットワーク会議とし、先般名寄市生活支援等サービスネットワーク会議設置要綱を制定いたしました。現在は、介護サービス事業者など生活支援サービスの提供者となり得る団体の中から委員の選任作業を進めているところでございます。協議体の役割といたしましては、定期的な情報共有、連携強化の場として設置をし、多様な主体間の連携協働による資源開発を推進するために、地域ニーズ、既存の地域資源の把握や地域づくりの意思統一、情報交換、働きかけの場として企画、立案、方針決定を行うこととしております。また、来年度配置を予定しております生活支援コーディネーターと連携をいたしまして、担い手の発掘、養成、資源開発を進めることとしております。

次に、小項目の3、家族介護用品支援事業の現況と課題について申し上げます。家族介護用品支援事業につきましては、在宅で高齢者を介護している家族の身体的及び経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続と向上を図るために介護用品を支給する事業でございます。対象者は、市民税非課税世帯に属します要介護4

または要介護5の在宅の高齢者の方々を現に介護している市民税非課税世帯に属する介護者の方となっております。支給する介護用品は、紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなどの介護用品9品目で、月額9,000円を利用限度額として支給する事業でございます。平成26年度は延べ25人の方が登録され、事業費では133万4,111円の支給となっております。平成27年度は10月末現在延べで18人の方が登録され、事業費で59万5,970円となっております。本年度の1回当たりの利用額の平均額は8,164円となっており、利用限度額でございます9,000円を超えて利用している方は全体の17.8%となったところでございます。本事業につきましては、要介護度の高い方への介護に対して支援をする事業でございます。利用者数は多くはございませんが、在宅において介護する家族の御負担を軽減するための大きな役割を果たす事業と考えておりますので、引き続き本事業により在宅介護者の支援を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項目2、公営住宅の今後の考え方について、小項目1の公営住宅の現状と今後の対応についてお答えいたします。

平成26年度末時点における市営住宅の管理戸数は949戸あり、その中で政策空き家の管理戸数は北斗、新北斗団地で302戸のうち158戸、瑞生団地で100戸のうち48戸、西町団地で64戸のうち18戸、リンゼイ団地では20戸のうち2戸となっております。また、平成26年度における市営住宅の公募状況につきましては、15戸の募集に対し97件の入居申し込みがあり、うち4戸は申し込み1件のため、抽せんせずに入居者が決定となっており、全体で応募倍率は5.8倍と依然として市営住宅に対するニーズは高いもの

となっております。

一般空き家につきましては、議員御指摘のとおり家賃収入面、市民ニーズの面からも早急な対応が必要と私どもも認識しており、今年度は一般空き家に対して補正予算も組みながら積極的に外注修繕を取り入れるなど、可能な限り供給戸数をふやすよう努めているところです。一方、政策空き家につきましては、名寄市公営住宅等長寿命化計画の中で現地建てかえまたは用途廃止と位置づけられた団地の空き家であり、建てかえ計画等の整備計画を円滑に執行するための方策として今後も政策空き家による戸数管理を進めてまいりたいと思っております。

次に、小項目2のまちなか居住の推進についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、風連地区については世帯向けの民間賃貸住宅が少ないことから、公営住宅への依存度が高い傾向にあります。公営住宅整備につきましては、限られた財源により現在名寄地区の北斗、新北斗団地整備事業を平成22年度から事業に着手し、事業完了は平成33年度を予定しております。住宅マスタープランの中でもまちなか居住を推進しており、風連地区の公営住宅6団地はどの団地からも町中で近距離圏内にあるものと判断して、基本的には現地建てかえにより整備を進めてまいりたいと考えております。また、市の財政状況が厳しさを増す中で、事業の前倒しや中心部でのまとまった用地は困難と考えていますが、改めて公営住宅等長寿命化計画の見直しや基本設計時にまちなか居住や住環境整備について議論を深めてまいりたいと考えています。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） ただいまそれぞれ御答弁いただきました。それでは、まず先に大項目2の公営住宅の今後の考え方についてから再質問に移らせていただきます。

公営住宅のお答えの中に政策空き家の対象団地、

風連地区の瑞生団地についてですが、かつては100戸ほどの入居者があり、現在は対象戸数が48戸で、政策空き家が48戸ということは今52戸が入居中ということだと思のですが、実は私瑞生団地に約30年ほど住んでおりました。当時の地域のコミュニティーは、子育て世代やその親世代と大変年代のバランスのとれた団地で、日中にもぎやかでしたが、徐々に住みかえが進んでいきまして、転出で戸数が減っていった状況にあります。私が住んでいましたのは団地の奥のほうで、1棟4戸の棟で入り口から2戸目に住んでいましたが、隣の方が退去後は政策空き家ですので、新たに入居の方はいらっしゃいませんので、夏は草取り、冬は除雪と2戸分の負担があり、年齢を重ねるとともに大変になってきてまして、転居をいたしました。もともと住みなれた住宅で、近所の方とはとても仲よくさせてもらっていましたが、やはり家族が遠くにおり、高齢になってからの引っ越し作業ということに対する不安から、転居を決めた経緯があります。現在住んでいる方も互いに助け合いながら過ごしているとは思いますが、政策空き家ということは先ほども申したとおり住んでいる方が若くなることはなく、環境の整備など個人負担は年々大きくなることが予想されます。団地の入り口にあったお店も閉店し、高齢になると外出する不安から閉じこもりがちになることも予想されます。住宅は確かに老朽化していますが、例えばコミュニティーの場とか集会所とかの活用をできる方法はないのかとか、また高齢者の生活支援サービス、子育てサービスなど実際に活用している自治体もあるそうです。確かに住宅用途以外の使用は公営住宅法で認められていませんが、居住者の構成が変化し、福祉的な支援やコミュニティーの活性化の要求が求められてきています。既存住宅の利用については、新設に比べ使用者や利用者の金銭的負担が少なく、周辺支援者や既存コミュニティーを生かした活動も可能かと思いますが、公営住宅の利活用についてどのように考え

ているのかお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 済みません。先ほど答弁いたしました内容について一部訂正させていただきます。

平成26年度における市営住宅の公募状況につきましては、16戸の募集に対して97件の入居申し込みがありましたというふうに言いましたけれども、87件の入居申し込みがありましたということで訂正をお願いします。

今浜田議員のほうから政策空き家をコミュニティーの場あるいは集会所等々利活用ができないかということで御質問いただきました。公営住宅については、公営住宅法に基づいて低所得者の方に安価な家賃で住宅を供給をするということを第一の目標としております。その目的以外に公営住宅を使用する際には、その自治体が目的外使用の必要性を認め、かつ国土交通大臣の許可を受けて初めて公営住宅の目的外使用が認められるということになっております。御質問の公営住宅の住宅用途以外への利活用についてということでございますけれども、先ほどもお答えいたしましたけれども、応募倍率が5.8倍と住民ニーズが大変高い状況にあります。市営住宅を目的外使用することについては、入居希望の方の入居機会を阻害することになりますし、先ほど申し上げました公営住宅法の目的を満たすことは大変厳しいものというふうに思われます。また、政策空き家が解体工事を含めた建てかえ計画を円滑に実施をするために必要な政策であるということから、政策空き家を利活用することも市営住宅の整備計画の面において大変難しいというふうに考えております。

なお、議員御指摘の瑞生団地につきましては、名寄市公営住宅等長寿命化計画において現地建てかえを行う予定ということでございます。政策空き家による戸数管理が今後とも必要と考えているところであります。また、政策空き家に係る既存入居者の皆さんの御負担につきましては、可能な限

り軽減できるよう配慮させていただきたいというふうに考えていますので、どうぞ御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） 利活用については、いろいろな問題があるとは思いますが、ぜひ知恵を生かした利用方法が創造されることをお願いします。また、まちなか居住推進についても同じ課題だと感じています。徒歩圏内にかかりつけ医を求める環境があれば、公営住宅をつくり、人を呼び込む環境を整えるという方向性もぜひ御検討願えればと思います。また、現在入居されている方の負担軽減については御配慮いただいているということですので、今後もよろしくお願いします。

続きまして、大項目1、高齢者施策の推進に移らせていただきます。まず、認知症初期集中支援チームについてですが、状況については現在取り組んでいるということで、実は11月に市民福祉常任委員会の視察で認知症初期集中支援チームの先進地である熊本県荒尾市に行ってまいりました。荒尾市は、人口が5万4,000であり、医療施設にも恵まれておりまして、また市の圏域を超えた熊本県での広域連携が実現されています。単純に名寄市での参考にはならないと思いますが、認知症における初期、初動の大切さを研修してきました。その中で説明職員の方からやはり人材の必要性、専門職、動かすキーマン、行政内体制整備とその課題が挙げられ、2025年度を見据えて人材育成が大事だとの御指摘がありました。名寄市としても人材育成の重要性をぜひ認識していただき、高齢者福祉の充実を切に要望いたします。

次に、総合支援事業への進捗状況についてですが、平成29年度移行に向けて準備を進められています。要支援の介護保険の利用状況の中で増加し、伸びているということですが、早期移行によるメリットがあるため、他の自治体では早期に移行作業を行ったということを知っていますが、

名寄市において平成29年度に合意を予定しているその根拠をお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 議員からは、総合事業の移行について早ければ早いほどメリットがあるのではないかという、報道からもなされておりましたがという御質問だったかと思えます。名寄市におきましては、平成29年4月に新しい総合事業を開始するという事にいたしております。この間新聞やテレビ等におきまして新しい総合事業の実施を早めるべきという報道がなされておきまして、国や北海道からも事業の補助の上限額につきまして早期実施をすることにより、有利な場合があるということで検討を求められてきているところでございます。新しい総合事業の上限額につきましては、前年の介護予防通所介護と介護予防訪問介護、それと介護予防事業に係りました費用をもとに算定することとなっております。御承知のとおり平成27年度から介護報酬が総体で2.7%下がったことによりまして、予防給付費が下がりますと翌年の事業の上限額も下がるということが懸念されるため、国は早期の事業実施を求めてきているところでございます。

北海道から配付されました上限額を設定するワークシートによりまして本市の状況を試算いたしましたところ、事業の実施の期限でもございます平成29年に事業を開始することが一番有利な状況だということの結果になっているところでございます。要因といたしましては、要支援認定者が増加をしていることに伴いまして、平成27年度の介護予防通所介護及び介護予防訪問介護の給付実績が増加しておりまして、上限額の算定に用いる介護予防の給付費が伸びていることが原因と考えられます。新しい総合事業の実施につきましては、今後各種サービスの実施に係ります料金設定などを初めとした条例及び規則、要綱等の制定を

経まして事業を開始するということから、以前から議会にも御説明申し上げていますとおり平成29年4月の事業開始に向け準備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） ワークシートを利用した結果、有利なということで、平成29年度に移行することについては理解しました。ただ、移行に必要なこととして、一般介護予防事業の通いの場を充実を図り、既存の介護予防訪問介護、通所介護をみなし指定事業所として活用することで移行が可能とされていますが、このことについて現在名寄市でサービスを提供している事業所への説明はどのようになっていますか。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 御質問の現行のサービス事業所に対する新しい総合事業の説明という御質問だったかと思えます。先ほど協議体のことにつきまして、名寄市におきましては生活支援等サービスネットワーク会議ということで予定をしているということで御答弁申し上げましたが、ネットワーク会議のメンバーには要綱では介護サービス事業所の職員、それと高齢者に就労を提供する団体の職員、それと生活支援を行う事業所の職員、町内会連合会の役員、老人クラブの会員、社会福祉協議会の職員、その他市長が必要と認める者ということで、12人以内で構成をするということで現在要綱を制定させていただいているところでございます。今申し上げましたとおり、介護サービス事業所の職員にもこの協議体に入っていただくということで考えておりますので、一定この協議体の議論をさせていただいた後、サービス事業者の説明につきましては適宜情報提供を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） わかりました、今協議体で構成メンバーになるということでしたので。ただ、各事業所への説明については小さな事業所も含めて丁寧になされるようお願いいたします。また、アンケート調査については、いろいろな分析をされ、事業に活用されるということですので、市民に理解ができるような形を示されるようお願いいたします。

次に、協議体の設置に向けて要綱整備がされて、生活支援等サービスネットワーク会議として年度内に約4回の会議を開催をされるということですが、この総合事業において協議体は大変重要な位置づけをされています。総合事業の中核は自立支援に資する新しい住民の支えの仕組みづくりとされています。その仕組みづくりは移行後一定の時間がかかると見込まれておりますが、行政としても手探りの中で作業をしていることは理解できます。しかし、高齢化は待たなしの状況ですので、協議体の会議で地域資源の把握をしていくようですが、10月の行政視察で兵庫県淡路市の高齢福祉の取り組みを調査してまいりました。淡路市は、「いつかきっと帰りたくなる街づくり」とのスローガンのもとで各種事業を実施しており、その中にいきいき100歳体操という事業がありました。淡路市では、介護予防事業の分析をし、参加率の少なさが問題であり、どうすれば参加率を上げられるかということを検討し、高知市開発のプログラムを参考に3人以上の集まりに保健師等の派遣をして効果を上げているとの説明がありました。細かい内容の説明は省きますが、多数の集まりではなくいろいろな内容の少数の集まりを推進し、その集まりが資源として総合事業という地域づくりを支えていけるのではないかというヒントをいただいております。委員のメンバーの方々とは職員の間でいろいろとこれから話し合いをされていくと思うのですが、ぜひ知恵と知識の活用を期待しておりますので、よろし

くお願いします。

また、介護保険からの移行に伴い、利用料がどうなるのか心配している市民のお話も聞いております。住民生活が安心して送れるような利用料金の設定に御配慮をお願いします。これからも総合事業は注視していきたいと思っています。

次に、ごみ袋の助成、介護用品支援事業の現況についてですが、ことしは18人登録がなされていたようですが、介護される家族の負担軽減にと紙おむつ、パットなど介護用品の支給を対象とされていますが、使ったものは処理しなくてはなりません。大人の紙おむつや失禁パンツなど、失禁パンツというのはリハビリパンツのことなのですが、子供の紙おむつと違い、大きくて尿量も多く、私がヘルパーとして訪問していた中では衛生ごみ袋40リットルに入れるととても重くなり、またにおいも強烈になることがありました。高齢者の中には、節約され、そのまま室内に干して部屋中に尿臭がしたり、洗濯してしまい洗濯機の中がリハビリパンツの吸収剤で粉々になったりということがありました。中にはごみ袋で排出するということも節約されている方もいらっしゃいました。先日の議員協議会の中で2歳までのお子さんがある家庭にごみ袋の助成を計画されるとお聞きしましたが、旧風連町でもごみ袋の現物支給がされていました。その当時は乳幼児のほかに65歳以上の方も対象となっており、購入を確認できれば対象となりました。子供たちはやがておむつが外れ、大きくなっていきますが、高齢者の方はおむつからトイレでの排せつへ戻るとは大変難しい現状にあります。介護度が高い方以外でもリハビリパンツや尿取りパッドを利用しています。少ない年金の中でやりくりしながら購入し、使用後はごみ袋に入れて出しています。子育て世代を応援することは大変理解できますが、排せつに関することは高齢者にとっても切実な問題でもあります。恥ずかしいという気持ちもあり、声を上げることはされませんが、ぜひ高齢者世代の応援をしていた

だけないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 高齢者世帯の状況ということで、浜田議員現場にいらっしまったということで、さまざまな状況をお聞かせいただきまして、大変身につまされる部分もございますが、先ほども申し上げましたが、本で行っております家族介護用品支給事業につきましては、現在介護保険法の地域支援事業におきまして実施をさせていただいている内容でございます。本年の地域支援事業実施要綱の中で、厚生労働省の老健局長から通知されているわけでございますが、介護用品の支給にかかわる内容につきましては今後対象外にするというような案が示されているというようなこともございまして、国の状況が流動的であるという現段階の中で、その用品の内容について今後拡大するだとかというようなことはすぐには困難かなというふうに考えているところでございます。ただ、ごみ袋の内容につきましては旧風連町で実施をされていたという状況でもございますので、実態把握に努めまして今後検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） 介護用品支援事業については、国の動向が流動的ということで、拡大することは困難というお答えでしたが、ただ本当に検討していただきたいのですが、高齢者の方は要望の声を上げることも出しゃばることもよしとしない高齢者の方もたくさんいらっしゃいますので、そのような市民の方にもぜひ御配慮いただきますようお願いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で浜田康子議員の質問を終わります。

名寄市人口ビジョンに対する戦略について外2件を、佐々木寿議員。

○16番（佐々木 寿議員） ただいま議長より

御指名がございましたので、さきの通告順に従いまして、質問してまいります。

まず、大項目の1点目は、名寄市人口ビジョンに対する戦略について伺いたいと思います。さきの定例会の初日に市長行政報告並びに地方創生総合戦略検討特別委員長の報告があり、当市のまち・ひと・しごと創生総合戦略が始まりました。将来を見据えるときに人口減少と高齢化社会への対策は大きな課題であります。当市は、これまでも総合計画を初めさまざまな施策を図ってまいりました。このたびの総合戦略は、さらに推進するために人口減少の克服を主眼とした施策の推進を示すものと位置づけております。施策は、自然減と社会減の双方への対策を進めるとしておりますので、その観点から質問してまいります。

まず、その前提となるリーサスの活用方法について伺いたいと思います。地域経済分析システム、リーサスの当市のこれまでの評価、分析と課題がリーサスでのそれではどのように見えてきたか、また戦略にどのように役立ったのか伺います。

次に、人口減少対策について伺います。まず、子育ての環境整備と支援について伺います。当市の自然増の戦略の中で具体的な事業はこれからだと思われませんが、子育ての環境や支援を現状の施策の中でどの部分を特に推進していくのか伺いたいと思います。

次に、市立大学卒業生の地元への定着に向けた環境整備について伺いたいと思います。卒業生の地元への定着化への促進を掲げておりますが、これまでの事業と新たな施策との違いはあるのか、どの部分に新たな施策が必要か、考えを伺います。

次に、生涯現役社会の実現に向けた取り組みについて伺います。高齢化が進むにつれて労働人口の減少や社会保障費の膨張などの深刻な問題も生じております。意欲のある高齢者が能力を発揮して活躍できる場をふやし、社会の支え手になってもらう生涯現役社会の実現を目指すべきだが、企業への支援策の充実あるいは高齢者の再就職支援

の充実、高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動の場の拡大についてどのように考えているのか伺いたいと思います。

次に、産学官金として今後どのような戦略を考えているのか、これらが協力し合う今後の戦略についてどのように考えているのか伺いたいと思います。

大項目の2点目は、18歳選挙導入に当たっての対応についてでございます。この質問は、さきの山崎議員と重複しますが、よろしくお願ひしたいと思います。選挙年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が可決成立いたしました。そこで、教育現場での対応状況及び課題について、あるいは行政としての準備状況についてどのように承知しているのか伺いたいと思います。

次に、大項目3点目、高齢者事業について伺います。これもさきの、ただいま浜田議員と重複しますがけれども、よろしくお願ひします。初めに、認知症施策の推進についてであります。今後認知症高齢者に対応するため、そして認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、認知症施策推進5か年計画、平成24年9月厚生労働省公表を基本として、当市はどのように推進してきたか伺いたいと思います。特に当市として標準的な認知症ケアパスの構成状況、認知症地域支援推進員の確保状況、早期診断等を担う医療機関の体制確保、かかりつけ医の認知症対応力向上研修の受講者の拡大、認知症サポート医養成研修の受講者の拡大、地域ケア会議の普及、定着、認知症サポーターの人数の拡大について推進状況を伺います。また、29年度までにどの程度までの目標を目指しているのか伺いたいと思います。

次に、高齢者の孤立防止策について伺います。法務省の11月13日、昨年の犯罪件数や傾向をまとめた犯罪白書の発表によりますます高齢化が急

速に進む中で高齢者が被害に巻き込まれる犯罪が多くなっている。一方で、高齢者が加害者となる犯罪も増加傾向にあるとしています。また、再犯率も高く、刑務所を出た後に再び罪を犯して再入所する高齢者も多いということでもあります。高齢者の犯罪に歯どめをかけるには、警察の取り締まりの強化だけでは追いつかないと言われております。犯行の動機や特徴からは、孤立あるいは介護の疲れを初め、生活苦や福祉の貧困があるとしています。本市としては、高齢者の犯罪の事案は聞こえてきませんが、このような事案が発生しない社会環境の整備をしておくことが犯罪のない明るい社会の創造につながると考えております。本市の制度、組織はどのようになっているのか、どのようなネットワークがとられているのか伺います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま佐々木議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1のうち小項目の1について及び小項目2の③、④並びに大項目2につきましては私のほうから、大項目1のうち小項目2の①及び大項目の3につきましてはこども・高齢者支援室長から、大項目1のうち小項目2の②につきましては大学事務局長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願いたします。

それでは初めに、大項目の1、名寄市人口ビジョンに対する戦略について、小項目の1、地域経済分析システム、リーサスの活用方法について申し上げます。リーサスにつきましては、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部及び経済産業省が人口減少、過疎化が進展している地方自治体みずから地域の現状、実態を把握できるよう地域経済にかかわる企業間取引、人の流れ、人口動態などさまざまなビッグデータを収集し、かつわかりやすく可視化するために開発したシステムでございます。このシステムは、大きく産業マップ、人口マップ、観光マップ、自治体比較マップの4つのマ

ップメニューで構成されており、人口マップ、観光マップ、自治体比較マップにつきましては一般ユーザー向けに公開されておりますが、企業間取引などの情報を見ることができません産業マップにつきましては自治体担当職員のみが利用可能となっております。本市におきましては、名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略の策定過程におきまして他自治体の人口や定住自立圏の圏域人口の現状を把握するために人口マップや自治体比較マップを活用いたしました。産業マップにつきましては当該自治体に本社機能を有する企業情報のみが利用可能でありますことから、本社機能が集中している大都市圏とは異なり、地方都市、小規模自治体においては現状で十分に有効活用することが難しい状況にあるのではないかと考えているところでございます。しかしながら、リーサスにつきましては今後も随時政府、民間のビッグデータの更新、追加が行われる予定となっており、さらなる機能の向上が期待されますことから、本市といたしましては総合戦略の検証はもとより第2次総合計画の策定に当たりましても活用してまいりたいと考えております。

続いて、小項目の2、人口減少対策についてのうち生涯現役社会の実現に向けた取り組みについて申し上げます。本市におきましても今後急速な人口の減少や高齢化が見込まれる中、本市からの老年人口の流出を抑制するとともに、高齢者が地域社会に積極的に参加することでまちづくりの担い手をふやしていくことが重要であると考えてございます。このためこれまでも高齢者事業センターや高齢者事業団への支援を通じて高齢者の生きがいと就労の機会を確保するとともに、高齢者学級を運営し、学習機会の充実を図ってまいりましたが、本年10月に策定をしました総合戦略におきましては新たに高齢者が活躍できる環境づくりの推進を施策として掲げ、意欲的に地域づくりに参加するアクティブシニアをふやすための取り組みを推進することとしたところでございます。

国におきましては、地方への新しい人の流れをつくるため、東京圏を初めとする都市部の高齢者が希望に応じ地方へ移り住み、多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要な医療、介護を受けることができる地域づくりを目指す日本版CCRC構想の制度化に向けた検討を進めているところであります。この日本版CCRC構想は、都市部からの移住にとどまらず、地域の高齢者のまちなか居住の検討にも有用であると言われていたことから、本市といたしましては国の検討状況を注視しながら、今後都市部の高齢者を受け入れるための居住環境や就労機会の提供、生涯学習の機会提供、継続的なケアの提供などの環境整備についての調査研究を推進することとしており、この調査研究結果を踏まえまして必要な取り組みについて具体的な検討を進め、高齢者が活躍できる社会の実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、産学官金としての戦略について申し上げます。本市におきましては、総合戦略に関係者の意見を反映するため、産業界や教育機関、金融機関、労働団体などで構成します名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会を設置し、それぞれの立場からの幅広い御議論を重ねていただきながら総合戦略の策定を進めてまいりました。本年10月に総合戦略の決定を受けたことから、今後は総合戦略に掲げました施策の具体化を図っていくことが重要であり、個別事業の制度設計に当たりましては産学金との連携、とりわけ金融機関が持つ知見などを生かしていくことも視野に入れながら検討を進めていく必要があると考えておりますことから、積極的な働きかけに努めるほか、推進委員会の場におきまして各機関、団体とともに総合戦略の施策、事業の効果を検証し、必要に応じて改定を行うなど官民が一体となって総合戦略の着実な推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、大項目の2、18歳選挙権導入に

当たっての対応につきまして、小項目1、教育現場での対応状況及び課題について並びに小項目の2、行政としての準備状況について、名寄市選挙管理委員会事務局として申し上げます。御案内のとおり、本年6月19日に公布をされた公職選挙法等の一部を改正する法律により、選挙権年齢を18歳以上に引き下げる改正が行われ、来年7月に執行予定の参議院議員通常選挙から適用される見込みとなりました。本市におきましても11月末現在の試算で550人程度の有権者の増加が見込まれてございます。この歴史的とも言える法改正の対応としまして、国ではシンポジウムやワークショップ、ホームページでの周知などさまざまな取り組みを行っておりますが、特に高校生向けには総務省と文部科学省が連携をしまして「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」という副教材を作成いたしました。この副教材は、選挙制度の解説や模擬選挙などの参加実践型の学習事例を掲載するとともに、選挙に関する留意事項をまとめた内容となっております。全国の高校生に配付がなされました。今後高等学校におきましてこの副教材を活用し、選挙制度に必要な知識と判断力の習熟を図れる教育が進められるものと考えております。また、北海道選挙管理委員会では、高校生を対象に選挙啓発高校生出前講座を実施し、講義、模擬投票及びワークショップなどを行っており、本市の高等学校の2校とも実施または今後実施予定のこととあります。

今回の法改正につきましては、選挙制度の改正であり、またその拡大対象が主に高校生でありますことから、これら国や道選管の取り組み、道選管と道教委の連携による取り組みが今回の法改正の対応の基本と考えておりますが、市選管といたしましても広報やホームページなどを活用しながら、適正な選挙執行に資するため、選挙制度の周知や啓発活動などの取り組みを進めてまいりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

ます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 私からは、大項目の1、小項目2の①並びに大項目の3について申し上げます。

最初に、大項目1、名寄市人口ビジョンに対する戦略について、小項目2、人口減少対策についての①、子育て環境の整備と支援についてでございますが、国では少子化の急速な進行や子育てに関するさまざまな課題を解決するため、全ての子どもたちが笑顔で成長していくことと全ての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために、子ども・子育て支援法を中心とする子ども・子育て関連3法を制定いたしました。子ども・子育て支援法第61条では、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定を義務づけており、本市において本年4月から5年を1期とする計画、名寄市子ども・子育て支援事業計画がスタートしているところです。現在計画に登載されている事業としまして、地域子育て支援センターの充実を図るべく、ひまわりらんどを本年10月27日にオープンさせていただいたところであり、多くの親子の皆様にご利用いただいているところです。また、総合戦略においてファミリーサポートセンターの新設、乳児紙おむつ用ごみ袋支給事業等を登載しておりますが、具体的な実施については平成28年度予算査定の中で検討してまいりたいと考えております。今後も子ども・子育て支援法でうたわれております地域子ども・子育て支援事業、いわゆる13事業を中心に名寄市子ども・子育て支援事業計画の各事業の充実に向けまして施策の推進を行ってまいります。

次に、大項目の3、高齢者事業について、小項目1、認知症施策の推進について申し上げます。佐々木議員からは、平成24年9月に厚生労働省より公表されております認知症施策推進5か年計

画、いわゆるオレンジプランに基づきます名寄市の認知症施策の推進状況について御質問いただきました。議員御承知のとおり、このオレンジプランによる取り組みが実施されます中、認知症施策を加速するための新たな戦略は、厚生労働省だけではなく政府一丸となって生活全体を支えていけるよう取り組むものとして、平成27年1月にオレンジプランを修正し、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランが策定されているところです。新オレンジプランは、オレンジプランの内容をベースに新しい項目の追加や目標値の引き上げなどが行われているところでございますが、御質問のオレンジプランに基づきましてこれまでの名寄市の認知症施策の推進状況につきましてお答え申し上げます。

最初に、認知症地域推進員の配置でございますが、平成26年9月に所定の研修を受講しました地域包括支援センター職員を兼任して配置をしているところでございます。

なお、今年度新たに地域包括支援センター職員2名に研修を実施しまして3名体制とし、認知症施策の各事業を推進してまいります。

次に、標準的な認知症ケアパスの作成について申し上げます。認知症ケアパスは、地域の実情に応じまして認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを具体的な機関名やケアの内容があらかじめ認知症の人とその家族の方に提示されるよう作成するものでございます。本市としての標準的な認知症ケアパス作成に当たりましては、先ほどの推進員が主導的に、また地域や医療機関、関係機関と十分に協議検討しながら作成することが望ましいものと考えております。このことから、今年度推進員を増員することに伴いまして、来年度から認知症ケアパス作成に着手の予定でございます。また、平成26年度には認知症ケア向上推進事業により、認知症ケアに携わる多職種協働研修としまして認知症ライフサポート研修を開催いたしました。本研修の編集を中心

的に作成されました認知症介護研究・研修東京センターの客員研究員を講師に招聘し、保健、医療、福祉の関係専門職43名に受講をいただいたところです。

次に、早期診断の体制でございますが、早期診断等を担う医療機関として、認知症疾患医療センターの設置についての考え方がオレンジプランで示されており、北海道における認知症疾患医療センターを設置する圏域は第3次医療圏を基本としつつ、ほかの圏域と比較しまして面積や人口規模を考慮し、全道におきましては8圏域としており、本市は道北圏域となっており、本圏域にはいずれも旭川市に所在いたします旭川圭泉会病院と相川記念病院の2カ所が認知症疾患医療センターとして北海道の指定を受けているところでございます。本市では、地域包括支援センターでの高齢者総合相談支援において認知症が疑われる相談内容の場合には、かかりつけ医や認知症の専門医への相談を進めております。多くの場合、受診に結びつければ各医療機関での早期の診断や必要な治療といった医療に結びついているものと考えております。

なお、かかりつけ医の認知症対応力向上研修や認知症サポート医養成研修につきましては、国や北海道が実施するものとなっておりますが、市内においてかかりつけ医認知症対応力向上研修を2名の医師に受講をいただいているところでございます。また、名寄市立総合病院心療内科・精神科の野口診療部長が認知症サポート医となっており、さきに申し上げました認知症支援推進等事業におきまして嘱託医として御協力をいただいているところでございます。今後のかかりつけ医認知症対応力向上研修や認知症サポート医養成研修の受講者の拡大につきましては、上川北部医師会や名寄開業医師会、医療機関と連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域ケア会議の実施につきましては、平成27年度に地域支援事業の包括的支援事業に位置づけられました。会議を開催するに当たりまし

て、平成26年に市内6地区の民生委員児童委員定例会におきまして会議の趣旨や内容の説明を行ってきているところでございます。また、本会議に出席をする可能性のある方々を対象に、会議の内容、会議の理解を深めていただくために、平成26年7月に国の補助事業を活用しまして道外から講師を招聘し、地域ケア会議体験講座を開催し、民生委員児童委員、医療機関など関係機関から約90名の方々に御参加をいただいたところでございます。地域ケア会議の開催につきましては、平成26年度は2回、平成27年度は4回となっております。会議には町内会長、民生児童委員、事例の御家族、医師等の医療関係者、弁護士、生活関連事業者、警察署、介護、福祉、保健の関係機関などから御参加をいただき、その方の生活や病気の理解、地域での支援体制などの検討を行ってまいりました。今後も必要に応じて随時開催してまいります。

次に、認知症サポーターの人数の拡大についてでございますが、現在市内の認知症サポーターはキャラバン・メイトを含めて約1,130名となっているところでございます。また、平成29年度までの認知症施策の目標値につきましては、第6期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画におきまして認知症グループホームを整備していくとともに、今年度キャラバン・メイトを新たに4名増員いたしましたので、引き続き認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターを平成29年度末には2,000人とすることを目標とし、あわせて認知症カフェの設置などを予定しているところでございます。地域におきまして認知症の方とその家族を支えるまちづくりを目的に事業を推進してまいります。

また、新オレンジプランに基づきます本市における今後の認知症施策につきましては、平成27年度に改正になりました介護保険法の地域支援事業の包括的支援事業に認知症施策推進事業が追加されましたが、本市においては平成26年度に先

ほどの推進員を配置していることから、認知症初期集中支援チームを平成29年度に体制構築し、平成30年度から事業を開始することとしております。今後も関係機関と連携しながら、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2、高齢者の孤立防止策について申し上げます。内閣府から発表されております平成27年版高齢社会白書によりますと、高齢者の単身世帯数は平成25年現在で573万世帯であり、全世帯数5,011万世帯の11.4%となっております。本市において平成27年3月末の高齢者単身世帯数は2,434世帯で、総世帯数の17.1%となっているところでございます。高齢者の社会的孤立につきましては、生きがいの喪失や生活不安などを感じることや不安や悩みを相談できる相手や場所がない場合、高齢者の消費者被害などにつながる可能性もあることから、高齢者を孤立させない取り組みが重要となってまいります。本市における高齢者の孤立防止策に対する取り組みといたしまして、高齢者の活動の場の確保や社会参加を推進する事業として老人クラブ活動への支援や生きがいづくり講座を実施し、参加していただける皆さんがお互いの異変に注意するなど孤立を防止する場としていただいているほか、本市が補助金を交付し、社会福祉協議会において実施していただいております町内会ネットワーク事業では、食事会やサロン、世代間交流が実施されており、町内会による声かけや集まりの場の確保などに取り組んでいただいているところでございます。

また、名寄市地域見守りネットワーク事業では、高齢者や障害者の方が住みなれた地域で安心して暮らすことができるように市内の生活関連事業者や介護、障害サービス事業者、公共機関などの御協力をいただき、日常の中でさりげない見守りを

行っていただいております。新聞や郵便が相当たまっていて、電話や訪問に回答がないなどの異変があった場合には市に通報いただき、支援が必要な場合、適切な機関につなげることができるよう体制を構築し、取り組んでおり、地域の見守りによる孤立の防止の役割も担っているものでございます。また、平成26年第2回定例会におきまして議員から御提言いただきましたネットワーク登録者にステッカーを配付する事業につきましては、本年度取り組んでまいります。

高齢者の消費者被害に対する啓発といたしましては、特殊詐欺について全国の発生事例や道内の発生事例の情報を参考に名寄市消費生活センターが名寄市消費生活センター情報を発行しており、同センターからはメールにて市の関係部署を初め、報道機関、関係団体に対しその都度情報提供が行われております。市の関係部署からは、町内会、民生委員児童委員、居宅介護支援事業所など関係する団体に対し情報提供し、啓発を行っているところでございます。

さらに、平成29年度から実施します介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業の中では、医療、介護のサービスの提供だけではなく、地域住民主体の通いの場も想定されており、例えば町内会や老人クラブなどによる通いの場が実施されますと、高齢者同士や住民同士の支え合いが介護予防だけではなく、高齢者の社会参加につながるものと考えており、今後開催を予定しております新しい総合事業を協議する名寄市生活支援等サービスネットワーク会議の中で議論してまいります。今後も高齢者の支え合いや地域活動の事業から高齢者の尊厳の保持と孤立防止に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 私からは、大項目1点目の名寄市人口ビジョンに対する戦略についてのうち人口減少対策について、市立大学

卒業生の地元への定着に向けた環境整備について申し上げます。

まず、短期大学部を含めた本学の卒業生の名寄市内への就職者数については、平成24年度は11名、平成25年度は8名、平成26年度は14名で、3年間の平均は11名となっております。

次に、卒業生の地元定着への取り組みについては、市立病院の看護師確保を目的に大学と病院で合同の検討会議を平成25年に設置し、大学看護学科と病院看護部の情報交換、指導者研修会及びナースカフェ等の開催、看護学科1年生の市立病院の早期見学などの取り組みを行ってまいりました。今回本市の総合戦略の5本の柱の中の一つに小さくてもきらりと光るケアの未来を開く大学があるまちを掲げ、卒業生の地元定着化対策を盛り込みましたので、3点ほど申し上げたいと思います。1点目は、ジョブマッチング事業であります。卒業生の地元定着化を促進するため、市立大学キャリア支援センター、市労働関係部署、ハローワーク等により連携組織を設置し、企業などの求人情報を的確に把握して学生に提供することで双方のマッチングを促進いたします。2点目は、地域キャリア支援事業であります。地元就業希望者に対して卒業年次に授業料相当額の奨学金を貸与し、地元企業等への定着化を促進します。貸与した奨学金については、地元企業などに1年以上勤務することで償還の免除を予定しています。3点目は、就業環境整備事業であります。市内に就職する本学の卒業生に対して住宅料の一部を助成することで地元定着化の促進を図ってまいりたいと思います。以上、これらの施策を平成28年度以降に実施をして、地元定着化の促進を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、何点か質問してまいりたいと思います。

まず、名寄市の人口ビジョンに対して質問してまいります。先ほどリーサスのことについてこれからも大いに活用していくということでしたが、適切な段階で他市と複合して見ることができるということが話の中であったわけでありませけれども、これはどの部分と、どこの市とあわせて、名寄市はどういうふうな戦略になったのかなというところが気になっておりましたので、その部分をちょっと簡単にお知らせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 先ほど申し上げましたとおり、地方都市にとってはなかなか全部のマップが活用できる場所ではないということでしたが、人口等については他自治体との比較であったり、あるいは他自治体とのデータの突き合わせというところで活用できたということがあります。ここににつきましては、例えば道内でいくと同規模の自治体がございます。そういったところとの比較などもさせていただいたということでも活用させていただいたということでも御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） これからいろんなデータが入って活躍の場があるのだと思いますが、さらに名寄市を進めるために大いに活用していただきたいなというふうに思っています。

それで、人口減少の子育て環境の支援についても御答弁をいただきました。これにつきましては、名寄市のサイトを見ますとかなり目的別に子育ての給付制度、あるいは保育所関係、あるいは乳幼児健診、そして子育て支援、それから予防接種等の案内が出てまいります。これは、名寄市は安心して育てる環境がある程度整っているなというふうに感じているわけでありませけれども、これをやはりしっかりと安心して育てることができるのだよということを本当に知っていただかなければならないのではないのかなというふうに思ってい

ます。そこで、今子供が生まれたときに誕生餅をお祝いとしてやっているのですけれども、これも結婚祝いの餅を配りながら、子育て環境のパンフレットみたいのをお祝いの品と同時に届けたらいいのではないかなというふうに思います。そうすることによって、本当に名寄市は安心して産み育てることができるよという環境が整うのではないかなというふうに思っておりますので、その辺の考え方あればちょっと伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） ただいま出産後に必要な子供のパンフレットとかを配ったらどうだというような御提言だったかと思います。現在こんにちわ赤ちゃん訪問ということで、実は出生されましたお子様のお宅のほうに保健師が全戸訪問というか、全員訪問をさせていただいております。その際に必要な書類をリーフレットに入れまして、そのお子さんの状況に応じまして予防接種だとか健診だとかの内容を全て個別にファイルしてお渡しをさせていただいているところでございます。今後もその事業につきましては続けてまいりたいと考えているところでございますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） その生まれる前の段階に、結婚をするということはそういうことにつながるのだと思うのですけれども、結婚をお祝いをしながら、やっぱり何か本当に安心して子供を産める環境なのかなという、御結婚された方は、新婚の方は不安な状況があるのではないかなと。名寄はこういうようなことが整っているよというふうなことをお知らせするために結婚祝いと同時に渡したらどうかというふうに伺ったわけで、それはちょっと後でお知らせをいただきたいと思いますが、いずれにしてもそういうような安心な環境が整っているということを本当に知らしめるこ

とが大事だと思いますので、答弁あれば伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。
休憩 午後 4時46分

再開 午後 4時47分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

ここであらかじめ会議時間を延長しておきます。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） ちょっと広く考えますと、役所の情報発信能力そのものが問われているかなというような受けとめ方もできるかと思いませんけれども、いろんな形で情報発信していきたいと思えますけれども、現況では多様な家族のあり方ということも1つ関心持って、適切な対応も必要かなと思っておりますので、引き続きどのような情報発信がよろしいか内部で検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） 施策としては新施策になるのかと思いますが、誕生餅、結婚祝い餅と同時にそこにやったっていいのではないかなというふうに思っていますので、今後検討していただきたいなというふうに。

次に、生涯現役社会の実現に向けた取り組みについてでありますけれども、先ほど市立大学の学生のことについてもありましたけれども、地方版ハローワークについては御存じでしょうか。これは、さきの報道におきまして全国の自治体や首長の団体から寄せられた中で自治体が無料職業紹介を行うという地方版ハローワークの創設でございます。これは、現在も自治体、市町村ではやっているのですけれども、国への届け出が必要となっております。しかしながら、この取り組みができますと自治体が厚労省の出先機関である都道府県の労働局と協定を結び、求人情報を共有化した

り、人的財産を支援したり、仕組みをつくるというようなことができまして、国のノウハウを生かした職業紹介をしやすいとなると。あるいは、これをするることによって移住促進や、あるいは企業誘致などの施策に生かせるということで、各自治体にも窓口セッティングすればもっと推進するのではないかなというふうに思っていますが、今の取り組みとして職業紹介はどの程度まで、どういう取り組みをされているのか伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今地方版ハローワークについて御質問ありましたが、地方版ハローワークにつきましては平成19年に発足しました地方分権推進委員会において議論されまして、全国知事会が求め続けている課題ということであります。また、本年に入りまして11月12日には全国知事会からハローワークの地方移管とあわせて都道府県みずからがハローワークを設置できる地方版ハローワークの制度創設について要望されたということで、11月20日には地方分権改革有識者会議の雇用対策部会で検討され、年内の閣議決定を目指すということで現在進んでいるようであります。地方版ハローワークにつきましては、佐々木議員が言われましたように地方自治体等が国と同列の公的な立場で無料の職業紹介事業を実施できるということで、住民に身近な自治体が相談から紹介までワンストップで行うことにより、利便性の向上が見込まれるものであり、特にハローワークが設置されていない地域については有効であると考えられて、さらにはおっしゃっていただきましたように企業誘致やUIJターンや障害者施策など地域のニーズに応じた取り組みができるということで言われております。一方で、国のハローワークが有している都道府県を超えた広域的な労働移動への対応や急激な景気の悪化、大規模災害などの緊急時の迅速、機動的な対応を行う雇用のセーフティーネット機能、または雇用保険制度の健全な運営については、地方に移管した場

合十分に機能することが難しいなどのデメリットも言われております。

本市におきましては、先ほど言いましたようにハローワークの事務所が名寄にもあるということで、求人情報の入手や求職者が職業相談に行きやすい環境にあるということでもありますけれども、今後もハローワークと連携強化に努めるとともに、本市に無料の職業紹介窓口を設置した場合に企業誘致や移住対策に連携した事業メリットをどういった取り入れ方をすることによって制度設計ができるかということも含めて、地方版ハローワークの具体的な制度の部分につきまして情報収集を行いながら研究を進めていきたいということで考えております。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） ぜひ先ほど大学の局長からもありましたけれども、その辺を含めると非常に職業紹介も大変な事業ではありますけれども、進むのではないかなというふうに思っておりますので、情報を先取りして前向きに検討していただきたいと、こういうふうに思います。

先ほど大学のほうの学生の卒業生が地元になかなか定着しないということで、奨学金やら、あるいはそれぞれの労働関係との連携を通しての充実やら、あるいは住宅のこととか、いろんなことが施策に盛り込まれておりましたけれども、やはり地元で専門知識が活かされる職業につくのが一番いいのですけれども、なかなかそういうところにマッチングしないのではないかなというふうに思っているのです。それで、その部分についての対策といたしますか、そのサポートといたしますか、そういう部分というのは、定着させるために何か施策をやっているのか、あるいはこれからどういうふうに考えていくのか、ちょっと伺いたいと思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） まず、学

生たちに資格ですとか、就職に対して早い時期から関心を持って取り組んでいただくというのは、先ほどの東川議員の質問にもありましたように、いわゆる国家試験なんかを間違いなく在学中に取れるようにとか、そういうものは大学教員中心にやっております。もう一つは、それらの専門職を生かして地域にどう受け皿があるかということなのですけれども、本学では全部の学科で病院ですとか福祉施設ですとか、いろんなところに実習に行っております。1つは、実習を経験する中でそこでの印象が強いと引き続きここに行ってみいたいとか、こういう仕事についてみたいというのは学生も思うわけでございます。そういう取り組みの中で全学実習担当の教員がおりますので、そこのパイプといいますか、そういうつながりの中で今でもやっておりますし、今後も引き続きやっていきたいなと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） なかなか難しい課題ではあると思うのですけれども、やはりせっかく名寄に来て、住みやすい環境が一番だということですので、その辺を含めてぜひ名寄に残っていただきたいというふうな施策を進めていただきたいと、こういうふうに思います。

人口減少に関して最後に質問したいと思えますが、名寄市は自然減少と社会減のことがあるのですけれども、どちらかという今までは社会減のほうがなかったのではないかなというふうに思っています。特に自衛隊の転出等が一番影響しているのではないのかなというふうに思っています。そこで、毎年市長を初め自衛隊名寄駐屯地増強促進期成会をもって駐屯地あるいは師団方面、あるいは陸幕、防衛省に要望に行っておられますが、その中でこしは特に札幌にある冬季戦技教育隊を誘致したいというふうなことも1つ出てまいりました。そこで、私もそれに関してはしっかりとできる限り努力してまいりたいと思っておりますが、市長としてこの考えについて伺いたいと思えます

けれども。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 総合戦略の中の大きな柱の一つとして、冬季スポーツの拠点ということを打ち出しております。このことは、さまざまな角度からの施策でありまして、当然名寄は冬が長くて、その冬をいかに楽しむかということで、昔から冬季スポーツが盛んでありましたけれども、これをいま一つ文化として押し上げていくことで地域の皆さんの心と体の健康と、そして冬季スポーツが拠点になることによってたくさんの方たちがこの地域に訪れて、そのことによってさまざまな地域振興の効果を発現できるのではないかと考えていたところでございます。冬季スポーツが拠点になり得る、今までの歴史としてもやっぱり自衛隊がこの地域にあったことによって冬季スポーツが盛んになってきた歴史もありまして、もともと冬季戦技教育隊の前身部隊が1970年代までは名寄の駐屯地にあったということも承知をしております、今地方にいろんな機能を移転してもいいのではないかとというような議論の中で、まさに冬季戦技教育隊は札幌にあるよりも名寄にあったほうが冬季スポーツの環境としても最高であるし、訓練環境としても間違いなく整っている名寄にあったほうがいいのではないかと、そんなことから要望させていただいているところであります。そのことがさらに冬季スポーツの拠点化の過程としてつながっていくのではないかとというふうにも思っておりまして、また加えて自衛隊が今なかなか定員は減っていないけれども、充足が満たされない中で、そうした施設があることによって名寄の自衛隊を選んでいただけるというようなことにもつながっていくのではないかと、そんな角度から今後ともこのことに対しては国あるいはあらゆる機関に対して要望をしていきたいというふうに思いますので、議員にもぜひ御指導いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） 冬季戦技教育隊がこの名寄に誘致されれば、本当にいろいろな面でプラスの効果があると考えております。私も一生懸命それについては努力してまいりたいと思っております。

さて、次にもう最後になりますか、18歳の選挙につきましては山崎議員のほうからる質問がありましたので、私のほうから質問はありませんが、やはり政治中立性を確保しつつ、政党や、あるいは候補者の公約や政策を正しく理解するというのが非常に難しいのではないのかなというふうには思っておりますが、いかんせんこういう権利ができたということは、やはり投票に行ってもらおうのが先決だと思いますので、よく政治に関心を持ってもらうということを山崎議員のほうからも質問がありましたので、そのとおりにしっかりと進めていただきたいなと思います。ただ、今まで選挙をやっている方々は選挙違反についてはある程度知っておられると思いますけれども、本当に初めてやる方は選挙違反が何なのかわからないというような状況もあるのではないかなというふうに思っています。せっかく選挙権ができたのに、そういうことで事件に巻き込まれないというような環境をしっかりと宣伝してもらいたいなということがありますので、その辺ちょっと考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ここは山崎議員のところでもお答えをさせていただきましたけれども、国、道、さらには市選管それぞれありますけれども、それぞれの立場から選挙制度についてお知らせをするとともに、選挙の投票に行っただけのような呼びかけもあわせてしっかりとやらせていただきたいと思っております。具体的な方法についてはこれからまた選管の中で検討させていただきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） それでは、一番最後に高齢者の孤立防止についてですけれども、先ほど孤立防止については伺いました。その中で私も考えているのは、介護疲れのために犯罪に及ぶというようなことがありました。先般も11月に埼玉県の高谷市ですか、両親がともに川に入ってしまったという、そういう痛ましい事案がありましたけれども、これから名寄もそういうような環境にならないということは否定できないと思いますので、ぜひネットワークを通じて高齢者の孤立あるいは介護疲れにならないような、あるいはそういうことを先に情報を知るような施策に取り組んでいただきたいなというふうに思います。簡単に御答弁をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 介護疲れ、家族介護者に対する支援についての御質問だったかと思えます。議員おっしゃられるとおり、道内でもそういうような事件がまれに発生しているというのは承知しているところでございますが、本市におきましても家族介護者支援事業ということで、ともに語り合う事業のようなものを社協さんのほうにお願いして年間4回ほど実施をさせていただいているところでございますが、御提言を参考に内容についても検証しながら、今後も必要な事業を続けてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 会議規則第10条の規定により、明日12月12日及び12月13日の2日間を休会といたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 5時05分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 川 村 幸 栄

署名議員 熊 谷 吉 正

平成27年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 平成27年12月14日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美
書 記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
副 市 長 久 保 和 幸 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 白 田 進 君
市 民 部 長 三 島 裕 二 君
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
経 済 部 長 川 田 弘 志 君
建設水道部長 中 村 勝 己 君
教 育 部 長 小 川 勇 人 君
市立総合病院 岡 村 弘 重 君
事務部長
市立大局学長 松 島 佳 寿 夫 君
こども・高齢者 馬 場 義 人 君
支援室長
営業戦略室長 水 間 剛 君
上下水道室長 天 野 信 二 君
会計室長 常 本 史 之 君
監 査 委 員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員（18名）

議 長 17番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 靖 議員
1番 浜 田 康 子 議員
2番 山 崎 真 由 美 議員
3番 野 田 三 樹 也 議員
4番 東 川 孝 義 議員
5番 川 村 幸 栄 議員
6番 奥 村 英 俊 議員
7番 高 野 美 枝 子 議員
8番 佐 久 間 誠 議員
9番 塩 田 昌 彦 議員
10番 川 口 京 二 議員
11番 山 田 典 幸 議員
12番 大 石 健 二 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 佐 々 木 寿 議員
18番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 益 塚 敏
書 記 久 保 敏

○議長(黒井 徹議員) ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長(黒井 徹議員) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

4番 東 川 孝 義 議員

6番 奥 村 英 俊 議員

を指名いたします。

○議長(黒井 徹議員) 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

交流事業について外2件を、東千春議員。

○18番(東 千春議員) おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い質問をしてみたいと思います。

東京なよろ会は、昭和60年に当時の石川市長の提唱により設立され、30年の時を刻む歴史のある会でございます。名寄へのスキーツアーやゴルフツアーはもとより、風連、名寄市の合併以来名寄市は杉並区との御縁から杉並区でのイベント等にも御協力をいただき、活発に名寄を応援していただける大変心強い会であると思っております。

一方、役員の皆さんの高齢化も進んでいるとの声もお聞きするところですが、名寄市としてさらなる連携強化と支援についての考えをお伺いをいたします。

2点目、杉並区とは人的交流や物産交流、文化的な交流など密度の高い交流が進められており、防災相互援助協定も結んでおります。この協定は、あってはほしくない関東大震災を視野に入れたものだと思いますが、万が一の際の支援体制の現状についてお知らせいただきたいと思っております。

3点目、名寄産業高校酪農科学科は、この地域の農業を目指す若者の学びの場であるとともに、

創俊寮を備え、全国からも生徒を募集しております。名寄産業高校の間口の維持や人口対策も含め、杉並区の中学校にパンフレット配布のお願いなど、名寄市としても生徒募集の応援をしてはいかかと思いますが、考えをお知らせください。

4点目、杉並区との御縁から、台湾との交流が始まり、高校生の相互訪問や天文台の相互交流協定も結ばれ、交流が盛んになりました。今後は、交流人口の拡大や物産交流など経済効果を視野に入れた交流を目指すことが望ましいのではないかと思います。考えをお伺いいたします。

大項目の2点目、医療行政についてでございます。名寄市立総合病院は、ヘリポートの運用開始や救急救命センターの設置など道北第3次医療圏の地方センター病院として、名寄市民はもとより広く道北一円の医療を担う病院となりました。人口減少社会の中にあつて、医療体制は広域での役割分担の中で進められることが求められていると思っておりますが、現状と今後の考え方についてお伺いをいたします。

2点目、名寄市立総合病院の地方公営企業法の全部適用は、国からの指導もあると思っておりますが、改めてそのメリットとデメリットについてお知らせをいただきたいと思っております。

3点目、名寄市では、特に風連国保診療所で訪問診療が行われており、在宅でのみとりも行われておりますが、その現状についてお知らせをいただきたいと思っております。

在宅医療と介護の連携、さらに自宅でのみとりが行われるということは、人の生き方の尊厳にもつながるものではないかと思っております。名寄市のこれからの高齢者福祉を考えると、市民の生き方と向き合うということも必要ではないかと思っておりますが、在宅医療と介護の連携についての考えをお伺いいたします。

大項目の3点目、浅江島公園の利活用についてお伺いいたします。老朽化した浅江島公園の遊具が更新をされて、以前より子供たちの姿も見られ

るようになったのではないかとと思いますが、利用状況についてお知らせをいただきたいと思います。

2点目、浅江島公園は市民の散策や子供たちの学習活動、冬は歩くスキーのコースとして広く市民に親しまれております。隣接する文化センターに広いホワイエを備えたEN-RAYホールが完成し、公園側からも出入りができるようになっておりますが、今後浅江島公園でのイベント等での活用について考え方を伺いをいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） おはようございます。東議員からは、大項目3点にわたり御質問いただきました。大項目1については私から、大項目2の小項目1と2につきましては市立病院事務部長から、小項目3は健康福祉部長から、大項目3は建設水道部長からそれぞれ答弁させていただきますので、よろしくをお願いします。

まず初めに、大項目1、交流事業について、小項目1、東京なよろ会との関係強化と支援についてお答えいたします。東京なよろ会の役員の方々には、今年度も杉並区役所前で行いました6月のグリーンアスパラガス、9月のトウモロコシの販売において御協力をいただいたほか、8月にはゴルフツアーも兼ねた東京なよろ会結成30周年記念ツアーが実施されるなど、名寄市の知名度向上、交流人口の拡大を初めとする地域の活性化のため多大なる御支援をいただいております。また、ふるさとのみちづくりや活性化に対する御支援としてふるさと納税に御協力をいただくとともに、毎年恒例となりました名寄ピヤシリスキーツアーも来年の1月から2月にかけて行われる予定であり、役員の方々はもちろんのこと、多くの会員の皆さんが名寄市を思い、応援してくださっていることはどんなに心強いかわかり知れません。

一方、御指摘のとおり東京なよろ会の役員を初め会員の高齢化が進み、若い世代の会員を増加させることが本会のさまざまな運営、さらには存続

の必要条件となっております。このことから役員の方々の皆さんも危機感を募らせており、先月に行われました第31回総会におきましては一部若い会員の方々も役員に就任する改選も行われましたが、東京なよろ会の持続的な運営のためにはさらなる会員の増強や組織体制の強化充実に取り組んでいくことが確認されました。

続いて、小項目2の杉並区との交流と災害時の対応について申し上げます。交流自治体との災害時の対応は、東京都杉並区をリーダーに水平支援という新たな考え方において自治体スクラム支援会議の経過を経て災害時相互援助協定を締結しているところであります。万が一一大規模な自然災害が発生したときの支援といたしましては、人的支援、物資の支援が想定されるところであります。これまでの自治体スクラム支援会議の検討では、南相馬市の支援として子供たちの受け入れ事業の実施に関するもののほか、災害の発生後の受援について協議されてきましたが、本年の名寄市で開催いたしました自治体スクラム支援会議以降は災害発生時のより具体的な対策の検討のほか、防災訓練の相互参加などからより顔の見える関係を保持するための検討を行うこととされました。

また、スクラム支援会議担当者会議として、担当者の災害時の対策に関する具体的検討に当たっては、各協定自治体の地域性を考慮した支援策という観点で検討されてきたところであります。その中では、名寄市は遠隔地であることから、輸送ルートが確保できる条件で発災後の食料などの供給に大きな効果を果たすものと考えております。また、人的支援では、東日本大震災の例からも現地に人の支援を行う応急対策のほか、自治体の事務を支援することも予想されるところであり、今後杉並区ほかの協定自治体において検討を進めてまいります。

続いて、小項目3、杉並区等の交流で名寄産業高校酪農科学科のPRをについてお答えいたします。名寄産業高校酪農科学科は、全国から生徒を

募集することを認められており、現在道外から6名の生徒が在籍しております。産業高校における生徒募集活動の状況ですが、道内の中学校を対象に取り組みられており、特に道外向けには行っておらず、ホームページにおいて全国からの受験を呼びかけている状況です。また、産業高校酪農科学科への支援といたしましては、道北の関係市町村及びJAによる道北農業担い手育成対策協議会が設置され、生徒の資格取得やクラブ活動及び学生募集のための中学校訪問や学校説明会、体験入学等の取り組みに対して支援を行っているところです。今後も道内、道外からより多くの生徒に入学していただけるよう産業高校の募集活動を支援していくとともに、杉並区において名寄産業高校の認知度を高めるための広報や募集活動の方法について産業高校と協議の上進めてまいりたいと考えております。

続いて、小項目4、台湾交流について申し上げます。台湾からの教育旅行は、平成25年度は3件で約80名、平成26年度は1件で約40名を受け入れておりますが、今年度については2件で150名を受け入れる予定であり、体験型メニューの開発を磨き上げ、ホスピタリティーの向上など受け入れ態勢のさらなる充実が課題となっております。現在名寄市・台湾交流実行委員会では、なよろ観光まちづくり協会や風連まちづくり観光などが中心となり、訪れていただいた台湾の高校生等に地域の魅力を最大限伝えることができるよう課題解決に向けた取り組みを進めております。教育旅行の受け入れは、経済効果とともに青少年の国際理解が深まることで地域全体に波及効果をもたらされるものと考えていますので、今後とも教育旅行を受け入れることができるよう効果的な誘致活動を展開してまいります。

また、農畜産物においては国内市場が縮小傾向にある中で、台湾を初め東アジア地域への輸出が注目されております。現在のところJA道北なよろにおいて香港そごうでアスパラ、スイートコー

ン、カボチャなどの試験販売に取り組み、品質について好評を得ている状況ですが、食文化の違いに合わせた販売方法の検討や輸送及び現地での販売体制などの課題も挙げられております。また、先月開催された沖縄大交易会では、JA道北なよろのほか市内1社の企業も参加し、台湾、香港、シンガポールなどの企業との商談に応じ、数社から関心が示されたとお聞きしております。今後も交流を通して地元ニーズや食文化を把握することで将来的な輸出に向けた販売戦略や取り組みへと反映させていけるようJA道北なよろとともに協力をしながら取り組みを進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 私からは、大項目2、医療行政についてお答えいたします。

初めに、小項目1、医療の広域連携について申し上げます。まず、現在北海道が策定作業を進めております地域医療構想については、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて高齢化の進展による医療ニーズの変化や地域ごとに異なる人口構造の変化等に対応し、患者の状態に即した適切な医療、介護が適切な場所で受けられるバランスのとれた医療提供体制などの構築を進めていくことを目的として、第2次医療圏を基本単位とする地域ごとに取りまとめを行い、医療計画の一部として北海道が策定することになっております。上川北部圏域においても地域医療構想策定に関する協議の場として設置された調整会議の第1回目が9月7日に開催され、地域医療構想の必要性や策定プロセス、圏域ごとの医療需要の推計などが説明されるとともに、策定スケジュールとして今年度末までの原案作成と平成28年夏ごろまでの公表が示されたところであります。今後は、2025年の医療需要に基づき病床の必要量が高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとに設定され、医療需要に見合った資源の効果的かつ効

率的な配置を行うことにより、急性期から回復期、慢性期までの患者の状態に見合った病床で状態にふさわしい医療サービスが受けられる体制の構築に向け、上川北部圏域として目指すべき姿を共有しながら、各医療機関による自主的な機能の分化、連携について調整会議の中で議論を行い、取り組みを進めていくこととなります。

市立病院としては、ICU病棟、救急棟の増改築、ヘリポートの整備、そして救命救急センターの設置とこれまで高度救急医療体制の確立と広域的な視点での地域医療の充実に努力してきており、引き続き道北第3次医療圏の地方センター病院として救急医療並びに高度急性期及び急性期医療を提供できる体制の構築を今後も目指してまいります。

次に、小項目2、市立総合病院の地方公営企業法の全部適用について申し上げます。公立病院においては、依然として医師不足等厳しい環境にあり、人口減少、少子高齢化により医療需要が大きく変化していることが見込まれる中、本年3月末に総務省から新公立病院改革ガイドラインが示され、新たな改革プランの策定を求められていることから、今般新名寄市病院事業改革プラン策定検討会議を設け、経営形態の見直しについて議論をしており、市立病院においては現在の地方公営企業法の一部適用から全部適用への移行を検討しているところでございます。地方公営企業法の全部適用は、同法第2条第3項の規定により病院事業に対し財務規定等のみならず、同法の規定の全部を適用するものでございます。これにより人事、予算等に係る権限が付与され、より自立的な経営が可能となることが期待されるものであります。

具体的なメリットとしては、弾力的な給与措置、勤務条件の設定による人員確保の強化、柔軟で効率的な組織運営、明確な経営責任のもとで行われる経営改善が考えられます。1つ目の弾力的な給与措置、勤務条件の設定による人員確保の強化とは、地方公営企業法の全部適用により事業管理者

による職員の任免や独自の給与体系を定めることが制度上可能となることから、医師を初めとした医療職採用への柔軟な対応、子育て世代を中心に多様化する勤務形態に合った制度の設定により潜在医師、看護師の採用、離職防止などが期待されます。2つ目に、柔軟で効率的な組織運営とは、事業管理者に管理規定や予算作成の権限等が付与されることにより、診療報酬改定の都度必要となる組織機構の改編や専門的知識を有する事務職員の配置が可能となり、柔軟かつ迅速な業務執行が期待されます。3つ目に、明確な経営責任のもとで行われる経営改善とは、市長が責任者となっている現状とは違い、独立した機関として設置される事業管理者に対して日常的な業務の遂行に係る権限と責任が直接付与されることから、経営に関する責任と権限が明確になり、事業管理者はもとより職員全体の経営に対する意識の向上が期待できます。

対しまして、デメリットとしては、全部適用移行にかかわる条例整備に要する事務的負担と比較的取り組みやすい経営形態の見直しである反面、経営の自由度の拡大範囲が地方独立行政法人化や指定管理者制度と比べて限定的である面が考えられます。前回の改革プランにおいても地方公営企業法の全部適用を検討いたしましたが、全部適用に移行した先進病院の状況から、当時の市立病院の運営状況に比べメリットは低いと判断してきたところであります。しかしながら、今般の新公立病院改革ガイドラインではより強く経営形態の見直しを求められており、将来的にはさらなる経営形態の見直しを図ることも見据え、新改革プランの策定に向け議論を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目2の医療行政について、小項目3の在宅医療と介護との連携について申し上げます。

高齢化が進展する中、医療ニーズと介護ニーズをあわせ持つ高齢者を地域で支えていくために、在宅医療と介護の連携が必要となっております。平成37年に団塊の世代が全て75歳以上となる超高齢化社会を迎える中、医療や介護が必要な状態になってもできる限り住みなれた地域で安心して生活を継続し、その地域で尊厳を持って人生の最後を迎えることができる環境を整備していくことが大きな課題であり、地域包括ケアシステムを名寄市の実情に応じて構築していく必要があります。現在本市においては、風連国保診療所が在宅医療の取り組みを進めておりますが、診療所の在宅診療は特別養護老人ホームしらかばハイツの嘱託医を受けた昭和63年から始まり、自宅での在宅診療は通院されていた患者に通院困難な状況が発生し、本人、家族の強い要望を受けて平成16年から訪問診療を行うこととなりました。その後は患者家族の要望に応える形で現在に至っておりますが、現在はみとりまでを要望される場合も増加しております。在宅患者数の状況は、開始当初は年間患者数が10名から20名前後で推移しておりましたが、高齢者の増加とともに年間の患者数が50名前後、毎月の対象患者数が25名から30名と増加傾向にあります。在宅医療として行っている往診、訪問診療、訪問看護についても過去3年間の平均で年間延べ人数321名、延べ訪問回数675回となっております。また、みとり件数の過去3年間の平均は年間自宅で9件、施設で37件となっております。

なお、嘱託医を受けております市内2カ所の特養では、当初入所者の約4割の方がさまざまな疾患で1名平均25日から30日前後の入院となり、年間延べ入院日数が2,000日を超えておりましたが、現在は過去3年間の平均で入所者の2割以下、年間延べ入院日数が412日、1名平均15日前後となっております。地域別の在宅患者の状況では、以前は名寄地域で全体の2割から3割であった患者数が最近では約4割となり、市内全域

で在宅診療が認知されてきているものと考えます。

また、診療体制は24時間365日の在宅診療体制の対応により、平成19年12月から在宅療養支援診療所を開始し、さらには平成24年7月から医師2名体制となり、他医療機関との連携により在宅療養支援診療所強化型を開始したところです。また、平成27年4月からは在宅患者の増加に対応すべく、看護師1名を増員し、対応しております。市内のプライマリーケアを担う風連国保診療所は、名寄市立総合病院を初めとした地域の医療機関、各介護関係者と連携を密にし、地域住民が安心してこの地域で生活していくことができるよう、医療、介護に加え、保健、福祉を含めた連携により患者が在宅医療を安心して選択できる医療提供体制の充実を目指してまいります。

次に、在宅医療と介護の連携について申し上げます。平成27年度の介護保険法の改正により、新たに社会保障充実分として生活支援体制整備事業、認知症施策推進事業、地域ケア会議推進事業、そして在宅医療・介護連携推進事業、4つの事業が追加になりました。在宅医療・介護連携推進事業は、地域の医療、介護の資源の把握、在宅医療、介護連携の課題抽出と対応策の検討、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、医療、介護関係者の情報共有の支援、在宅医療、介護連携に関する相談支援、医療、介護関係者の研修、地域住民へ普及啓発、在宅医療、介護連携に関する関係市町村の連携の8項目を平成30年度までに取り組むことが求められました。本市では、第6期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画で平成27年度から事業を開始し、平成30年度に全ての取り組みを実施することとしており、今年度は地域の医療、介護の資源の把握を実施するため、市内居宅介護支援事業所のケアマネージャー全員に対し、在宅におけるターミナルケアやみとりへの支援、医療との連携等に関する聞き取り調査を実施、今後市内の医療、介護関係者や市民向けのリスト、マップ等を盛り込んだガイドブ

ックを作成することとしております。今後も在宅医療と介護の連携の推進と市民への在宅医療の普及啓発等を進め、必要なときに必要な医療や介護サービス等が受けられる地域づくりを目指してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項目3、浅江島公園の利活用について、小項目1の遊具の利用状況についてお答えいたします。

浅江島公園の遊具更新につきましては、公園長寿命化計画に基づいた都市公園安全・安心対策事業として平成24年度と25年度で老朽化した木製遊具を撤去し、新たに大型複合遊具や小さな子供たちも利用できる小型の遊具も整備してきました。浅江島公園の更新前後の利用状況などの比較調査は行っていないことから、個人の利用状況は把握しておりませんが、幼稚園や保育所、ピヤシリ大学など幅広い団体が利用されています。各団体の利用実績につきましては、平成24年度が12件、平成25年、26年度では各16件となっており、団体利用につきましても申し込み件数は増加傾向にあります。公園の維持管理を委託している名寄市高齢者事業センターのお話では、親子連れの子供たちの利用もふえているとお話を伺っております。これからは浅江島公園につきましては、総合公園として子供たちからお年寄りまで幅広い年齢層の利用や家族連れから大人数の団体利用など広範な用途利用のできる公園として引き続き維持管理に努めてまいります。

次に、小項目2、今後におけるイベント等での利活用についてお答えいたします。議員からの御質問にありました浅江島公園に隣接をしている市民文化センターには、休憩や憩いの場としての機能を備え持ったホワイエが供用を開始しているところです。また、利用者の増加に対応するため、ホール周辺には従来よりも300台以上の駐車スペースの整備がされました。今のところ公園とホ

ールを利用した新たな取り組みとなるイベントなど具体的にお示しできる計画はございませんが、これらの整備に伴い、隣接している浅江島公園につきましてはこれまでの公園機能による施設利用に加え、用途がより広がるさまざまなイベントや利用形態に対応ができるものと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○18番（東 千春議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問させていただきたいというふうに思います。まず、順番にお伺いをしたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

交流事業のところの東京なよろ会との連携強化と支援についてということでそれぞれ御答弁をいただきましたけれども、東京なよろ会の皆さんは献身的に名寄の活動を支えていただいているのかなというふうに思っております。本当に感謝をしたいなというふうに思っております。答弁の中では、31回の総会では若手役員も若干名増加をされたというふうにお伺いをして、よかったなというふうに思っております。これも多分職員の皆さん等々の方の推薦なり御紹介があったからのことなのかなというふうに思っております。こういった名寄市民が東京なよろ会を支える場というようなものをもう少し広く求めていってはいかがなのかなというふうに思っております。例えば広報なよろなんかの特集として、東京なよろ会はこういう活動をしていただいている団体なのだよということをお知らせをして、東京に住んでおられる親戚の方だとか、そういったお知り合いの方をこういういい団体なのだから、名寄とのつながり合いの中でいかがでしょうかねというふうな、市民の皆さんに紹介していただけるような仕組みづくりというのがあってもいいのかなというふうに思いますけれども、そこら辺に関する考えについてお伺いをいたします。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今東議員のほうから東京なよろ会の活動等に対する市民への周知ということで、御提言も含めてお話しいただきました。今お話しいただいた部分については、本当に市民の皆様方にも東京なよろ会というものを紹介するような機会というの、私どものほうも今までもしてはきたつもりなのですけれども、もっと積極的にPRさせていただきたいということで考えています。また、今まで広報のほうで市民の方に、知人、友人の方に東京なよろ会というものを御紹介させていただく機会も、今までは年度初めの広報等でPRさせていただいたのですけれども、場合によってはお盆とか正月のときってこちらのほうに、いろいろ帰省も含めて名寄に来られる機会が年間通しての中ではあると思いますので、そういったときに例えば市民が同級生とか知人たちが来たときにこういったことがあるのだということその場でもPRしていただくような取り組みとして、そういった時期の直前というか、前にそういう広報のほうでまた紹介していただけないかというものも今までは取り組んでおりませんでしたので、そういったことも含めて検討させていただきたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○18番（東 千春議員） 前向きな答弁をいただきまして、よかったなというふうに思っております。タイミング、そうですね。本当にそういったタイミングの中で、東京から戻ってこられた皆さんにこれこういうふうな活動だよと見ていただけるというのは大変いいタイミングかなというふうに思いますので、ぜひそこら辺今後の対応としてお願い申し上げたいなというふうに思います。

杉並区との災害について答弁をいただきました。スクラム会議の中でさまざまな議論経過が行われているということで、答弁をいただいた中には多分東京で発災をしたときにはこちらでの被害というのはほとんどないのかなというふうにも思っております。そういったところから、こちらからの

物資の支援、人的な支援ということも有効だというふうな御答弁をいただいたのかなというふうに思っております。全くそのとおりだなというふうに思っております。これからの協議がそれぞれの会議の中で進められていくというふうには思うのですけれども、やはり事前に何をどうするのかということも備えておくというのが一番大切だというふうに学んだのは、東日本大震災のときに北海道の自衛隊がもしあの地域で発災をしたということを実は想定をしていたということなのです。実は想定をしていて、もし何かがあったときにはどの部隊がどこに行くというのはもう事前に決めていたという話を伺って、だからこそ速やかな日程で派遣をすることができた。あのときはさまざまな理由があったと思います。本当にトップのほうの劇的な判断だとか、そういったこともあったけれども、それを地元が、北海道の自衛隊が即座に受け入れて、すぐ派遣できたというのは、やはりこれは備えがあったからだというふうに思っております。これから具体的な協議を始めていくというふうに思うのですけれども、やはり本当の発災を想定して、何をどこにどういう方法で持っていくのかだとか、あるいは人的な支援をどうするのかということはいろんなパターンをちょっと想定をしながら、具体的に検討していただければいいのかなというふうに思います。杉並区の皆さんとは、本当に人的な交流といいましょうか、心のつながりもできてきているなというふうにも思っております。やはり私たちが何かをお返しをするというのは、そういった万が一のときのためにしっかりと備えると。何かあったときにはしっかり支えるよという姿勢を明確に示すということが大切なのかなというふうに思いますので、これから少し具体的な話し合い、どのような形で進めていこうとされているのかお伺いをしたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今議員が言われたよ

うに、まず災害は起きないほうがいいにこしたことはないのですが、言われるように起きたときにどう備えるかというのが災害の対応の一番大事なところだと思います。この間防災の関係でも市内の対応についてはいろいろとお話をさせていただきましたけれども、杉並との交流の協定をもとにスクラム支援会議を含め、遠隔地の自治体間の水平のいわゆる支援について今検討を進めさせていただいているところであります。杉並と名寄市の災害時における有効性というところは、議員言われたようにまずやはり地域が遠いというところだと思います。同じ災害で同じ被害を受ける確率が極めて少ないということですので、一方が困ったときには一方が助けることができるということだと思いますので、先ほど申しあげましたように具体的な方策については今後でありますけれども、さらには議員が言われましたように具体的にではそれをどのように進めていくのかも含めて検討させていただきたいというふうに思います。いま一つ浮かんでいるのは、これ北海道も同じような考え方をしていますけれども、やはり北海道、特に名寄は農業を基幹産業としておりますので、食料という面では支援ができるのではないかとということで内部等でも話をさせていただいております。災害があったときについては、まず食料の確保というのも非常に大切な部分だと思っておりますので、まずはそういった視点から支援が可能かどうかについてさらに検討させていただきたいというふうに思いますし、一定程度のそういった内容が決まれば、具体的にどのような形で支援していくことが可能かについて、その手段についても検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○18番（東 千春議員） そのようによろしくお願ひしたいと思います。

たしかトラック協会さんとかともそういうような協定を結ばれたという経緯があったのかなとい

うふうにも思っておりますので、実際にそういったことを想定しながら、協力していただける団体の皆さんとも具体的な中身が煮詰まりつつある段階においては、しっかりとそこら辺の相談もさせていただきたいなというふうに思いますけれども、名寄市のやれること、あとは協力していただけるトラック協会さんだとか、そういったところとの協議も必要かなというふうに思いますけれども、そこら辺について改めて少し考え方をお伺いします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） この災害時においては、市内の企業を含めて多くの団体と協定を結ばさせていただいております。その一方で、今議員が言われましたように旭川のトラック協会とも協定を結ばさせていただいているものであります。どうしても私たちのほうで物を集めることはできませんけれども、ではその運搬になるとどうかということ、なかなか自前の力だけでは十分できないということでもありますので、そういった意味では今回旭川トラック協会さんと協定を結べたということについては大変意義があるなと思っております。さらに、旭川トラック協会でありますけれども、当然北海道段階、さらには日本全体での協会につながっていくということも確認をしておりますので、こういったほかの機関と団体とも連携をしながら災害に備えるような体制を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○18番（東 千春議員） 本当にあつてほしくないのですが、やはり万が一のことが報道等でも近いのではないかと、いろいろ言われている昨今でございますので、ぜひ早急な対応を求めておきたいなというふうに思っております。

杉並区での名寄産業高校酪農科学科のPRということでお伺いをいたしました。これには幾つかの効果があるのかなというふうにも思っておりま

して、酪農科学科はやっている中身はすばらしいのですけれども、定員が満たっていないという残念な状況にあります。教育長は、高校の間口問題等々でも非常に熱心に取り組んでいただいております、そういった会合の中でもしっかりと名寄の状況を述べていただいております、本当に頼もしく思っているところでありますけれども、例えば東京の杉並のような都会から名寄に来て学んでいただくというのは、北海道の大地の農業を知って、また帰っていただくというメリット、それで東京でそういった情報を広げていただくというメリット、あるいは名寄の地元の学生にしてみると消費地の皆さんの情報を得るというメリット、こういったこともあるのかなというふうに思っております、教育的観点からの相互メリットというものもあるのかなというふうに思っております。さらには、先ほど申しましたけれども、高校の間口削減は何としても避けたいなというふうに思っております、やはり入学者が少ないというのが大変困っている状況であります。こういったことに対して、他市ではかなり財政的な支援も含めて取り組んでおりますけれども、今回はそんな大きな財政的な支援ということではなくて、名寄市でできる範囲のまず第一歩としてこういったことも必要なのではないのかなというふうに思いますけれども、教育長としてちょっとこういった都会から学生を呼び込んでくるという考え方について見解をお伺いをいたしたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 基本的に私も東議員からお話をいただいたときに、大変すばらしいことだと思いますし、今後も積極的に進めていく価値があることではないかなと思います。今名寄市内高等学校在り方検討会議でいろいろ検討しておりますので、その中でもそういう話を進めていくようなことができればいいかなと、そんなふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○18番（東 千春議員） 教育長からそのような見解をいただきまして、本当によかったなというふうに思っております。間口削減とともに生徒の皆さんの教育的環境ということも充実していくのかなというふうにも思っておりますので、この件に関してはぜひ具体的に進めていただきたいなというふうに思いますけれども、具体的に進めていくに当たって何かありましたらお伺いをできればというふうに思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 杉並区のほうに一応交流窓口を通じて杉並の教育委員会のほうにもお話を通していただきまして、PRの御協力はしていただけるということなものですから、そういった意味で酪農科学科と十分連携をとって進めさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○18番（東 千春議員） 早速問い合わせをしていただいたということで、素早い対応感謝したいなというふうに思います。ぜひよろしくそのように進めていただければありがたいというふうに思います。

それでは、台湾についてお伺いをしたいなというふうに思います。名寄市が進めている海外との交流の中で、短期間によくここまで進んできたなというふうな感想を実は持っております。視察団の皆さんに比較的頻繁に来ていただいたりだとか、もう既に平成27年度には約150名の高校生の皆さん、修学旅行の皆さんが来られるという実績というのはやはり大きいなというふうに思っております、今後の展開を期待をしたいなというふうに思うところです。そういった中で物産交流も徐々に進んでいっている中で、台湾、香港、シンガポールなどJA道北なよるとともに物産の輸出とでも申しませうか、そういったことが計画をされているということでもありますけれども、特に台湾は暖かい地域ですので、農作物のとれ方だと

かも多分違うと思います。そういった中で名寄の農作物のよさというのも知ってもらって、そして購入に結びつけていていただきたいなというふうに思いますけれども、そこら辺の考え方について何かあればお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 台湾を初め東アジアの関係では、JAの内部にも営業戦略課という部署も立ち上げられて、この間さまざまトライアル販売を含めて行っているという状況でございます。そういった意味で輸出に関しては11月に沖縄の交易会で商談会も開催させていただいて、そこで参加をして、先ほどの答弁もございましたけれども、何社かが一番名寄のいいときにおいでいただけるというようなお話も何かされているようでございますので、そういったことも含めて十分JAとお話をさせていただきながら、経済交流の分野進めさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○18番（東 千春議員） ぜひ積極的に進めていただきたいというふうに思います。

台湾との交流という中では、名寄市民の中でも台湾に訪問される方がいて、一回行った方はまた行ってみたいという感想を持っておられる方が結構いらっしゃるって、こういった市民の皆さんのニーズといたしましうか、そういったものを交流につなげていくことができないのかなと。あるいは、今は高校生の皆さんに来ていただいておりますけれども、例えば北海道ツアーの中の一つに名寄を半日でも一日でも入れて、できれば1泊していただきたい、星空を見ていただきたいと思うのですが、そういったツアーの中の一つに入れていただくことができないのか、あるいは一方で名寄の市民が台湾に訪問しやすい環境づくりというのあってもいいのかなというふうに思いますけれども、そこら辺の考え方について何かあれ

ばお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 台湾交流事業についていろいろと御示唆をいただき、ありがとうございます。今後の台湾へ訪問するとかという考え方につきましては、ことしの7月に日台親善協会名寄バージョンが設置されましたので、そこを中心にこれからどういう形で進めていくのかということについては親善協会の中で、これ民間レベルの協会ですので、そちらのほうで進めていただくことを期待していきたいというふうに思っているところであります。

さらに、今台湾から北海道、とりわけ札幌中心ではありますけれども、特に来訪者が増加しているということでもあります。台湾からのリピーターはかなりふえているということは北海道からの情報もいただいております、これまで行ったことのないそういうところにぜひ訪れたいという方も多々多いというふうに聞いておりますので、そこは近隣の観光関係の皆さんとも連携したりとか、あるいは空港でいいますと今旭川空港に週4便台湾のほうから来ているということもありますので、その旭川市等とも連携をとりながら、道北観光をいかに進めていくかということも含めて、ぜひ名寄市への観光的交流人口の拡大に努めてまいりたいというふうに現時点では考えているところであるとお答えをさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○18番（東 千春議員） 台湾について最後の質問になろうかというふうに思いますけれども、これはかなりいい感じできているのかなというふうに思っております、杉並区さんとの御縁であるとか、いろいろありますけれども、やはり市長のリーダーシップでここまでこられたのかなというふうにも思っております。市長として、これから台湾の交流どういうところまで目指していきたいのか、少し市長の思いを聞かせていただければ

というふうに思いますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） まさに杉並区さんとの御縁から台湾の交流がスタートして、ことしで3年目になろうかと思ひます。特に高校の修学旅行の関係では、北海道、とりわけ北海道の中でも名寄という名前が台湾の高校の皆さんから相当知名度をいただいているというふうにも聞いておひまして、ありがたいことだなというふうに思ひます。

先ほど個人観光で北海道に来ていただく方に札幌や旭川、さらにはその中で名寄を周遊していただくという、まさに今高校の修学旅行の皆さんはそういうルートの中で1泊、2泊名寄に来ていただいているということでありまますから、こういうことの積み重ねがさまざまなこれからのインバウンドの可能性につながっていくものというふうに確信をしています。また、名寄だけでなく、今回はまた今週モニターツアーで10人ぐらいの高校の修学旅行、あるいは文科省の台湾の方が来られますが、この際には美深さんや下川さんにもぜひそうした体験ができるということモニターしていただくということにもなっています。名寄だけでなく地域全体で受け入れる態勢をさらに構築していきたいというふうに思ひます。また、台湾の親善協会もできたということでもございまして、そう遠くない将来にはできれば今台湾国と名寄という関係のつながりでありまますけれども、もし名寄いろいろな形で特色が合致して、交流がしやすいという自治体が出てくれば、そうしたところとピンポイントで交流するということが今後可能性としてはあるのかなと。そういうことによつてさらに地域全体で台湾との交流が進んでいって、そのことがあらゆる地域振興につながっていくことになればというふうに思ひます。台湾の交流を通じてこれからさらにこの地域を、この国のよさにこだわりつつも、しかしグローバルにいろいろな可能性を模索していくきっかけになれ

ばと思ひているところでございまます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○18番（東 千春議員） 本当に3年間でスピード感を持ってよくここまでこられたなというふうに思ひておひまして、ぜひこれからも積極的に進めていただければなというふうに思ひておひまますので、よろしくお願ひします。

少し時間がなくなつてきてしまいましたので、医療についてお伺ひをしたいというふうに思ひまますけれども、在宅医療と介護の連携ということでお伺ひをしましたけれども、本当に風連の国保診療所がされておられるような形というのはすごいなというふうに思ひておひまして、名寄はこの両極を持っているということになろうかなというふうには思ひます。高度医療を賄いつつ、こういった在宅医療、そしてみとりまでやっていくというのは、他市では余り例がないのかなというふうに思ひておひまして、こういったところをしっかりと確立していってもらいたいなというふうに思ひておひまます。こういった中に、進めるためには地域包括ケアシステムの構築というのがやはり大切になってくるのかなというふうに思ひておひまして、平成27年から30年までの間にこういった計画をしっかりととっていくという答弁もいただきましたけれども、スケジュール感も若干お伺ひしたところですけれども、そういった作業工程の進捗、本当に順調に進んでいって、例えばアンケートの内容だとか市民のニーズがどのようにあるのかだとか、そこら辺について少しお伺ひをしたいなというふうに思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 先ほども申し上げましたけれども、2025年、これから10年先に今の団塊の世代の方が全て75歳以上になつて、介護と医療を必要とする方が大幅に増加するということでもございまます。それで、その10年先を見据えた中で地域包括ケアシステムの計画をこの地域で構築していくということでもございまます。

高齢化の進展に伴いまして、医療ニーズが慢性疾患のほうに移ってきてまして、病気と共存しながら生活の質、QOLを上げていくような形、また介護につきましても医療ニーズをあわせ持つ高齢者がふえておりまして、高度、重度の介護状態ですとか認知症患者がふえていくというようなところを踏まえて、この地域で安心して皆さんに過ごしていただくためには、まさしく地域包括ケアシステムを構築していく必要がありますので、今後この事業計画が今27年から第6期の介護保険事業計画を推進している最中ではございますが、毎年毎年この構築に向けた検証を行いながら、次期7期の計画に向けましても事前に来年度からさまざまなアンケート調査もまた開始させていただきながら、10年先の制度構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○18番（東 千春議員） 着実な進行を求めたいというふうに思います。

最後に1点、ちょっと簡単にお伺いしたいと思いますけれども、浅江島のイベントで、例えば産業まつりをこっちのほうに持ってきてほしいなという市民の声を伺うことがありますけれども、そういった情報ですとか何かありましたら伺いしたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 産業まつりにつきましては、過去に浅江島を中心に実施をされまして、健康の森で開催をさせていただいてございますけれども、そういったお声もお聞きをしておりますけれども、どういった視点で催し物を開催するのがいいのかということを含めて、今後実行委員会の中で十分検討させていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 以上で東千春議員の質問を終わります。

平成28年度予算策定にかかわって外3件を、

佐藤靖議員。

○14番（佐藤 靖議員） 議長の御指名を受けましたので、通告順に従い順次質問をさせていただきます。

1点目は、平成28年度予算策定にかかわってであります。まず、新年度予算編成の方針を把握するのに欠かせない市長訓令及び総務部長事務連絡についてであります。私は、厳しい財政環境の中にあっても職員の英知を結集し、新しい年度において市民が期待する施策の展開を目指し、毎年11月初頭に発表される市長訓令及び総務部長事務連絡に注目してきました。特に小泉政権下の三位一体改革以降は政権交代もあり、どのような訓令が示され、新年度の施策に生かされるかを見きわめる指標でもありました。しかし、過去3年間の訓令及び事務連絡の内容は、時代背景や財政状況に多少の変化はありますが、文章構成及び概要に大きな差異は見られません。これは、予算編成作業の形骸化を生み、結果的に中期財政計画で示す予算規模と概算要求額の差異に通じることが懸念されるとともに、楽観視できないと強調されている財政状況の危機意識をマンネリ化させかねないことが懸念されます。改めて今回の訓令及び事務連絡の中で新たに求めた事項についてお示しをいただきたいと思っております。

一方、通告した新年度の主要事業、予算規模、概算要求額については、これまでの答弁で示されていますので、その際と同様と理解させていただきます。

次に、財政の見通しについてであります。さきの議員協議会で28年度までの中期財政計画が示されました。それによりますと、28年度の一般会計歳入見通しは226億4,800万円、これに対し歳出見通しは237億1,300万円、この差10億6,500万円を財政調整基金から6億5,500万円、公共施設整備基金と大学振興基金から各2億円、文化センター基金から1,000万円を取り崩して対応する方針が示されました。これ

により柔軟に活用できる基金としての財政調整基金は5億3,874万7,000円まで目減りをし、理想とする一般会計予算規模の5%から大きくかけ離れた残額となりますが、今後の見通しと対応についてお伺いします。

また、毎年2,000万円ずつ取り崩してきた市立病院基金も28年度末では残高2,000万円となります。同病院会計への繰出金は地方交付税プラス1億2,000万円であり、このうちの2,000万円が人材育成分となっておりますが、基金が底を尽きそうな状況下で影響がないのか、この際基本のお考えと対応についてお伺いします。

2点目は、名寄市日進地区再整備基本構想についてであります。昨年度日進地区に求められている役割を再認識し、今後の整備すべき方向性について横断的庁内組織として検討委員会を設置し、基本構想が示されましたが、その後の検討経緯があればお示しをいただきたい。加えて小樽市に本社を持つ株式会社マックアースリゾート北海道に委託して実施したなよろ温泉サンピラー等に関するアンケートの調査状況及び結果、さらには今後の対応についてお伺いします。

3点目は、名寄市立大学の将来展望にかかわってであります。名寄市立大学では、現青木学長の勇退に伴う学長選挙が初の選挙となり、1回目の投票では決まらず、2回目の投票で短期大学部次期学長予定者に寺山氏、その後の再々選挙で名寄市立大学次期学長予定者に佐古氏が決まりましたが、御案内のとおり大学開設以来初の助手から教授までが二分する学長選挙であります。名寄市立大学を名寄市の財産と位置づける市長として、設置者として今後の大学運営及び将来への影響について見解をお伺いします。

また、今年度着工した図書館に続き、今定例会初日は新学舎建設の設計費が補正となりましたが、同大学の環境整備方針についてお伺いします。

さらに、名寄市が合併10周年を迎えると同様に名寄市立大学も4大化10周年を迎えますが、

この記念すべき節目の取り組みについてお考えがあればお示しをいただきたい。私はこの10周年を記念してシンボルマークではなくて、歴史を伝える校章を作成することも必要と思いますが、見解を求めます。

最後に、防犯カメラの設置にかかわってであります。名寄市犯罪のない安全で安心な地域づくり条例に基づき設置されている名寄市安全安心地域づくり推進協議会において、昨年防犯カメラの設置の必要性が話題になり、ことしも名寄警察署の鈴木刑事・生活安全課長から設置の必要性が求められましたが、所管の市民部からは肖像権、プライバシーの問題から設置に消極的な姿勢が示されました。そこで、声かけを含め犯罪の発生状況及び徘徊の実態、さらには原課の肖像権、プライバシーの問題、設置の必要性についての見解を改めてお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま佐藤議員からは、大項目で4点にわたり御質問をいただきました。大項目の1につきましては私のほうから、大項目の2につきましては営業戦略室長から、大項目の3につきましては大学事務局長から、大項目の4につきましては市民部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願いたします。

初めに、大項目の1、平成28年度予算査定にかかわって、小項目の1、市長訓令などについて申し上げます。毎年新年度の予算編成に当たる際には、職員に対しまして国の経済状況や市の財政状況を初め予算編成における基本的な考え方につきまして、市長訓令として、また編成上の留意事項など事務的な手続につきましては総務部長事務連絡としてそれぞれ通知をしており、本年は平成27年11月2日付で通知を行ったところであります。平成28年度予算編成に当たっての市長訓令の中では、平成28年度は新名寄市総合計画第1次の最終年度を迎え、平成29年度からの新し

い総合計画に結びつける年でありますことから、これまで実施をしてきました施策に対し十分な検証と総括を行うことを強く求めるとともに、地方創生への取り組みを本格化させる年でもありますことから、限られた財源を有効活用するため、事業の厳選に努めることもあわせて求めているところでございます。

さらには、財政状況の共通認識を図るために、平成28年度からの普通交付税における合併算定がえの縮減や公共施設、公共インフラの老朽化への対応、人口減少、少子高齢化による福祉関係の関係経費の増や税収の落ち込みなど歳入歳出ともに構造的な課題を抱えており、当市の財政状況は決して楽観視できる状況ではないことも示させていただいております。また、庁議など基幹会議を初めとしまして全職員を対象とした予算編成説明会におきましても市長訓令及び事務連絡で示した趣旨を丁寧に説明をし、予算編成においてもこの厳しい状況を見据えて改めて事業の効果、成果の明確化を求めたところでございます。今後とも職員一人一人が名寄市の厳しい財政状況をしっかりと認識することが平成28年度予算編成はもとより、第2次総合計画の策定や今後の行政運営に重要と考えているところでございます。

小項目の2につきましては、御理解をいただいたということで、飛ばさせていただきたいと思っております。

次に、小項目の3、財政の見通しについて申し上げます。まず、財政調整基金の見通しについてであります。さきの議員協議会でお示しさせていただいた中期財政計画におきまして平成28年度の収支の差額約10億円につきましては、財政調整基金など基金の繰り入れにて対応するようお示しをさせていただいたところでございます。議員御質問の財政調整基金の残高についてであります。この間一般会計予算規模の5%程度が理想的な残高と御説明させていただいており、平成25年度から27年度の3年間の当初予算から考え

ますと、理想とする残高につきましては約10億7,000万円程度となります。現在は、12月補正で若干繰入額を減らしておりますので、多少回復傾向にあるものの、残高につきましては厳しい状況にあることには変わりございません。これまでの財政調整基金が堅調だった要因につきましては、合併算定がえの影響とリーマンショックに対応した地方財政への配慮、いわゆる別枠加算があったことなどにより、通常よりも交付税が多く配分されてきていたこと、また行財政改革などにより歳出の削減に努めてきたことが大きな要因と考えられます。こうしたことを背景に、この間将来の財源不足に備えて基金積み立てや備荒資金納付を実施してきておりますが、平成28年度以降につきましてはこれらの取り崩しについて余儀なくされることが想定されます。よって、できる限り歳出の削減に取り組むとともに、特定財源の確保や掘り起こしなど歳入の確保にも努めていかなければなりません。引き続き予算編成においても事業そのものの厳選、抑制を含め取り組みを加速化させることが必要と考えているところでございます。

次に、市立病院基金の見通しについてであります。市立総合病院基金への人材確保分につきましては、平成22年度に医療スタッフ確保対策事業といたしまして過疎対策事業債のソフト分を活用して基金に積み、それを毎年度繰り入れするとともに、同額を市立病院へ繰り出してございます。中期財政計画でもお示しさせていただいたとおり、このままの繰り入れで推移いたしますと平成28年度末には残高が約2,000万円となり、平成29年度末には残高がなくなることになります。現在市立病院では、新たな病院改革プランの策定作業を進めており、この新たな改革プランの中では長期の収支状況も検討していくこととされてございます。このため市立病院への新たな財政指針、人材確保を含めた繰出金の考え方につきましては、今後の名寄市の財政需要などを考慮しながら、さ

らには新たな病院改革プランの策定を含めて検討させていただきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、まず初めに大項目2、日進再開発にかかわって、小項目1、これまでの検討経過と今後の見通しについてお答えいたします。

昨年度名寄市日進地区が目指すべき望ましい整備の方向について将来ビジョンを示すことを目的に名寄市日進地区再整備基本構想を策定いたしました。この基本構想は、市民や利用者及び市内各団体に御説明申し上げ、その際にいただいた御意見、御要望に対する市の考え方及び整備の方向性についてハードとソフトに分けて短期、中期、長期と3段階のスケジュール区分に整理をいたしました。その中でスキー場の整備については、安全、安心な利用環境の確保や集客に資する整備については速やかに行うことが必要と判断し、さらには御意見の中でスキー場に付随する温浴施設の新設、改修に関する要望が多かったことを重く受けとめ、厳しい財政状況を含め総合的に勘案した結果、老朽化による修繕の必要性が多くなっている温浴施設と宿泊施設の新設、改修についても優先的に検討をするべきであると判断いたしました。このことから、来年度策定予定の第2次名寄市総合計画策定作業の中で、市として整備すべき方向づけを決定するための判断材料とするために、今年度名寄ピヤシリスキー場地区にかかわる温浴施設等整備の検討支援業務として調査委託を行うことといたしました。

まず、検討支援業務を委託するに先立ち、庁内の管理職13名に株式会社名寄振興公社の職員2名を加えた名寄市日進地区再整備庁内等検討委員会を4月に設置し、委託業務の仕様内容について協議を行いました。その検討の中でリフト等のスキー場及びなよろ温泉サンピラーの整備のほか、体育センター、ピヤシリ・フォレスト及び駐車場

にかかわるスキー場地区全体の施設整備等の方向性について検討するべきとの意見をいただいたことから、スキー場全体の方向性を示すための支援を目的とした業務を本年7月に株式会社マックアースに委託したところであります。その後、庁内検討委員会では市民アンケートの内容、委託業者から提案のあった温浴施設の整備にかかわる方向性等についても協議し、これまでに検討委員会を5回開催させていただいたところであります。

続いて、小項目2、なよろ温泉サンピラー等にかかわるアンケート調査についてお答えいたします。庁内検討委員会でもスキー場地区における現況の市民ニーズにかかわる調査が必要との意見があったことから、調査業務を委託しました株式会社マックアースが本年9月にアンケートを実施いたしました。このアンケート調査は、営業戦略室で住民基本台帳から無作為に抽出した20歳以上の市民の方を対象に委託業者からなよろ温泉サンピラー等に関するアンケートの用紙を郵便により送付し、返信用封筒で回答させていただきました。このアンケートの結果についてですが、今までサンピラー温泉を利用したことのある市民の割合は全体の85%で、利用していない方の約半数が立地場所、交通手段の不便を理由としております。

次に、主な施設の評価については、温浴施設が露天風呂の設置を希望する回答が多いなどの理由により、温浴施設全体の改善を求めるものが多く、一方で食事を含むレストランについては評価が高いとの結果になりました。今後は、12月から合宿など宿泊施設を利用する利用客へのアンケート調査も実施し、宿泊施設に係るニーズ分析も取り組むこととしており、それらの結果を参考にしながら、実際にスキー場及びホテル経営を行っている委託先であります株式会社マックアースから判断したピヤシリスキー場の地域特性や民間企業から見た収益性などの視点からスキー場地区の施設整備等を含めた方向性について1月末をめどに調査結果が報告される予定であります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 私からは、大項目3点目の名寄市立大学の将来展望にかかわってについて申し上げます。

初めに、新学長予定者と名寄市立大学の将来像についてから申し上げます。名寄市立大学は、昭和35年に名寄女子短期大学として開学後、55年を経過し、また平成18年の4大開学後10年を迎えております。青木紀現学長の平成27年度末での退任に伴う今回の学長選挙は、議員御指摘のとおり学内を二分するもので、結果は市立大学では佐古和廣氏が、短期大学では寺山和幸氏が当選したところであります。

お尋ねの今後の大学運営についての影響であります。学内を二分する選挙戦が実施されたことにより多少の影響はあると思われませんが、時間の経過とともに薄れ、4月以降は新学長のもと円滑な運営が図られるものと期待をしております。

次に、大学の環境整備の方針について申し上げます。本年7月に若手教員などを中心に名寄市立大学の施設整備のあり方についての検討委員会を組織し、社会保育学科を中心とする新棟に加え、老朽化が進んでいる恵陵館の将来の建てかえなどを見据えて現在協議を進めております。検討委員会における協議の状況は、恵陵館南側の駐車場についてはおおむね10年から15年後に想定をされます恵陵館の全面建てかえの際の敷地として確保し、新棟については新図書館の北側の現グラウンド敷地が望ましいとの結論に達し、地質調査費を補正予算に盛り込み、本定例会の初日に議決をいただいたところであります。現在想定をしております新棟の概要は、社会保育学科関係諸室のほか、看護学科の実習室、教員の研究室、食堂を含めた福利厚生施設などを想定しております。お尋ねの中長期的な施設整備の方針については、第2次総合計画策定の中で議論を進めるとともに、今後市立大学の教育研究振興計画の中に盛り込み

いと考えておりますので、御理解をお願いをしたいと思います。

次に、4大化10周年の取り組みについて申し上げます。平成18年4月に開学をしました名寄市立大学は、平成28年に10周年を迎えます。

10周年の記念事業については、学内に実行委員会を設置して準備を進める予定であります。式典など記念事業の内容と開催の時期等については今後実行委員会の中で協議をしましてまいりますので、その概要が固まり次第市議会を初め市民の皆様にお知らせをしたいと思いますと考えております。

次に、記念事業の中で校章を策定してはどうかとのお尋ねについてであります。現在の大学のシンボルマークは開学2年目の平成19年に大学の広報活動用に名寄市の市章を基本デザインとしたもので一般公募し、選考したもので、市立名寄短期大学が名寄市立短期大学部と校名変更になった平成20年4月から公式ウェブサイト、校旗、印刷物、封筒などに広く用いております。本学を除く全国85の公立大学の状況を見ましても、1990年代以降に開学をした学校が多いことから、校章として本学のようなシンボルマーク的なものを定めているところが多く、佐藤議員のほうから提案のありました校章の作成は4大化10周年を記念したものではなく、校旗を寄贈していただいた大学の同窓会あるいは大学の後援会などの意向も聞きながら、学内でしっかりと議論をして今後検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願いをしたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目4の防犯カメラ設置にかかわって、小項目3点について申し上げます。

初めに、犯罪及び徘徊の現状についてになりますが、ライフスタイルの複雑多様化する現代において、昼夜を問わず市民生活を脅かす予期せぬ悲惨な事件や事故が全国で発生してございまして、特

に子供や女性が凶悪な犯罪の被害者となった悲惨な事件が報道されております。北海道警察では、凶悪な犯罪につながるおそれのある子供や女性に対する声かけやつきまとい、痴漢、盗撮等の行為について、凶悪な犯罪に至らない行為であってもその行為者に対し検挙、警告等の措置を講じておりまして、それら前兆事案の届け出受理状況を公表しております。それによりますと、ことしの10月末現在では、全道で3,116件、前年比255件、10.9%の増加となっております。対象別で見ますと、子供事案が893件で前年比84件、10.3%の増加、女性事案が2,223件で前年比171件、8.3%の増加となっております。本市における前兆事案といたしましては、平成24年10件、平成25年27件、平成26年15件、平成27年11月末現在では29件、その他高齢者の徘徊等による行方不明につきましては、過去に何件かの事例があったことは認識をしているところです。

次に、肖像権とプライバシーの見解についてになりますけれども、防犯カメラを設置するに当たりましてはさまざま権利関係について見解が示されておりますけれども、防犯カメラで撮影、録画すること自体が撮影される方のプライバシーを侵害しているとの見解、犯罪が多発する地域における犯罪の予防手段として防犯カメラを設置し、録画することは可能とする見解、また監視されない権利が人権の一種として認められているとの見解もございます。市としましてはこれらの権利につきましては見解の分かれるところであり、権利侵害につながらない取り組みが必要であると考えております。また、設置する場所によっては個人の住宅の出入りも録画されてしまう等権利を侵害する可能性もあることから、設置地域周辺の市民合意を得ることが重要と考えております。さらに、録画したデータの管理体制やデータの利用についても運用基準を定め、厳格な取り扱いが必要と考えております。

次に、設置の必要性についてであります。防犯カメラは道路や公園、通学路などで子供や女性に対する犯罪の防止対策として、また高齢者の行方不明時足取り追跡等にも有効であると認識をしております。つきまといや声かけ等の前兆事案の抑止や検挙につながるものと考えております。ただし、防犯カメラを設置する場合、本市での前兆事案の発生場所につきましては、ある特定の場所に限らず、発生をしている状況となっております。学校通学路や街灯が暗い場所、人通りが少ない場所等犯罪の発生が起りそうな場所に設置をした場合、相当数の防犯カメラを設置する必要があると考えております。これにより防犯カメラの設置、録画機等に必要な機器の購入には1台当たりで数十万円の費用と設置後につきましては管理経費や機器更新等多額の経費と設置及び運用に関するガイドラインの策定が必要となります。今後におきましては、安全安心地域づくり推進協議会を初め、関係機関と連携をしながら、防犯カメラの必要性や、とりわけ設置場所、設置に向けた経費等他自治体の取り組み等を参考に協議をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） るる御答弁をいただきました。基本的な考え方がわかりましたので、改めて再質問していきたいと思っております。

まず、予算関係でありますけれども、私毎年市長訓令あるいは総務部長事務連絡というのを取り上げているのですが、いつもこの12月の第4回定例会を迎えるとなぜと思うのは、今回もそうでありますけれども、3つの数字が出て、総務部長答えるように限られた財源の有効活用、事業の厳選、施策の検証及び総括を求める歳出の削減の取り組み、これが訓令で求めていることでもありますけれども、1つは中期財政計画で237億1,300万円という数字が示されました。これが今定例会の初日の後の議員協議会で示した額。と

ところが、先日の一般質問の中では概算要求額は246億1,000万円。そして、その答弁は、では歳出はどのぐらい見込んでいるのだと。240億円程度。もう既に中期財政計画で言った237億1,300万円から一般質問の答弁240億円に拡大しているのです。なぜこういう差異が起こるのか、中期財政計画というのでは何だったのか。あれだけ議員協議会あるいは中期財政計画で今の財政状況、あるいはこれから見ていくというときに言っていた数字がもう遠く、20日もしないで、2週間で3億円以上、3億円になるか、3億円前後という表現がいいと思うのですが、3億円前後変わるという状況がなぜ発生するのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 中期財政計画と概算のベースのお話になりますが、中期財政計画は議員協議会で11月30日に説明させていただきました。もともとは、中期財政計画のスタートは9月補正後、それからその時点での知り得る情報ということでスタートしております。予算編成につきましては、11月頭の訓令からスタートするわけですが、まずスタートラインが違うということが1つどうしてもありますので、その分で多少の差異は出てくるかなというのがありますが、今回正直申しまして概算ベースでの収支不足額はちょっと大きい傾向があるかなというふうに今考えているところであります。概算要求ベースの中では、訓令の中ではかなり厳しい予算だよということは予算編成の会議等も含めて職員のほうにはそれに基づいた形で予算要求ということで訓令を出しておりますけれども、現実問題予算割れしてはいけない、あるいは多少事業別予算の縦のラインで予算が膨らんでくる傾向はあったのかなというのが正直な感想を持っております。

そして、もう一つですけれども、訓令の中で新しい事業を出す場合にはほかの事業も組み立て直す、あるいは地方負担額を減らす特定財源をでき

るだけ確保してくださいと、こういうようなお話もさせていただきませんが、ざっと見ますとなかなかそこまで手がついていない状況かなというふうに思っているところであります。

中期財政計画の中では、平成28年度の予算、これ自体はかなり膨らむのではないかなというふうには想定しておりました。1つは、3年に1度の退職手当の精算の分が出てまいります。それから、財政のほうでは何年か前から老朽化の状況についても一通り毎年秋口からかけて現場で点検しておりますけれども、かなりこれが進んできているというような状況もございましたので、28年度はかなりふえてくるような可能性があるなというふうには見ていたのですが、特に老朽施設の部分については中期財政計画ではなかなか盛れなかったような細かいものが結構出てきているような、そういうような印象も受けております。以上のことからまいりまして、概算部分ではふえてきていると、そんなような感想を持っているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 言っていることが違って、要するに私が言っているのは中期財政計画というのは何なのですかということなのです。今副市長おっしゃるように、いろんな状況があって膨らむというのは予想されているのだ。何で中期財政計画に盛り込まないのですか。これ以前ですと、この後に地方財政計画が国から示されるので、概算要求、歳入歳出が動くというのはあり得るところが、今回の中期財政計画ではそれはまだ出ていない。12月中旬過ぎということであるし、地方創生に伴う新型交付税の地方財政へ影響が不透明な中でも算定していたのが今回の中期財政計画です。それなら、何で11月に市長訓令のときに中期財政計画も一緒に示して、原課を含めてやはり事業の厳選をして、予算規模をきちっとして、名寄市の財政をしっかりとっていくという方針が出せなかったのかと。わずかこの2週間にこれだけ

金額が動くことがではどこを信頼していけばいいのということになるというふうに思うのですけれども、改めて御答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 中期財政計画そのものにつきましては、8月から始まります総合計画のローリング、こちらのほうと連動させているというところであります。スケジュール感的に言いますと、どうしても後ろ倒しになるということがございますけれども、今議員御指摘のとおり非常に厳しい財政状況があるというのは、これは間違いない事実であります。中期財政計画の中で最終的には基金10億円ということで今調整してございますけれども、昨年度の中期財政計画の中では28年度には備荒資金の支消、取り崩しです。これも一定に加えなければならないということで組んでおりますし、28年も先ほどの退職手当の精算等あるいは老朽施設ございますので、そのあたりの備荒資金の取り崩しも考えなければならないということで中期財政計画組んでおります。今御指摘されましたとおりだと私思っております。

スケジュール感の問題になりますけれども、このこれから非常に厳しい財政状況を迎える名寄市において、職員の意識はどういうふうに変えなければならないのか、厳しい財政の中でもやるべき事業をどういうふうに組み立てるのか、そういったことを根本から考えるのはやはり中期財政計画で示した財政の方向であると思っておりますので、ここは来年度総合計画の見直しでございますので、そのときにも恐らく財政計画は1つ大きな要因になりますので、それと相まりまして来年度どのような形で厳しい状況を開示していく、これ市職員のみならず、市民の皆様方にも同じような形でやらなければならないと思っておりますので、早速検討させていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） おっしゃるように、答弁にもありましたけれども、今後合併算定がえ

の終了に伴うもの、あるいは公共事業の老朽化、あるいは今回の人口がどういうふうに交付税に影響していくか、それらの不安材料があるのだけでも、やはり財政がしっかりしていると。一番心配するのは、やっぱり私どもはどうしても財政調整基金というのが、名寄市はそのほかに副市長おっしゃるように備荒資金ですとか、国債を買っていると、いろいろな意味で基金は持っておりますけれども、有効に自由に使えるというのは財調です。財調が目減りしていくというのは非常に不安。特に26年度末で15億円あったのが28年度末の予算が5億円ということは10億円減るわけですので、ぜひその辺は御検討いただきたいし、できればきちっと中期財政計画を示して、積み上げ方式でなくてやっぱり枠配分方式も含めた予算のあり方というのを抜本的に検討する時期なのかなというふうに思いますけれども、その辺も含めてもう一度御答弁あればお願いしたい。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 名寄市は合併市でございますので、合併後10年たつと交付税の多くいただける分がだんだん減っていくと。そういうことと人口減少ということで、財政の危機意識は数年前からございました。数年前に財政課時代に財政課で枠配分ということも検討した経緯はあります。枠配分するに当たっては幾つかハードルがございまして、全てを枠配分しますと柔軟性が損なわれると。です。で、経常的な部分について枠配分で思う存分各部でやっていただく。ただし、投資的な部分についてはある程度柔軟性を持たせなければならない。そういうようなことがあります。そのあたりの仕切りがなかなかできるまでの状況になっていないと。これは、先ほどの市職員の意識もそうですし、あるいは財政的な分析の課題というのもございます。経常分はどうか、投資はどうか、こういうような分析の仕方もございますので、ちょっとまだそこまで手がつけ

られなかったという状況にはございます。決算委員会のときに今後5年間名寄市の財政状況が非常に大きな時期を迎えると。特に28年度は合併算定がえの減少、それから人口減少の交付税の影響がありますので、28年7月の交付税の本算定のときに1つ大きな山になるというふうな認識はまだ持っております。それから、総計の部分もありますので、枠配分に至るかどうかはちょっと今のところは確証は持てませんが、できるだけ財政規律を高めるような予算編成の手法についても検討する時期に来ているとは思っております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 今橋本副市長から御答弁があるように、名寄市の財政は非常にこれから見通しが厳しい時代に進むかもしれないということでもありますけれども、その中で取り上げられている日進再開発の部分でありますけれども、今回アンケート調査が市民の各家庭に行ったのですけれども、このアンケート調査で何を求めようとしているのかがさっぱりわからない。例えば満足度が1から5までがあって、施設を利用していたら5から1の間にただ印をするだけ。お風呂についてといたら1から5まで印をするだけ。下に具体的に書いてあるけれども、これを書ける、書けないかはあるでしょう。みんなこの系統なのです。これでホテルの改修あるいは新設で何を求めようとしているのか、改めてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今回実施させていただいたアンケート調査につきましては、先ほど答弁のほうでもお話しさせていただきましたけれども、日進の基本構想を策定するときに各団体等の皆様方に御説明させていただいた際にも特に意見が多かったのが温浴施設の改善を求める意見が多かったです。また、その中で露天風呂などのそういった意見も非常に多かったということで、それにつきまして関係の団体の皆様方に聞いた意

見の中ではそういった意見が多かったのですけれども、実際の市民の皆様方、一般的にどういった御意見があるのかなということ調査させていただきたいということで、また施設自体は年代で幅広い年齢御利用いただいておりますので、無作為で市民の皆様方にアンケート調査ということで郵便で送付させていただきました。この中でも項目の部分で市内の検討組織の中でも議論になったのですけれども、さまざまな回答の項目をするということも一つの選択肢としてあったのですけれども、回答率がなかなか回収できないことも見込まれるということで、できるだけ回答のしやすい形というような項目ということで、今回のようなアンケート調査ということで、市民が温浴施設の部分についてそういった関係団体の皆様方と同じような意見なのかも含めて確認させていただきたいということで実施させていただきました。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 室長、確かにおっしゃるとおりかと思えます。市民を無作為に抽出して出したと。これうちに来たのは、93歳のおばあちゃんにアンケート調査が届きました。うちのおばあちゃん認知症、要介護5です。そのおばあちゃんに何を求めるのかなと。要するにその無作為はいいけれども、何を答えとして求めたいのかわからない。では、温浴施設と言いますけれども、これ書いてあるのはお風呂について満足度1から5まで答えよ。サウナについて1から5で答える。あとあるのは、他の温浴施設でよく利用する施設はありますか。ある、ない。お風呂の改善を望むことがありますか。天然温泉、露天風呂、その他。これでアンケートを市民から受けて、ではつくります、では直します、そういうことに結びつくのですかということなのです。今あの施設に何が求められているのかが全くこれではわからない。それは、今のあれよりは新しいほうがいいでしょう。だけれども、先ほど財政当局が言っているように、副市長あるいは総務部長が言うよう

に、名寄市の財政がこれから厳しくなるときに1つ何をすべきなのかというのがやはりこれでは全然わからないし、例えばことし市内でホテルは1つ新たにオープンします。既存施設は増設します。下川にも今合宿施設をつくろうという動きがある。士別にも今のままでは耐えられないので、既存ホテルを改修してほしいという、増築してほしいという要望があります。室長は、その中でうちの振興公社が抱えるサンピラーがどうやってやっていけるかという計画を含めて、その中で今回の改修というのを考えていらっしゃるのか、その状況を含めてどういうふう理解されているのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 先ほども御答弁させていただきましたけれども、今回調査委託ということで、温浴施設も含めて全体のスキー場地区のあり方ということで調査をさせていただいています。また、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、前回の基本構想の策定の中で宿泊施設の部分についても意見をいただきました。これは、宿泊施設を建てるということではなくて、そういった要望があったということで、今回の調査委託させていただいた部分については実際にスキー場や宿泊施設を経営されている経験値が高いマックアースという業者に委託させていただきました。このマックアースにつきましても、最終的な報告は1月末までに報告させていただく予定ですが、現在の段階の打ち合わせの中では最終的に収支計画も含めて、当然方向をつくるということですので、宿泊施設等も含めてなのですが、新たにつくるという考えについては民間の会社の考え方からいえばなじまないのではないかなという方向づけの意見をいただいております。宿泊施設につきましても当然のことながら、先ほど佐藤議員のほうからお話ありましたように、新たに市内も含めて近隣もできているということで、それらの宿泊施設の部分を今台湾の先ほどの

教育旅行の中での受け入れのときにも宿泊施設の中にシャワー室がないということの意見が振興公社の中でも欠点だと言われている意見もあります。ただ、それらの意見があったということで、その意見を改善するためにシャワールームをただつくるということではなくて、先ほど言いましたように対費用効果ということで、収支も含めて民間からどうやったらそれについて欠点の改善等含めてどういった方向づけにいったらいいのかということでマックアースのほうにお願いさせていただいておりますので、これらの部分についてはそれらのマックアースの意見の報告を踏まえまして、こちらの市のほうとしてもそれを踏まえて検討させていただきたいというような考え方でおります。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 室長、マックアースさん、マックアースさんと言うけれども、マックアースさんは名寄の状況、近隣の状況あるいはスキー人口の状況、いろんな意味をきちっと把握されているのですか。例えば下川さんにそういう施設ができる。士別にそういう要望がある。名寄のホテルは今こうやって進出をしている。そういう状況を全部毎回のよう勘案して、それで作る。例えば恐らく美深だって、びふか温泉がどうなっていくのか、新しくするのかしないのか、あるいは天塩川温泉どうするのか、そういうことも含めて近隣全体を考えて名寄のサンピラー温泉をどうしようと考えてくれるのですか。そうすると、全然今当初やっていた計画どおりには物事は進まない。状況はどんどん、どんどん変わっていく。高齢者はこうやって足の確保をどうするのか、いろんな問題を含めてマックアースさんが考えてくれて出してくれるのをただ指をくわえて待っているのですか。そんなことにならないでしょう。財政が厳しいとか、早く総合計画をつくる中に盛り込むのだったら、今何をすべきかというのをしっかり内部で議論をして、マックアースさんと検討してというのならわかるけれども、全部マック

アースさん、マックアースさんと言われると、どうもそれがちゃんとした市民ニーズを押さえた日進地区の再開発になっていくのかという不安があるのですけれども、改めて御答弁いただければ。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今そういったふうにお話、私が答弁しているようにとられていたということなのですけれども、基本的には委託させていただいておりますけれども、周辺の状況とかの部分については何回も委託先の会社と協議させていただいております。当然のことながら、あちら委託先の会社のほうが出している方向づけの意見に基づいて、私どものほうでそれをそのまま受け入れているというわけではありません。当然のことながら、私たちの事務局のほうとしても考えている内容で、大きな視点から見たときの内容等も踏まえて協議させていただいておりますので、そういったことで今させていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） そういう状況を含めれば、去年計画は示していただいて、市民説明も一定程度やりましたけれども、改めて計画を抜本的に見直して、今何が必要なのか、この計画では総体的な事業費も全然見えないわけですので、何を優先して何をやっていくべきかというのをきちっと明らかにすべきではないですか。やっぱりこの構想、全体構想が全体構想のまま動いていくというと、ホテルの新設があり、あるいは改修があり、動物園があり、いろんなものがあるという、そういう状況に今名寄があるかどうかを含めて改めて検討すべきだと思いますけれども、これは担当からいえば振興公社の社長ですから、しいいのかどうかわからないのですけれども、どちらか副市長にお答えいただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 佐藤議員の答弁に当たっては、振興公社の社長という立場ではなくて副市長の立場でお答えをさせていただきたいという

ことを前もってお断りをさせていただきたいと思えます。

昨年の日進地区の将来構想の折にも佐藤議員から同種のお話いただきました。今回は、より委託先に具現性を求めている委託ということでもあります。今佐藤議員からお話のありましたとおり、情勢は昨年と比べて変化しているということ、この変化しているというのはさまざまな近隣の情勢もありますし、財源をどう確保していくかということにもあるのかなと思っております。特に日進地区の整備に当たっては、市民の期待も大きいというふうに判断しておりますので、市民の満足度を上げるための、あるいは利用させていただくための満足度を高めていくためには一定の改修が必要だというふうには思うのでありますが、そこは必ず財源をどう確保するかということにつながることかなというふうに思っております。財源の確保については、今まさに委託の中でそこまでも掘り下げたところがございませんので、現実的に室長から答えたところを超えたような話になりませんが、基本的にはコンサルの結果を踏まえて、庁内検討委員会でもどのような整備が必要かということのを絞った回答をさせていただくような、そういう仕組みをしっかりと整えていきたいというふうに思っておりますので、改めて全方位的な整備ではなくて、的を絞った整備のあり方について検討していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 今久保副市長からの答弁にあったように、しばしその状況を見守りたいというふうに思います。

次に、大学の関係ですけれども、これはこれだけ再々選挙まで行ったということなので、これから新学長どういうふうになっていくかを含めて、ここであえて言うことは避けたいというふうに思いますけれども、ただ学生の中から両候補に意見

を聞く会の際に、土日に行っている集中講義のあり方、あるいは休講時の連絡体制などについて非常に学生に不満があるという声が、あそこには松島局長もいらっしゃるので、聞いていたと思いますけれども、これはもう将来の学生確保を含めて改善をしていかないとならない課題かなというふうに思いますので、改めてこの2点についてだけ局長のほうで御答弁いただければと。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 今佐藤議員のほうからいわゆる土日の集中講義の件と、それから休講、補講の関係、その件につきましては過去2回学生アンケートをやっているのですけれども、その中でも一部の学生からそういう指摘があったというのは事実でございます、先般の意見交換会と申しますか、その会合でも出ていたというのは承知しております。本学の特徴といたしまして、1つは集中講義の関係では札幌から少し離れていると申しますか、全部本学の教員でできればいいのですけれども、どうしてもできない部分というのは特任教授なり集中講義で行っているという実態があります。その部分につきましては、あわせまして休講の先生方の連絡等も含めて教務委員会というところが所属なので、そこに御意見等学生からも要望が上がっているということは委員会も承知しておりますし、また議会からも出ているということで委員会に伝えて、学内で検討はいたしますけれども、1つは地理的な問題ですとか教員の部分で全部はなかなか改善できないと。また、先生たちも急にどうしても不幸ですとか急用ができたという場合であることも事実ですので、できるだけそういう部分が改善されますように教務委員会等と協議をして学内で検討してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 大学は教職員のための大学でもないですし、地域のための大学ですし、学生のための大学ですので、ぜひそういう声には

お応えできるような体制を構築していただきたいと思っております。

最後に、防犯カメラの関係ですけれども、三島部長は肖像権とプライバシーという話をしますけれども、肖像権とプライバシーというところの中でいったら監視カメラと防犯カメラの違いがおわかりになっているのかなという気がするのです。この問題が一番最初に浮上したのは、1966年の大阪の西成地区のあいりん地区に設置された監視カメラというのが増設をされたことで裁判が起きて、その中で肖像権だとかプライバシーというのが非常に大きな問題になった。でも、このときには監視カメラなのです。今言っているのは防犯カメラです。そして、名寄市犯罪のない安全で安心な地域づくり条例の中では、安全で安心して生活し、滞在することができる地域社会を実現することを目的とする。これが名寄市の目的なのです。では、三島部長はこれを達成するために何が今名寄で必要だと認識されていますか。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 防犯カメラにつきましては、昨年の決算審査特別委員会の中でも御指摘をいただいております、具体的に設置場所を初め防犯カメラの機種なども研究をしてくるところでございます、何点か課題を集約することができました。課題の1つには設置場所の選定がございますが、いずれにしても地域あるいは市民のコンセンサスが非常に重要であるということ、2つ目としては想定した以上に多額の設置費用が必要でありまして、データサーバーの設置などを考えると機器の更新を含めて人的な配置もでございます。運用、管理、保守、点検などにランニングコストがただかかるということになってございます。3点目としましては、市民のプライバシー、肖像権の侵害などの権利を侵害するリスクが存在をするということでございます。これは、訴えあった場合にどのように受けとめるかという部分ということで、この肖像権なり権利侵害の部

分があるから防犯カメラを設置しないということではございません。以上、設置の場所の選定が難しいということもございます。多額の経費が見込まれるということもございます。さらには、今申し上げました権利を侵害するというリスクも存在をするということでもありますから、少し時間をかけながら慎重に対応したいと考えております。できれば安全安心地域づくり推進協議会の中で協議をいただければと考えているところですので、御理解のほどをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 防犯カメラのことについては議論を尽くしていませんので、またの機会にやりたいと思いますので、以上時間が来ましたので、終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各小中学校の児童生徒の安全確保について外1件を、野田三樹也議員。

○3番（野田三樹也議員） 議長より御指名いただきましたので、通告順に従い順次質問させていただきます。

初めに、大項目1の名寄市における各小中学校の児童生徒の安全確保について3点質問いたします。1点目に、各小中学校における安全確保の現状と問題についてです。今現代社会の中で児童生徒の負傷事案及び負傷事故が全国的にふえてきていますが、子供たちが安心して安全に遊べる、地域全体の切実な願いであり、各家庭、学校での指導、警察、地域の協力などで活動しています。そこで、本市での現状と今後の課題などがあればお聞かせください。

2点目に、インターネット社会における有害サイトから児童生徒を守るための取り組みについてです。パソコン、携帯電話、ゲーム機などが普及され、簡単にインターネットへつなぐことができ、ネット犯罪に巻き込まれる事案がふえてきていますが、子供たちをネット犯罪から守るための本市としての現状と対策をお聞かせください。

3点目に、児童の登下校時間の安全確保についてです。名寄市立小中学校適正配置計画に基づき、適正規模を維持できない学校について再編を進め、平成28年3月をもって閉校する豊西小学校は南小学校と西小学校へ、東風連小学校は風連中央小学校へ統合することが決まっていますが、統合することにより児童たちの通学路が変更になりますが、児童の中には横断歩道や信号機の関係で遠回りをして通学をしなければいけない児童もいますが、安全確保の観点から本市としての対策をお聞かせください。

次に、大項目2の冬期間の排雪業務について2点質問いたします。1点目に、排雪業務用ダンプトラック不足の解消についてです。毎年排雪業務ダンプトラック不足が予想され、排雪業務の進行ぐあいがおくれ、生活道路等が狭くなり、市民の生活に支障を来す原因が生じてきています。原因を解消するためには国道や道道の排雪業務と連携をとりながら進めていかなければ排雪用ダンプトラックを確保することができないと思いますが、本市の考えと対策についてお聞かせください。

2点目に、排雪時の歩行者用道路の確保についてです。市内の排雪業務で多くの歩行者用道路が確保されていますが、一部の地区では歩行者用道路が確保されていない場所もありますが、安全確保の観点から見ると市民が安全に使用できる歩行者用道路を確保しなければならないと思いますが、本市としての考えをお聞かせください。

以上をもちましてこの場での質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいま野田議員からは、大項目で2点にわたり御質問をいただきました。大項目1につきましては私のほうから、大項目2につきましては建設水道部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、各小中学校の児童生徒の安全確保について、小項目1、各小中学校における安全確保の現状と課題についてお答えいたします。学校は、子供たちの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであり、その基盤としての安全で安心な環境が整備される必要があります。しかしながら、近年学校に不審者が侵入し、教職員や児童生徒に危害を加えたり、通学中の児童が車の犠牲になるなど各地で重大な事件が起きております。事件や交通事故、自然災害など日常生活のあらゆる場面で起きる可能性があります。特に学校においてこれらの問題から児童を守る取り組みを進めていくためには、事件、事故の未然防止に努めることはもちろん、それらが発生した場合においても児童生徒の安全が確保できる体制を整備する必要があります。道教委においては、北海道教育推進計画の安全教育の充実、子供たちの安全、安心を確保する体制づくりの推進の中で、1つ目は警察等の関係機関、団体と連携し、体験的な交通安全教育を実施する、2つ目は防犯教室や防犯訓練、自然災害を想定した防災訓練を実施する、3つ目は通学路の安全マップの作成、PTAや地域住民のボランティアなどによる巡回パトロールの実施など安全教育の目標と定め、推進しております。本市においても道教委の安全教育の推進方策を受け、各学校においては危機管理マニュアルなどを作成し、事故や自然災害、不審者対策などについて適切かつ迅速に対応することが可能となるよう指示系統などを明確に定め、取り組んでおります。また、安全、安心な学校づくりを進めるためには保護者を含む地域社会の協力のもと地域ぐるみで学校安全の取り組みを推進することが重要であることから、引き続き関係機関や団

体、学校において組織されている安全安心会議の皆さんなどと連携しながら各種安全対策を進めていきたいと考えております。

次に、小項目2、インターネット社会における有害サイトから児童生徒を守るための取り組みについてですが、近年のスマートフォン等の急速な普及に伴い、高い利便性を得る一方、児童生徒が無料通話アプリやソーシャルネットワーキング、オンラインゲーム等の利用などを通してネット詐欺、不正請求や出会い系サイト等に起因した犯罪被害に遭うなど情報化の進展に伴うインターネット上の違法、有害情報サイトに係る問題が生じております。情報社会においては、一人一人が情報化の進展が生活に及ぼす影響を理解し、情報に関する問題に適切に対処し、積極的に情報社会に参加しようとする態度が大切であります。誰もが情報の送り手と受け手の両方の役割を持つようになるこれからの情報社会では、情報がネットワークを介して瞬時に世界中に伝達され、予想しない影響を与えてしまうことなど対面のコミュニケーションでは考えられないような誤解を生じる可能性も少なくありません。このようなことから、全ての児童生徒に発達段階に応じた情報モラルを身につけさせることが大切であります。

情報モラルは、情報社会で適正な活動を行うためのもとになる考えと態度で、学校の教育活動全体を通して指導するとともに、家庭、地域と連携を図って情報モラルを育む取り組みを推進することが重要であります。そのため教育委員会では、全ての児童生徒に情報モラルを身につけさせるため、各学校には授業における指導はもとより各関係機関等や家庭、地域と連携した指導を工夫するようお願いしております。具体的には、学校では児童生徒に情報モラルを身につけさせるため、教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動等において情報モラルを取り扱った指導を行っております。小学校では、総合的な学習の時間においてインターネットや携帯電話の使い方を指導したり、

学級活動の時間においてネットトラブル等の危険について指導しております。中学校では、技術・家庭科の技術分野において著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えさせる指導をしております。また、保護者の理解と協力を得るため、学校には道教委から配信される保護者向けリーフレットを活用した啓発を推進するようお願いをしているところであります。さらに、ネットトラブルの怖さやインターネット等の使用上のルール等を学ぶため、名寄警察署生活安全係や名寄市消費生活センター等と連携を図り、児童生徒や教職員、保護者、地域住民を対象とした情報モラルに係る講演会等を実施しております。教育委員会といたしましては、今後とも各学校において児童生徒が情報社会の特性やネットワークの理解を深め、正しい活用と的確な判断ができる力を身につけるため、情報教育の一層の充実を図りながら、日常生活における情報モラルを育成する取り組みを進めるようお願いしてまいります。

次に、小項目3、登下校時における安全確保についてですが、本年度をもって豊西小学校と東風連小学校が閉校となり、平成28年度からはそれぞれ名寄南、西小学校と風連中央小学校に、また南5区町内会については名寄西小学校から名寄南小学校に通学校が変更になります。通学校の変更に伴い、通学路や通学手段の変更が必要となってきますが、東風連小学校につきましては風連中央小学校から遠距離にあるため、風連日進小学校が閉校したときと同様にスクールバスなどにより対応していきたいと考えております。また、名寄市街地区においては、通学路の変更が必要となる学校においてPTAや安全安心会議の皆さんと新たな通学路の設定や横断歩道の必要箇所などについて検討していただいております。それを受けて現在教育委員会において横断歩道の設置箇所などについて関係機関と協議を進めている段階にありますが、協議の中で横断歩道を設置するに当たっては前後の歩道が確保されていること、一年を通し

での利用が見込まれることが必要であり、冬期間の除雪路線との関連で夏の期間しか通行が見込めない状況では設置が困難との情報も得ているところであります。このような状況から、通学路を設定するに当たっては冬期間の除雪路線や横断歩道の設置箇所により遠回りをしなければならない児童も出てきますが、通学上の安全対策を最優先にとの考え方から、横断歩道等の設置箇所の検討をしていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項目2の冬期間の排雪業務についてお答えいたします。

初めに、小項目1の排雪業務用ダンプトラック不足の解消について申し上げます。現在名寄市の排雪業務の委託請負業者が排雪運搬に使用できるダンプトラック保有台数は約90台となっております。なお、これらのダンプトラックは排雪業務以外の通常の土木工事などで市内を初め近隣の市町村で使用される車両も含まれています。

名寄市の排雪作業は、ロータリー車やグレーダー、そしてダンプトラック等が1セットで作業を行っており、幹線道路や生活道路の排雪作業が繁忙期となります1月中旬には最大で4セットの作業体制となります。この1セット当たりに必要なダンプ台数につきましては、排雪委託契約時の仕様書では最低11台以上を配備することとなっております。最盛期の4セット稼働時期におきましても約50台のダンプトラックがあれば作業が計画どおりに進捗させることができると考えております。平成24年には、近隣自治体の大型公共工事の施行により冬期間の排雪ダンプトラックが不足が生じたこともありました。排雪委託先請負業者が道東方面にダンプトラックの応援要請を行い、排雪作業台数の確保に努めてまいりました。また、冬期間においては国道や道道の排雪作業と

期間が重なってしましますが、それぞれの状況の協議を行い、作業工程に支障のないよう進捗していますので、御理解願います。今シーズンにつきましても今のところ排雪請負業者からはダンプトラックの必要台数が確保できないという連絡はありません。また、今シーズン中の大雪を見据えたダンプトラックの先行予約や確保については、予算上からも難しいと考えております。大雪による影響でダンプトラック不足の事態が想定される場合につきましても排雪委託業者と協議を行い、排雪業務に支障がないよう適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、小項目2の排雪時の歩行者用道路の確保についてお答えいたします。市道の排雪作業におきましては、路肩に堆積をしています雪山を排雪するカット排雪と歩道と車道に堆積をしている雪を全てかき出す全排雪の大きく2種類の排雪作業方法をとっています。カット排雪作業においては、歩道設置がなく、車道の幅員が狭いなど歩道部と排雪作業車両が近接している場所では歩行者のほうには迂回をしていただくか、迂回路がない場合には作業を一旦とめ、安全を確保してから通行していただくようにしています。また、全排雪作業においては、歩道除雪と車道除雪の両方の堆積によることから、主に幹線道路での排雪作業となります。この作業は、歩道の完全通行どめと車道上の規制をかけてから行うことから、交通誘導員の指示により反対側の歩道に渡っていただくか、作業区間を迂回していただくことになっております。いずれの場合におきましても、排雪作業については児童生徒の通学時間帯を避けるなど歩行者が少ない時間帯に作業を開始すること、また交通誘導員の配置によって通行者の安全を確保することを受託業者へ指導しております。

また、迂回時の歩行者の安全の確保に効果を発揮できるものとして、積み上げ除雪や交差点排雪を実施してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） それぞれ御答弁いただきました。ありがとうございます。それでは、再質問のほうに移らせていただきます。

まず初めに、インターネット社会における有害サイトから児童生徒を守るための取り組みについてですけれども、情報技術の発達により誰でも時間や場所を気にすることなく、人や情報とつながることができるようになりました。しかし、子供たちのメディアの不適切な使い方や長時間の接触等によって、ネット依存や生活習慣の乱れから心身の健康を崩したりすることが新たな問題となっております。そこで、本市の子供たちの携帯電話等の所持率やインターネットの利用時間等の現状についてお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいま本市の児童生徒の携帯電話等の所持率やインターネットの利用時間等の現状についてという御質問がありました。議員が御指摘のように、24時間どこでもインターネットにつながるスマートフォン等が普及したことにより、児童生徒が不適切な使い方を行ったり、長時間メディアに接触することによってネット依存や生活習慣の乱れ等が生じている問題が指摘されているところであります。本市においては、本年度名寄市小中学校生徒指導連絡協議会が市内の全ての小学校5、6年生と全中学生対象に実施した携帯電話、ネットに関するアンケート調査結果では、携帯電話等の所持率は小学校5、6年生が88.7%、中学生が87.3%、1日に携帯電話やインターネットを3時間以上利用していると回答した小学5、6年生が11.6%、中学生が27.6%であるなど、インターネットを利用するために勉強時間や睡眠時間、家庭と話す時間等が削られていることから、児童生徒の発達段階に応じてメディアを使用する時間や場所、メディアを使用する時間帯、個人情報等の法律に関することなどについて家族で話し合い、約束事を決める

ことが重要であるというふうを考えているところ
であります。このため教育委員会といたしまして
は、各学校において児童生徒のネット利用を含め
た望ましい生活習慣の定着を図るため、自校の携
帯電話アンケート調査の結果や名寄市教育改善プ
ロジェクト委員会が改定した家庭で取り組む7つ
のポイント等を活用した取り組みが一層充実する
よう支援をしてみたいというふうを考えていま
す。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） やはり子供たちを守
るためにも子供を持つ親たちに対しても状況を理
解してもらい必要性が今後強く求められてくる
のかなと思うのですけれども、ふだん皆さんが使
用しているスマートフォンだとか、先ほど話にも
出ていた無料アプリの今日常で使われているライ
ンですか、ラインに関する子供の指導、そして子
供、家庭を対象とした有害サイトというのでしょ
うか、無料ラインだとかも時間を長く使い過ぎた
ら、先ほど出てきた話のとおりラインも有害サ
イトにつながってくるのではないのかなという考
えも持つ親等も出てくると思うのですけれども、
そういった有害サイトから守るための講座等です
とか、本市として実施していることがあればぜひ
お知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 御質問ありました児
童生徒のラインに関する指導なり、それに関する
講座等の実施ということでお答えをさせていただきます。

議員からありましたように、教員や保護者が気
づくのがおくれ、児童生徒がラインを介してトラ
ブルに巻き込まれる事案が全国各地で起きている
ことから、全ての児童生徒に発達段階に応じた情
報モラルを身につけさせる指導の徹底を図る必要
があるというふうを考えております。先ほどの答
弁でもお答えしましたが、学校では児童生徒に情

報モラルを身につけさせるため、道徳や総合的な
学習の時間等において情報モラルを取り扱った指
導を行ったり、例えば小学校では総合的な学習の
時間において対面のコミュニケーションとライン
等を介したコミュニケーションでは伝わる内容に
違いがあることに気づかせる指導をしているところ
であります。中学校では、道徳の時間において
電子メールなどを使う際には、相手の状況や気持
ちを考慮することや伝える内容に十分配慮した上
でやりとりをすることの大切さについて考えさせる
指導等も行っているところでもあります。教育委員
会といたしましては、今後とも各学校において全
ての児童生徒が携帯電話等の情報手段を適切に使
うための判断力や態度を身につけさせるために、
児童生徒の実態を踏まえ、学校と家庭、地域が一
体となって情報モラル教育の一層の充実を図るよ
うお願いをしてみたいと考えています。

さらに、学校では名寄市家庭教育支援講座や各
学校で実施している携帯安全教室等に保護者や地
域住民の方々にも積極的な参加を促すよう取り
組みを進めていきたいと考えているところであり
ます。

なお、今申し上げました名寄市家庭教育支援講
座でありますけれども、年明けの1月16日に開
催を予定しています北海道の子どもたちの学力に
ついて考える会、名寄ということで、講演では基
礎学力の育成と望ましい学習習慣、生活習慣の定
着についてをテーマに、この中でスマートフォン
やインターネット、ゲームなどの利用についても
触れながら、生活環境についての学習も深めるよ
うになっています。また、ワークショップでは、
児童生徒の現状、学校で取り組む7つのポイント
の成果と課題について意見交換をするような形に
なっています。これにつきましても多くの保護者、
地域の方も参加していただくよう呼びかけていき
たいと思いますし、議員の皆さんの御参加をお願
いいたします。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。今後も子供たちを有害サイトから守るためにも学校、家庭、そして本市とも連携をとりながら、今の取り組みをより一層強化し、継続していくことをお願いしたいと思います。

そして次に、児童の登下校時間の安全確保についてです。まず、東風連についてはスクールバスで対応するという事なのですけれども、特にバスの乗りおり時の安全対策などについてもこれまで同様対応のほどよろしくお願いしたいと思います。そしてまた、名寄市市街地については学校、PTA、安心会議の皆さんからの要望について関係機関との協議を進めているということなので、要望に沿うよう横断歩道の設置などの整備をよろしくお願いします。

そして、子供たちが安全に安心して通学するためには、横断歩道等の整備を行うとともに、交通安全の指導体制や見守りなども必要であります。そうした点では、学校とPTAや地域との連携が必要となりますが、関係者による交通安全指導体制がありましたらぜひお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今ありました安全指導体制の充実ということでもありますけれども、例年4月には新1年生が入学するということがありまして、各学校ではPTAの役員や安全安心会議、地域住民の皆さんに協力をいただきながら、街頭で交通安全指導を実施していただいているところであります。日ごろより皆さんの御協力に感謝しているところでありますけれども、来年度におきましては新入学生の児童ばかりではなく、通学路が変更ということもありますので、対象となる学校ともどのような対応が可能か協議しながら、PTAや地域、安全安心会議の皆さんと連携しながら、子供の安全対策を第一に考えてしっかりした対応をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。子供たちは名寄市の宝でもあり、これからも子供たちの成長を見届けていき、我々が守っていくためにも今後もより一層安全対策を強化していくことをお願いしたいと思います。

次に、排雪業務用ダンプトラック不足の解消についてですが、2日前も建設新聞のほうに載っていたのですけれども、今北海道内で運転手不足についても問題視されているということなのですけれども、運転手が不足しているということは当然物のダンプトラックなど、そういった機械があいいても人がいないということで、非常に困っているということで問題視されていますが、本市としてどのような考えを持っているのか、ぜひお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今議員のほうからお話ありましたが、ダンプトラックを初め東北のほうに相当運転手の方、オペレーターの方が行っているというふうにお聞きをしております。ダンプだけではなくて除排雪にかかわる必要な車両いろいろありますけれども、機械全般にわたってのオペレーターの高齢化あるいは人材不足についても私ども認識をしているところであります。この背景には、この間この地域における建設業総体が縮小傾向にあったということで、建設事業においてやはり将来的に安定的な事業量の確保、これがなかなか見通せないという、その中で雇用する従業員数をどういうふうに考えるかということで相当影響があったというふうに考えているところでありますし、また昨今若年層において建設現場への就職をなかなか希望されない。建設業離れということも言われております。とりわけ除排雪作業においては、その日の天候といいますか、雪、降雪によって勤務があるない、そういった大変変則的な勤務体制もあるというふうに思いますし、また早朝から、これは屋外寒い中で深夜の業務と

というようなこともありますし、早朝の除雪にあわせてさらに排雪業務が入ってくるということになりますと、相当勤務条件も厳しい労働環境にあるのだなというふうに思っています。このような状況も人材確保に影響を与えているのかなと。さらには、このことがダンプトラックのオペレーターはもちろんですが、除排雪にかかわる重機関係のオペレーターの皆さんの高齢化にもつながっているというふうに考えています。私もこういう状況にありますけれども、これまで除排雪に関しては、やはりこの地域にとって冬の期間市民生活に欠かすことができない大切な施策だというふうに認識をしてございまして、具体的にはこの間ダンプのことも先ほどありましたけれども、ダンプの台数あるいはオペレーターの関係も含めて、こういったことを少しでも解決できないかということで、市内の近郊に雪の堆積場を確保していこうと。東西南北確保しながら、ダンプの搬送ルート の時間短縮を図ると、こういったことでダンプの効率を上げるというような取り組みもさせていただいてきたところです。今後も先ほど御質問ありましたけれども、ダンプトラックの確保、さらには重機を操作するオペレーターの皆さんの確保、育成を含めて名寄、風連それぞれの排雪業務委託先請負業者と連携をとりながら、実態などもお伺いをしながら、協力体制しっかりととりながら、除排雪業務が確実に実施をされるよう努めてまいりたいというふうに思っていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。

次に、最後になりますが、排雪時の歩行者用道路の確保についてですが、例えばなのですけれども、今の南小学校前の南12丁目通ですか、今は北側の歩道は排雪されてしっかりと確保されているのですけれども、それ以外に今度南側の歩道が今現在ところどころあいているのですけれども、

特に南小学校付近の歩道あたりが確保されていないという状況なのですけれども、先ほども話したのですけれども、来年4月から新校舎使用になってくると思うのですけれども、それと同時に児童たちの通学に伴い、南側の歩道も確保する必要が生じてくるのではないのかなと考えております。このことについて本市としてどのような考えを持っているのかお聞かせいただきたいのとそのほかにも神社下の東3条通ですか、あそこも東側の歩道がしっかりと確保されて、西側のほうが確保されていないということで、近隣の市民からはぜひとも西側の歩道も確保していただきたいと。見ていると、やっぱり子供たちとか高齢者の方々とか西側のほうから出てくると非常に危ないという声も聞きますが、その点についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 名寄市の除排雪業務におきましては、現在歩道設置をされています場所について、実は全ての場所を除雪をしているという状況にはありません。歩道が設置をされています通学路につきましては、最低限片側の歩道除雪を行って児童生徒の通学路の安全、安心を確保することに努めているところです。歩道除雪を行う場合には、車道を除雪をした雪と歩道を除雪をした雪が車道と歩道の間スペースに、これを堆積場所として使用するということから、どうしても歩道が設置をされていない道路よりも路肩の雪山が幅広く、少し高く堆積をされるような状況になるかというふうに思います。このような状況を発生させないように、歩道除雪を行わないで歩道空間を車道の除雪のときのスペースとして使っているという状況にあります。しかし、歩道を設置している通学路につきましては、子供たちの安全の確保のために片側の路線については歩道除雪を行っております。両側に歩道が設置をされている路線については、片側は歩道空間を確保し、もう片方については先ほど言いましたように

堆積のスペースとして利用を行って車道の幅員を確保しているという状況になっています。また、歩道設置区間の全てを除雪をした場合については、歩道と車道と両方を排雪をするということになりますので、費用が倍増、増加をするということになりますし、また冬期間は屋根からの雪、落雪なども歩道に落ちるということも可能性もあることから、歩道の沿線の住宅の状況などを確認をしながら、歩行者の皆さんの安全確保の面からも歩道除雪を行わない箇所もございます。

なお、学校区域の再編による通学路の変更に伴う歩道除雪につきましては、教育部と協議の上、適切に対応してまいりたいというふうに考えているところです。いずれにいたしましても、市道除排雪を初め、歩道除雪もそうなのですけれども、夏場と同じような歩道空間を確保するという事は非常に難しいというふうに考えておりますけれども、国、北海道はもちろんですけれども、除排雪委託先の業者ともしっかり連携をとりながら、冬期間の道路網の安全、安心の確保に努めてまいりたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。歩道の確保についても家の並びの関係で落雪の関係もあるということで、それはどの歩道についてもその可能性があるのではないのかなと。そういうことについては私も重々承知しているのですけれども、もし将来的にもそういった歩道確保をする余地があるのであれば、今後も市民が安全に安心して生活ができるように冬期間の歩行者用道路をぜひ確保していただけるようお願いしまして、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で野田三樹也議員の質問を終わります。

安心、安全な子供、子育てについて外2件を、高野美枝子議員。

○7番（高野美枝子議員） 議長より指名をいた

だきましたので、通告に従いまして、大項目3点について質問いたします。

大項目1、安心、安全な子供、子育てについて。大きな期待の中、名寄市地域子育て支援センターひまわりらんどが10月27日オープンいたしました。利用した方の声や運営の状況などについて質問いたします。

また、当施設は南広場で各種イベントが開催されてきていますし、町内会館としても機能している経過がございます。このことを生かし、地域が一体となり、ひまわりらんどの子育て支援を進めることが重要と考えますが、このことについて質問いたします。

次に、大項目2、教育行政について質問いたします。先月、11月に名古屋市で市立中学1年の男子生徒がいじめを受けたと遺書に書いて自殺したとの報道がありました。当初誰もがいじめがあったことが認識されない、亡くなる前に携帯に電話がかかってきた父親でさえも気がつかない、そのような報道でございました。最近のいじめの本市における実態について、そして気がつかないところで痛ましい事故が起きる、この現実はどう対応していくのがよりベターで、ベストをどう目指していくのか質問いたします。

次に、新聞やテレビでも毎日のように取り上げられています子供の貧困対策について質問いたします。今や6人に1人、特にひとり親世帯の子供の貧困率は54.6%と2人に1人を超えています。貧困の連鎖として社会問題にもなっています。本市においての実態と状況、支援についてお伺いいたします。

次に、平成16年に地方教育行政法が改正され、いじめや暴力、学校の統廃合など子供たちの教育環境を取り巻く問題を地域の力をかりて解決することを目的に始まったコミュニティスクールが平成27年4月には2,389校になり、学校のあり方を変えてきただけでなく、それぞれの地域を活性化していくことにつながっています。この

ことについて、本市の対応について質問いたします。

次に大項目3、名寄市立病院の現状と課題について質問いたします。道北の拠点病院として市民はもとより紋別、稚内など各地からたくさんの方が訪れる当病院が質を向上させることを目的に、病院機能の第三者評価を行う組織として厚生省の認可により創設された財団法人日本医療機能評価機構病院機能評価についてどのような評価がされているのか質問いたします。

また、8月26日から設置されました入院支援センターの状況についてお伺いいたします。

次に、看護師を初め医療従事者等職員にも優しい病院の取り組みについて質問いたします。

次に、厚生労働省から地域医療構想ガイドライン、総務省からは新公立病院改革ガイドラインが策定され、本市では病院事業改革プラン策定検討会議が経営形態の見直しを検討していますが、市民の皆様にはよくわからない、名寄市立病院はこれからどうなっていくのかと心配されています。新改革プランについて経営の効率化、地域の再編、ネットワーク化、経営形態の見直し、病院の役割分担についての現状と課題について質問いたします。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） ただいま高野議員からは、大項目で3点御質問いただきました。大項目1並びに大項目2の小項目2を私から、大項目2の小項目1と3は教育部長から、大項目3は病院事務部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、大項目の1、安心、安全な子供、子育てについて、小項目の1、ひまわりらんの運営状況等について申し上げます。ひまわりらんの運営状況につきましては、本年10月27日にオープンし、大変多くの御利用をいただいております。

本市子育て支援の充実がさらに図られたと感じているところでございます。オープン当初は混雑する時間帯も多うございましたが、現在では利用者が御自身の適した時間帯を選んで御利用なされるなど、混乱もなく安定した運営が行えております。利用者数では、昨年11月との比較で1日平均64人から113人へと大幅増加しており、集団遊びや講習なども月4回程度開催し、奇数月では2日間日程で身体測定も実施しており、お子さんの成長を感じていただける機会の提供に努めているところでございます。

また、本年11月25日の講習では、母乳と子育てをテーマに市内の開業助産師を講師としてお招きし、お母さん方の子育てに対する不安軽減が図られたところです。また、情報発信としての場の期待もされていることから、施設利用者に対して支障のない内容は掲示を可能とする掲示板を設置し、早速利用をいただいているところでございます。

施設利用者は、ゼロ歳から就学前の子供と保護者に御利用いただいておりますが、室内での車遊びは接触等のけがにつながるため、用意をしておりますませんでした。しかし、保護者から体を思いきり動かす場所が欲しいとの声が多く寄せられたため、本年12月10日と24日に市民文化センターを利用し、午前10時から午前11時半までの間車遊びなどの場を試行的に提供することとなりました。今後は、ひまわりらんどは通常どおり開館しつつ、市民文化センターの調整が整えば曜日を定めて開催していくこととしております。これから冬の運営になりますが、出入り口となりますスロープや階段には砂をまくなどの処理を行い、より安全に御利用いただけるよう対応してまいります。

続きまして、小項目の2、地域が一体となって進める子育て支援について申し上げます。ひまわりらんどにつきましては、施設オープンから1カ月余り過ぎ、ようやく運営のリズムを把握できる

ようになりましたが、この間職員として配置しております子育て支援専門員、子育てコンシェルジュでございますが、コンシェルジュの勤務実態を利用実態に応じまして若干変更するなど利用者にとって安心、安全な環境、サービスを提供するために研究をしているところでもあります。今後地域とのつながり、多世代とのつながり、サークルとのつながりを検討していかなければならないと考えておりますが、本年新たに子育てサークルが立ち上げられ、現在情報交換を行わせていただいております。活動支援も行っていきたいと考えているところでございます。

次に、大項目の2、教育行政について、小項目の2、子供の貧困対策について申し上げます。我が国における子供の貧困率は、国民生活基礎調査によりますと平成24年には過去最悪の16.3%となっており、子供の6人に1人が平均的な所得の半分以下の世帯で暮らしていることが示されております。国におきましては、子どもの貧困対策の推進に関する法律、いわゆる子供貧困対策法が成立し、平成26年1月17日に施行されたところでございます。本法律は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的としており、国、地方公共団体、国民の責務などについて規定しており、政府に対して子供の貧困対策を総合的に推進するため、子供の貧困対策に関する基本的な方針、教育の支援に関する事項、生活の支援に関する事項など7項目にわたる大綱を定めることを義務づけるとともに、都道府県には子供の貧困対策について計画を定めるように努めるものと規定しているところでございます。また、内閣府に係る閣僚で構成します子どもの貧困対策会議を設置することが定められております。

北海道では、法に基づき平成27年度から31年度までを期間とする北海道子どもの貧困対策推

進計画の策定を行っているところであり、素案の重点施策では国の大綱に基づき教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済支援を中心に取り組むこととなっております。本市の実態と状況では、生活が困難な世帯の相談は民生委員児童委員の方々を通じての相談や本年4月からは生活困窮者自立支援事業による生活相談支援センターを社会福祉協議会に設置し、相談受け付けを行っているほか、こども未来課の窓口では児童手当や児童扶養手当受給者の全員に対して現況届を受け付けていることから、困り事がある場合の相談の機会となっているところでございます。

また、具体的な取り組みとしまして、本年9月1日から施行した名寄市ひとり親支援に関する寡婦（寡夫）控除のみなし適用の運用を定める要綱を整備し、保育料など4事業に関する支援の拡大を行ったとともに、保育料を本市の独自階層で設定し、低所得者の方に対する支援や母子、父子福祉資金貸付金の相談窓口を設置し、支援を行うこととともに母子家庭等高等職業訓練促進事業を実施し、平成26年度には4人の方が看護師を目指し養成機関に通学され、1人の方が無事卒業され、資格を手に入れられているところでございます。

本市では、母子・父子自立支援員を設置しておりますので、離婚等によりひとり親となった場合、ひとり親医療制度や児童扶養手当受給の手続きを行っていただきますが、手続の際には相談員との面談を行い、各種福祉制度の説明や相談員に対して困り事をいつでも相談できることを伝えております。

また、義務教育では就学援助制度があり、学用品や学校給食費など多岐にわたる項目で援助を行っております。平成26年度実績では、小学校では224人、中学校では111人、支援総額は2,952万5,000円の実績となっており、保護者の世帯構成変更に伴う年度途中の対応についても学校で個別に情報の提供を行い、制度について周知に努めているところでございます。本市といた

に係る相談に対して学校や関係機関と連携を図りながら適切な支援を行っているところであります。さらに、ハートダイヤルを通して教育専門相談員が児童生徒や保護者等からの悩みについて個人情報管理に十分配慮しながら、電話や面談による相談やカウンセリングを行っております。今後とも教育委員会といたしましては、学校や関係機関等との一層の連携を図りながら、いじめの根絶に向け名寄市いじめ防止基本方針に基づくさまざまな取り組みを確実に実行するとともに、不断の点検強化により改善を加えながら、いじめの未然防止、早期発見、早期解消に努めてまいります。

次に、小項目3、コミュニティースクールの導入についてですが、学校が子供たちに生きる力を育むためには、家庭、地域社会との連携を深め、子供たちの生活の充実と活性化を図ることが大切であります。その際、学校、家庭、地域社会がそれぞれの本来の教育機能を発揮し、全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要と考えております。しかし、少子高齢化や核家族化など子供たちを取り巻く環境の変化の中で、本来であれば保護者や地域住民を含む社会全体で取り組むべきことについても学校に期待されております。したがって、学校だけで子供たちの抱える多様な問題に対処するのは難しくなっております。子供たちが抱える課題を地域ぐるみで解決し、質の高いよりよい教育を提供していくためには、学校、家庭、地域社会がそれぞれの立場から子供たちの将来のためという共通の目的のために協力し合うことが大切であります。

こうした状況の中、文部科学省では、平成27年3月、政府の教育再生実行会議が全ての公立小中学校に地域住民らが学校運営に参加するコミュニティースクール制度の導入を求める提言を受け、学校、家庭、地域社会の連携に関する制度の一つとしてコミュニティースクールを積極的に導入しようと平成29年度までに全国公立小中学校の1割、約3,000校に拡大する目標を掲げておりま

す。コミュニティースクールとは、学校運営や教育活動に家庭、地域の意向をより一層的確に反映させるため、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持ち、当事者として学校運営にかかわる制度であります。現在全国各地で家庭や地域における子供の社会性を育てる機能が弱まっていることや小規模校では十分な集団を確保できない地域も多くなっていることから、コミュニティースクールや小中一貫教育を導入し、より多くの多様な教師が子供たちにかかわる体制を確保したり、地域の教育力を積極的に学校に取り入れることにより、地域コミュニティの核としての学校を実現する動きが出てきております。

本道におけるコミュニティースクールについては、例えば三笠市では小規模校の統合により従来の地域に密着した学校運営を行うことが困難になってきたことや中1ギャップを解消し、安心して通うことができる学校をつくる必要があったため、平成24年度から小中一貫制度とコミュニティースクールを同時に取り入れ、小中一貫コミュニティースクールを導入しているところであります。平成27年度4月段階の指定状況では、公立小中学校が35校となっており、本年度は38校が国の促進事業を活用して導入に向けた体制づくりを進めております。本市におきましても、例えば学校や地域が一体となって智恵文小学校、智恵文中学校において小中一貫教育の取り組みをモデル的にスタートさせたところであります。また、名寄東小学校においては、平成2年に名寄東小学校コミュニティセンターが設置され、コミュニティースクールへの素地となるよう取り組みが行われています。今後教育委員会といたしましては、現在文部科学省がコミュニティースクールの導入を積極的に推進している状況を踏まえ、地域の特色や小規模校の特性を生かした取り組みなど、全国のコミュニティースクールの取り組みについて情報の収集に当たるとともに、智恵文地区における学校と地域が一体となった小中一貫教育の取り組み

や名寄東小学校コミュニティセンターの取り組み等の成果を踏まえ、学校と地域社会が一体となった望ましい学校教育のあり方について調査研究を進めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 私からは、大項目3、市立総合病院の現状と課題について申し上げます。

初めに、小項目1、病院機能評価についてお答えします。医療の質改善に向けて第三者の立場から評価する病院機能評価は、公益財団法人日本医療機能評価機構が平成9年から実施されているもので、一定の水準を満たしていると認められた病院が認定病院となり、現在全国の約3割の病院が登録をされています。当院におきましては、平成11年の久保田元院長時代に受審し、道内の公立病院では初の認定病院となりました。以後継続的な医療の質改善を図るため、これまで平成16年、平成22年、平成27年と5年ごとの認定期間を更新し、現在4回目の認定を受けているところでございます。

昨年受けた審査は、新たな運用が開始されました第3世代の意味でありますサードGバージョン1.0の評価項目となり、診療、看護領域の体制や質改善、多職種の関与等のプロセスを重視する審査でありました。職員一丸となって業務の見直しや改善に取り組んできた成果もあり、最終的にはS評価の秀でているが1項目、0.9%、A項目の適切に行われているが78項目、68.4%、B評価の一定の水準に達しているが33項目、28.9%となって、今回の認定に至ったものであります。機構から報告書が公表されていますので、詳細の内容については御確認をいただきたいと思いますが、特に救急部門では断らない救急医療を24時間365日体制で行ってきた成果が最高のS評価をいただいたところであり、認定後においても8月には救命救急センターの取得、12月にはド

クターカーの運用を開始するなど道北第3次医療圏域の地方センター病院としての役割を果たすべく、今後も救急医療体制の充実に努めてまいります。

一方で、今回の受審において最終的に改善要望事項に該当する項目はありませんでした。全体的にこれまでの改善努力に対しての高評価を得ましたが、なお一層の努力目標が示されたところです。主なものとしましては、病院の役割や機能を考慮すると放射線科医、病理医の確保が望まれるとされたほか、細部では患者対応や医療の質や安全といった点が挙げられています。放射線科や病理の専門医確保にはこれまでも努力をしておりますが、全国的に医師数が少ない領域であり、実現には至っておりません。また、今後の取り組みとしまして、認定期間の中間年、平成29年になりますが、課題点の改善状況を書面で報告することが義務づけられていますので、今回B評価を受けた項目のさらなる改善に向け院内各組織で検討し、できるところから取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小項目2、入院支援センターについて申し上げます。新館に移転しました地域連携室の跡に8月26日から開設をいたしました入院支援センターは、祝祭日を除く月曜から金曜までの午前8時30分から午後4時までの時間帯でパート職員の看護師とクラーク各2名の4名体制で業務を行っています。従来患者さんや御家族への入院説明や御自身の状況などの聞き取りにつきましては、各外来や病棟にてそれぞれ行っておりましたが、同じような内容を重複して説明しなくてはならず、少なからず負担を感じられたものと思われまます。センター方式では、説明や聞き取りを一元化することにより、このような負担の軽減を図るとともに、個別の相談ブースを設置したことにより周囲に気遣うことなく対話ができるようになりました。また、入院説明や入院時のプロフィール入力作業などセンターで一括して行うことにより、

各部署の看護業務が軽減でき、事前に生活や身体
の状況、薬の処方情報なども収集することにより、
早い段階から入院中の対応や退院後の支援に向け
て関係各部署の情報提供も行えるようになりました。
開設時は、循環器内科、泌尿器科、消化器内
科、呼吸器内科、糖尿病・代謝内科の5科から開
始をいたしました。10月に整形外科、11月に
産婦人科を追加しております。設置から3カ月
を経過した11月30日現在では延べ444件の
取り扱い実績となっております。内訳としまして
は、循環器内科や消化器内科が多くを占めており
ます。1日当たりでは多い日で15件程度、平均
で1日4.6件の利用となっております。また、看
護師が時間内に常駐しておりますことから、総合
案内としての機能も持たせておまして、診療科
相談、入院先のお知らせなど来院者への相談も行
っており、3カ月で279件の対応を行っております。
あわせて従前に総合案内の対応をしており
ました地域連携室では、本来の退院調整や支援業
務に集中できるようになり、看護業務以外でもよ
り患者さんへのサポートが充実してきております。
今後につきましては、12月に外科、皮膚科を開
始して、残る科についても年度内で全科対応でき
るよう進めていく考えであります。全科対応後
には、外来及び病棟看護師の業務量変化や患者満
足度の調査を行い、入院支援センターの業務改善
に努めていきたいと考えております。

次に、小項目3、職員にも優しい病院の取り組
みについて、看護職員の研修の点からお答えいた
します。市立病院においても病院の基本理念と看
護部の理念に基づき、その時代の地域の要請に応
えることができるよう知識や技術はもとより、深
い人間愛に基づいた看護観を育てるということを
教育理念としまして、6項目の教育目標を掲げて
教育担当2名体制で看護職員の育成に当たって
おります。院内研修としては、基本的な看護技術
を習得する新人技術研修、基礎、経年別、目的別
研修に分けて行う教育研修、緩和ケア、褥瘡、感染

管理などの専門分野の知識、技術を1年間かけて
身につけるスキルアップコースなどを実施して
おります。また、院外研修としては道内外において
看護協会などが実施している各種研修会への参加
や学会での研究発表などを行っております。さら
に、特定の看護分野において熟練した看護技術と
知識を有し、水準の高い看護の実践ができる認定
看護師資格の取得のため、学費など必要な経費の
一部を支援することで、専門的知識を有する看護
職員の育成を行っております。少子高齢化が進展
する中、患者個々の社会背景が多様化するととも
に、看護職員に求められる役割も常に変化して
きております。これらの期待に応え、質の高い看護
を継続的に提供していくためには、専門性の高い
看護技術や知識を持ち、時代の流れに柔軟に対応
できる看護職員が求められております。今後も看
護職員が専門職として組織及び個々の立場で能力
の開発、維持、向上が図れるよう、そして患者に
安全で安心な医療と看護を提供できる人づくりが
行えるよう研修、教育体制の充実と支援体制の確
保に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小項目4、新改革プランについてお答え
いたします。市立病院では、現在国が示したガイ
ドラインに基づき新名寄市病院事業改革プランの
策定作業を進めております。今回の新改革プラン
では、これまでのガイドラインにあった経営の効
率化、再編、ネットワーク化、経営形態の見直し
の3つの視点のほかに地域医療構想を踏まえた役
割の明確化を加えた4つの視点に立った改革が求
められております。

一方、地域医療構想では、公立病院、民間病院
を含めた各地域の医療提供体制の将来の目指すべ
き姿を示し、これを実現するため各医療機関にお
いて病院機能の分化及び連携を推進していくこと
が必要とされているところであり、今後も少子高
齢化の進展が見込まれる中、患者の視点に立っ
てどの地域の患者もその状態に即した適切な医療
を適切な場所で受けられることを目指すものであり

ます。そのためには、医療機関の病床を医療ニーズの内容に応じて機能分化しながら、切れ目のない医療、介護を提供することにより限られた医療資源を効率的に活用することが重要となってくるため、これまでの病院完結型医療から地域全体で治し、支える地域完結型医療への転換が求められているところであります。具体的な協議は地域医療構想調整会議においてされることとなりますが、2025年の医療事業に基づき、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとに病床必要量が設定され、上川北部圏域として目指すべき姿を共有しながら、広域的な視点で各医療機関の機能分化、連携等について議論を行い、在宅まで含めた地域包括ケアシステムの構築や将来のあるべき姿に向けた自主的な取り組みを進めていくこととなります。

このような状況を踏まえて、新改革プランでは地域医療構想の検討及びこれに基づく取り組みと整合性を図りながら、この地域において必要な医療提供体制の確保のために市立病院並びに東病院が果たしていく役割などについて明確にしていくこととしています。市立病院としては、医療機能の面では今後も高度急性期医療体制のより一層の充実を図っていきたいと考えておりますし、広域連携の面では圏域内のプライマリーケアを担う診療所や開業医と慢性期医療を担う病院等と役割を分担し、医師派遣事業や道北北部連携ネットワークシステムを活用しながら、地域住民が安心して生活できる医療提供体制の構築を目指してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） それぞれ答弁をいただきましたので、順次再質問させていただきます。

まず、安心、安全な子供、子育てについてでございますが、ひまわりらんどにつきましては12月の名寄市広報でも大きく取り上げられたところでございますが、周知方法とその効果について質

問いたします。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） ひまわりらんどへの周知方法についての御質問だったかと思えます。ひまわりらんどにつきましては、名称が決定し、告示をオープン前から周知用のポケットティッシュを作成いたしまして、それを配布するほか、広報への掲載、または市のフェイスブックでの情報発信、ホームページへの掲載、また関係の新聞社等の御協力により記事として取り上げていただいているところでございます。当市で初めて設置した子育て支援専用施設ということで、市民にさらなる御理解をいただくため、再度周知徹底を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） ほとんどの方は知っているのかとも思いますが、知らない方もいらっしゃると思います。この周知方法はどのようなことなのでしょうかと質問も受けているところでございます。また、公園では本当に非常に不安を抱えながら子育てをしている方が孤立しているような状況の中で、相談をすることによって、いらしたときの顔色と相談を受けて解決したときぱっと明るくなる、その行動を見たときに、一人でも多くの悩んでいるお母さんに対して支援していただきたい。そして、周知について徹底して、何とか皆さんにわかるような周知の方法をこれからも要望していきます。

利用されている方からは、狭いという御意見もいただいております。12月10日に市民文化センターで車遊びをなさったということなのですが、そのときの状況はどういう状況だったのかお聞きしたいのと、また土日もあけてくださいということとか、昼食もそこでとりたいとか、雪質日本一フェスティバルの開会についての御希望もいただいているところなのですけれども、そ

のことについてどのように考えているか、また各種団体との連携について、新しく集まりがというのは、お母さんたちの独自の集まりもつくられているような状況もございますので、このことについて御質問いたします。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 先ほどの車遊びの件につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、この後の12月24日にも同じような機会を設けようと思っております。その状況を見まして、今後の体制については検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、土日の開館だとか、お昼今閉めさせていただいておりますが、お昼も開館していただきたいという内容につきましては、今年度中に今御利用いただいております皆様からアンケートをとらせていただきまして、一定利用者の方々のニーズ把握に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、そのニーズ把握の中からまた検討も図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、各種団体との連携ということで、先ほど最初の答弁の中にも申し上げさせていただきましたが、御利用いただいている方やそうではない当事者のお母さん方の新たなサークルができ上がったということで、私どもも連携を持たせていただいているところでございます。また、議員からも以前御質問いただいておりますが、高齢者の方の交流の機会だとかにつきましては、現場とともに検討を進めさせていただいているところでございまして、参加いただく方に長く続けていただけるようなルールを研究させていただきたいというふうに思っておりますし、その実施に向けて準備をさせていただきたいというふうに思っております。先ほどの子育てのお母さん方のサークルにつきましては、現在1団体でき上がったという

ことで連携を実施させていただいておりますので、今後新たな団体がもし出てきた場合につきましては同様に連携をして、支援をしてまいりたいと考えております。

また、今ひまわりらんどにつきましては、コンシェルジュも置かせていただいておりますが、コンシェルジュ以外にもお母さん方同士で相談に乗ったり、乗られたりという、そういうピュアな関係も非常にひまわりらんどとしての効果として見えるというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 非常にいい状況で、今のところ、狭いとかありましたけれども、進んでおりますので、引き続き対応について強く求めて、次の教育行政についてお伺ひいたします。

先ほど不登校の方が7名ということで、いじめとの関係はないということだったのですけれども、やはり不登校といじめということは常に相反するとか、問題とされている状況でございます。このことについてないと言われても本人にとっては違うかもしれないし、本当のことを言っていないかもしれないし、そういうことをどのように考えておられるか質問いたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 先ほど7名というのは不登校ではなくて、いじめ調査結果で7名のいじめというふうに受けた子供たちがいるということで報告があったということで、それは再確認したらゼロ件ということでお願いをいたします。

いじめと不登校の関係ということというふうに思いますけれども、いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす深刻な問題だというふうに考えているところであります。平成26年度の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に係る調査の速報値によりますと、北海道の公立小中学校において児童生徒の不登校のきっかけと考えられる状況

のうち、いじめが原因で不登校になった状況も少なからず報告があるというふうに聞いているところでもあります。現在のところ本市においても学校からいじめが原因で不登校になったという報告は受けておりませんが、このような事案が発生した場合、教育委員会といたしましてはいじめを受けた児童生徒を絶対に守り抜く、そういった認識のもと、名寄市いじめ防止基本方針を踏まえた措置を講じているところでもあります。教育委員会では、いじめを受けた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境を確保するために、当該学校に対する必要な支援や指示を行っていきたいというふうに考えています。また、学校や教育相談センター、北海道教育委員会など連携を図りながら、学級担任や教育専門相談員等による家庭訪問やスクールカウンセラーの派遣要請など当該児童生徒の心のケアに必要な支援を行っていくとしていますし、さらにはそのほかに児童生徒のいじめの心身の状態等に応じて関係機関と連携をとりながら、具体的な対策を講じてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 一生懸命取り組んでいらっしゃるということはわかりますけれども、名古屋の例のように本当に痛ましい事故が起こっておりますので、私たち一人一人がやはり注意をしていかなければならないというふうに改めて思いますし、要望してまいります。

10月7日に会派の視察研修で兵庫県小野市いじめ等防止条例について研修に行っていました。小野市では、学校におけるいじめだけでなく、家庭、企業、地域社会などでの虐待、DV、セクハラ、パワハラなどをなくすため、市民総ぐるみで取り組んでいました。条例制定に至った背景には、市長の強い思いとリーダーシップがあったこと、教育計画を16カ年とし、子供の育ちだけではなく、親の育ちを促すことも目標にしています。

不登校や不適応行動の陰には、DV、児童虐待、貧困、また親の未熟といった大人の問題がふえてきております。いじめを市民運動として取り組み、学校教育強化に取り組んでいました。当市においてもこのことを強く求めてまいります。

次に、東小学校コミュニティセンターの取り組みについて、教育委員会としてどのように考えているのか質問いたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 東小学校のコミュニティセンターの取り組みについてどう考えているかという御質問でございますけれども、コミュニティセンターの取り組みにつきましては東小の校舎を中心に行われ、高齢者と児童が一緒に取り組むプログラムもあることから、高齢者と児童が触れ合う貴重な機会というふうに捉えているところであります。例えば児童と高齢者が一緒に昔遊びをしたり、グラウンドゴルフをしたりして高齢者のすぐれた技能に触れ合う交流が行われていますし、6年生では児童自身が交流内容を企画し、一緒に給食を食べ、合唱を披露することで、高齢者には褒められたり、熱心に聞いてもらい、学校生活への意欲を高める交流となっているところであります。このように東小学校の児童は、コミュニティセンターの方との交流を通して高齢者に関する感謝と敬意の気持ちや思いやりの心を深めるとともに、高齢者のさまざまな生き方、知識を学んでいるところであります。教育委員会といたしましても名寄東小学校コミュニティセンターは学校と地域を結び、地域コミュニティーを活性化する存在であると考えておりますので、これまでの取り組みの成果を生かし、学校と地域が一体となった学校づくりがより一層充実するよう支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 小学生はもちろんなのですが、中学生、高校生、大学生を含め、子供と地域や高齢者の方のよりよい関係が学生は

もちろん地域の活性化を生み出すものと考えております。これからますますの取り組み強化を重ねて要望いたします。

次に、3番、名寄市の市立病院の現状と課題について再質問いたします。病院機能評価でも道北の基幹病院として断らない救急医療を24時間365日体制で行う方針のもと、安心、安全のために積極的に取り組んでおり、高く評価されているところです。そして、そこで働く職員のモチベーションの持ち方も千差万別であると考えます。働き続けられる労働環境の整備が持続可能な医療提供体制を確立するために必要とされています。

今回派の視察研修先、兵庫県赤穂市市立病院では、スキルアップや不安解消に休診棟病室を利用した寺子屋に教育担当者を配置し、成果を上げていました。管理職でない教育担当者を配置しているところでしたが、このことについてお考えを伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 先ほど看護師の研修体制ということを中心に答弁をさせていただいたところでございます。まず、議員からの御質問の点でいきますと、赤穂市立病院、全国の自治体病院協議会の会長の病院でございまして、先進的な取り組みをされている病院ということでも知られているところでございます。まず、1つは、リアリティーショック対策という点が挙げられるのかもしれませんが。看護師として採用されて新たに業務につくといった点で、その現実の厳しさといいますか、忙しさといいますか、また勤務時間等の対応という点で最近リアリティーショックという言葉が使われておりますけれども、当院では先ほども述べましたとおり、各個人のレベルに応じて研修、支援体制を整えてきているところでございます。特に新採用者にはプリセプター制度、相談員がつくと、指導者がつくというような形での制度を取り入れておまして、配属先ごとに新人の教育計画を立てて、個々の成長

に合わせた能力開発の手助けを行っているということを行っております。あと、経年、経験を積んだ看護職員等については知識、技術の習得をさらに続けていただくというようなことで、クリニカルラダー、要するにはしご段ということでありませけれども、そのような段階的な看護教育を行っているということでございます。このレベルに合わせた研修のほかにも自分の好きな時間に合わせた自己学習ができるようにEラーニングという設備も取り入れておりますし、新館の中には研究室も整備をして、シミュレーターですとかビデオカメラの設備も整備して、振り返っての研修ができるようにしたということでございます。議員御提言をいただきました赤穂市民病院のいわゆる寺子屋制度というのについては、私どもも精神的な悩みですとか相談、どういった部分にどう対応していくのかというところはやはり大切な部門というふうを考えております。ぜひ視察をされてきた病院の制度についても研究をさせていただきたいというふう考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 毎日命と向き合う医療関係者について十分な対応を希望します。

次に、厚生労働省から地域医療構想ガイドライン、総務省から新公立病院改革ガイドラインが策定され、地域医療再編は本格的に動き出します。医療のあり方がどう変わっていくのか、この地域にとって、また本市にとって、市民にとって最重要課題でございます。この改革プランがピンチではなくチャンスになることも可能です。このことについてお考えをお聞きいたします。

○議長（黒井 徹議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 今回この3月に公立病院の改革プランガイドライン、それから地域医療構想のガイドラインというものが示されたわけでございます。1つに、地域医療構想というものにつきましては、本来国が直接的に指揮監督を行っていた権限を一定程度都道府県知

事に与えて、それぞれの都道府県の2次医療圏域ごとに地域医療構想を立てなさいということで進んでいるものでございます。これにつきましては、それぞれの地域特性を生かしながら、その地域の医療資源をどのように活用していくのか、どういう方向性を見出すのか、それとやはり2025年の推定人口に見合った病床数、それから病院の機能分担、ネットワークといったものをどのように調整していくのかということが今まさに協議をされているということでございます。上川北部の医療圏の地域医療調整会議も本日夜2回目が開催されるということになっておりまして、その中でこの2次医療圏の中での目指すべき病床数とか病床機能といったものが幾らか示されてくることになるというふうに見ております。道庁のほうからの説明では、2025年に向けて示すベッド数はイコール患者数と見てほしいというふうに言われております。したがって、それぞれ病院というのは病棟で届け出を出しますので、実際のベッド数と今示しているベッド数とは必ずしも一致はしませんというふうに、誤解はないようにと説明は受けているところであります。

もう一方で、病院の改革プランにつきましては、私どもの病院がどのような役割を担うのかというものも示しながらいかなければならないというふうに考えておりまして、今現在経営形態の見直しのところから議論を進めておりますけれども、それよりも何よりも一番先に目指さなければならないのは、我々としてはこの地域における急性期医療を当院がしっかり守り続けるということをしてこれは市民の皆さん方にはっきりお示ししていくことだというふうに考えているところでございます。経営に関しては大変厳しい制約もこれから受けてまいりますけれども、私どもはそういった心づもりで臨んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 非常にわかりづらい

という、難しい問題でありますし、市民の方もただただ不安で、病院がどうなっていくのかという、そういう気持ちを聞かされますし、高齢者がやはりふえてきておりますので、長生きできないのではないか、病院にもうお世話になれないのではないかと、そんなふうなお話をなさる方も本当に現実にいらっしゃいますので、その辺の周知についてお考えをお聞かせいただいて、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 最近いろいろなところで市立病院は入院をすると早く出されてしまうのではないかと御指摘を受けているという点については心苦しく思っておりますけれども、このところの医療制度の中、随分診療報酬制度が改定されるたびに変わってきております。今名寄市立病院の入院患者の約50%はDPC制度での医療費の支払いを受けています。残りの50%は出来高払いという仕組みになってございまして、DPC制度の中では特に標準的な診療というものが明確に示されておりまして、入院日数も細かく設定されているような状況でございます。したがって、そのためにそれを守ると早く出されてしまったというふうに思ってしまうと、そういったこともありまして、地域包括ケア病棟というものもつくりまして、その中では最大60日入院が可能というようなところを設けてきたところでございます。今後においては、地域医療構想の中で病院機能の分担というのが明らかにされてくるということになるかというふうに思います。その中では、例えば名寄市立病院で手術をして、療養は東病院とか士別の市立病院とかで、名寄市民の方でも受けてくださいというようなことも示されてくることになるのではないかとこのように見ているところでございます。そういったことにつきましては、折を見ながら皆さんに詳しく御説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高野美枝子議員の質問を終わります。

15時55分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時55分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市の農業振興施策について外1件を、山田典幸議員。

○11番（山田典幸議員） 議長より御指名をいただきましたので、これよりさきの通告に従いまして、大項目2点について順次質問してまいります。

初めに、大項目1点目、名寄市の農業振興施策についてお伺いいたします。本年もほぼ全ての収穫作業が終了し、1年間の営農の成果が問われる時期を迎えました。ことしは、融雪期も例年に比べ早く、春先も好天に恵まれ、順調に作業が進み、その後は途中一時的に低温による生育停滞が見られたものの、全般的に安定した天候が続いたことから、各作物ともに一定の収量、品質が確保されたものと認識をしているところです。ここ数年は、毎年のように異常気象に見舞われ、農家の方々にとっては経済的にも精神的にも大変苦勞の多い年が続いていましたが、ことしは天候不順や災害による大きな被害もなく、経営形態にかかわらず農家の皆さんの日ごろの努力が報われる年となりそのような状況であることは大変喜ばしいことであります。しかしながら、中長期的視点に立った中では、地域農業にはまだまだ多くの課題が山積しているのが現実であり、今後も引き続き当市の基幹産業である農業の安定的、持続的発展に向けた一層の努力が求められているというふうに思います。

そこで、1点目、主要作物の状況等を含めて、改めて行政として本年の地域農業をどのように総括しているのか、御見解をお伺いいたします。

2点目、現状における地域農業の課題等を踏ま

えた中で、新年度の予算要求も既に行われておりますが、新年度予定されている重点農業施策についてお示しを願いたいと思います。

3点目、先般TPP交渉が大筋合意に至ったとの発表を受け、地域の農業者からも多くの不安の声が上がっています。農業を基幹産業とする当市においての影響の大きさについては今さら申し上げるまでもありません。TPP交渉に関する当市としての対応、対策について御見解をお伺いいたします。

次に、大項目2点目、名寄市の教育行政について、小項目1、地域学校協働本部（仮称）とコミュニティースクールの導入についてお伺いいたします。地域住民などが学校の運営に参画するコミュニティースクールのあり方について、先般中央教育審議会の作業部会が審議のまとめを行い、その概要を明らかにいたしました。その最大の特徴の一つは、従来の地域の学校支援という支援体制から学校と地域の連携、協働というパートナーとしての連携、協働体制へと転換を図ることを明確にし、地域において学校と協働した活動を充実させながら、各小学校区でそれぞれの活動の連携を推進することが可能なコーディネート機能を有する体制として、地域学校協働本部の設置を提言したことであります。

そこで、このような体制づくりとコミュニティースクールの導入についての当市としての考え方、あわせて既に導入に向けての取り組みを進めている小中一貫教育と融合させた中でどのような学校づくりを目指していくのかお考えをお伺いいたします。

次に、今年度の全国学力・学習状況調査の結果からということでお伺いをいたします。先般今年度の全国学力・学習状況調査の結果が公表されましたが、名寄市においては小学生が5教科全てにおいて全国平均正答率を上回り、中学生は数学A、Bの2教科が全国平均を下回ったものの、国語Bと理科では全国平均とほぼ同じ、国語Aで全国平

均を上回るという結果となりました。この結果については、名寄市教育改善プロジェクト委員会を中心とする全市的な取り組みの成果があらわれてきているということであり、大変喜ばしいことだと思っておりますが、今回の結果のみを捉えて一喜一憂することなく、今後も子供たちのより一層の基礎学力の向上と学習習慣の定着に向けたさらなる取り組みを期待をしております。

そこで、改めて今年度の全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた上での今後の課題と取り組みについてお伺いをいたしまして、壇上からの質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 山田議員からは、大項目で2件の御質問をいただいております。大項目1は私から、大項目2は教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

大項目1、名寄市の農業振興施策について、小項目1、本年の地域農業を総括してについて申し上げます。本年は、雪解けが早まったことにより春作業が進み、早い時期に定植、播種が行えましたが、6月の低温、日照不足により生育のおくれが心配され、カボチャなど一部の作物で影響がありました。9月には低気圧による強風の影響により、施設の破損や倒伏など一部被害が出たものの、各生産者による肥培管理、定期防除により一定の収穫が確保され、安定的な農産物の供給が可能となりました。作物ごとでは、水稻については平年作を上回り、小麦については例年にない高収量となりました。アスパラガスについては収量は少ない傾向でしたが、価格はよく、スイートコーンについても販売環境は良好でした。パレイショ、タマネギについても収穫作業は順調に進み、適期収穫ができ、収量も上がりましたが、価格はやや低いものとなりました。カボチャについては収量が減る結果となっています。

道北なよろ農協の11月末日での農産物取り扱い見込みでは、米を含む主要農産物では米の増加

により44億2,600万円で、計画対比106.1%、畜産費では17億6,000万円、計画対比104.4%、青果物ではアスパラ、スイートコーン、パレイショの増加により28億9,200万円で、計画対比104.4%となっており、全体では90億7,800万円で、計画対比105.2%を見込んでおります。

名寄市の農業における課題は、本年10月に策定した総合戦略でも明らかにしておりますが、将来にわたって持続可能な農業を目指していく中で、アスパラやスイートコーン、カボチャ等の振興作物においては農繁期における労働力不足や農業者の高齢化の進行など多くの課題があるものと認識しております。高齢農業者の技術の継承や担い手対策は、喫緊の課題となっております。特に畜産農家の離農などにより減少が顕著になっていることから、その対策などを含めて現在策定を行っております第2次の総合計画や農業・農村振興計画の中で若手農業者を初めとして関係機関、団体等の御意見をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

次に、小項目2、新年度予算編成に当たっての重点農業施策について申し上げます。主な事業についてですが、名寄市における農業、農村の将来像の今後の振興方針を示す農業・農村振興計画の策定に取り組んでまいります。担い手対策では、地域おこし協力隊、農業支援員事業により、平成28年度においても引き続き2名を公募してまいりたいと考えております。また、現在活動しております農業支援員の就農に向けて、地域を初め関係機関、団体と連携して対応してまいります。また、畜産においては後継者の確保は特に厳しい状況にありますが、現在経営継承に向けて1名酪農家での研修に取り組まれていることから、就農に向けて関係機関と連携し、指導、支援に取り組んでまいります。担い手の育成確保については、農家後継者、新規参入者それぞれに向けた有効な対策について引き続き検討してまいりたいと考えて

おります。花嫁確保対策については、出会いの場の創設や対象者の実態把握に努め、より有効な対策となるよう取り組んでまいります。農作業の繁忙期における労働力不足が課題として挙げられていることから、市内の雇用労働力や農業の現状の調査に取り組み、課題解決の方策について検討してまいります。有害鳥獣対策では、本年急増したアライグマへの対策を強化するとともに、エゾシカ、ヒグマについては猟友会の皆さんの御理解、御協力をいただき、引き続き駆除活動を進めます。農産物のブランド化、販路拡大の取り組みとして、原産地コスト管理制度の運用により、対外的に名寄農産物の品質のよさをアピールするとともに、JA道北なよろと連携し、農産物の海外輸出に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、小項目3、TPP交渉に関する本市としての対応、対策について申し上げます。環太平洋経済連携協定については、平成25年3月に参加を表明し、同年7月から11カ国との交渉に参加し、本年10月5日、米国アトランタにおける閣僚会合において大筋合意を見たところですが、この間都道府県における説明会を開催したほか、11月25日総合的なTPP関連政策大綱を決定しました。農林水産業の分野では、1つ目に攻めの農林水産業への転換、2つ目に経営安定、安定供給のための備えを柱とした政策を打ち出したところですが、

市においては、11月に北海道、北海道市長会、北海道町村会の連名による再生産可能となる対策を恒久化する制度化や経営安定対策の財源確保などを求めるTPP協定に関する要請書を国に提出してきたところです。また、北海道市長会においては環太平洋連携協定問題特別委員会が設置され、名寄市は特別委員会や農業、酪農、畜産部会の構成市として意見反映を行ってまいりました。今回の大筋合意においては、農業を基幹産業としている本市としては地域農業の存続にかかわる重要な案件であると認識しております。名寄市の農業に

においても米や小麦、畜産等に影響があるものと考えており、生産団体においては国策でやっていくことだが、生産活動は減少していく、重要5項目においても将来的には段階的に関税撤廃が進められれば、農業だけでなく地域の衰退につながっていくなどの懸念が出されております。市といたしましては、農業者への的確な情報提供とともに持続可能な農業を目指していく中で、農業者が安心して将来展望を持てるように今後の農業対策における予算措置を含めて実効性のある財源の確保と法制度の確立や経営所得安定対策やブランド向上、産地化を目指していける中長期的な支援計画の策定等について北海道を初めとして関係市町村や生産団体と連携して取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目2、名寄市の教育行政について、小項目1、地域学校協働本部（仮称）とコミュニティースクールの導入についてお答えいたします。

初めに、コミュニティースクールについての本市の考え方ですが、現在全国各地で家庭や地域における子供の社会性を育てる機能が弱まっていることや小規模校では十分な集団を確保することができない地域も多くなってきていることから、コミュニティースクールや小中一貫教育を導入し、より多くの多様な教師が子供たちにかかわる体制を確保したり、地域の教育力を積極的に学校に取り入れることにより、地域コミュニティの核としての学校を実現する動きが強まってきております。本市におきましては、智恵文小学校、智恵文中学校において小中一貫教育の取り組みをモデル的にスタートさせ、小中学校が学習指導や生徒指導において互いに義務教育9年間の見通しを持つことに加え、地域の教育力をより積極的に学校に取り入れ、学校が地域コミュニティの核になるよう取り組んでおります。本年度は、小中一貫教

育の取り組みの充実に向け3年次計画を立案し、全国学力・学習状況調査や体力・運動能力調査等の結果に基づき目指す児童生徒の姿を明確にする部会と両校の学校教育目標や年度の重点教育目標、校内研修主題等を踏まえて、小中学校の指導の円滑な接続を目指す教育活動を展開する部会を組織し、取り組みを進めております。

コミュニティスクールについてであります。学校運営や教育活動に家庭、地域の意向をより一層的に反映させるため、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持ち、当事者として学校運営にかかわる制度であります。コミュニティスクールにおいては、学校運営協議会を設置いたします。協議会の委員としては、例えば当該学校の校長、教職員、学識経験者、行政機関職員、保護者、地域住民等が考えられます。協議会の主な役割としましては、校長が策定する学校運営の基本方針を承認すること、学校運営について教育委員会または校長に意見を述べるができること、教職員の任用に関して教育委員会に意見を出すことができることであり、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を担っております。今後教育委員会といたしましては、現在文部科学省がコミュニティスクールの導入を積極的に推進している状況を踏まえ、地域の特色や小規模校の特性を生かした取り組みなど全国のコミュニティスクールの取り組みについて情報の収集に当たるとともに、智恵文地区における学校と地域が一体となった小中一貫教育の取り組みや名寄東小学校コミュニティセンターの取り組み等の成果を踏まえ、学校と地域社会が一体となった望ましい学校教育のあり方について引き続き継続して調査研究を進めてまいります。

次に、（仮称）地域学校協働本部についてですが、国ではコミュニティスクールと一体で（仮称）地域学校協働本部など学校と地域が協働で教育支援に取り組む仕組みづくりを促進することとしており、すなわち地域と学校が支援を超えて目

的を共有し、長期的な展望を持った連携、協働に向かうことを担う組織として文部科学省が提唱した体制であります。（仮称）地域学校協働本部は、例えば学校支援地域本部が既に設置され、学校と地域が連携した学校支援活動を展開している地域においては、その活動を発展させながら、コーディネート機能を強化し、徐々に（仮称）地域学校協働本部へと体制が進化していくことが期待されています。今後国が（仮称）地域学校協働本部についての基本的な目的、方向性を明確にする予定であることを踏まえ、その動向を注視し、地域の実態や学校の規模等に応じてこの必要性を判断してまいりたいと考えております。教育委員会といたしましては、地域コミュニティの核としての学校づくりは重要なことであると捉えていることから、地域の実態や学校の規模等に応じて学校と地域の連携、協働体制について調査研究してまいります。

次に、小項目2、今年度の全国学力・学習状況調査の結果についてですが、平成27年度の全国学力・学習状況調査は4月21日に実施され、本市では小学校6年生213名、中学校3年生204名が調査を受けております。教科に関する調査は、国語と算数、数学、理科で行われ、国語と算数、数学は基礎、基本の定着状況を見るA問題と活用力を見るB問題、理科は主として知識に関する問題と主として活用に関する問題構成がされております。また、児童生徒の学習や生徒の生活状況に関する質問紙調査も行われております。調査の結果については、児童生徒が身につけるべき学力の一部分であることなどに留意して分析を進め、本市の児童生徒の学力や学習状況、生活状況の傾向をまとめ、市のホームページに掲載しました。学力の面では、各教科で基礎的、基本的な知識や技能の定着が図られている状況が見られ、全国の平均正答率との比較では小学校では5教科全てが全国を上回りました。中学校では国語Aが全国を上回り、国語B、理科は全国とも同じで、数学A、

Bは全国を下回りました。各教科の回答状況から見られる問題、課題としましては、根拠を明らかにして考える、物事を関連づけして考える、そして考えたことを条件に応じてまとめ、あらわすといった力はいまだ十分ではなく、引き続き指導の充実を図る必要があります。また、学習や生活の状況では、家庭で学習をしているという回答の割合が低いことや1日当たり2時間以上テレビゲームをするという回答の割合が高いことなどから、家庭での学習習慣の確立を図ることも継続的な課題であります。

このような成果と課題を踏まえ、教育委員会では授業改善と望ましい生活のリズムの定着を車の両輪と位置づけ、教育改善プロジェクト委員会を中心として市内の小中学校が一体となった総合的な学力向上の取り組みをさらに推進してまいります。取り組みの重点の1点目は、児童生徒の思考力、判断力、表現力等を育むため、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、発表や討議、ノート記述、レポート作成などの言語活動の充実を図ることです。2点目は、学習内容を確実に身につけさせるために、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導など指導方法や指導体制を工夫、改善し、個に応じた指導の充実を図ることです。3点目は、授業を効果的に進め、児童生徒のみずから学ぶ態度を養うため、全ての小中学校で全学級における一貫した学習規律の確立を図ることです。4点目は、望ましい生活リズムの定着を図り、学習習慣を確立するために早寝早起き朝ごはん運動やメディアに触れる時間のルールづくりを進めるとともに、授業の内容と関連づけた宿題を与え、予習、授業、復習のサイクルの確立を図ることで、教育委員会としては各学校がこの4つの重点的な取り組みを家庭や地域の皆様の御理解と御協力をいただきながら着実に実施し、さらに児童生徒の学力向上を図るようお願いしてまいり

ます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問に移らせていただきたいと思えます。

まず、農業振興施策について質問してまいりたいと思えますが、私毎年12月の定例会においてはことしの農業の総括ということで、このような形で毎回質問をさせていただいているのですが、このようないい形でこのような質問をできるのは本当に初めてだなというふうに思っています。地域も久しぶりに経営形態にかかわらずよかったなと喜び合える年になったのではないかなというふうに思いますし、日々の農家の皆さんの日ごろの積み重ね、また努力というのが本当に成果としてあらわれた年ではなかったかなというふうに思っています。本当によかったなと思えますし、農協の取り扱い高の数字のお答えもありましたけれども、ここ数年平均して90億円を超えるというような状況で、昨年、一昨年は非常に水稲、お米がよかったということで、ことしは逆にお米も悪くなかったのですけれども、青果、畑作の部分でそういった部分をカバーしたということで、農協も組合長初め職員の皆さん喜んでいただいているのではないかなというふうに思います。

よかった話ばかりしていても議論になりませんので、課題についてということで入らせていただきたいというふうに思います。重点農業施策についてお答えがありました。それぞれ幾つかあった中で、ちょっと気になる点が1点というか、具体的な担い手の対策、引き続き検討というような御答弁、また担い手対策として地域おこし協力隊、また支援員の方の就農に向けてというお答えがありました。それはそれできちんと取り組んでいただきたいと考えているところなのですが、これまで私も一般質問のたびに担い手対策ということで既存事業の見直し等も含めて、若い担い手と十分

意見交換をしてしっかりと具体的な対策に取り組んでいただきたいと思いますということを再三求めてまいりました。そういった中で、希望としましてはそろそろ具体的な形として、ぜひ施策として打ち出していきたいと、こういうふうを考えておりまして、ちょっと具体的な担い手の支援策についてのお答えがなかったものですから、そのあたり次年度に向けて、当然若い担い手の方と意見交換も十分してきたのだと思いますけれども、そのことについて改めてお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 担い手の具体的な施策ということで、先日若手の農業者の皆さんと意見交換をさせていただきましたけれども、その中では例えば市とJAと生産者協働で一定の目的を持った研修なんかも行ったらいいのではないかなという意見であったり、担い手が減っていくということなので、作業の効率化だとか省力化に向けて、国はスマート農業なんていうことをおっしゃっていますけれども、GPSですか、などの活用などについて御意見がありました。さらに、担い手の支援策、市の施策でも持ってくださいけれども、予算を大枠で持っている程度いろんなタイプの支援を受けられるような施策を考えていただけないかということだったり、人手の関係、そこもやっぱり御意見としてありました。その中で年明けにもう一度青年の皆さん等含めて御意見をいただきまして、今度具体的な施策についてどのような意見、意見交換をさせていただくということにさせていただいていますので、それらを踏まえて新年度でできるものはやっていきたいという方向で考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） それぞれ若い担い手の方と意見交換をして、年明けにまた改めてそういったことも行われるということでありますけれども、いろいろと若い方、若い農業者の方の意見

を聞いて取り組むと、検討していくということ、これはこれを決して否定しているわけではなくて、今までそういったことも、そういった手順もきちんと踏んできた中で、やはり逆に行政側から積極的にこういった施策、本当に今これから新年度始まる中では、しっかりと行政側がイニシアチブをとって打ち出していきたいという思いもあります。具体的なこと、当然予算措置もかかわってまいりますので、農業ということであれば久保副市長のほうからぜひ具体的な形まで、何とか28年度から行えるような形で前向きなお答えをいただきたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 山田議員からは、この12月に一定の農業の総括を含めて、それとまた担い手対策特に力を入れるべきということで、この数年間そういう質問をいただいているところであります。より具現性を持った施策展開ということで、経済部の中でもいろいろ議論をさせていただいているところでありますが、今回11月27日の若手農業者との懇談会には、実は私若手ではありませんが、私も出席をさせていただきました。その中でいろいろ気づかせていただいたことも多々ありまして、いつも思うのでありますけれども、今回総合戦略を組み立てるに当たっての農業、名寄市の農業の強みの中の一つに農業青年の元気というのでしょうか、意欲のある農業青年が本当に多いなというふうに思っていますし、さらにまた農業青年同士のつながりの強さというのでしょうか、この点も今回の若手農業者との懇談会で実感をさせていただきました。その中で、先ほども経済部長触れておりましたが、研修会等々の話もありましたが、これは若手農業者がしっかりと頑張っているのだということをJAも、それから役所の職員も一緒に同じ目線で考える機会ってあってはどうなのかという意見もあって、その中の案として先ほどスマート農業の話もありましたが、今後の将来に向けた農業はどうあるべきかという、

そういう学習会や研修会をぜひ農業青年の皆さんも実施したいということですので、これは予算が伴うものでは、多少あるかもしれませんが、そんなに予算を要するものではないというふうに判断していることと、さらに市一丸となって農業青年をバックアップしているよという、そういう策も必要かなというふうに考えているところがあります。これは、ぜひ次の機会に実施させてもらえればというふうに思っているところがありますし、さらにもう一つは、提案があった内容なのですが、これまでチャレンジ事業等の枠組みはあるのですが、それは枠組みとして、これまでの事業そのものが自由度が低いということもあったのでしようけれども、農業青年は農業青年なりにプランニングから、それから成果まで報告をしっかりしていくということで、創意あふれる事業を選択してほしいという、こういう要望がありましたので、これは現行の予算の枠内でも対応できるのではないかとということで内部の中でも検討させていただいておりますので、この辺が具現化できれば農業青年、また新たな展開が期待できるのかなというふうに思っているところがあります。これらについては、年明けに先ほど経済部長がお話ししておりました再度施策等の検討をしたいという中で組み入れていきたいというふうに考えておりますので、具体的にそのときまでちょっとお待ちいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） わかりました。チャレンジ事業も含めてちょっと自由度の高い創意あふれる事業ということで、まずは期待をしたいというふうに思います。また、学習会、研修会ということで、これは担い手の方からの要望も含めてということで、こういうことはすぐにでも当然できると思いますので、ぜひそういう機会たくさん持っていて、やはり具体的な事業、また一

つでも二つでも本当に担い手の皆さんが意欲を持って取り組める施策を打ち出していきたいというふうに思いますので、改めてお願いしたいと思います。また、この件に関しては改めて検証も含めて御質問させていただき、御議論させていただきたいというふうに思います。

新年度予算、新年度の重点農業施策の中で1つお話があった中で、畜産関係の支援も強化するということがあったかというふうに思います。今酪農、畜産の分野に関しましては、特にTPPの影響も大きく受けると。飼料等の高騰という、コスト高になっているという部分もありますけれども、やはり一番の問題、労働力不足というところが本当に課題ではないかなという部分であります。そういう意味では、畜産関係に対する支援ということで、1つちょっと確認をしておきたいのですが、当地域においても畜産クラスター協議会というのが立ち上がったと思います。立ち上がったから協議会としての協議、会合は何回持たれているでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 畜産クラスター協議会、本年度立ち上げさせていただきまして、総会のほかに適宜会議2回から3回程度やっているかというふうに思っておりますけれども、その中で計画の内容だとか、これからの畜産に必要な部分だとかということが議論されております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） 2回から3回ということでの答えでありましたけれども、ちょっと一部畜産関係の農家の方に苦言もいただいたので、今回この質問をさせていただいたのですけれども、協議会立ち上げからクラスター事業についての趣旨は説明があったと。その後一度も協議会としての開催がないので、どうなっているのだというふうなお叱りもいただいております。畜産農家の方、そういった意味では今後TMRセンター等の検討も含めて、やはり労働力不足の解消にどうしてい

けるのか、どういった事業があるのか、そういった部分非常に注視していかなければならない。地域の酪農、畜産を守っていくためにもそういった協議会を通じていろんな情報交換も含めて協議していきたいという中で、そのような苦言もいただいているものですから、そういった協議会、全道の地域に比べればちょっと名寄市の立ち上がり自体が遅かったという部分もあるかと思いますが、早い遅いの議論をしていても仕方がないので、ぜひ協議会立ち上がったからにはしっかりとそのあたり改めて協議をしていただきたいと思います。改めてお答えいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 川田経済部長。

○経済部長(川田弘志君) 先ほども申し上げましたとおり、畜産クラスターについては今年度立ち上げをしております。その中で将来的な畜産のあり方などについてじかに畜産の農家さんと御相談をさせていただく機会でもありますし、将来的にどのような方向性で臨んでいくかということも議論されるという協議会でございます。TPP関連でも畜産クラスターの事業費も相当予算づけもされるようなことも聞いてございますので、おっしゃったとおりせっかく立ち上げた協議会でございますので、しっかり運営できるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 山田議員。

○11番(山田典幸議員) よろしくお願ひしたいと思います。何か本当に私も水稻、畑作、野菜というところに今まで議論が偏っていた部分もあったかなと思います。酪農、畜産も大事な地域の基幹産業の一つであります。今後ぜひしっかりとした対応をよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

最後1つだけ農業の関係で、お答えの中でもありましたGPSを活用した農業と。いわゆるICT農業ということであります。地域の若い農業者もそういった技術を導入できないかという、実演

会、学習会なんかも開催されておりますし、またお隣の士別においては国営の事業のモデル事業ということで上士別地区、また中山間事業を利用したということで聞いていますけれども、GPSの基地局の設置を多寄地区にしたという取り組みも既に進んでおります。これも労働力不足解消という部分もありますし、大規模化に伴う省力化、また肥料ですとか農薬の重複、本当に誤差は3センチから5センチだということです、そういうものを使えば。作業の正確性と効率化によるコスト低減が図られるということで、農業者も研究しているところでもあります。そういった取り組みについての支援も今後担い手対策の中の一つとして重要に位置づけて考えていただきたいと思いますが、お考えをお伺ひしたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 川田経済部長。

○経済部長(川田弘志君) GPS等の取り組みについては、この間JA青年部含めて御要望もいただいているところでございます。ただ、市としては今その内容を十分状況を把握している状況ではございません。そういった意味では、さらにそういった部分で国のほうもそういった取り組みを進めてございますので、それらの方向も含めて少し情報を収集して、名寄市にどのような部分が合うのか、合わないのか、当然予算措置も含むものですから、そこら辺も十分協議させていただきながら取り進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 山田議員。

○11番(山田典幸議員) 予算非常にかかるということで聞き及んでいますので、国、道の何か事業に対する補助ですとか、そういったものもしっかりと研究していただいて、取り組んでいただきたいというふうに思います。

教育のほうもやりたいので、あれなのですが、TPPに関して私が長々と申し上げるよりも、今回TPPの大筋合意を受けて、懇談会等も私も若い農業者の方と一緒に同席させていただいたり、

いろんな若い農業者とお話をさせていただく機会がありました。若い農業者の声ということで1つだけ御紹介させていただきたいと思います。TPP参加については、国全体のことを考えれば当然メリット、デメリット両方あると思うので、殊さら農業分野のデメリットのみを主張して何が何でも反対というつもりはない。ただ、参加することにより国内農業は大きなリスクを負うわけであり、それに対する国としての農業政策が具体的に示されないことに対しての不安と疑問を感じている。途中略します。実際に私たちもそのような形で保護だけをされることを望んでいるわけではありません。意欲を持ち、努力した人が報われる産業となることを強く望んでいる。国には、これをきっかけにこれから私たちが前向きに意欲を持って取り組める新たな農業政策を期待しているし、地域においても国に守られるだけではない、地域の独自性を生かした施策を求めていきたいと。若い方々の実際の懇談会の中であった意見であります。こういった声に応えていただくべく、農業施策の展開、改めてお願いを申し上げて、教育行政のほうに移ってまいりたいというふうに思います。

地域学校協働本部とコミュニティスクールの導入についてということでお答えをいただきました。地域学校協働本部、現在のところ仮称ということでもありますけれども、学校支援地域本部が発展した形ということでの捉えだというふうに思います。今後動向を注視しということでお答えがありました。当市においての学校支援地域本部の活動状況についてはあえてここでは触れませんが、いずれにしても地域と家庭、学校がしっかりと連携、協働した体制、これからそういった国の動きも注視しながら、そういった体制をつくれるのか、つukれないのかということも研究をいただきたいというふうに思います。

コミュニティスクールに関しては、実は3月の定例会におきまして私が名寄市として目指すべき教育の姿はということ質問させていただいた

際、小野教育長のほうから学校と家庭、地域の連携というのは子供を育てる上で非常に大事な方法論であり、このことを根本的な考え方としておくべきと。今後教育委員会としてもコミュニティスクールの取り組みについて情報収集に当たりたいと、そういったお答えをいただいたところであります。その後地域としまして小中一貫教育も導入に向けて取り組んでいくという中で、学校の先生も含めて私ども数人の保護者でも種々いろいろ話す機会設けまして、コミュニティスクールを地域として、既にもう地域としてはさまざまな形で連携ができていっている中で、その導入の意義や可能性についてということでもいろいろ議論をいたしました。コミュニティスクール導入する意味といたしましては、現在の学校運営の参加ということから、企画段階からかかわる参画をやはりもっと強く意識すべきだろうと。また、当地域における小中一貫、これから取り組もうとしている小中一貫、またコミュニティスクールは連携教育との強い関係性があると。メリット、デメリットの問題ではなくて、やはり子供たちの心を育てる仕組みをつくっていかねばならないということ、当地域においても小中一貫プラスコミュニティスクール、小中一貫コミュニティスクールというものをぜひ導入して、先進モデル校として可能性があるのであれば取り組んでいきたいというふうに考えております。先進事例として東京都の三鷹市が非常に有名でありますし、先ほど高野議員の質問の中の答弁にもありました、道内では三笠市が小中一貫コミュニティスクールに取り組んでいるということでもあります。先進事例も勉強しながら、ぜひ地域では取り組んでいきたいと思っておりますけれども、3月に引き続きで大変申しわけありませんが、小野教育長のほうからそのあたりのお考えについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 山田議員も既に御承知

のことと思いますけれども、先般中央教育審議会により、新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携、協働のあり方と今後の推進方策というような答申案がまとめられたところでございます。その中で社会の動向と子供たちの教育環境を取り巻く状況を踏まえまして、これまでの開かれた学校から一歩踏み出すと。そして、地域の人々と目標やビジョンを共有して地域と一体となって子供たちを育む、いわゆる地域とともにある学校への転換、これが求められたところでございます。

現在智恵文地区における小中一貫教育の取り組みにおきましては、小中学校が9年間を通じて教育課程を編成して系統的な教育を行うのだという、そういう準備をしているところとっております。また同時に、総合的な学習の時間に地域の人材を生かした取り組みを行っていることやPTA組織などにおける教育活動への協力体制が整っていることなど、学校が地域コミュニティの核となることを念頭に置いて地域と一体となった学校づくりを推進していただいているということから、学校と地域が連携、協働して推進するコミュニティスクールの制度を取り入れる素地というのでしょうか、これは整いつつあるのではないかなという認識をしているところでございます。

これまでも何回もお話ししておりますけれども、コミュニティスクールや小中一貫教育の導入の必要性の一つに小規模校においては十分な集団の確保や家庭や地域における子供たちの社会性の育成、これが求められていることから、より多くの先生方が子供たちにかかわる体制を確保したり、地域の教育力を積極的に学校に取り入れていくことが重要であると。全国的にも指摘されているところでございます。このような観点から考えてみますと、智恵文地区におけるいわゆる小中一貫コミュニティスクールの導入の取り組みについては、地域コミュニティの核としての学校づくりを推進することにつながることから、学校や地域

の実態を踏まえた望ましい学校教育の一つのあり方であると私は考えているところでございます。したがって、今後とも小中一貫教育はもとよりコミュニティスクールについても視野に入れながら、全道、全国の先進的な取り組みなどについて情報収集に努めていきたいと。そして、引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えております。

また、先ほどちょっとお話にありました地域学校協働本部のことについてでありますけれども、先ほど部長からもお話がありましたように、国では学校と地域が協働で未来を担う子供たちの成長を支えて教育支援に取り組む仕組みづくりとしてコミュニティスクールと一体となっただけかかわっていかうという、そういう組織体制になっております。これも大事な視点であると思っております。このことにつきましては、今後地域の実態も必要でありますし、それと地域の規模などにも影響してきますので、そんなことも踏まえましてどのような活動を充実させていけばいいのかでありますとか、どのような体制で行うことが最も望ましいことなのかとか、多分多くの課題があると踏まえております。したがって、このことにつきましても調査研究の対象として考えてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） ありがとうございます。今のお答えいただいた中で、私どもの地域も毎年2月には地域で教育懇談会というのを毎年開催しております、改めてその中でも地域でのコミュニティスクールのあり方についてまた議論をしたいと思っておりますし、私たちの地域、智恵文地区の学校に導入するということが最終目的ではなく、あくまでそれは手法の一つということで、モデル校的な取り組みが全市に広がって、名寄市全体が地域とともにある学校づくりを目指すことが最終目的だと思っておりますので、そのため

には私たちの地域で取り入れやすいものであれば積極的に取り組んでいくという姿勢はやはり今後持ちながら、私たちも研究してまいりたいというふうに思っていますので、またいろいろと御指導をいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に、最後です。学力テストの結果からということで、いろいろと課題もあると。いい成果が見られた反面、やはり課題も多いと。特にお答えにもありましたけれども、言語環境、言語活動の充実ということを図っていかなければならないというふうなお答えであったかと思えます。私も今回の結果についていろいろと今子供たちに何が課題があるのだろうというふうに見させていただいたのですが、ちょっと傾向としてあるのがやはり小学校国語では話の内容に対する聞き方、また登場人物の気持ちの変化を想像しながら読む、あとは中学校の国語では聞き手を意識してわかりやすく話すとか、登場人物の思いや物の見方を想像する。何かこういうこと、こういう課題が多くなると、やはり基本的な言語力というか、国語力がまだまだ課題なのではないのかなというふうに私たちも捉えるわけですが、言語力、国語力というのはいわゆる言葉を使って意思の疎通を図るといふコミュニケーションの手段なのです。子供たちに今それが足りないということは、将来社会に出たときに、例えば今本当にコミュニケーションがとれなくて社会に出られないという若い方もたくさんいると聞きます。本当に心配だなというふうに思いましたので、改めて国語力、言語力、そういったものは表現力、想像力というものにもつながるのだと思えますけれども、そういった課題をどう克服するかという部分と算数でも私これちょっとびっくりしたのですけれども、小学生です。日常生活の中で必要となる時刻を求めることに課題がある。あとは、単位量当たりの大きさをを用いて目的に応じた買い物の仕方を選択したい。いわゆる何割引きとか何%割引きとか、そういう

ことがわからないというか、課題なのです。ちょっとふだん子供たち買い物をしないのかなと思つたら、余り今しないのでしょうか。実際日常生活の中で、これ例えば時間に見てもあそこに行くにはどのぐらいの時間がかかるから、何時にここを出なければならぬなど。社会生活で基本的なこと、これがここでつまずくと社会に出てから本当に困るのだと思えますし、買い物ができないというか、何割引きというのがわからない。何かこれ詐欺に遭ってしまうのではないかなというぐらい心配になりますけれども、こういった国語、算数、そういった基本的な部分でちょっと課題が見られるということでもありますけれども、どうこれを克服していくのかという部分、非常に保護者としてもこれは本当にこれからの取り組みどうしていくのか気になるところでありますけれども、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいま議員から全国の学力・学習状況調査の結果から明らかになった国語、算数等々の各問題に係る課題と今後の取り組みについてというふうな御質問であります。各課題ごとの答弁というふうになりますので、少し時間かかりますけれども、お許しを願いたいというふうに思います。

初めに、国語における1つ目の課題である目的や意図に応じて聞き方を工夫できるようにするためには、相手の話の目的や意図を捉えながら内容を十分に聞き取るとともに、取り上げられた内容について自分の考えと比べたり、共通点や相違点、関連して考えたことなどを整理し、自分の考えをまとめるよう指導することが重要であります。例えば小学校高学年では、提案スピーチについて提案の理由に着目して聞くことや提案の内容と自分たちの様子を重ね合わせて聞くこと、提案の効果や妥当性を判断しながら聞くことなど、聞き方のポイントを意識をさせながら、聞く機会を繰り返し設け、考えたことをまとめられるよう指導する

ことが考えられます。

2つ目の課題であります伝えたことを相手にわかりやすく説明することができるようになるためには、伝えたことの内容を明確にし、その内容に合った具体的な事例を挙げて説明できるよう指導することが重要であります。例えば伝えたいことを説明する文章について、具体的な事例を挙げて書いたものと具体的な事例を挙げないで書いたものを提示して読み比べることで、具体的な事例を挙げて書いたほうが伝えたいことが相手にとってわかりやすいことに気づかせるような指導があります。

3つ目の課題であります文学的な文章における登場人物の行動や気持ちの変化を捉えることができるようになるためには、各場面の様子を登場人物の行動や会話、背景などの叙述を根拠にしながらの確に捉えるとともに、場面と場面とを関連づけして読む指導をすることが重要であります。例えば物語の展開に即していつどこで誰が何をしようと思ったかなどを中心に物語の粗筋をまとめることで、場面が時間や場所、登場人物の行動や気持ちの変化などによって変わることを理解させるよう指導することが考えられます。

次に、算数科における1つ目の課題である条件に合った時刻や時間を確実に求めることができるようになるためには、ある事柄の開始時間と所要時間、終了時間の関係を正しく捉えることなど、条件に合った時刻や時間を求めることができるよう指導することが重要であります。例えば午後3時10分までに図書館に着くために所要時間の20分前の時刻が2時50分になることを図や模型の時計等を活用して理解させる指導をすることが考えられます。このことは、日常生活において計画的に行動するため、ある事柄の開始時間と所要時間、終了時間の関係を正しく捉えることなど条件に合った時刻や時間を求めることに結びつきます。

2つ目の課題である基準量、比較量、割合の関

係を把握し、比較量と割合をもとに基準量を求めることができるようになるためには、示された情報から基準量と比較量を特定し、比較量と割合から基準量を求めるよう指導することが重要であります。例えば20%増量した商品の内容量が480ミリリットルであるときの増量前の内容量を求める場合、基準量、比較量、割合の関係を数直線であらわすなど数量の関係を表現する活動を取り入れる指導をすることが考えられます。このことは、日常生活において商品の広告などで何割増量や何割引きなどの表現に出会った場合、どの程度お得になるかを判断するため、基準量を比較量の大小関係をもとに2つの数量の関係を的確に捉えることに結びつきます。

このようなことから、教育委員会としましては、学校には全ての児童生徒に思考力、判断力、表現力等を確実に育むため、全教科等を貫く言語活動の一層の充実を図るようお願いしてまいります。また、授業改善については、国語科の授業では対話、記録、報告、要約、説明、感想などを意図的、計画的に指導するようお願いしてまいります。算数科の授業では、子供たちが具体的な教材を用いた言葉、数、式、図、表、グラフなどを用いて自分の考えたことを表現したり、友達に説明したりする学習活動等を取り入れるようお願いしてまいります。さらに、国語科や算数科の指導内容では、統計的、段階的に上の学年につながっていくとともに、らせん的、反復的に繰り返しながら学習することを重視するとともに、児童生徒の実態に応じ、課題となる事項については重点的に取り組みを進めていくようお願いしてまいります。

長くなりましたけれども、以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山田典幸議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時58分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 東 川 孝 義

署名議員 奥 村 英 俊

平成27年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 平成27年12月15日(火曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 経済建設常任委員会委員の選任
日程第3 議会改革調査特別委員会委員の選任
日程第4 一般質問
日程第5 議案第5号 名寄市民文化センター条例の一部改正について(総務文教常任委員長報告)
日程第6 議案第30号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第7 報告第4号 名寄市国民保護計画の変更について
日程第8 意見書案第1号 夜間中学の整備と拡充を求める意見書
意見書案第2号 地方の公共交通を守りJR北海道宗谷北線の減便、美深駅の無人化の見直しを求める意見書
意見書案第3号 TPP大筋合意に抗議し情報公開と国会審議の徹底を求める意見書
日程第9 報告第5号 例月現金出納検査報告について
日程第10 閉会中継続審査(調査)の申し出について
日程第11 委員の派遣報告

委員長報告)

- 日程第6 議案第30号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第7 報告第4号 名寄市国民保護計画の変更について
日程第8 意見書案第1号 夜間中学の整備と拡充を求める意見書
意見書案第2号 地方の公共交通を守りJR北海道宗谷北線の減便、美深駅の無人化の見直しを求める意見書
意見書案第3号 TPP大筋合意に抗議し情報公開と国会審議の徹底を求める意見書
日程第9 報告第5号 例月現金出納検査報告について
日程第10 閉会中継続審査(調査)の申し出について
日程第11 委員の派遣報告

1. 出席議員(18名)

議長	17番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	靖	議員
	1番	浜田	康子	議員
	2番	山崎	真由美	議員
	3番	野田	三樹也	議員
	4番	東川	孝義	議員
	5番	川村	幸栄	議員
	6番	奥村	英俊	議員
	7番	高野	美枝子	議員
	8番	佐久間	誠	議員
	9番	塩田	昌彦	議員
	10番	川口	京二	議員
	11番	山田	典幸	議員

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 経済建設常任委員会委員の選任
日程第3 議会改革調査特別委員会委員の選任
日程第4 一般質問
日程第5 議案第5号 名寄市民文化センター条例の一部改正について(総務文教常任

12番	大石健二	議員
13番	熊谷吉正	議員
15番	高橋伸典	議員
16番	佐々木寿	議員
18番	東千春	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	益塚敏
書記	久保敏
書記	開発恵美
書記	佐藤潤

1. 説明員

市長	加藤剛士君
副市長	橋本正道君
副市長	久保和幸君
教育長	小野浩一君
総務部長	臼田進君
市民部長	三島裕二君
健康福祉部長	田邊俊昭君
経済部長	川田弘志君
建設水道部長	中村勝己君
教育部長	小川勇人君
市立総合病院事務部長	岡村弘重君
市立大学事務局長	松島佳寿夫君
こども・高齢者支援室長	馬場義人君
営業戦略室長	水間剛君
上下水道室長	天野信二君
会計室長	常本史之君
監査委員	上田盛一君

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

7番 高野 美枝子 議員

12番 大石 健二 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 経済建設常任委員会委員の選任を行います。

去る12月10日、塩田昌彦議員から経済建設常任委員会委員を辞任したい旨の願いがあり、これを許可いたしました。欠員となりました経済建設常任委員会委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により佐々木寿議員を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 議会改革調査特別委員会委員の選任を行います。

去る12月10日、塩田昌彦議員から、また去る12月14日、高橋伸典議員からそれぞれ議会改革調査特別委員会委員を辞任したい旨の届け出があり、これを許可いたしました。欠員となりました議会改革調査特別委員会の委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により東千春議員、野田三樹也議員を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

TPP交渉大筋合意への対応について外3件を、川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） おはようございます。通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず最初に、TPP交渉大筋合意への対応につ

いて伺います。TPP、環太平洋連携協定交渉が大筋合意いたしました。安倍内閣は、その詳細を国会にも十分に説明しないまま対策へ動き出しています。大筋合意でTPPが決着したわけではありません。発効までには、正文の完成から署名、各国の批准が必要です。アメリカの事情で署名は来年2月初めとされています。

そこで、地域経済への対応についてお伺いをいたします。JA道北なよろからの要望や農業委員会の建議書にもあるように、農業、農村関連予算の効果的編成と執行は不可欠であると述べられ、具体的な対応が求められているところであります。地元紙でもTPP政策大綱を見る限り、農業を守り育てるための具体的な筋道は見えてこないと言っています。関係機関と相談しながら、国の動向を見ながらではなく、市の考えを明確に示すことこそが必要ではないでしょうか。

また、自給率向上への対応についても、北海道の自給率200%を超えています。日本全体の国民の安全、安心な食を担っています。その大きな一翼を担っている名寄市です。市の考えを明確に示していただく、このことをお尋ねいたします。

2つ目に、新公立病院改革プラン策定について伺います。国は、経営効率化、経営形態見直し、再編ネットワーク化、地域医療構想を踏まえた役割の明確化など新公立病院改革プランの策定を義務づけています。昨日の一般質問での質疑のやりとりの中でも地方公営企業法の全部適用の方向性が示されていますけれども、今後の公立病院を取り巻く国の動向に対して柔軟に対応できる体制を構築していきたいという考えがおありのようですが、この間消費税の増税による負担増がありました。さらに、公立病院の運営に充てられる地方交付税の算定がベッド数から稼働ベッド数に変えられようとしています。そして、来年度の診療報酬改定の削減により、さらに経営は厳しいものになってくるのではないのでしょうか。地域医療への影響について、今市民の方々の中からこうした社会

情勢の中で地域医療の低下につながるのではないかと危惧している、そんな声が聞かれます。地域医療への影響についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

3つ目に、国民健康保険税の負担軽減についてお尋ねをいたします。この間国保税の負担軽減について何度となくお尋ねをさせていただいてまいりました。国の国保支援金活用で、収入の1割以上にもなっている国保税の負担軽減を強く求めたいと思ひます。払いたくても払うことのできない高過ぎる国保税は制度的な欠陥であり、国庫負担の増額や自治体の支援が絶対的に必要です。函館市では、本年度から引き下げられています。国からの支援金や市独自の一般会計からの繰り入れなどを使い、保険料の引き下げを行っています。名寄市のお考えをお聞かせください。

国保の都道府県単位化についてもお伺いをいたします。2018年度導入予定の都道府県化、都道府県が市町村ごとに標準保険料率や納付金を決めることになり、保険料の引き上げや徴収強化、滞納や保険証の取り上げが広がりかねません。納付金は医療費の実績や所得水準をもとに決められ、医療費抑制が一層迫られてくるものと考えます。この間の質問でスケールメリットがあると答えられてきましたけれども、どのようなメリットがあるのかお知らせをいただきたいと思ひます。

4つ目に、子供の議会開催の考え方について伺ひます。1つに、子供の権利条例についてであります。この間子供の権利条例制定についてもお伺ひをしてまいりました。子ども・子育て支援事業計画に盛り込むということで今回盛り込まれていますが、子供の権利尊重への動きが伝わってまいりません。改めて条例の制定を求めるものであります。

さらに、子供議会の開催について伺ひます。子供の権利、安心して生きる、虐待や犯罪から守られる、平等で自分らしく育つ、意見発表、参加する、この4つの権利を尊重し、子供の意見を発表

する場として子供議会の開催を望むものですが、お考えをお聞かせをいただきたいと思ひます。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 川村議員からは、大項目で4件の御質問をいただいております。大項目1は私から、大項目2は病院事務部長から、大項目3は市民部長から、大項目4の小項目1はこども・高齢者支援室長から、小項目2は総務部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

大項目1、TPP交渉合意への対応について、小項目1、地域経済への対応について申し上げます。また、昨日山田議員から同様の御質問をいただいておりますので、一部重複する答弁となりますことをお許し願ひたいと思ひます。環太平洋連携協定につきましては、本年10月5日、米国アトランタにおける閣僚会合において大筋合意を見たところですが、関係機関からは、11月4日にJA道北なよろからの平成28年度農業振興施策に対する要請書をいただき、生産活動の減少や農業だけでなく地域衰退につながる懸念があるなどの御意見をいただきました。また、11月24日には農業委員会からの平成28年度農業・農村振興施策に関する建議の中でも農作物のかつてない市場開放が行われることから、国内農業を維持、発展させていく必要な措置の構築などについて御提言をいただきました。市議会におきましては、定例会での反対決議や意見書の採択がされまして、その趣旨に沿って名寄市でも取り組みを行ってまいりました。国は、この間都道府県における説明会を開催したほか、11月25日総合的なTPP関連政策大綱を決定しました。農林水産業の分野では、攻めの農林水産業への転換として体質強化対策や経営安定、安定供給のための備えとして重要5項目関連の対策を柱とした政策を打ち出したところですが、また、TPP対策費として補正予算

で計上していく方向で検討がされているところです。

市としては、11月に北海道、北海道市長会、北海道町村会の連名によるTPP協定に関する要請書を国へ提出したほか、北海道市長会においては環太平洋連携協定問題特別委員会が設置され、構成市として意見反映を行ってまいりました。今回の大筋合意においては、農業を基幹産業としている本市としては地域農業の存続にかかわる重要な案件であると認識しております。今後は、国会での批准に向けての動きを注視するとともに、農業者への的確な情報提供とともに持続可能な農業を目指していく中で、農業者が安心して将来展望が持てるように今後の農業対策における予算措置も含めて実効性のある財源の確保と法制度の確立や経営所得安定対策やブランド力の向上、産地化を目指していける中長期的な支援計画の策定等については、農業者はもとより北海道を初めとして関係市町村や生産団体と連携して取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2、自給率向上への対応について申し上げます。本年4月に国が策定しました食料・農業・農村基本計画では、食料自給率の目標をカロリーベースで平成25年度の39%から平成37年度に45%に引き上げる目標を設定したところです。北海道においては自給率が200%を超えている状況ですが、名寄市においては生産者の皆さんの長年の努力の積み上げにより安全、安心な農産物が生産されており、名寄産ブランド力の確立がされてきたところです。今回のTPPにより海外の農産物が大量に輸入されることになれば、例えば食品添加物などにおいて懸念されるところです。JAにおいても国産の農畜産物は安心、安全なものを提供するために残留農薬検査の実施などがしっかりと担保できるよう厳しい対応が求められており、外国産においても同様の提示が必要であるとの御意見も伺っており、国への要請を含めて関係機関と連携して取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 私からは、大項目2、新公立病院改革プランについての小項目1、地域医療への影響についてお答えいたします。

御指摘のとおり、公立病院の経営については大変厳しい状況にあります。公立病院は民間病院との適切な役割分担のもと、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で安定した経営のもとでへき地医療、不採算医療や高度先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことが求められております。そうした中で総務省から新公立病院改革ガイドラインが示され、新たな改革プランの策定が求められていることから、本市においては新名寄市病院事業改革プラン策定検討会議を設置し、議論を進めているところでございます。新改革プランの中では、道が策定する病床機能区分ごとの将来の必要量等を示す地域医療構想を踏まえた役割、医療介護総合確保推進法において掲げられている地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割を明確化するものとされております。現在のところ地域医療構想、本市の病院事業の改革プランとも検討段階であり、議論を進めている途中ではございますが、市立病院においては急性期医療、専門医療を担う拠点病院として、東病院においては地域の慢性期医療を担い、在宅と療養、医療の橋渡しとなる病院として、現在の機能を維持する方向性を確認することになると想定しております。今後は、近隣市町村の民間も含めた医療機関、介護福祉施設、保健機関とますますの連携を図り、地域の皆様が安心して生活していける医療体制を提供できるよう努めてまいります。

また、現在の医療施設は救命、延命、治癒、社会復帰を前提とした病院完結型の医療から病気と共存しながら生活の質の低下を防ぎ、住みなれた地域や自宅での生活を地域全体で支える地域完結

型の医療への転換が図られております。こうした制度となっていることから、急性期治療後の患者さんは退院後在宅復帰または介護福祉施設への入所を図ることなどになりますが、高齢世帯を中心に退院後の生活に不安を持っている患者さんも少なくないことは承知しております。今後も近隣介護施設、保健師等との協力体制を密にし、患者さんが安心して退院後の生活に移れるよう丁寧な対応に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目の3、国民健康保険税の負担軽減について、小項目の1、国の国保支援金活用について及び小項目の2、国保の都道府県単位化について一括して申し上げます。

国保制度は、地域医療の中核を担う医療制度として市民の健康保持、増進において大きな役割を果たしております。しかし、加入者が低所得であることや高齢化に伴う医療費の増大などの構造的な課題を抱えており、医療費の支払いのためには加入者の支払う国保税を初め、国、道、市からの負担金や補助金などの財源が必要となります。名寄市においても年々増大する医療費や高齢化の進展により国保財政は困窮の度を増しております。基金を取り崩しながらの厳しい財政運営が続いております。一方で、名寄市の平成25年度の決算ベースでは、1人当たりの国保税額は医療分で全道35市中24番目と決して高い税額ではない状況でございます。さらに、国保加入者の負担を軽減するために加入者の所得に応じた軽減を行っており、平成27年度当初賦課におきましては7割軽減、5割軽減、2割軽減の対象者は国保加入者全体の約65%の方が国保税の軽減を受けている現状でございます。

また、平成30年度からは国保の構造的な課題を解消し、国民皆保険を将来にわたって堅持する

ために国保の都道府県化が実施されます。これにより平成30年度から毎年約3,400億円の公費拡充等による財政支援が予定をされております。まず、平成27年度からは低所得者対策として約1,700億円、平成30年度からは各自治体の責めによらない要因による医療費の増や医療費の適正化に向けた取り組み等に対して約1,700億円の財政支援、さらに財政リスクの分散、軽減のため、財政安定化基金の創設などが予定をされてございます。こうした基盤強化により、加入者に対する急激な保険税の引き上げが抑制されることにつながるとされております。新制度に伴い、国や道からの財政支援がふえることが期待されるところでございますけれども、保険者の医療費適正化に取り組む保険者努力支援に対する具体的な指標がいまだ示されていないこと、また北海道においても都道府県ごとに定める国保運営方針や標準保険料等について現在事務レベルのワーキンググループにより協議を進めている段階であり、名寄市が抱える被保険者の減少に伴う保険税収入の減少やその一方で医療費の増大という現状を鑑みますと、国保税のさらなる負担軽減は非常に困難と考えているところでございます。国民健康保険は、制度発足以来となる大きな改革のときをこれから迎えることとなりますが、今後とも国保の広域化に向けた情報把握に努めながら、的確に制度対応を図ってまいりますので、御理解をお願いします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 私からは、大項目の4、子供議会開催の考え方について、小項目の1、子供の権利条例について申し上げます。

当市では、本年4月から5年を1期とした名寄市子ども・子育て支援事業計画がスタートいたしました。それまでの計画でありました次世代育成支援行動計画との比較では、基本目標に子供の

権利が尊重される名寄を追加し、子どもの権利条約で保障された生きる、育つ、守られる、参加するの4つの権利をさらに尊重していく計画となっております。

当市の具体的な取り組みとして、主要施策の1つ目の子供が安心して生きることが守られるまちづくりでは、乳幼児医療費助成を独自拡大し、継続して医療を受けるための支援を行ってきております。2つ目の児童虐待や犯罪から守るまちづくりでは、児童虐待防止推進月間の街頭啓発を主任児童委員を初め関係機関の御協力により実施し、市民に理解を求め、虐待の未然防止を初め名寄市全体で見守る体制をつくってきております。また、児童福祉法に基づき児童福祉、教育、医療関係、人権擁護委員協議会等に御参加いただき、名寄市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との情報共有を図るとともに、児童虐待の早期発見、早期対応を行い、子供の権利擁護に努めているところでございます。3つ目の平等で健やかに育つまちづくりでは、本年10月27日にオープンした地域子育て支援センターひまわりらんどが常設施設となったことにより、親子で過ごす時間の提供が図られ、午後からは幼稚園降園後の親子の居場所として御利用いただいているところでございます。また、平成24年度からスタートしました親子お出かけバスツアーでは、多くの親子の方々に御利用いただいております。多世代交流も含めて本市独自の事業として効果を上げているところと考えております。また、本年4月から全国的に開始しました子ども・子育て支援新制度による保育料等につきましても本市の独自段階で設定し、低所得者の方への支援を行ってきているところでございます。4つ目の意見が尊重されるまちづくりでは、次の小項目2の子供議会の開催についての答弁と重複いたしますので、ここでの答弁は控えさせていただきます。

計画の各主要施策では、具体的施策や事業、具体的な取り組みも盛り込み、市役所庁内各部局が

有機的な連携を図りながら子供に対する施策を実施し、各関係機関との連携、情報共有を図り、今後も実践をさせていただいております。今後も引き続き子供の最善の利益を実現するため、名寄市子ども・子育て支援事業計画の基本理念である「ここで育って、ここで育ててよかったといえるまちをめざして」を実践するための施策を総合的かつ計画的に実施し、本計画の中で子供の権利条約の具現化を図っていくとともに、計画の検証については名寄市子ども・子育て会議において十分行ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私からは、続いて小項目の2、子供議会の開催について申し上げます。

1994年、政府が児童の権利に関する条約を批准して以降、子供の意見表明権実現の機会を提供するために全国の地方議会におきましても子供議会を開催するようになってきていると認識しております。近隣の自治体では土別市において取り組みがなされておきまして、その趣旨としましては市内中学生のまちづくりなどへの興味、関心を育み、子供の自由な発想を生かした意見、要望を市政へ反映することを目的とし、子供たちの市政に対する声を直接的に聞くことのできる場とも認識をしております。

本市におきましては、平成25年度までに全小中学校におきまして市長、教育長との懇談会を実施し、じかに市長や教育長と懇談する機会をつくり、まちづくりへの関心を育んできた経過はございましたが、子供議会を含む公の場でそうした機会の提供をしてきたことはございません。子供議会に関しましては、子供たちの声を市政、またまちづくりに反映するための一つの手法とは考えてございますが、その他の手法として子供サミットなど子供間で意見を交わし、声明を出すといった取り組みを実施している例もございます。これらのことから、他自治体の取り組みも調査をしなが

ら、市政に対し子供たちの声を反映させる手法とあわせて、まちづくりに対する自覚の形成につながるような方策について研究してまいりたいと考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問、また要望等をさせていただきますと思います。

まず最初に、TPP交渉の大筋合意への対応についてであります。昨日の山田議員への御答弁の中でもありました情報の提供、また実効性のある予算をつくっていきたいということでありましたけれども、これはもう当然のところであります。でも、それ以上のことが今起こってくるのではないかという不安は山ほどあるということであります。先ほど道の連絡会のようなものがつくられているということもありましたけれども、JAのほうからもやっぱり農業がダメージを受けるのは確かだということで、地域が衰退しかねないし、また行政としても道の農業を守るための運動を北海道と一緒に広域で進めていただきたいのだと、そういった要望が出されているところでありますけれども、このところもなかなか具体的にどういった運動として進めていくのかということが伝わってこないです、今の御答弁聞かせていただく中でも。また、食料の自給率の向上の部分でも農業委員会の建議書の中でもTPPによってかつてない市場開放になってということで、先進国の中で今でさえ最低水準になっている食料自給率であります。また世界的に食料不足が深刻な中で食料自給率の向上は待ったなしだというふうに述べられているわけです。これをどう解決しようとしていくのかという、この具体策がなかなか伝わってこない。そういった部分で農業を営んでいる方はもちろん、消費者として私たち食べる側としても不安がいっぱいあるところです。この部分について再度お考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 今回のTPPの関係については、とりわけ北海道が大きな打撃を受けるのではないかということが懸念をされてございます。そういった中でそれぞれ北海道の中では農業もありますし、酪農、畜産もありますし、水産もございます。そういった分野の中で、先ほどお話はさせていただきましたけれども、全道の市長会の中、そういった特別委員会を設置をして、この特別委員会には35市が加盟しておりまして、農業分野、酪農、畜産分野、水産分野ということで、それぞれの部会の中で今意見を議論をさせていただいているところでございます。年は明けて2月か3月ぐらいにまたさらに会合を持って、どういった施策なり要望なりがあるのか、そこら辺のところを持ち寄った中で議論をさせていただくというようなことになっています。当然この中には北海道も入ってございますので、そういった中で考えていく必要があるのかなというふうに思っています。特に名寄市内の部分については、農業者のTPPの情報というのが連日マスコミなども含めて相当の情報が流れてございますけれども、本当に肝心な情報というのがどれだけおりにきているのかということもございますので、そういった情報を的確につかんで、それを農業者を含めてしっかりおろすということ、そしてその中で持続可能な農業に向けて名寄市として今後この対応についてどういったものが必要なのかということこれは名寄市だけではなくてJA含めた生産団体もありますし、当然全道の市町村の中で一体的に国にやっぱりお話をしていくことなのかなということでございますので、そのようなことを今後考えていくということでございます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） なかなか錯綜するほどの情報が出てきていないということかなというふうに思っているのです、具体的に出てきていない

ということで、やっぱり情報をきちっと出してもらうことが大切かなというふうに思いますし、国に向けて情報をきちっと出すようにというふうな、そういう働きかけといたしますか、そういったことも今御紹介があった特別委員会とおっしゃいましたか、その中でも動きをつくっていくことが必要ではないかなというふうに思っていますので、その部分もう一度お聞かせをいただきたいと思えます。

それからあと、食料自給率にかかわってといたしますか、安全、安心な食料のところという名寄市の学校給食です。地産地消で、現在60%以上地産地消、お米はもう100%が地元のお米を使っているということで、安心して子供たちに食べてもらえるのですけれども、これが生産者の方々の顔が見えたり、また食育の観点からも本当に大きな役割を果たしているというふうに思っているのですが、私はこういった部分でも後退するのではないかなという危惧をしているのですが、その部分もあわせてお考えをお聞かせください。

○議長(黒井 徹議員) 川田経済部長。

○経済部長(川田弘志君) TPPの情報の部分につきましては、先ほどお答えしましたけれども、やっぱり農業者の方々に内容が十分伝わっているかという、なかなかそういった状況にもないのかなというふうに考えてございます。先ほど答弁させていただきましたとおり、そういった情報もこの特別委員会の中で随分各市町村の中から出されております。情報をしっかりと国は責任を持って農業者にお知らせすることなど含めて、そういった御意見もありますので、そういった中でやっぱり国に要望するものはしていくという形で取り進めてまいりたいというふうに思っております。

食料の、当然名寄の農産物についてはこの間名寄の農業者の皆さんの長年の御努力において本当に良質で安心、安全な生産物を供給していただいているということで、その結果が学校給食なりに使っていただいているというふうに思っております。

ます。そういったことは、今後も非常に重要なことだというふうに思っております。先ほど申し上げましたとおり、JAにおいても特に農産などについてどういうことになるのだろうかというような危惧もございますので、しっかり生産団体とも意見交換をして、そういった課題について何があるのかということ洗い出しをしてお話をさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 川村議員。

○5番(川村幸栄議員) やはり積極的に情報を公開するようにという申し入れは強く求めていただきたいなというふうに思っています。

あと、食の安全にかかわってなのですけれども、先ほど部長から答弁の中でも海外からの輸入がふえれば残留農薬の検査等というお話がされたところでありますが、実はちょっと調べてみましたら輸入貨物到着した後の検査体制、今でさえ一般貨物で輸入手続が平均所要時間が6.24時間でありました。それから、食品検閲などの対象になる他法令該当貨物という、こういったものの検査が9.25時間というふうになっているのですが、TPPの中では48時間以内に関税を通過させること、これが義務づけられているというふうにあります。今かかっている時間の半分以上に検査をし、そして国内に入れるという、もう本当に食の安全は守られるのかというふうな不安があります。さらには、食品衛生監視員という方々がそれでも少しふえたのかなと思うのですけれども、全国に406人しかいないということでした。輸入するものも品数もふえているのか、検査率がどんどん下がって、今10%を切っている状況だということです。このままでは国民の健康、食からの健康や命を守ることはできないのではないかなということを本当に心配しています。検査率大幅に上げることや食品衛生監視員の増員など検査体制の充実を求めていることも、本当に農業を守るという、食を守るということにあわせてここも必要だというふうに

思っているのですが、先ほどのいろいろな委員会の中でのそういった話し合いの中でもぜひこういった部分も取り上げていただいて、要望を強くしていただく、このことも考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 今の食の安全の関係、検査員が少ないだとかという部分は参議院の予算委員会の中でも議論されたというふうに承知しております。そういった旨、それは国がやるべきものと市町村がやるべきものとあると思うのですが、この部分についてはやっぱり国にしっかりやっていただく分野だというふうに思っています。そういった意味でそういった食の、先ほど残留農薬のこともJ Aから要望が出されたというふうにありますので、しっかりとそういう状況を把握して、お話をすべきはしていくということで、それはオール北海道でやっていく必要があるというふうに思っていますので、その中で意見反映を含めて行っていきたいと思っています。以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） ぜひ意見を反映させていただくように強く要望したいというふうに思います。

それとあと、今大筋合意ということでされたということで、ほぼ決まりのような、報道の仕方にもよりますし、受けとめ方にもあるというふうに思うのですが、最初述べたように合意がされたけれども、決着がついたわけではないといったところら辺の情報提供といいますか、そこら辺を徹底していただきたいなというふうに思っているところです。今条文案を精査中だというふうに言われていますし、3つの条件を満たさなければTPPは発効しないというふうにされていると聞いています。基準とされるGDP、これが85%以上を占める6カ国以上の通報が行われた日から60日後に発効する。こういった中では、2013年の

GDPによると日本が欠けてもアメリカが欠けても85%に達しないということですから、日本の反対運動が今非常に高まっていますけれども、こうした中で国会が批准しなければこの3つの条件を満たさず、TPPは発効しないということにつながる状況にあるということですよ。このところ間違いありません。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） TPPの発効については、国会の批准がないと進んでいけないということは認識しております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 先ほどもお話ししましたように、TPP大筋合意の全文の公開、そして国会での徹底審議が本当に必要だというふうに思っていますし、また国会決議違反の検証も必要だというふうに私は思っています。先月25日には、札幌でも反対の集会やデモが行われて、全国各地で反対運動が続いています。日本が批准しなければTPPは発効しないということですので、私たちはTPPからの撤退と批准阻止のために皆さんと一緒に力を合わせて頑張っていく、その決意を申し上げて、次に移らせていただきたいと思えます。

2番目ですが、公立病院の改革プランであります。先ほど部長からの御答弁にありましたように、公立病院ですから不採算分野、この部分についても多く担当しながらの本当に厳しい中での経営を強いられていくということですが、ここに日々御努力いただいている、私たちの命を守っていただいているということに対しては敬意を申し上げたいというふうに思っています。

現在の機能を継続して守っていきたいという御答弁がありましたけれども、しかしいろいろニュースの中でところどころ流れてくる情報の中で、やっぱり市民の方々不安が隠せません。例えば先月道が明らかにしました。これは、私ども共産党の道議団の資料請求で明らかになったのですけれ

ども、公立病院の運営に充てられる地方交付税が減らされるということ、ベッド数から稼働ベッド数に変えられるといったことが報道されていたところです。今ベッドの利用率が低い病院にベッド数を減らすことなどが求められていると言われていて、病床削減、そして平均在院日数、入院している日数の短縮、こういったことによる医療費の抑制が進められているのではないかと、やはり市民の方々は不安を隠さないでいるところでもありますけれども、あとこういっただ部分に対する不安に対するお考えをお聞かせいただければというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長(岡村弘重君) 今議員のほうから御指摘のありました病院の経営に直結する交付税等の減ということでございます。今現在届け出病床数がうちの場合は354ということでございますが、地域包括ケア病床のほうで6床室を4床室にしたというようなことも含めまして、現在8床休床しているという部分でございます。その8床分が削減の対象ということになっておりますけれども、現時点では経過措置が含まれておりまして、3年間漸減をさせていくというようなことになってございます。8床分ということでございまして、当院としてはほかの病院と比べますと非常に少ない影響かなというふうには思っていますが、今後まだ確定した話でございませぬけれども、これが平均稼働病床数というようなことになりますと、現時点でいけば70%程度というようなことになりましますので、この平均稼働病床数というようなことになったときには大きく影響が出るということになりますから、そのときには対応をとらなければならないということになろうかと思っております。現時点では、当院としては余り大きな影響というふうには捉えていないということでございます。

また、ベッド数が削られていくのではないかと、ということでございますが、これは地域医療構想の

中で2025年に向けたベッド数が示されてきているということですが、これにつきましては目標数値ということでございまして、今後10年かけて民間病院等とも調整を図っていくということでございまして、これは2次医療圏単位でそれを進めていくという方向が示されているということでございます。ですから、すぐ来年からベッド数が削減になるということではございませぬけれども、医療圏の中の病院個々がどういう選択をしていくのかということによって、私どもの市立病院であったり、東病院であったりというところへの影響というのは出てくるものというふうに思っています。今現在のお示しされている数字の中では、当院の将来的なベッド数について大きな削減を伴うというふうには見ていないということでございます。

また、平均在院日数が減ってきているということにつきましては、先ほどの答弁で申し上げたとおり病院完結型から地域完結型へ移行していくと、医療システムがそのように移行していくという、まさにその点に係ってきております。包括、診療報酬制度の中、DPC制度の中でいきますとやはりそれぞれの病態に合わせて入院日数が指定されてきていると。その中で対応しなければ、病院としても余り長くなると赤字がふえてしまうということで、大変痛しかゆし、苦しい場面も本当に現場では思っているらっしゃると。その中でもそれぞれの患者さんと個々に対応させていただきながら、転院であったり、在宅復帰といったところを相談させていただいているところでございます。それらを含めて退院後のケアという部分もしっかりしていくのが地域包括ケアの仕組みということになっておりますので、今までが一つの病院に入院すれば入院から手術から回復、完治までという、本当に長くそういうシステムできたものの転換期にきているという点が皆さん御不安を抱かれている点かというふうに思いますが、こうした部分につきましては我々もそうですけれども、社会全体で

お知らせをしていって、今後のシステムについて御理解をいただける対応をとっていく必要があるだろうというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 今部長がおっしゃったように、制度の転換期だというようなお話もありましたけれども、高齢化が急激に進んでいるというあたりでもやはりいろいろ市民の皆さんの不安は大きいのかなというふうに思っています。あと、診療報酬改定もありますし、それから7対1の病床、重症患者を扱っていくという割合も引き上げていくというようなことも聞かれています。そういった部分でも非常に不安は広がっているところでもあります。

あと、きのう議論の中でもありました退院した患者さんの在宅の問題、風連国保診療所での在宅医療、今も進められていますけれども、在宅医療を受けられるようにしていきたいといったこともありました。民間の病院、また介護施設との連携をという、最初の御答弁の中にもありましたけれども、これを本当にしっかりと進めていただきたいというふうには思うのですが、しかし国が進めている医療介護総合確保推進法、これを見るとやはり不安は拭えないという状況になっています。そんな中でも名寄の市立病院がいろんな形でこの地域に大きな役割を担っていただいているという部分では安心もしていながらも、しかしというところら辺にあるのかなというふうに思っています。病床削減は今のところ急に大きな影響はないというお話もありましたけれども、病気になってすぐりたいというところでの病院の中で、入院日数が少なくなってくるとやっぱり不安はふえてくるというのはもうこれは拭い切れないかなというふうに思います。また、これから次の質問でかわりますけれども、国保の都道府県単位化、ここでも医療費の削減が言われていまして、やっぱり社会保障費の抑制であったり、削減ということで非常に国民に、市民にという負担を押しつけていくの

かなと。不安材料ばかりが進んでいくのですけれども、国保の問題もありますので、病院のところはここでやめたいというふうに思っていますけれども、そういった市民の声も十分に受けとめていただきながら、実は接遇対応へのお願いもしたいなというふうに思っていたのですけれども、そことあわせながら、やはりそういった患者さんの思い、病気のことはばかりではなくて経済的な部分、将来、次に続く部分、いろんな部分での不安がたくさんありますので、そこを受けとめていただきながら対応していただくことを強く求めて、次に行きたいと思えます。

あと、国保の都道府県化です。先ほど34市中24番目ということで、そんなに高くないというお話でした。そんなに高くない国保税ですけれども、道内ではそうですけれども、やはり払う側は非常に大きな負担です。収入の1割を超える部分を払わなければならない。そして、軽減を受けている加入世帯が65%ですから、多くの方が大変な思いして払っているということです。部長の御答弁にありました。医療費の増大で保険税の減は難しいと。負担が大きくなっているのだということでした。こうやっておっしゃると、やっぱり医療費を減らしていくということがこの都道府県化の大きな狙いかなというのが見え隠れしてまいります。私は、いつもお話していますようにやっぱり国の制度が国民をいじめているというふうに思っていますので、ですから国の責任で社会保障としてきちっと国民の皆さんが安心して医療にかかれる、そういう保険制度にすることが必要だというふうに思っているのですが、この部分について改めてお考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 国保の広域化、都道府県化ということで、最初の質問の中でメリットはということでございました。具体的には、法定軽減の適用の拡大ということで、平成27年度からの1,700億円の財政支援につきましては、こ

これは低所得者の対策ということで7割、5割、2割のいわゆる法定軽減の適用の拡大のための財源ということで、この財政支援はこれらの軽減措置に伴う国保税収入の減額部分への支払いに振り向けられることになってございます。もう一方で、平成27年からということで、どれだけ支援が拡大するのかというのは現状見えない状況にございますけれども、先ほど申し上げましたとおり加入者が減少している中でも医療費がふえ続けているということでは、財政支援があったとしても医療費の支払いのほうに振り向けられてしまうという現実もございます。したがって、毎年繰り返しているのですけれども、基金を取り崩しながら引き続き厳しい予算編成、同時に新制度が明らかではないのですけれども、最大の関心事であります新制度の国保税がどうなるか、ここがちょっと明らかでない現状です。具体には、都道府県に納める国保事業の納付金、それと標準保険料等を参考に我々市町村が決定する国保税との関連、このあたりのことも現状ではどういうふうに対応したらいいのか明らかではない現状でございます。したがって、国保税の負担軽減ということでありますけれども、そちらのほうに結びつけるのは困難であるというふうに考えているところでございます。国保事業をめぐる厳しい状況というのは今後とも続いていくと考えております。引き続き国や道に対して制度の改善あるいは一層の財政支援などあらゆる機会を通じて訴えていかないとしないというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 川村議員。

○5番(川村幸栄議員) 当然市民も大変ですし、そこを担っている市の方々も大変なのは理解しながらも、しかしやはり国保に加入されている多くの市民の皆さんの声をしっかりと受けとめていただきたい、その思いで取り上げさせていただいています。やはり社会保障がどんどん削られていく

ということだと思います。国保は、保険ではなくてやっぱり社会保障だということです。憲法に保障された生存権を国家が保障した社会保障制度の根幹をなす制度だというふうなことをぜひとも捉えていただき、国からの財政支援ありますけれども、今のままでとどまることなく、さらに市民への支援を強く求めて、子供議会に移りたいと思っております。

子供議会は、私は開催することだけが目的ではなくて、子どもの権利条約ということで、子供の権利を大切にすることによって、そのことを大切にすることで、やっぱり議会を開いたり、会議を開いたり、子供の意見を聞く、そのことが大切だというふうに思っているところです。10月、名寄大学で市民講座があって、吉永省三教授、千里金蘭大学の教授がおっしゃっていました。いじめや貧困問題など子供の救済は子供の参加によって成り立つということです。子どもの権利条約第12条、意見表明、参加権に基づく実践によって、第3条、子供の最善の利益、これを具体化していくというアプローチ、これがとりわけ子供の救済において極めて重要であり、有効だということでもあります。ですから、やはり子供の権利をしっかりと守っていく、そのための子供の権利条例、そしてその中で子供たちの意見表明、そしていろんなことに参加していく、まちづくりに参加していく、そういったところの保障をしていく、この権利を守るというところ、確かに虐待やいじめやこういったところへの対策は進んでいますけれども、根幹のところ、このところをぜひとも再確認していただいて、そこに取り組んでいただくことを強く求めて、終わりたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 先ほど岡村病院事務部長からの答弁が訂正がありますので、岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長(岡村弘重君) 申しわけございません。先ほど当院の病床数354と申し上げたようでございます。359が正しゅうご

ございます。訂正させていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

生活環境改善、省エネの取り組みについて外3件を、熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） おはようございます。指名を受けましたので、通告順に順次質問を申し上げたいと思います。

生活環境改善、省エネの取り組みについて、1つに今後の公営住宅建設と省エネ施策について。少子高齢社会における公営住宅ニーズを踏まえた今後の公営住宅建設や改正省エネ法を踏まえた今後の公営住宅の対応についてお伺いをいたします。

今後の住宅リフォーム事業の展開について。高度成長期時代に建てられた住宅の老朽化が進み、住宅のリフォームが必要になっている現状にあります。過去に取り組んだ事業の効果を踏まえ、新たな施策、事業の再構築により快適な市民生活を支援するために地域経済活性化に資するべきと考えますが、考え方をお伺いいたします。

防犯灯、街路灯LED化の現状と今後の課題についてであります。既に方向性として防犯灯や街路灯のLED化が確認されておりますが、現状の進捗及び早期完成に向けた今後の計画、課題についてお伺いをいたします。

天文台環境世界一を目指す今後の取り組みについて。天文台職員や市民団体等の協働により、その専門性や教育的見地から知名度は上がりつつあります。さらに天文環境世界一を目指すための市民的広がりが必要かと思えます。他自治体の例を学びながら光害防止条例制定の見識をお伺いをいたします。

2つ目に、水道事業について、水道事業経営の現状と課題についてであります。昨年末の水道中期経営計画中間報告の見直し以降の経営見直しと課題をお伺いをいたします。

第2期水道拡張事業の検証についてであります。新たな水源開発や人口減や生活様式の変化等

を踏まえた第2期水道拡張事業の今後の検証経過や各課題についてお伺いをいたします。

3番目、住民の足を確保するための取り組みについて、宗谷本線活性化推進協議会の今後の取り組みについてであります。既にJR北海道が明らかにしている来年の3月のダイヤ改正による普通列車79減便、駅の無人化等全道各地に波紋を広げております。まさに地方創生に逆行する地域への影響を想定するときに宗谷本線活性化推進協議会の取り組みは重要だと思えます。また、現状のJR当局の対応やその結果を受けての今後の取り組み、課題等についてお伺いをいたします。

コミバス実証運行の総括と今後の利用拡大促進施策についてお伺いをいたします。

最後になりますが、4番目、学校運営の課題と子供の育成について、教職員の労働環境と子供の育成についてであります。教職員の労働環境及び時間外労働等の現状や教師と児童生徒との触れ合い時間確保の状況についてお伺いをいたします。

道教委による情報提供制度の現状と課題についてお伺いをいたします。

フッ化物洗口の実施状況と課題についてお伺いをいたします。

この場における質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） ただいま熊谷議員から4点にわたって御質問いただきました。大項目1のうち小項目1及び3につきましては私から、小項目2は営業戦略室長から、小項目4と大項目4は教育部長から、大項目2は上下水道室長から、大項目3は総務部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお伺いをいたします。

それでは、大項目1、生活環境改善、省エネの取り組みについての小項目1、今後の公営住宅建設と省エネ施策についてお答えいたします。初めに、少子高齢化社会における公営住宅ニーズを踏まえた今後の公営住宅建設についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、少子高齢化が急速に

進行している現在、住宅セーフティーネットである公営住宅の整備は少子高齢化社会における重要施策の一つであると考えており、団地整備においては住宅規模、間取り、必要な設備など入居者のニーズを可能な限り反映させるとともに、北海道が推進しているユニバーサルデザインも取り入れることで、高齢者はもちろん多種多様な世帯が利用できるよう基本設計段階で配慮するように努めております。

なお、現在整備中の北斗、新北斗団地の建てかえ事業におきましては、市営住宅入居者の半数以上が高齢者世帯であることと高齢化社会への対応を図るため、公営住宅建設の設計段階における配慮はもとより、建てかえのための意向調査や事業説明会を実施するなど可能な限り既存入居者の意向にも耳を傾けながら、きめ細かな対応に努めております。また、事業期間が12年間と長期に及ぶことから、事業の前倒しなどの御意見もいただいておりますが、現在は建てかえ、住戸改善、長寿命化などの各事業を並行して実施しており、単年度の事業費をこれ以上ふやすことは財政的に困難と判断しておりますが、一般空き家の修繕を積極的に行い、居住戸数をふやすことで入居希望者のニーズに応えられるように努めてまいります。

次に、省エネ住宅の対応についてお答えいたします。現在整備中の北斗、新北斗団地のうち北斗団地につきましては国が定めた省エネ基準に基づいて整備しており、11棟120戸の計画のうち現時点で5棟56戸が完成しております。また、新北斗団地は省エネ基準に基づく整備ではありませんが、18棟72戸の計画のうち10棟40戸が完成しております。本年4月1日にエネルギーの使用の合理化に関する法律、いわゆる省エネ法が改正され、改正前は省エネ基準の柱は断熱材としていましたが、改正後は断熱材に加えて暖房、換気、給湯、照明等の設備について省エネ対応が求められるようになりました。今後は、改正法により省エネ対応の方向性として省電力設備の導入

が求められるようになるものと考えております。現在の北斗、新北斗団地整備では、省エネ基準とは別に省エネ対策として共用部分、住戸内等にLED照明を採用するなど入居者負担の軽減や環境への配慮に努めているところです。

次に、小項目3、防犯灯、街路灯のLED化の現状と今後の対応について申し上げます。現在名寄市の防犯灯は全体で3,217基を設置しており、幹線道路や交差点などの道路灯とも呼ばれている街路灯につきましては963基を設置しております。このうちLEDの灯数は防犯灯が757基で24%、街路灯につきましては19基で2%の設置状況となっております。この設置状況には、ひと・ほし・環境にやさしい灯り事業として交付金を活用した高質空間の整備により昨年から2カ年で更新した大通の街路灯17基と学校周辺と通学路の防犯灯508基が含まれております。

今後全ての防犯灯と街路灯をLED灯へ更新した場合の電気料金を試算しますと、防犯灯で約970万円、街路灯は約1,600万円となり、合計しますと年間約2,570万円となります。現在の年間の電気料金が約4,270万円ですので、比較すると年間約1,700万円の削減が見込まれることとなります。全ての街灯をLED灯に更新する費用としましては、防犯灯で約1億5,000万円、街路灯では老朽化しつつある支柱本体も含めた更新を見込みますと約4億5,000万円となり、合計すると約6億円と試算しております。これらの試算結果から、全街灯のLED灯更新後における電気料の削減効果による更新費用投資額の回収には約35年を要することとなります。また、それぞれの灯種別では、防犯灯では18年、街路灯においては支柱交換をあわせての更新ですと51年かかることとなります。参考までに他の自治体で採用しております灯具のみの単純交換ですと23年で回収することができますが、近い将来には既存の支柱への別途対応が生じてまいります。このことから、街灯のLED化は費用対効果の高い防

犯灯の整備を先行させることとし、街路灯については支柱劣化も更新の要因となるため、全灯調査を実施して支柱の状態を把握した結果をもとに今後の整備について協議してまいります。防犯灯の更新事業の実施に当たっては、他自治体のLED化の推進事例を参考としながら補助金制度の活用に向けて協議を進めているところでありますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、小項目2、今後の住宅リフォーム事業の展開についてお答えいたします。

住宅リフォーム助成事業は、平成19年度から3年間の期間を定めて実施し、市内の景気対策の一つとして高い効果があったことから復活を求める要望が多く出されております。要望にかかわる目的につきましては、景気浮揚策として実施を求めるものが多く、その他として恒常的な事業を行うことにより、技術や技能の継承、向上を図るためといった声や空き家予備軍の利活用、さらには移住促進のための施策として実施すべきとの意見も寄せられております。このことから、総合戦略の中で具体的な施策の一つとして住宅関連建設業における人材育成や移住、定住の受け皿づくり、今後増加が見込まれる空き家の有効利用という観点など複合的な効果が得られる事業を目指すべく、概要が記載されております。現在これらの事業内容について検討しておりますが、過去に実施したリフォーム事業では年度初めや最終年度に申請件数が集中するなどの反省点や申請対象者を移住、定住対策としての施策に対応するためには、移住希望者の条件設定、さらにはさまざまな家族区分に対応した支援内容や年間を通して施行されるための方策など多岐にわたる制度設計が求められておりますので、名寄市中小企業振興審議会や議会など関係機関からの御意見を参考とし、効果的な事業となるよう努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、初めに大項目1、小項目4、天文環境世界一を目指す今後の取り組みについてお答えをいたします。

天文観測における光害とは、空気中の分子またはじんあいが人工の照明を散乱、反射することによって発生する散乱光のため自然の状態の星空の背景が明るくなり、星が見えにくくなることと認識しております。生活環境上においては、過剰な照明により動植物の生態系にも影響を与えることも指摘されております。市立天文台の設置場所は自然環境もよく、市街地から離れていることもあり、観測に支障となる光害も報告されていないことから、現在では条例を定めるまでの必要性について認識してはございません。これまで照明設備を有する大型看板の設置に対しては、本市と北海道大学が共同で環境省が策定しております光害対策ガイドラインを基本にして屋外照明に関する要望書を提出し、そのガイドラインに基づき照明器具の設置をしていただいた経緯があります。今後も天体観測に影響を及ぼす可能性がある照明設備の設置が計画された場合には、これまで同様北海道大学と共同で対応していくとともに、市民や来館する方々にも天体観測をするための環境を守るための大切さを認識していただくよう働きかけてまいりたいと考えております。

次に、大項目4、学校運営の課題と子供の育成について、小項目1、教職員の労働環境と子供の育成についてですが、教職員の労働環境については不審者やいじめの問題、ネットトラブルや保護者へのきめ細やかな対応など学校に求められることが非常に多様化、複雑化している中で、多忙をきわめている現状にあると認識しております。各学校においては、月に何回かのノー残業デーの日を設定したり、それにあわせて部活動を休みにする、また教員会議などの資料を事前に配付し、会議時間の短縮を図るなど労働時間の縮減に向けて

さまざまな対策を講じております。教育委員会といたしましても学校教職員にパソコンを配置し、業務の効率化を図ったり、道教委で開発された校務支援システムを平成26年度に全学校に導入するなどしております。この校務支援システムについては、従来のメールなどのグループウェア機能に加え、出欠管理や成績処理などの業務が可能となる校務支援システム機能も付加されていることから、有効な運営に向けた研修などに取り組み、業務の軽減に努めていきたいと考えております。

また、国や道の加配教員制度を積極的に活用したり、市負担の学習支援員を適正配置するなどして教職員の負担を少しでも軽減していきたいと考えております。教職員の業務改善については、パソコンの配置や各種会議の工夫などハード面、ソフト面を含めた取り組みを進めてきております。なかなか目に見える効果は出ていませんが、教職員の負担を少しでも軽くし、心身の健康を維持することにより、児童生徒と教師としての好ましい人間関係を醸成していくことが可能となるよう各種対策に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目2、道教委による情報提供制度の現状と課題についてですが、平成22年5月に学校教育における法令等違反に係る情報提供制度に関する要綱が道教委によって定められました。これは、学校教育において保護者を初め地域の方々との信頼関係を基盤として校長の力強いリーダーシップのもと、全ての教職員が協力して調和のとれた学校運営をしていくことが重要で、道教委としては保護者等との信頼関係の前提となるのは教育公務員としての法令遵守の精神であるとの考え方に立って、広く道民から法令等の違反行為に係る情報提供を受け付けることとしたものであります。これにより、市町村立学校においても情報提供があった場合、道立学校に準じて関係学校の書類等を閲覧したり、関係職員の説明や必要な資料の提出を求めるなど事実関係を調査し、その結果

を道教委に報告することとなっております。この要綱が制定されて今日まで本市において情報提供された案件はありませんが、案件によっては個人的な誹謗中傷を引き起こす誘引となったり、平穏な学校教育現場が混乱するような事態も懸念されます。さらには、歪曲された情報が提供されるようなことがあれば人権問題に発展しかねない事態も考えられます。この要綱の運営に当たっては、このような問題を含んでいるということを十分に認識しながら、今後本市においてこの要綱に沿って情報提供された案件があった場合は細心の注意を払いながら取り進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目3、フッ化物洗口の実施状況と課題についてですが、本市においては子供たちの健康な歯を育むため、平成25年度から全ての小学校でフッ化物洗口に取り組んでおります。これは、歯は生えかわってから二、三年が最も虫歯になりやすく、永久歯に生えかわる時期である小学校の時期に適切な虫歯予防を行うことが大切になっているからであります。本市での取り組みとしては、名寄市薬剤師会に薬の調合を依頼し、毎週水曜日に各学校でフッ化物洗口が実施されていますが、平成25年度と平成26年度の実施率は88%程度で推移をしております。現在は、市内保育所でも週2回程度実施されているとお聞きしております。

小学校の実施に当たっては、保護者に対しフッ化物洗口に関するQアンドAを配付し、虫歯予防に対するフッ化物洗口の有効性やリスクに関して説明しながら、実施についての意向調査を行っております。これは、新1年生の入学時に行い、小学校在学中は中止したいときに辞退届を提出することで対応してきましたが、本年度からは学校においては担当が交代したり、クラスがえなどした場合実施者を正確に把握して事故を未然に防ぐことも必要であることから、全学年で保護者から同意書をいただくよう変更してきているところであ

ります。また、議員御指摘のとおりメリット、デメリット両面からの説明をきちんとしていくべきとの意見も寄せられていますので、今後説明資料の作成などにおいて気を配りながら取り組みを進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 天野上下水道室長。

○上下水道室長（天野信二君） 私から大項目の2、水道事業について、小項目1の水道事業経営の現状と課題についてからお答えいたします。

中期経営計画中間報告における平成20年度計画では、9,165万8,000円の当年度純損失を見込んでおりましたが、決算では料金収入が約446万8,000円不足したものの、費用の削減や会計制度改正の変更額が計画での積算より多く推移したため、4,939万円の同年度純損失にとどまり、赤字を圧縮し、繰越欠損金も解消しております。しかし、平成27年度以降の収支見込みについては、給水収益の減少や労務単価アップの影響から工事費用が増加しており、計画から事業を見直し、縮小しながら予算を積算しておりますが、中期経営計画より下回る見込みであります。

水道事業の経営については、営業収益の約90%が料金収入であり、人口減少や節水型社会の進展により料金収入の減収が予想され、これまで費用削減を重点的に行ってきましたが、その削減についても限界に来ております。建設改良費についても老朽管の増加や浄水施設の老朽化が進み、維持、更新に投資が必要です。これまで老朽管更新等建設改良費の財源として合併特例債を収入としておりましたが、平成28年度以降は水道事業に対する合併特例債がなくなり、このまま事業を進めるには企業債に依存する割合が高くなることが考えられます。結果として企業債残高がふえ、負担を次世代に先送りすることとなり、安全、安心な水道水を提供するためには将来を見据えた長期的な視点に立った経営が必要であると考えており

ます。

続きまして、小項目の2、第2期水道拡張事業の検証についてお答えします。本市水道事業では、平成20年10月に第2期拡張事業の見直しを行い、風連地区や自衛隊名寄駐屯地への給水統合を進め、将来にわたり安全、安心な水道水を安定的に供給していくためにも必要な利水計画と位置づけております。サンルダムの依存水量に関しては、平成20年度に予測を行い、今後の必要水量分として平成30年に風連地区、平成32年に自衛隊名寄地区駐屯地への給水開始を考慮いたしますと、計画水量が日量1万2,730立方メートルとなり、現在の緑丘浄水場の1日当たりの最大水量1万1,220立方メートルの差、1,510立方メートルが依存水量となります。予想値と現段階での実績値を比較いたしますと、平成22年から26年までの最大取水量1日当たりの平均値が緑丘浄水場で9,614立方メートル、風連浄水場で1,460立方メートル、これに1日当たり配水量の平均値1,010立方メートルを足しますと1万2,084立方メートルとなりまして、計画水量との差が646立方メートル、率にしますと5.08%の減となります。

また、予想の過程では人口の増減についても考慮しておりまして、平成25年度給水人口の予想値が2万6,440人に対して実績値が2万6,146人、率にしますと1.12%の減、平成26年度給水人口の予想値が2万6,179人に対して実績値が2万5,678人、率にしますと1.95%の減となりまして、現時点において取水量、人口とも予想値との乖離は見られないものと考えております。これらのことから、平成20年に行った事業再評価以降、社会経済情勢の急激な変化等による事業の見直しの必要性は生じていないと判断しております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私のほうからは、大

項目の3、住民の足を確保するための取り組みについて、初めに小項目の1、宗谷本線活性化推進協議会の今後の取り組みについて申し上げます。

JR北海道においては、本年9月に老朽、劣化が著しく進行しております車両や施設の更新、修繕に必要な資金が不足している状況にあり、安全を確保しつつ事業を継続するため、利用の少ない列車や駅の見直しを実施するとの方針を発表したところであります。この方針に基づき、11月にはJR北海道から本市を含めた宗谷本線沿線自治体に対しまして平成28年3月のダイヤ改正に向けて宗谷本線の運転本数58本中8本について見直しを行い、そのうち6本は全区間廃止するとの提案があったところでございます。本市といたしましては、本提案を受け、本市のみならず宗谷本線沿線自治体が連携して行動をとる必要があるとの考えから、沿線20市町村で構成をしております宗谷本線活性化推進協議会として11月18日にJR北海道に対し強く地域の実情を訴え、提案内容の見直しや沿線自治体との連携の強化などを求める要望を行ってきたところでございます。JR北海道は、11月27日に関係自治体などへの説明状況について公表しておりますが、その中で引き続き関係自治体などへの説明を重ねるとしてありますことから、今後におきましてもJR北海道の動向を注視しながら、沿線自治体や関係団体とも連携を図り、減便計画の見直しはもとより、地域を結ぶ鉄道交通網の充実を強く求めてまいります。

次に、小項目の2、コミバス実証運行の総括と今後の利用促進施策について申し上げます。平成24年7月より行っておりますコミュニティバス実証運行につきましては、社会資本整備総合交付金を活用していますことから、交付金の計画期間に基づき今年度末をもって終了することとなります。実証運行の開始以降、利用者及び運行事業者からの御意見などをもとに名寄市地域公共交通活性化協議会で協議の上、利用状況を考慮した運行

時間の変更や乗り継ぎが不要となる路線の導入を行ったほか、1時間あるいは30分間隔で循環するわかりやすいパターンダイヤの採用、新たな公共施設へのアクセス確保など運行形態の見直しによる利便性の向上を図ってまいりました。また、利用促進の取り組みといたしましては、バスアテンダントによるバス車内での対面案内や各種イベントと連携したバス運賃無料キャンペーンなどさまざまな手法によりPRを行い、コミュニティバスの認知度を高めてきたところであります。その効果もあり、利用者は増加傾向で推移してまいりましたが、冬期間の慢性的なダイヤのおくれを解消するため、昨年12月に行いました運行ダイヤの変更以降、利用者が減少傾向に転じているところでございます。この結果を踏まえまして、11月に開催をしました名寄市地域公共交通活性化協議会におきまして利用者の減少要因及び望まれる運行形態などをアンケートにより調査するとともに、市立総合病院前バス停の移設の検討などを実施し、より利便性の高い運行形態となるよう対策を講じるべきとの御意見をいただいております。実証運行事業の総括に向け引き続き調査検討を行ってまいりたいと考えております。

また、実証運行後の利用促進につきましては、バス事業者の主体的取り組みが基本となりますが、イベントなどにおいて広く公共交通について啓発を図るなど取り組みを支援し、利用を促進してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 熊谷議員。

○13番(熊谷吉正議員) それぞれありがとうございます。再質問残り時間ございませんから端的に、そして端的にお答えをいただきたいと思います。

JR関係の部分について、既にJRへの見直しを要請していただいておりますけれども、現在JR北海道の置かれた状況はもう御案内のとおり分割民営化以降事実上国交省、政府が株を100%持

っている感じになっております。そういう意味からすると、JR当局への見直し要請で終わらず、まさに北海道だとか独行法人の運輸施設支援機構やら、国に対する大きなうねりが必要ではないかというふうに考えております。まず、このことについてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） まず、今回のJRの減便等については、議員が言われますように私も地域住民の足を守るという視点から決して納得をしているものではありませんし、11月18日にはしっかりとJR本社に対して地域の声を副市長が代表して、さらには宗谷線の活性化協議会がありますけれども、副会長であります士別市あるいは稚内市も一緒に行って要請をさせていただいたということでもあります。今後については、先ほども申し上げましたようにJRの動きについてしっかりと動きを見守っていきたいと思いますし、その情報に応じて迅速な対応が必要だというふうに思います。さきのサロベツの関係で、基幹系、エンジン系のトラブルがあって運休がされていたということがありました。このときにも必要な行動をさせていただいて、このときには国等の要望をさせていただいたという経緯がありますので、ここはJRの動きをしっかりと見ながら、あるいは協議会を構成している自治体とも連携をとりながら必要な対策を講じていきたいという考え方をしておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 答えになっていないのですが、先ほど言いましたように実質的には北海道あるいは政府が大きく絡んでの全国的な普通列車の減便あるいは駅の無人化の問題ですから、根っこは。そこに向かって行動を起こすことが、またJRそのものの意向について無視はできないというふうに考えておりますので、住民の足をしっかりと守ること、活性化協議会も文字どお

り名寄がその中心でありますので、沿線の自治体の信頼を勝ち得るためにももっと強力な運動、働きかけが必要かというふうに思いますので、国や道に対する具体的なアクションの考え方についてしっかりお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ここは、先ほど申し上げましたように必要な対応についてはとっていききたいというふうに思っていますし、要望についてはやはり単独で動くよりもまとまって動くほうが非常に効率的だということもありますので、関係自治体あるいは協議会の構成メンバーとしっかりと協議をしながら、必要な対応を講じてまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 市長、北海道や、あるいは国に対する要望、見直しへの提案についてしっかり取り組んでいただく決意はございますか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） これまでJRさんは国鉄の時代から、そして民営化になったということのさまざまな歴史的な経過もあるというふうに認識をしまして、その中でこういった要望がいいのかということは議論する余地があるというふうに思っています。この間ちょっと報道も先行しまして、その関係で即座に動かなければならないということで電話連絡等させていただきながら、本社に要請もさせていただいたということでもありますけれども、改めて腰据えて沿線の自治体の首長さん、皆さんにちょっと一度お集まりをいただいて、その中でこれからどういう要請行動をしているのか、あるいは何を働きかけたいのかということや、あるいは何を働かせるのかということや、今後運動を展開していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 名寄市は、かつては

深名線あるいは名寄線の廃止のときの具体的な経験を持っておりますので、政治のレベルあるいは国、北海道のレベルに機会を捉えて、余り時間がございませんので、積極的な取り組みを期待をしておきたいと思っております。これ必要であれば、また市民にも問いかけながら運動強化をお願いをしたいと思っております。

次に、公営住宅というよりも、いわゆる4月1日から改正省エネ法に、どのように変化に対応していくかというつもりでお聞きをしております。答弁にありましたとおり、これまでの基準はどちらかといえば断熱とか、そういうことが中心に基準、許可が出ているのですけれども、省エネ法では設備全体、冷房とか暖房、換気、給湯、照明、さまざまな部分でやっぱり3.11以降の大きな変化が法律の改正にあらわれているわけですから、継続事業である北斗団地、あるいはその後の瑞生団地にもいろんな形での変化が出てきて当然だろうと。これまでは、電気一本で、オール電化方式が主流でありましたけれども、公の公営住宅としてこの辺に大きな期待がかけられているような気がいたします。あるいは、住民ニーズもそういうところが変わっていかざるを得ない。COP2.1の動きなんかもそうなのですけれども、十分法律を踏まえた対応、準備を強く求めておきたいというふうに思います。そういう流れであることについては部長も否定されていなかったようですから、御見解ございますか。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今熊谷議員がお話しのとおり、ことしの平成27年4月1日において省エネ法ということで改正になりまして、内容的には答弁もさせていただきました。今後については、まだ具体的な住宅について、改築しているのは今北斗団地、新北斗団地について公営住宅かかわっております、この中の今回の省エネの関係については北斗団地が対象になるということで、少し面積要件とかがございますので、これに

ついては北斗団地の関係で従前断熱材含めて省エネもやってきましたけれども、さらに住居内の施設等についても省エネに向けて充実をしていくということでもありますけれども、期待もということでもございましたけれども、何分建築費についてはコストもかかりますので、その辺も十分見きわめながら今後住宅については推進をしてまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 別に電気を、絶対に必要なエネルギーでありますから、そこが中心であるということについては変わらないでしょうけれども、3.11以降あるいは脱原発という動きの中では、あるいは世界的に環境問題が非常に重要な案件になってきておりますから、少しでもそういう環境変化に対応する動きを促進をしていただきたいと思っております。オール電化の話は、もう御案内のとおり深夜の余剰電気を昼間に使うということでもございますから、そのことで電力関係、給湯器だとか、いろんな電気製品というのはやや2.5倍余計にエネルギーを使うということにはっきりしておりますから、ぜひ公営住宅の動きについても、あるいは民間の動きなんかについても十分法の趣旨を啓発していただきながら対応を求めておきたいというふうに思います。

住宅リフォームの関係は、いずれにしても従前の3年間の有効な効果、住みやすい住宅あるいは経済効果を踏まえて、新年度からは同じような形でどうかは別にしても、定住の促進だとか、あるいは空家のリフォームだとか、さまざまな需要、ニーズに応えていかなければならぬというふうに思いますけれども、現在次年度に向けて進行中だという理解でよろしいかどうか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今住宅リフォームの関係で御質問ありましたけれども、先ほども答弁させていただきましたけれども、現在検討さ

せていただいているということです。その認識で結構です。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 学校運営の課題と子供の育成について、行きますけれども、これまでも教育長に随分要請をしておりましたけれども、今部長がお答えいただいたとおりでできるだけ学校の先生と子供たちの時間を確保する努力をいろいろ施策を工夫していただいていることについては受けとめますけれども、なかなか即効力というか、現実には子供と先生の時間がどこの学校でどれくらい確保されたかという答えはできますか。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） そのことについては今即答はできません。ただ、先ほど部長からもお話しいたしましたように、現在時間外勤務等の縮減に向けたさまざまな取り組みを学校でやっております。本年度特に重点的な取り組みとして、これは毎年やっていることですが、1つ目は部活動休止日の設定の取り組み、それから2つ目としては週休日の振りかえや休憩時間に係る制度と周知の有効活用と、それから3つ目には管理職による業務管理の充実、それから4点目としては定時退勤日や時間外勤務等縮減等強調週間の定期的な実施、この4つの項目を設定いたしまして取り組みを進めているところでございます。今後今までこれについての調査は特になかったのですが、3学期をめどに各学校の取り組みの状況を調査してまいりたいと。そして、教職員の時間外勤務の縮減に向けた取り組みが実効性の高いものになるよう努めていきたいと、そんなふうに考えていますので……。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 学校現場の校長先生やら教頭先生もいろいろ汗をかいていただいているようですけれども、なかなか目に見えるような先生たちの声として、本当に子供たちと接する時間がふえたなという声はほとんど聞こえない。

むしろ部長おっしゃったように、社会的な問題も含めていろんな課題が付加されてきているという状況がございますので、できれば次の議会で30分ぐらいはその余裕ができたと言われるような期待をして前に進みますけれども、やっぱり学校の先生が文字どおり健康的にも精神的にも、健康であって初めてそれにふだん接する子供たちの学力の面あるいは健康の面あるいは社会的な物の考え方だとか、大きくそこに応えることができるわけでありまして、小野教育長もそのことについては学校現場も十分経験をされていますので、できれば数値目標をしっかりと持って改善に努力をいただきたいと思いますが、給特法では学校の先生の時間外はその中に見込まれているということですが、給特法を超えて新たに時間外発令という行為はどのぐらいございますか。ちょっと教えていただきたいと思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今のところそれを超えての勤務は報告されておりません。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 給特法、文科省ですが、平均8時間でしたか、月。年間でしたか、これ8時間。実際には、やっぱりこの給特法そのものが実態の現場の状況と合っているかどうかというところは非常に私は問題意識持っておりますから、しっかりその辺については、教育局あるいは北海道、道教委、国も現場が情報発信をしない限り変わっていきません。国の人、文科省の人たちはそれで十分現場は、現場と法律のギャップがないものというふうに、あるいはあってもないものにしたということでしょうから、市教委の情報発信というのは非常に重要だというふうに思っていますので、よろしく願いたいと思います。

情報提供制度、これはやっぱりだめです。市教委と道教委の関係ではやむを得ないという、できるだけ慎重にしっかり現場の先生が萎縮しないよ

うに、伸び伸びと子供と接するような、そういう環境の中でお仕事していただかなければならない状況で、特別な事件をきっかけに道教委がそのように対応しているということについてはこれは極めて人権無視。むしろ学校現場を萎縮させているということにつながっているわけで、精いっぱいそういうことが起こらないようにということで、数字上はゼロあるいは数字に見えないもの、恐らく誹謗中傷なんかの手合いもあったように聞いておりますけれども、これはもう一日も早くなくすように市教育委員会としても対応いただきたいと思うのですが、教育長、お答えいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 先ほど小川部長のほうからも答弁いたしましたように、いわゆる情報提供制度につきましては学校教育に対する道民の信頼に応える、信頼の確保に資することを目的として行われていると捉えているところでございます。しかし、不正な利益を得る目的でありますとか教職員を中傷する目的、あるいは第三者に損害を与える目的に活用されるなど混乱を招くおそれも十分あると考えているところでございます。したがって、情報提供を受ける側はこのような点に十分に気を配って、気をつけなければならない制度であると考えているところでございます。今お話にもありましたように、情報制度の要綱が制定されて以来、現在のところ本市においては情報提供された案件はございません。今後もし混乱を招くような情報提供の事実が生じた場合には、この情報提供制度のあり方について意見を反映してまいりたいと、こんなふうに考えております。ただ、その一方では、信頼される学校づくりを進めるためには先生方一人一人が服務規律の保持や法令遵守について高い規範意識を持つことが求められますので、今も現在やっているのですが、今後もコンプライアンス確立月間などを通して対応してまいりたいと、このように考えております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 表面的には、名寄的には慎重に対応されているというふうに受けとめましたけれども、別に法令遵守の問題については学校に限らず全ての公務員も市役所もそうですけれども、私どももそうですけれども、不正や不法な行為をすれば当然それなりの対応があるわけがあります。なぜ学校現場だけという、その経過については私も十分認識はしていますけれども、それによって子供たち、先生が伸び伸び対応する環境が失われるというのは、これは極めて遺憾な対応ですので、市教委と道教委は別に上下関係でもないわけでありますから、分権の時代、しっかり現場の声を情報発信をしていただく中で改善を強く求めていきたいと思えますし、その状況が変わらなければまた違う機会に質問させていただきます。

フッ素の関係、始まって2年、薬剤師の皆さんにお世話になりながら名寄でも対応していますけれども、学校現場においてはやっぱり負荷がかかっているという、非常に一日の時間が忙しくなってきたという感じで声をいろいろいただきます。効果もあるかもしれないけれども、リスクもあるという、いわゆる説明のあり方について、私も道教委のガイドライン読ませていただきましたけれども、リスクについての説明については余りうかがい知ることができないなという感じがしておりまして、これからもより慎重に判断をしていかなければならぬし、国も、これはもう厚労省の指示で始まったことなのですけれども、過去には国でやってきている薬害だとか、今もインフルエンザの問題の集団接種だとかという見直しがあったり、あるいは子宮頸がん問題についても慎重に対応せざるを得ない、あるいは間違っていたことが幾多の歴史の中ではありますから、しっかり親御さん、保護者が判断をできるようなリスクあるいは効果、それを念頭にいただいて現場で混乱起きないように慎重に対応していただきたいという

ふうに思いますので、特にする子88%ですから、うがいをする子、しない子、その間の空間の時間も若干やっぱ子供たち同士の中でもなぜしないの、なぜするのということは素朴に出てくるわけでありまして、十分その辺についても心配していただきながら、また別な機会に対応させていただきたいと思います。

あと2分しかないので、余り水道室長の出番つくることができないで申しわけないのですけれども、2分の間で何ができるかというのは、私も水道協会の経営診断あるいは中期経営計画の昨年の暮れの見直し一通り何回も読ませていただきましたけれども、時間の範囲で一、二点だけ。市民、人口のことは過去から見たら随分数字を実態に近い方向でしているなという感じで、まだそのことについてもいろいろありますけれども、去年の暮れの見直した市民が使用する1日当たりの水道の量、大体名寄市の統計見ても平均で280リットル、0.28立方メートル、そして最大のときで300ちょっと超えるかなということですが、この計画を見ますとそれが450ぐらいになったのです。来年、平成28年以降非常に過大に見積もって、これは料金に置きかえらることももちろん経営する側にとってみればいいことですが、今水これからだんだん使用を控えるというのは必要なもの、大事にするということは当然のことだというふうに考えていますので、これほどどんと次年度以降過大に計画を見直したというのはやっぱりちょっといかなものかなという感じがしていますので、もうこれで答弁いただいたら終わると思うので、これだけお答えをいただいて、計画の見直しの見直しがまた新たに必要なのかなというふうに思っていますので、今回の議会で病院の改革プランの関係も二、三ございましたが、企業会計2つ、医療水も全て最優先しなければならぬということについての共通認識を持っていますので、しっかり計画はできるだけ実態に近いものをというふうに思っていますから、お答えをいただいて終わり

たいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 天野上下水道室長。

○上下水道室長（天野信二君） 熊谷議員からは、平成7年から20年度時の水道利用計画に当たっての使用量と20年度の変更見直しばかりまして、35年までで水量の違い、落差というのがあるのではないかということの御指摘だというふうに思っています。当然計画を見直した時代も含めまして、それぞれの御家庭の節水意識だとか社会環境の変化、また端的にさまざまな企業、団体も含めまして大変私どもの見込みと、見込み切れればこれはこしたことはなかったのですけれども、水利権の申請というのは1つには10年スパンで物事を考えていくということをごさしまして、今現在の水利権の権利につきましては平成35年3月31日までの中でございまして、御承知のとおり風連地区を含めて、自衛隊も含めての給水の方向も考えますと、次年度にでも先ほど申し上げました1,510トンの水利権の増加の手続に入らなければならぬという段階にございます。それ以降平成の35年には、次の10年に向けて新たに人口統計等々も含めて再度見直しがかかるという形になっています。今まで人口のほか含めて、水量も含めて、決して甘く見積もってきたつもりはございませんけれども、次期の水利権の変更等々を含めても十分万全を期して的確な形での水量推測、また人口減の推測なども含めて対処してまいりたいというふうに考えていますので、今の中で御理解等賜ればというふうに思います。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で熊谷吉正議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

13時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時10分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議

を開きます。

日程第5 議案第5号 名寄市民文化センター条例の一部改正についてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、東千春委員長。

○総務文教常任委員長（東 千春議員） 平成27年第4回定例会付託議案第5号 名寄市民文化センター条例の一部改正について、委員会での審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

委員会は、12月1日、8日の2回開催し、慎重に審査を進めました。

第1回では、早速委員からの質疑を行いました。委員からは、1件当たりの使用料の額の範囲を定める形についての議論経過はとの質問に、地方自治法で使用料は条例で定めることとしており、これまでも実費徴収分を含めて記載をしてきました。本来は条例に記載すべき事項だが、ENRAYホールは多くの備品があり、追加や更新時を含めてその都度議会承認を求める形では市民へ速やかな対応ができないおそれもあり、法制担当とも相談し、上限設定を行い、細部については規則で定めることが望ましいと考えた。使用料の額の範囲の根拠についての質問には、備品のカテゴリーごとに金額が大きく異なるものを基準に設定した。範囲という表現の市民への周知についての質問には、利用団体や市民には規則で定める細やかな料金を含めてわかりやすいパンフレットを作成しながら説明する。ここで、委員から規則と照らして1件当たりの使用料の額と範囲を検討したいとの発言があり、現段階で想定される規則の素案をメモとして提出を求め、資料といたしました。1件当たりの期間の考え方についての質問には、1日当たりの額とする。備考で実費徴収金の記載がないが、考え方についての質問には、実費徴収を規則にのせるかは規則改正までに考えたい。法的根拠は次回の答弁とするとし、この日の委員会を終

了いたしました。

第2回では、実費徴収について一般私法の原則により地方公共団体との一定の合意があって、サービスを受ける対価として徴収できる。金額の根拠は、ガス代、電気代、クリーニング代の実費を想定し、規則で定めたい。新たな質疑といたしましては、大ホール、音楽スタジオ関係の音響基本装置、照明基本装置及び多目的ホール関係の音響装置一式とはどの程度のものかとの質問に、基本装置は電源を入れて各備品が動くように操作する基本的な動作作業を指し、多目的ホール関係の音響装置一式はラックに入っている機材を指し、規則でそれぞれ物品を明記してわかりやすくしたい。これまでの利用実績をどのように分析して今回の料金設定に反映させようと考えたのかとの質問には、引き渡しぎりぎりの日程で備品の整備を行い、開館以降にも購入したものもある。備品の利用実績を統計としてまとめていないが、購入金額や他の施設の状態を参考にしながら算定したい。運営スタッフの考え方についての質問には、音響、照明、舞台綱元などの基本的なスタッフは施設利用に含んだサービスとして考え、専門的な作業スタッフ以外は無料と考える。外部オペレーターの考え方についての質問には、これまでの実績を積んだ方の操作卓等持ち込みはこれまでもあり、これからの柔軟な対応をしたい。使用料実費徴収における端数切り捨ての考えはとの質問に、実費徴収金は規則でも要綱、内規での設定でも可能で、規則の中でうたいたいとの答弁がありました。

その後質疑を終結し、平成27年第4回定例会付託議案第5号 名寄市民文化センター条例の一部改正について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会の審査の報告とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決を行います。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時17分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

日程第6 議案第30号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第30号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本年8月6日付人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に関する取り扱いについて、本年12月4日に閣議決定をされたことに伴い、名寄市職員の給与の額について同様の措置を講ずるために本条例を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第30号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 報告第4号 名寄市国民保護計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第4号 名寄市国民保護計画の変更について御報告を申し上げます。

国民の保護のための措置につきましては、法定受託事務とされており、国の国民の保護に関する基本方針に基づく北海道国民保護計画が平成26年11月14日に変更されたところでございます。このたび北海道との正式協議が調いまして、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項の規定に基づき、名寄市国民保護計画の変更について議会へ御報告をさせていただきます。

以上、御報告とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

報告第4号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 意見書案第1号 夜間中学の整備と拡充を求める意見書、意見書案第2号 地方の公共交通を守りJR北海道宗谷北線の減便、美深駅の無人化の見直しを求める意見書、意見書案第3号 TPP大筋合意に抗議し情報公開と国会審議の徹底を求める意見書、以上3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外2件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外2件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 報告第5号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 委員の派遣報告を行います。

派遣されました委員の報告を求めます。

総務文教常任委員会、東千春委員長。

○総務文教常任委員長（東 千春議員） 総務文教常任委員会の行政視察の報告を申し上げます。

今回の主なテーマとして、名寄市民文化センターENRAYホールの備品の料金設定が想定さ

れ、さらに今後の運営のあり方について、また平成27年第3回定例会付託議案第1号 名寄市男女共同参画推進条例の制定についての審査中でもあり、これらを中心に、さらに教育、協働のまちづくりについて合計6カ所、タイトなスケジュールでありましたが、学んでまいりました。

日程は、11月9日、名寄市を出発し、午後3時より三原市芸術文化センターポポロを訪問しました。ポポロの運営は指定管理で運営され、まず主催公演決定方法では三原市新文化施設管理・運営基本計画をもとにネットワークや人脈づくりを行い、すぐれた作品を選定している。アウトリーチ活動は、アーティストを登録し、教育機関、病院や高齢者施設等を訪問し、定期的に演奏活動を行っている。ボランティア活動では、ポポロファミリーとして登録をしてもらい、10回の講座を開き、基本を身につけてもらっており、約70名の登録があり、この中では主婦層が多いとのことでした。

備品利用の考えでは、料金表にAセットからDセットまでのメニューを用意し、それぞれの企画に応じて利用できるようにしておりました。

続きまして、10日午前笠岡市で笠岡市「確かな学力」育成プロジェクトの推進について視察をいたしました。笠岡市の学校が持つ課題として、学力が低い、不登校の出現率が高い、授業に課題があるとの実態がありました。特に授業では、授業時間内に終わらない、生徒全員が活動に参加できていない、教科書を使わない授業が行われるなどの課題があり、教育委員会として教師たちが改善意識を持てるような指導を行いました。若手教員を対象にしたパワーアップ研修会を行い、外部から講師を招き授業づくり、集団づくりなどについて講演や研修を行いました。また、授業改善のための情報通信技術、ICT環境の整備や休日に2ないし3時間程度落ちついて机に向かう学習機会の提供として、かさおかホリデーチャレンジ学習支援事業を実施をいたしました。これらの取り

組みから、学力の改善が見られ、教育委員会がイニシアチブをとることの重要性を学ばせていただきました。

10日午後は、丸亀市で小中一貫教育について視察をいたしました。当初は、合併自治体で一体型を目指しましたが、地域の意見、用地の課題もあり、実現できず、平成22年から連携型として実施しております。学校の取り組みとしては、中学校から教師を派遣し、TTのような形で授業を行っております。小学校からは、英語教師の派遣を望む声が多いとのことですが、専門的な教育の実現と中学入学への不安解消につながっているとのことであります。また、地域としても学校群連携協議会を組織し、学校、家庭、地域の連携した活動も行っており、挨拶運動や地域の行事で交流することも心がけているそうです。生徒指導でも小中連携を行い、例えば靴下の色をそろえる、職員室の入り方など文化の違いをなくす取り組みを行っていたそうでございます。

11日午前、倉敷市で男女共同参画について視察を行いました。倉敷市では、平成12年に条例を制定し、平成13年に倉敷市男女共同参画基本計画を策定し、今後は5年ごとに見直しを考えているとのことでございます。男女共同参画を目指す情報誌「WITHテリア」を年に2回発行、セミナーの開催、男女共同参画週間を設けてパネル展示などで意識の高揚、男女共同参画作品展を開催し、写真展、川柳展、絵てがみ展、マンガ展などを開催しているとのことであります。また、中学2年生全員に小冊子「ONE STEP UP」を配付し、進路選択や人材教育に活用しております。その他さまざまな取り組みで啓蒙啓発を行っており、ことし10月には日本女性会議2015倉敷大会を開催したとのことでございます。

11日午後は、長久手市文化の家を訪問し、ホールの運営について視察をいたしました。文化の家は、市直営で運営されております。文化の家という名称は、市民全体の家になってほしい、市民

が我が家を感じるような親しみ深い施設になってほしいとの願いから名づけられたそうであります。主催公演では、文化を楽しむ裾野を広げる、地域の文化活動の水準を高める視点から行われております。実施事業では、劇場間のネットワーク、アーティスト、関係者からの情報、市民からの企画立案などから企画委員会、運営委員会を通して決定しております。市民参画プロジェクトでは、平成25年からは新たにワーキンググループによる話し合い、アコーディオン奏者、c o b a氏を迎えてのワークショップ、企画、評価を行い、平成26年度ではワーキンググループによる大規模改修工事についての協議も行われております。

備品利用料金では、常設備品は利用料金に含めるため、セット料金の設定はしておりませんでした。アウトリーチ事業の取り組みでは、市内全小中学校を初め、未就学児や福祉施設など多岐にわたる活動を行ってまいりました。

12日は、江南市で市民協働のまちづくりについて視察をいたしました。江南市では、地域で活動する団体などが工夫を凝らして取り組む地域が地域をよくしていこうとする事業に補助を行い、地域の自治力を高めようとしております。2つのコースがあり、ひろげよう！展開コースは3年間の補助期間があり、1つの団体でも申請可能で、1年の上限金額は10万円、補助率の上限は80%で、活動の継続に期待をしております。つながろう！連携コースは、1年目の上限金額20万円、補助率上限は90%、2年度は上限18万円、補助率の上限は80%、2つ以上の団体で申請することができ、主に団体間のネットワーク化を目指しております。

市民協働への取り組みとして、NPOやボランティアグループを紹介した冊子を発行することで活動を促進しております。市民活動の拠点として、市民・協働ステーションを設置し、作業、会議、情報交換ができるようになっております。特にコピー機、印刷機、裁断機、紙折り機が備えられて

おり、昨年の利用は1,227件あったとのことでございます。また、さまざまな公募に対応するため、18歳から79歳までの市民1,000人を無作為抽出し、公募委員となることのアンケートを行い、29人の協力が得られたとのことでした。

今回の視察では、各委員が積極的に質問を展開し、充実した研修となりました。今後これらのことを名寄市の発展に役立てていければと考えております。

以上、総務文教常任委員会の視察報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） 次に、市民福祉常任委員会、熊谷吉正委員長。

○市民福祉常任委員長（熊谷吉正議員） 市民福祉常任委員会の行政視察報告をいたします。

去る11月3日から6日までの4日間の日程で、山口県山口市の社会福祉法人夢のみずうみ村、福岡県久留米市の自殺対策事業、大牟田市の大牟田市立病院の地方独立法人化事業、熊本県荒尾市の認知症施策の総合的推進事業について視察研修を行いました。

社会福祉法人夢のみずうみ村は、開設者が作業療法士として実績を持ち、これまでの介護は一生懸命に介護をして利用者のできる力を奪い、過介護は利用者の介護度を悪くする、リハビリにより人生の回復を遂げていただきたいとの開設者の思いを語っていました。同村が一躍知られるようになったのは、ユニークな取り組みにバリアフリーがあります。通常高齢者が通う福祉施設などは、転倒防止のため段差をなくし、手すりを設けるなどバリアフリー化されているところが多いが、夢のみずうみ村では逆に段差や坂、階段など日常生活で遭遇するバリアを意図的に配置しています。これは、利用者みずからでバリアの克服方法を習得してもらい、施設外での生活範囲を広げることを目的としています。また、施設内の通貨ユーメもユニークな仕掛けの一つ。同村での生活は、リハビリプログラムを克服して得られるユーメで買

い物やルーレット遊びで消費できる仕組みになっています。この施設内通貨の仕組みによって、利用者に財布からお金を出し入れするといった指先の運動だけでなく、お金が必要であるという注意力、理解力、手持ち金で足りるかどうかを考える推測力、計算力、そして足りなければ稼いでためるという計画性や行動力などを培っています。利用者は、施設に到着をするとまず施設内の過ごし方を自分で決め、メニューには習字や料理教室、体操、マッサージなどリハビリにつながるものが用意されています。利用者の皆さんは驚くほどに笑顔で、夢のみずうみ村に通ってよかったことについて、決められたことではなく好きなことができる、これができるようになりたいという目標ができた、プログラムを通して同じ趣味を持つ友達と出会い、人間関係が広がったなどと話していました。名寄市においても今後のリハビリにおいて身も心も生き生きできる、生活できる能力を培う必要があることを再認識させられました。

次に、福岡県久留米市の自殺対策事業では、平成9年から10年にかけて全国的にも久留米市においても自殺者が急増したことを受けて健康福祉部の中に保健所が開設されました。その時代背景には、北海道で銀行や全国で大手証券会社が潰れ、ゴムのまち久留米市においてもアサヒコーポレーションという靴工場が潰れました。自殺との直接的な因果関係は不明な部分が多いが、その当時の時代背景で自殺者がふえたとされています。これに呼応して国や自治体で自殺対策が進められる中、久留米市も平成20年に自殺対策がスタートしました。国では自殺削減率20%を目標にする中で、同市においては現在自殺率が34%下がっており、もっと自殺率を下げる取り組みを進めています。自殺者の年代別では50歳代が多く、30歳、40歳、50歳代の働き盛りの男性の方が多くなっています。

かかりつけ医と精神科医の鬱病連携の対策では、鬱病患者は最初に内科にかかる方が6割にも上り、

内科医師に鬱病を学んでいただき、経験、知識を積んでもらい、精神科に患者を紹介をして鬱病患者の自殺防止を図る対策に着手。かかりつけ医と精神科医の連携における課題では、精神科に紹介したものの、受診していない人が把握できず、受診状況が不明であるため、かかりつけ医の月ごとに精神科医の紹介患者の把握と半年後の受診状況調査を開始しました。その結果、かかりつけ医から精神科医に紹介された患者681人のうち44%が治癒、軽快、また治療中断者は24%であり、そのうち転帰不明は55%というものでした。また、連携の成果では、治療中の患者約7割の症状が軽快していることから、かかりつけ医が早期に鬱病を疑う患者を精神科医に紹介することで、多くの患者の精神症状の安定と適切な精神科治療を受けることにつながり、心の健康づくり、自殺対策につながるものと考えています。今後も鬱病などの精神疾患の早期発見、早期治療のため、一層の連携強化と継続した取り組みが肝要であり、課題としては治療を中断した転帰不明者の半数以上の実態を明らかにするための取り組みが急務と言えます。

次に、大牟田市立病院の地方独立法人化事業では、平成7年の移転新築以来、経営面において減価償却費や支払利息の増加、施設整備に係る費用負担の増加に加え、国の医療費抑制策を反映をした診療報酬のマイナス改定が起因となり、赤字決算が続いていました。また、平成16年に始まった新医師臨床研修制度による医師不足と医師偏在による医師の引き揚げや平成18年に創設された7対1看護による看護師確保のための病院間、地域間競争の激化により、医療の地域間格差は拡大の一途をたどり、厳しい医療環境に置かれていました。赤字経営からの脱却を図るため、経営改善計画を平成15年度から21年までの3次に分け策定し、平成17年度には黒字転換を果たしました。しかしながら、現在の経営形態の地方公営企業法一部適用では十分な改革ができず、健全経営

の継続は厳しいとの判断から、経営形態の見直しを明記、平成19年4月経営形態検討委員会を設置し、検討、この答申を受け病院内にプロジェクトチームを結成し、全適、地方独法、指定管理者制度等の先進事例の研究を重ね、病院内の方針として地方独法を選択決定、市との協議を重ね、市の方針を決定し、平成27年7月、市議会全員協議会において市立病院を地方独立行政法人化することを報告、労働組合に説明、労使交渉スタート、12月独法化について労使妥結に至り、平成22年に移行しました。

独法化のメリットとして、1つに権限の明確化、2つに意思決定の迅速化、3つに職員定数からの開放、4つに独自の人事給与制度の導入、5つ、職員の円滑な引き継ぎ、6つ、職員の意識改革、7、研修制度の整備、8、BSCを活用したPDCAの確立などが挙げられています。一方、デメリットとしては、1、管理部門の経費増大、2、移行費用や新たな費用の発生が生じることが懸念されています。今後の課題として、1、医業収支比率が右肩下がりの解消、2、給与費対医業収益比率の増加、3、今後の医療の方向性、地域医療構想と地域包括ケアについて、4、医療圏全体で病床数が30%過剰な状況にある、5、地域医療において不採算部門の引き受け継続などが挙げられていました。

最後になりますが、荒尾市の認知症施策の総合的推進事業では、オレンジプランにある認知症初期集中支援チームの設置に平成25年度のモデル事業として実施され、同支援チームの設置率は熊本県で28.9%、北海道は10%未満となっています。熊本県においては、認知症疾患医療センターを10カ所配置されています。また、認知症専門医療機関及び人材育成機能はそれぞれ日ごろから連携がとれており、今後は熊本モデルをさらに地域で支える体制づくりを進めていく計画が進められています。具体的には、認知症の早期発見を目指し、複数の専門職で訪問、アセスメントを行

い、チーム会議を経ておおむね6カ月を目途にケアマネージャー等に引き継ぎ、医療、介護連携など多職種による多面的支援システムが構築されています。効果としては、サービス導入につなげるためだけではなく、本人、家族の安定につながり、モデル事業の取り組みの中で支援チームメンバーも医療、介護の連携が促進されている実感を共有しているとの報告も行われました。また、認知症サポーターの養成でサポーター数の総人口に占める割合が10%近く、小中学生の養成講座を積極的に実施してきたことで成果を上げており、その手法として年度当初に校長会やPTA関係者への働きかけが功を奏したとのこと。課題としては、専門職確保、地域啓発、社会資源の整備、開発等を挙げていましたが、名寄市も地域支援事業へ向けて人材不足や今後の展望、課題、2025年問題を見据えて専門職を動かすキーマンの必要性、内部体制整備が必要ではないかと同市の取り組みから再認識させられました。

結びになりますが、今回の視察で得た多くの知見を今後の議会及び議員活動を通して名寄市の市民福祉の向上とその施策等の取り組みに積極的に取り組んでまいります。

この視察報告の詳細につきましては、議長に資料等も添付した報告書を提出してございますので、皆様に御一読を賜れば幸甚に存じます。

以上、市民福祉常任委員会の行政視察報告とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 次に、経済建設常任委員会、奥村英俊委員長。

○経済建設常任委員長（奥村英俊議員） 議長より御指名をいただきましたので、平成27年度経済建設常任委員会の行政視察について報告いたします。

当委員会は、10月27日から10月30日の4日間で道外5市において視察研修を行いました。

最初の視察先、富山県南砺市では、婚活支援、定住、移住対策と空き家対策事業について視察し

ました。南砺市では、これらの課題を平成25年度までは4つの課で行っていましたが、平成26年度に南砺で暮らしません課という課を設置し、人口増につながる対策や人口の減少に歯どめをかける施策を一つの課に一元化しました。婚活支援事業は、平成23年度から独身男女の婚活を支援するあなたと私を結ぶ赤い糸プロジェクトAIP48を行い、婚活倶楽部などを立ち上げ、特にTBSテレビで放映された「もてもてナインティナイン南砺の花嫁お見合い大作戦」は有名ですが、さまざまな婚活イベントを行い、独身男女の出会いの場を提供し、婚活支援を行っています。この取り組みには、後押ししてもらわないと結婚活動に踏み込めない独身男女の強い味方として114名の会員から成る重要なサポート組織おせっ会というのがあり、23年度からの婚活倶楽部なんと会員の成婚数が74組、そのうち市内居住52組という実績を残しています。また、結婚後の新居に対する補助制度、空き家バンクを活用した補助制度、移住、定住者に対する奨励金なども充実していることが市内居住へとつながっていると云えます。

視察後には、委員から名寄市においても人口増のために婚活の取り組みを充実し、移住、定住への奨励金などと連動した取り組みを検討してはどうかという意見が出ました。

次の視察先、石川県小松市では、多様化している消費者ニーズを的確に捉え、新たな商品開発に向けて恵まれた自然環境から生産される農産物の6次産業化事業、こまつ・アグリウエイプロジェクトの取り組みについて視察しました。こまつ・アグリウエイプロジェクトは、平成25年7月に株式会社コマツ、JA小松市、小松市の3者が連携協定を締結し、日本の農業を元気にする先進的な取り組みとして先端技術の活用、地元農産物の集積、加工販売を一元化した拠点整備、6次産業化の振興、商品製造の一元化、シニア世代、女性の活躍の場の提供による農家所得の向上を図るこ

とを目的に設立され、株式会社コマツから5,000万円の資金的提供、JA小松市からは生産的支援、小松市は政策的支援と3者が業務内容を分担し、特に技術的支援については株式会社コマツが全面的な支援を行い、地元農産物6次産業化、ピューレ化事業が展開されたものです。具体的な成果として、カット野菜を使ったトマトカレー、大麦ピューレを素材としたバウム、ワッフル、ラスク等で、設立2年後の平成26年は年間4トン、320万円の販売でありましたが、平成27年度は9トン、720万円の販売見込みであり、今後は介護食、離乳食、大麦を使った各種商品等の開発計画を予定しているとのことでした。

視察後委員からは、名寄市においても伊勢の赤福餅に代表されるようなモチ米を初めとしてアスパラ、カボチャなど品質のよい農産物があり、素材提供だけでなく、2次加工を含めた拡販推進に向けてJA道北なよろ、名寄市立大学、行政との産学官でPR促進を含めた積極的な施策の必要を強く感じたとの感想が出されました。

次に、石川県能美市における観光、交流拡大に関する事業についてですが、能美市では九谷焼とウルトラマンとのコラボレーションから成るウルトラなまちづくり事業が北陸新幹線金沢開業を見据え、新たに観光を軸としたまちづくり事業として、職員からの提案型事業で平成22年度から実施され、平成23年度から能美市九谷焼陶芸館で白磁のウルトラマンに九谷焼の手法で絵つけをする事業を具体化し、能美市への誘客につなげていました。平成24年4月には、北陸新幹線開業を見据えた入り込み客数の目標などを定めた能美市観光ビジョンを策定し、結果として北陸新幹線開業後、辰口温泉の入り込み客数は2割以上、九谷陶芸村入り込み客数は133%の伸び、県外からの議会の視察も急増したとのことでありました。今後この効果をどう持続させていくかが課題とし、外国人観光客増加への対応で通訳の配置や外国語の表記も検討している。また、新たな観光推進団

体として広域連携によるオール南加賀会議も検討中とのことでした。

委員からは、事前調査で交流拡大事業に図書館利用拡大事業が含まれているのはなぜかと疑問を持っていたが、説明で図書館をより多くの市民の交流場にとということと辰口図書館で受験勉強をすると必ず合格するとの口コミが広がっていることも一つの理由と聞き、地域資源を大いに生かし、誇りに思い、アピールしていくことなど地域資源に磨きをかけ、輝きを増すために知恵を出し合っていると感じた。地理的条件や特性の違いはあるが、当市における特性をさらに掘り起こし、見詰め直して観光、交流拡大に生かしたいとの感想がありました。

次に、石川県七尾市でスポーツ合宿のメッカづくり、七尾を全国の拠点にという課題で合宿誘致等にかかわる補助金制度、施設整備の状況や事業の成果と今後の課題について研修しました。合宿誘致事業の取り組み経過については、平成12年に和倉温泉の一部旅館でサッカー合宿の受け入れを始めたことから、平成19年度に七尾市合宿等誘致事業補助金を創設。平成22年9月には和倉温泉運動公園多目的グラウンドに人工芝サッカー場3面、フットサル場2面、ビーチサッカー場1面を建設し、平成25年3月に能登島グラウンドに人工芝サッカー場2面、サブグラウンド兼テニスコート3面を建設、平成27年4月に北陸最大級の全天候型テニスコート24面を建設、また新たな制度として平成27年度からコンベンション、スポーツ大会等誘致補助金を創設し、スポーツ合宿のメッカづくり事業を展開しているとのことでした。特徴的には、和倉温泉運動公園多目的グラウンドの整備費は約7億5,800万円で、地域活力基盤創造交付金を活用、能登島グラウンドの整備費は6億2,700万円で交付金を活用、そのうち単独費はいずれも1,500万円程度で、行政負担は少額となっていました。

施設の管理方法は、和倉温泉旅館協同組合が指

定管理者となり、利用料金で賄うために指定管理料ゼロ円で運営。合宿予約などの対応については、競技団体や学校、実業団等のノウハウを有する石川スポーツキャンプが利用調整等を行い、宿泊、交通施設、弁当の手配など広範囲なサービスを提供していました。行政は、合宿補助金の申請受け付け、支払い業務を担当。事業成果として、民間要望に応える形で行政が施設整備を行い、交流人口の拡大に向けた合宿等誘致補助金制度の創設や誘致活動を展開。官と民の歯車がかみ合った事業展開となっており、他県から人を呼び込むなど成果が出ている。強豪チームを誘致することで次々とチームが集まり、地元チームのレベルアップにつながり、全国レベルのチームに成長した。合宿を通して全国規模の大会誘致が実現したとの報告を受けました。

委員からは、名寄市も合宿の里づくりを目指しているが、規模は違えども民間との連携など学ぶものが多かったとの感想がありました。

次に、石川県かほく市で定住促進事業にかかわって、かほく市若者マイホーム取得奨励金、かほく市新婚さん住まい応援事業について研修しました。かほく市では、金沢市を中心とした近隣市町へ人口が流出するなどの傾向が続いたことを受け、かほく市若者マイホーム取得奨励金制度を平成22年度に創設し、45歳未満の方が市内で一戸建て住宅を新築購入した場合に最大100万円の建築奨励金を交付することとし、平成22年度から26年度末までに451件、約2億4,000万円の交付状況であり、市内在住者920人、転入者617人、全体の40%になりますけれども、計1,537人という実績を残しました。また、平成23年度創設のかほく市新婚さん住まい応援事業補助金は、40歳未満の新婚世帯が市内の賃貸住宅に入居した場合、月額1万円を最大2年間補助するもので、これまで市内108世帯、転入者285世帯、全体の73%ですけれども、計393世帯で活用され、約3,500万円を助成したとの

ことです。あわせて子育て支援への取り組みについても不妊治療費助成の拡充や不育治療費助成制度、満18歳に達する年度末まで入院、通院時の保険診療による自己負担分が無料となる子供医療費助成など充実し、定住促進を図っているが、石川県内では住宅取得奨励金制度についてはほとんどの市町が実施しており、27年度から新たに3世代同居に対する補助金の拡大を図り、今後かほく市の特色をどう打ち出していくか、民間企業との連携も含め、住みよさのPRにどう効果的に取り組んでいくかを課題としているとの報告を受けました。

最後になりますが、富山県、石川県の北陸5市を視察しましたが、研修全体を通して特徴的には北陸新幹線の開業を見込んで数年前から交流拡大の取り組みを進めていた。また、東洋経済新聞社の住みよさランキングでは視察先の石川県能美市が全国3位、石川県かほく市が全国9位など北陸の多くの都市が上位にランキングされており、定住促進のPRに活用している。そして、石川県内ではほとんどのまちが住宅取得奨励金制度、18歳までの医療費無料化の施策が実施され、若年層の定着に生かそうとお互いに事業の充実を競い合い、このことが地方全体の制度、施策の底上げ、また魅力の拡大につながっているという印象を持ちました。名寄市においても名寄市独自の定住促進事業を拡大、充実させることも重要ですが、上川北部または道北地域全体で連携し、地方の魅力を発信する取り組みを進めてはと感じました。

なお、全体の詳細については各担当委員より復命書を議長に提出していますので、ごらんいただくようお願いいたします。

以上、経済建設常任委員会の視察報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で委員の派遣報告を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で今期定例会に付

議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成27年第4回定例会を
閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後 1時57分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ
とを証するため、ここに署名議員とともに署名す
る。

議 長 黒 井 徹

署名議員 高 野 美枝子

署名議員 大 石 健 二

質 問 通 告 表 (一般質問)

平成 2 7 年 第 4 回 定 例 会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	山 崎 真由美 (P 42)	1. 若年世代のまちづくりへの意識を高める方策について (1) こども議会の開催について (2) 小中学生及び高校生を対象とした「まるごと名寄を語る会」(仮称)開催について (3) 18歳選挙権をきっかけとする、政治への関心を高める取り組みについて 2. 保・幼・小・中連携強化と地域の教育力活用について (1) 地域の特徴を活かした連携について (2) 小中一貫教育導入について (3) 風連中央小学校の校舎改築について 3. 性別にとらわれず、共に活躍できる機会の拡大に向けて (1) 本市における職員採用の現況と考え方について (2) 民間企業における男女就業比率の実態について
2	東 川 孝 義 (P 53)	1. 名寄市立大学の現状と将来展望について (1) 設置趣旨と現状の取組状況について (2) 社会保育学科設置にともなう将来展望について (3) 地域連携の取り組みについて 2. マイナンバー制度の運用について (1) 通知カードの進捗状況等と今後の対応について (2) 利用開始に向けての市民への周知について (3) 市内企業への取り組みPRについて 3. 冬季の観光振興について (1) スポーツ施設を活かした交流人口の拡大について (2) カーリング場の施設充実について (3) 合宿誘致に向けての取り組みについて

<p>3</p> <p>佐久間 誠 (P 65)</p>		<p>1. 観光の振興と広域連携によるまちの活性化について</p> <p>(1) 羊飼育推奨による観光資源づくりとまちおこしについて</p> <p>(2) 農林業、民間企業などと連携した畜産振興について</p> <p>(3) 食肉センターでの羊、豚のと畜について</p> <p>(4) 雪質日本一フェスティバルと組合せたマーケティング戦略について</p> <p>2. 快適で安全なまちづくりについて</p> <p>(1) 加齢による自動車運転免許返納者への支援制度について</p> <p>(2) 高齢者、障がい者への生活支援と制度の拡充について</p> <p>3. 除排雪対策に関して</p> <p>(1) 除排雪予算を増やし排雪回数を増やす手立てについて</p> <p>(2) 市民との協働によるバス停周りの安全確保について</p>
<p>4</p> <p>大石 健二 (P 75)</p>		<p>1. 新年度予算編成に関して</p> <p>(1) 平成28年度予算から</p> <p>① 28年度予算の概要について</p> <p>② 28年度予算編成で懸念される課題等について</p> <p>③ 28年度予算の主要施策等について</p> <p>2. 移住・定住の推進施策等に関して</p> <p>(1) ちょっと暮らし（お試し移住）等の積極的な推進施策から</p> <p>① 現状分析と今後の課題について</p> <p>② 新たな施策について</p> <p>(2) ふるさと納税とふるさと住民票等から</p> <p>① 現状分析と今後の課題について</p> <p>② 新たな取り組みについて</p> <p>3. 市民の声から</p> <p>(1) いじめと不登校等に関して</p> <p>① 現況と課題について</p> <p>② 観察・分析等に基づく対応策について</p> <p>(2) 児童・生徒の教科（理科等）離れに関して</p> <p>① 現況と課題について</p> <p>② 今後の改善策について</p>
<p>5</p> <p>浜田 康子 (P 86)</p>		<p>1. 高齢者施策の推進について</p> <p>(1) 地域包括ケアシステムについて</p> <p>① 認知症初期集中支援チームの設置について</p>

		<p>(2) 介護予防・日常生活支援総合事業について</p> <p>① 事業の進捗状況について</p> <p>② 町内会へのアンケート調査の分析と今後の活用方法について</p> <p>③ 協議体の役割、位置づけについて</p> <p>(3) 家族介護用品支援事業の現況と課題について</p> <p>2. 公営住宅の今後の考え方について</p> <p>(1) 公営住宅の現況と今後の対応について</p> <p>(2) まちなか居住の推進について</p>
6	佐々木 寿 (P 94)	<p>1. 名寄市人口ビジョンに対する戦略について</p> <p>(1) 地域経済分析システム（リーサス）の活用方法について</p> <p>(2) 人口減少対策について</p> <p>① 子育ての環境整備と支援について</p> <p>② 市立大学卒業生の地元への定着に向けた環境整備について</p> <p>③ 「生涯現役社会」の実現に向けた取り組みについて</p> <p>④ 「産・学・官・金」として今後どのような戦略を考えているのか</p> <p>2. 18歳選挙権導入にあたっての対応について</p> <p>(1) 教育現場での対応状況及び課題について</p> <p>(2) 行政としての準備状況について</p> <p>3. 高齢者事業について</p> <p>(1) 認知症施策の推進について</p> <p>(2) 高齢者の孤立防止策について</p>
7	東 千 春 (P 108)	<p>1. 交流事業について</p> <p>(1) 東京なよろ会との関係強化と支援について</p> <p>(2) 杉並区との交流と災害時の対応について</p> <p>(3) 杉並区等の交流で名寄産業高校酪農科学科のPRを</p> <p>(4) 台湾交流事業について</p> <p>2. 医療行政について</p> <p>(1) 医療の広域連携について</p> <p>(2) 市立総合病院の地方公営企業法の全部適用について</p> <p>(3) 在宅医療と介護との連携について</p> <p>3. 浅江島公園の利活用について</p> <p>(1) 遊具の利用状況について</p> <p>(2) 今後におけるイベント等での利活用について</p>

<p>8</p>	<p>佐 藤 靖 (P 1 1 9)</p>	<p>1. 平成 28 年度予算策定にかかわって (1) 市長訓令等について (2) 28 年度主要事業と予算規模及び概算要求額について (3) 財政の見通しについて 2. 日進再開発にかかわって (1) これまでの検討経過と今後の見通しについて (2) なよろ温泉サンピラー等に関するアンケート調査について 3. 名寄市立大学の将来展望にかかわって (1) 新学長予定者と名寄市立大学の将来像について (2) 大学の環境整備について (3) 4 大化 10 周年の取り組みについて 4. 防犯カメラ設置にかかわって (1) 犯罪及び徘徊の現状について (2) 肖像権とプライバシーの見解について (3) 設置の必要性について</p>
<p>9</p>	<p>野 田 三樹也 (P 1 3 1)</p>	<p>1. 各小中学校の児童生徒の安全確保について (1) 各小中学校における安全確保の現状と課題について (2) インターネット社会における有害サイトから児童生徒を守るための取り組みについて (3) 登下校時における安全確保について 2. 冬期間の排雪業務について (1) 排雪業務用ダンプトラック不足の解消について (2) 排雪時の歩行者用道路の確保について</p>
<p>10</p>	<p>高 野 美枝子 (P 1 3 8)</p>	<p>1. 安心安全な子ども子育てについて (1) 「ひまわりらんど」の運営状況等について (2) 地域が一体となって進める子育て支援について 2. 教育行政について (1) いじめの状況について (2) 子どもの貧困対策について (3) コミュニティ・スクールについて 3. 市立総合病院の現状と課題について (1) 病院機能評価について (2) 入院支援センターについて (3) 職員にもやさしい病院の取り組みについて</p>

		(4) 新改革プランについて
1 1	山 田 典 幸 (P 1 5 0)	<p>1. 名寄市の農業振興施策について</p> <p>(1) 本年の地域農業を総括して</p> <p>(2) 新年度予算編成にあたっての重点農業施策について</p> <p>(3) T P P 交渉に関する本市としての対応・対策について</p> <p>2. 名寄市の教育行政について</p> <p>(1) 「地域学校協働本部」(仮称)とコミュニティ・スクールの導入について</p> <p>(2) 今年度の全国学力・学習状況調査の結果から</p>
1 2	川 村 幸 栄 (P 1 6 5)	<p>1. T P P 交渉大筋合意への対応について</p> <p>(1) 地域経済への対応について</p> <p>(2) 自給率向上への対応について</p> <p>2. 新公立病院改革プラン策定について</p> <p>(1) 地域医療への影響について</p> <p>3. 国民健康保険税の負担軽減について</p> <p>(1) 国の国保支援金活用について</p> <p>(2) 国保の都道府県単位化について</p> <p>4. 子ども議会開催の考え方について</p> <p>(1) 子どもの権利条例について</p> <p>(2) 子ども議会開催について</p>
1 3	熊 谷 吉 正 (P 1 7 6)	<p>1. 生活・環境改善、省エネの取り組みについて</p> <p>(1) 今後の公営住宅建設と省エネ施策について</p> <p>(2) 今後の住宅リフォーム事業の展開について</p> <p>(3) 防犯灯、街路灯のL E D 化の現状と今後の対応について</p> <p>(4) 天文環境世界一！をめざす今後の取り組みについて</p> <p>2. 水道事業について</p> <p>(1) 水道事業経営の現状と課題について</p> <p>(2) 第 2 期水道拡張事業の検証について</p> <p>3. 住民の足を確保するための取り組みについて</p> <p>(1) 宗谷本線活性化協議会の今後の取り組みについて</p> <p>(2) コミバス実証運行の総括と今後の利用促進施策について</p> <p>4. 学校運営の課題と子どもの育成について</p> <p>(1) 教職員の労働環境と子どもの育成について</p>

		(2) 道教委による「情報提供制度」の現状と課題について (3) フッ化物洗口の実施状況と課題について
--	--	--

平成27年第4回名寄市議会定例会議決結果表

平成27年11月30日～平成27年12月15日 16日間
 本会議時間数 16時間19分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
平成27年第3回 定例会 付託議案第1号	名寄市男女共同参画推進条例の制定について	27. 9. 3 総務文教常任委	27. 11. 13 原案可決すべき	27. 11. 30 原案可決
第 1 号	名寄市行政不服審査会条例の制定について	— —	— —	27. 11. 30 原案可決
第 2 号	名寄市空家等対策協議会条例の制定について	27. 11. 30 市民福祉常任委	— —	27. 12. 15 開会中審査決定
第 3 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	— —	— —	27. 11. 30 原案可決
第 4 号	名寄市税条例の一部改正について	— —	— —	27. 11. 30 原案可決
第 5 号	名寄市民文化センター条例の一部改正について	27. 11. 30 総務文教常任委	27. 12. 8 原案可決すべき	27. 12. 15 原案可決
第 6 号	指定管理者の指定について（名寄市大橋地区コミュニティセンター）	— —	— —	27. 11. 30 原案可決
第 7 号	指定管理者の指定について（名寄市特別養護老人ホーム清峰園）	— —	— —	27. 11. 30 原案可決
第 8 号	指定管理者の指定について（名寄市風連特別養護老人ホームしらかばハイツ）	— —	— —	27. 11. 30 原案可決
第 9 号	指定管理者の指定について（名寄市デイサービスセンター楽々館）	— —	— —	27. 11. 30 原案可決
第 1 0 号	指定管理者の指定について（名寄市デイサービスセンター友遊館）	— —	— —	27. 11. 30 原案可決
第 1 1 号	指定管理者の指定について（名寄市風連在宅老人デイサービスセンター）	— —	— —	27. 11. 30 原案可決
第 1 2 号	指定管理者の指定について（名寄市ゆきわらべ雪冷貯蔵施設）	— —	— —	27. 11. 30 原案可決
第 1 3 号	指定管理者の指定について（名寄市風連農産物出荷調整利雪施設）	— —	— —	27. 11. 30 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 1 4 号	指定管理者の指定について（名寄市東部地区 集落センター）	— —	— —	27.11.30 原案可決
第 1 5 号	指定管理者の指定について（名寄市西部地区 集落センター）	— —	— —	27.11.30 原案可決
第 1 6 号	指定管理者の指定について（名寄市営牧野）	— —	— —	27.11.30 原案可決
第 1 7 号	指定管理者の指定について（名寄市母子里地 区共同牧場）	— —	— —	27.11.30 原案可決
第 1 8 号	指定管理者の指定について（名寄ピヤシリス スキー場）	— —	— —	27.11.30 原案可決
第 1 9 号	損害賠償の額を定めることについて	— —	— —	27.11.30 原案可決
第 2 0 号	平成 2 7 年度名寄市一般会計補正予算（第 4 号）	— —	— —	27.11.30 原案可決
第 2 1 号	平成 2 7 年度名寄市国民健康保険特別会計補 正予算（第 2 号）	— —	— —	27.11.30 原案可決
第 2 2 号	平成 2 7 年度名寄市介護保険特別会計補正予 算（第 3 号）	— —	— —	27.11.30 原案可決
第 2 3 号	平成 2 7 年度名寄市下水道事業特別会計補正 予算（第 2 号）	— —	— —	27.11.30 原案可決
第 2 4 号	平成 2 7 年度名寄市個別排水処理施設整備事 業特別会計補正予算（第 1 号）	— —	— —	27.11.30 原案可決
第 2 5 号	平成 2 7 年度名寄市後期高齢者医療特別会計 補正予算（第 2 号）	— —	— —	27.11.30 原案可決
第 2 6 号	平成 2 7 年度名寄市病院事業会計補正予算 （第 1 号）	— —	— —	27.11.30 原案可決
第 2 7 号	名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職 員の公務災害補償等に関する条例の一部改正 について	— —	— —	27.11.30 原案可決
第 2 8 号	行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の 整備に関する条例の制定について	— —	— —	27.11.30 原案可決
第 2 9 号	名寄市情報公開条例の全部を改正する条例の 制定について	— —	— —	27.11.30 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 3 0 号	名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について	— —	— —	27. 12. 15 原案可決
報 告 第 1 号	専決処分した事件の報告について	— —	— —	27. 11. 30 報 告 済
報 告 第 2 号	専決処分した事件の報告について	— —	— —	27. 11. 30 報 告 済
報 告 第 3 号	専決処分した事件の報告について	— —	— —	27. 11. 30 報 告 済
報 告 第 4 号	名寄市国民保護計画の変更について	— —	— —	27. 12. 15 報 告 済
報 告 第 5 号	例月現金出納検査報告について	— —	— —	27. 12. 15 報 告 済
意 見 書 案 第 1 号	夜間中学の整備と拡充を求める意見書	— —	— —	27. 12. 15 原案可決
意 見 書 案 第 2 号	地方の公共交通を守り J R 北海道宗谷北線の減便、美深駅の無人化の見直しを求める意見書	— —	— —	27. 12. 15 原案可決
意 見 書 案 第 3 号	T P P 大筋合意に抗議し情報公開と国会審議の徹底を求める意見書	— —	— —	27. 12. 15 原案可決
	地方創生総合戦略検討特別委員会の報告	— —	— —	27. 11. 30 報 告 済
	経済建設常任委員会委員の選任	— —	— —	27. 12. 15 選 任
	議会改革調査特別委員会委員の選任	— —	— —	27. 12. 15 選 任
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	— —	— —	27. 12. 15 決 定
	委員の派遣報告	— —	— —	27. 12. 15 報 告 済